

平成 29 年

第 4 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 29 年 9 月 5 日

閉 会 平成 29 年 9 月 15 日

大 津 町 議 会

平成 29 年第 4 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 5 日	火	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	
9 月 6 日	水	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 7 日	木	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 8 日	金	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 9 日	土		休 会	議案等検討	
9 月 10 日	日		休 会	議案等検討	
9 月 11 日	月	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 12 日	火		休 会	議案等整理	
9 月 13 日	水	午前 10 時	本会議	一般質問	
9 月 14 日	木	午前 10 時	本会議	一般質問	
9 月 15 日	金	午前 10 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				11 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について（2件）
- 健全化判断比率報告書
- 資金不足比率報告書
- 平成28年度決算カード
- 平成28年度大津町普通会計決算状況調
- 平成28年度大津町歳入歳出決算（資料）熊本地震関連の概要
- 平成28年度大津町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書
- 平成28年度財政健全化審査意見書
- 平成28年度公営企業会計経営健全化審査意見書
- 平成29年度財政援助団体監査報告書
- 平成29年度大津町一般会計・特別会計補正予算の概要（9月補正）
- 平成28年度大津町一般会計決算および特別会計決算に関する主要な施策の成果
- 平成29年6月例月出納検査の結果について
- 平成29年7月例月出納検査の結果について
- 平成29年8月例月出納検査の結果について

平成29年第4回大津町議会定例会会議録

平成29年第4回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

平成29年9月5日(火曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香	2 番 山 部 良 二	3 番 山 本 富 二 夫																								
	4 番 金 田 英 樹	5 番 豊 瀬 和 久	6 番 佐 藤 真 二																								
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 源 川 貞 夫																								
	10 番 大 塚 龍 一 郎	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆																								
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦																								
	16 番 桐 原 則 雄																										
欠 席 議 員																											
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行 書 記 佐 藤 佳 子																										
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">町 長 家 入 勲</td> <td style="width: 25%; border: none;">兼 会 計 管 理 課 長</td> <td style="width: 25%; border: none;">中 野 正 継</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">副 町 長 田 中 令 児</td> <td style="border: none;">総 務 課 長</td> <td style="border: none;">宮 崎 俊 也</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">総 務 部 長 杉 水 辰 則</td> <td style="border: none;">兼 総 務 課 長</td> <td style="border: none;">本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之</td> <td style="border: none;">兼 総 務 課 長</td> <td style="border: none;">齊 藤 公 拓</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">経 済 部 長 古 庄 啓 起</td> <td style="border: none;">兼 教 育 課 長</td> <td style="border: none;">市 原 紀 幸</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">土 木 部 長 大 田 黒 哲 郎</td> <td style="border: none;">兼 併 任 工 業 用 水 道 課 長</td> <td style="border: none;">農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">総 務 部 総 務 課 長 藤 本 聖 二</td> <td style="border: none;">兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td style="border: none;">大 津 町 代 表 監 査 委 員</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治</td> <td style="border: none;">兼 大 津 町 代 表 監 査 委 員</td> <td style="border: none;">松 永 高 春</td> </tr> </table>			町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長	中 野 正 継	副 町 長 田 中 令 児	総 務 課 長	宮 崎 俊 也	総 務 部 長 杉 水 辰 則	兼 総 務 課 長	本 司 貴 大	住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之	兼 総 務 課 長	齊 藤 公 拓	経 済 部 長 古 庄 啓 起	兼 教 育 課 長	市 原 紀 幸	土 木 部 長 大 田 黒 哲 郎	兼 併 任 工 業 用 水 道 課 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	総 務 部 総 務 課 長 藤 本 聖 二	兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 津 町 代 表 監 査 委 員	総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治	兼 大 津 町 代 表 監 査 委 員	松 永 高 春
町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長	中 野 正 継																									
副 町 長 田 中 令 児	総 務 課 長	宮 崎 俊 也																									
総 務 部 長 杉 水 辰 則	兼 総 務 課 長	本 司 貴 大																									
住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之	兼 総 務 課 長	齊 藤 公 拓																									
経 済 部 長 古 庄 啓 起	兼 教 育 課 長	市 原 紀 幸																									
土 木 部 長 大 田 黒 哲 郎	兼 併 任 工 業 用 水 道 課 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長																									
総 務 部 総 務 課 長 藤 本 聖 二	兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 津 町 代 表 監 査 委 員																									
総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治	兼 大 津 町 代 表 監 査 委 員	松 永 高 春																									

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 3 3 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第 3 4 号	大津町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について
議案第 3 5 号	大津町いじめ問題再調査委員会設置条例の制定について
議案第 3 6 号	大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第 3 7 号	特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 8 号	大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第 3 9 号	大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
議案第 4 0 号	公の施設の他の団体の利用に関する協定について
議案第 4 1 号	町道の路線廃止について
議案第 4 2 号	町道の路線認定について
議案第 4 3 号	平成 2 9 年度大津町一般会計補正予算（第 3 号）について
議案第 4 4 号	平成 2 9 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 4 5 号	平成 2 9 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 4 6 号	平成 2 9 年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 4 7 号	平成 2 9 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 4 8 号	平成 2 9 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 4 9 号	平成 2 9 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
認定第 1 号	平成 2 8 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	平成 2 8 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	平成 2 8 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	平成 2 8 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	平成 2 8 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	平成 2 8 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	平成 2 8 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号	平成 2 8 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成 29 年第 4 回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成 29 年 8 月 8 日 請 願 第 1 号	森林環境税（仮称）に関する意見書 提出を求める請願書	熊本県菊池市旭志伊坂 5 2 4 番 地 1	総 務 常任委員会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 9 年 9 月 5 日 (火) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会運営委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 新庁舎建設特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 議案第 3 3 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 7 議案第 3 4 号 大津町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 5 号 大津町いじめ問題再調査委員会設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 6 号 大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 3 7 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 3 8 号 大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 3 9 号 大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第 1 3 議案第 4 0 号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について
- 日程第 1 4 議案第 4 1 号 町道の路線廃止について
- 日程第 1 5 議案第 4 2 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 6 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 7 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 8 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 9 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 2 0 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 2 1 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 2 2 議案第 4 9 号 平成 2 9 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について

- 日程第23 認定第 1号 平成28年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 2号 平成28年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第 3号 平成28年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第 4号 平成28年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第 5号 平成28年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第 6号 平成28年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第 7号 平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第 8号 平成28年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

一括上程、提案理由の説明

- 日程第31 議案質疑
- | | |
|------------------|------|
| 議案第34号から議案第37号まで | 一括質疑 |
| 議案第38号 | 質 疑 |
| 議案第39号 | 質 疑 |
| 議案第40号 | 質 疑 |
| 議案第41号から議案第42号まで | 一括質疑 |
| 議案第43号 | 質 疑 |
| 議案第44号から議案第46号まで | 一括質疑 |
| 議案第47号から議案第49号まで | 一括質疑 |
| 認定第 1号 | 質 疑 |
| 認定第 2号 | 質 疑 |
| 認定第 3号から認定第 8号まで | 一括質疑 |
- 日程第32 委員会付託
- | |
|------------------|
| 議案第34号から議案第49号まで |
| 認定第 1号から認定第 8号まで |
| 請願第 1号 |

午前9時59分 開会
開議

○議長（桐原則雄君） ただいまから、平成29年第4回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番本田省生君、8番府内隆博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会における審議の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、8月25日午前10時から町民交流施設の集会室において、議会運営委員また桐原議長に出席を願い、平成29年第4回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の25件について、執行部より大筋の説明があり、取り扱いについて協議をしました。また、議事日程、会期の日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

なお、町長提出議案の議案第33号については、先に議決すべき要件でありますので、5日の本会議において質疑、討論の後、表決することといたしました。

認定第1号 平成28年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号 平成28年度大津町工業用水事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの8件の決算関係については、本日の会議で町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することにいたしました。

一般質問については、9名ですので一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順で行うことになりました。

委員会については、今定例会は決算認定がありますので4日間行うことになりました。

したがって、会期日程については、議席に配付のとおり、本日から9月の15日までの11日間とし、一般質問の開議時刻を午前10時からといたします。

また、最終日に人事案件が追加提案される予定です。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。各議員のご協力をよろしくお願いします。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から9月15日までの11日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月15日までの11日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告について

日程第5 新庁舎建設特別委員会所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄君） 日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告について及び日程第5 新庁舎建設特別委員会所管事務調査報告についての2件を議題とします。

議会運営委員長及び新庁舎建設特別委員長から、所管事務調査報告の申し出がっておりますのでこの際これを許します。

議会運営委員長及び新庁舎建設特別委員長、津田桂伸君。

○議会運営委員長及び新庁舎建設特別委員長（津田桂伸君） それでは、ただいまから平成29年度大津町議会運営委員会行政視察研修報告を行います。

平成29年8月17日に宮崎県都城市、18日に小林市において、議会運営委員6名、桐原議長、議会事務局員1名の8名で議会改革の取り組みについて研修を行いました。両市は、早稲田大学マニフェスト研究所が実施した議会改革制度調査の2015年度のランキングにおいて、上位にランキングがなされた市です。

都城市は平成18年1月に近隣の1市4町が合併し、新たな都城市が誕生しました。当時の人口は約17万人で、現在は5千人が減少し約16万5千人となっています。平成29年度当初一般会計予算は約790億円で、平成27年度の経常収支比率は86.5%、財政力指数は0.504となっています。またふるさとの納税日本一を達成した市でもあります。

当日は荒神議長からの挨拶後、議会事務局員から以下の事項について説明を受けました。

1点目が、議会改革の沿革について。まず平成19年4月に各会派の代表からなる議会改革検討協議会の設置がなされました。平成26年6月に議会改革特別委員会を設置し、平成26年3月には議会基本条例の制定がなされています。

2点目が、2015年度以降の取り組みについてです。まず、政務活動費の透明性向上と開かれた議会の具現化を図るため、情報公開を積極的に推進されました。また市長の反問権の活用や市議会だよりや内容改善並びに工夫として、市議会だより最終ページ、市議会に対する「ご意見をお聞かせください」とした内容の「はがき」を作成しています。また、議会基本条例の一部改正を行い、災害時における議会の役割が追加されています。

3点目は、「議会報告会」「市民との意見交換会」「分野別意見交換会」についてです。まず議会報告会については、議会基本条例運用基準及び議会報告会開催マニュアルにより実施されていますが、開催を重ねるごとに参加者が減少しております。市民の方は執行部の市政報告会と議会報告会の違いがわからないとのことでした。

次に、市民との意見交換会については、平成28年5月に企業における若者や高校生・大学生で構成された「都城わかもの選挙会議」との意見交換が実施されていました。

4点目は、自由討議についてですが、平成29年9月定例会の委員会から試行的実施されています。

5点目は、その他として、政策提案や各条例など実施できる議会事務局体制の充実として、職員が10名配置されているとのことでした。

研修2日目は小林市を訪問しました。小林市は平成18年3月に1市1村が合併し、平成22年3月に1町を編入し合併されています。当時の人口は4万8千人でしたが、平成28年度は約4万6千人と減少傾向にあります。平成29年度の一般会計予算は、282億円で財政力指数は0.36です。また今回は新庁舎が完成し3日前から新庁舎での業務がなされております。真新しい庁舎での研修となりました。

当日は広報委員会の福本委員長、原副委員長から説明を受けました。

1日目が、議会改革についてです。平成21年6月に議会改革検討委員会を設置し、平成23年6月に議会基本条例特別委員会を設置、平成24年6月には議会中継が開始され、平成26年5月から年1回の市民との意見交換会を実施されています。また平成27年12月に政策討論会が開催され、平成28年12月には政策討論会の最終報告がなされています。

2点目が、議会改革の取り組みについてです。まず、議会が中心となって改革が進んだように感じました。議会要覧、議会広報誌もわかりやすいように工夫され、市民の意見聴取のツールとして議会広報を利用した「はがき」の活用がなされてきました。現在は議会報告会より市民との意見交換会に重点がおかれ、14の小学校校区ごとに行われ、地区別意見交換会10人以上のグループや団体からの申請が行われる分野意見交換会が行われ、そこで出された意見を取りまとめをし、討論会のテーマを決定したあと、その後各常任委員会で議論がなされ、最終報告が本会議においてなされています。また、意見交換会のあとには臨時の議会だよりが発行され、内容が市民に周知されています。このような流れは大津町議会としても必要と強く感じたところです。

以上で報告を終わります。

続いて、平成29年度大津町議会新庁舎特別委員会行政視察研修報告を行います。

平成29年7月19日に佐賀県神埼市役所千代田総合支所、20日に佐賀県武雄市において新庁舎特別委員会特別委員7名、議会事務局員2名、町執行部職員1名の合計10名で新庁舎建設の取り組みについて研修を行いました。両市においては、平成の合併により合併特例債を利用して建設が成されるものです。

まず19日に神埼市を訪問し、議会運営委員会副委員長の中野議員から挨拶を受け、その後庁舎整備課の小柳庁舎1係長から説明を受けました。神埼市は平成18年3月に神埼町、千代田町、脊振村

の3村が合併し、当時の人口は約3万2千人でした。新庁舎の概要は鉄筋コンクリート5階建て、本体延べ面積7千200平米、本体建設費約29億円です。現在までの取り組みとして平成27年5月本庁舎等建設庁内検討委員会の設置、平成28年1月新庁舎検討委員会の設置、平成28年4月新庁舎建設基本構想を策定、平成28年11月新庁舎建設基本計画を策定、平成29年3月新庁舎建設基本設計の策定がなされています。基本構想に関して、住民説明会の実施、アンケート調査表の全戸配布、ホームページや広報誌への掲載、企画課や各支所の総合窓口で閲覧が可能として、アンケートの意見集約のあと市民に公表するとともに、基本計画や基本設計に活用したとのことでした。

次に、バリアフリー、省エネについてです。検討された内容として通路幅の確保、点字ブロック、多目的トイレさらに引き戸の設置箇所。点字ブロックについては、通常、通路の中心に設置しましたが、点字ブロックは視覚障害者にとっては必要ですが、車椅子の人には逆に障害となるため片方に寄せて設置するとのことでした。

自然エネルギーの活用として太陽光発電の設置、自然採光を取り入れるため吹き抜けの設置、屋上緑化の設置、LEDの導入があげられました。実施設計においては、ピーク電力を抑制するため庁舎内の25%はガスタービンを使用する計画や地中熱を利用した空調システムの導入を検討しているとのことでした。

その他として、市民協働のまちづくりを推進するため、1階に多目的会議室や多目的スペースを設け、休日には行政区画と区別するためシャッターを下ろし、住民が自由に使えるようにして、休日も市民に開放するとのことでした。

次に庁舎内、議場内を地元産の木材を使った親しみのある内部空間にすること。さらにアンケートの結果としてATMやコンビニ、授乳室の設置要望があり、金融機関やコンビニに問い合わせをしたが、見込まれる1日当たりの利用者数がATMでは50件、コンビニが60万円を下回るとのことです。全て辞退されたとのことでした。

最後に設計業者は、デザイン重視になる可能性があり、一般公募により庁舎建設本体と事務機器などに分かれた提案を行い、新たな手法を取り入れ、市民サービスの向上と利用者のわかりやすい配置、職員の働きよい工夫がなされたとのことでした。

まとめとして、新庁舎建設事業に合併特例債を活用するため、現庁舎の解体を含め平成32年までに事業を完了させる必要があり、スケジュール管理を最重点課題として事業費、利便性、機能性を重視して取り組んでおられます。課題として交通アクセス、旧庁舎活用について財政面で課題があるとのことでした。

次に、20日は武雄市を訪問し、施設整備課の吉野修一係長から説明を受けました。武雄市は平成18年3月に、武雄市、山内町、北方町の3市町が合併し、新たな武雄市が誕生し、人口は約4万9千人でした。新庁舎の概要は鉄筋コンクリート造り6階建て、延べ面積8千677平米、事業費は建築、電気、機械の合計が28億8千万円となっており、平成30年3月が竣工予定となっています。武雄市では現在建設中の新庁舎内部を見学させていただきました。

今までの経過として、基本構想は策定せず、平成27年5月新庁舎建設基本計画を策定、平成28

年新庁舎建設基本設計を策定、平成28年10月新庁舎建設実施計画を策定し、平成28年11月から新庁舎建設工事に着手され、平成30年3月新庁舎が竣工予定となっております。

まず、バリアフリーや省エネについては、佐賀県福祉のまちづくり条例を基本に検討し、省エネでは屋上に太陽光パネルの設置、地熱等の活用は費用対効果が不明のため設置しないとのことでした。次に、各階の外部にひさしとバルコニーを設置することにより、日射の軽減とメンテナンスに便利とのことでした。次に、床下にOA関係の配線スペースの確保、空調関係は水に弱いとのことで、天井裏に設置したとのことでした。次に1階は様々な用途に柔軟に対応する市民ホール、食堂の設置を行い、市民同士の交流の場として利用してもらうのことでした。3階は新幹線をのぞむトレインビューテラスを設置し、鉄道高架と同じ目線で新幹線を見ることができるようになっています。また5階フロアは武雄税務署に貸し出す予定で、税務署の執行事務スペースのほか確定申告会場として大会議場を備え、賃貸料については未定とのことでした。

最後に新庁舎にスピード感を持たせるため、基本計画・実施計画・施行業者も、佐賀県内及び武雄市の地元業者との共同企業体でプロポーザル方式で入札が行われました。

以上を踏まえ、コスト削減や事業を進める上でのスケジュール管理が重要だと思われました。

以上で報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） これで、議会運営委員長及び新庁舎建設特別委員会委員長の報告を終わります。

日程第6 議案第33号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（桐原則雄君） 日程第6 議案第33号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第33号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、「公立玉名中央病院企業団」が病院事業の経営移行先である「地方独立行政法人くまもと県北病院機構」の設立団体として一部事務事務組合へ移行することに伴い、平成29年9月3

0日をもって熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第1項に掲げる事務から脱退し、同年の10月1日から地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合に名称を変更するため、規約の一部を変更するものでございまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の理由の説明を申し上げましたが、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号から日程第30 認定第8号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（桐原則雄君） 日程第7 議案第34号 大津町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定についてから日程第30 認定第8号 平成28年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの24件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 提案いたしました議案につきまして、ご議決いただき誠にありがとうございました。

議案第34号、大津町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定についてでございますが、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会の附属機関として大津町いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第35号、大津町いじめ問題再調査委員会設置条例の制定についてでございますが、議案第34号と同様にいじめ防止対策推進法に基づき、大津町いじめ問題再調査委員会を設置するため、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第36号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を種別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適切かつ効果的な活用による新たな

産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が公布施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第37号、特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、いじめ防止基本方針の策定に伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第38号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてでございますが、大津町運動公園多目的広場の改修に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第34号から議案第38号までの案件につきましては、条例の制定および一部改正でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第39号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてでございますが、予定価格5千万円以上の基本協定を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

次に、議案第40号、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてでございますが、熊本市と大津町との間における公の施設の他の団体の利用に関する協定について、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

次に、議案第41号、町道の路線廃止について及び議案第42号、町道の路線認定についてにつきましては、道路として使用しなくなった区間を路線廃止し、起点終点の変更に伴い新たに路線認定を行うものです。

次に、議案第43号、平成29年度大津町一般会計補正予算についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億148万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を206億7千173万5千円とするものです。歳入では地方交付税を1億658万4千円減額し、国庫支出金1億312万6千円、県支出金4千185万7千円、繰入金1千325万8千円、繰越金1億27千188万7千円、諸収入8千706万6千円、町債9千87万3千円をそれぞれ増額するものです。歳出では総務費が10億4千588万8千円、民生費4千80万5千円、商工費2億3千万円、土木費9千928万円、消防費1千196万1千円、教育費7千308万3千円、災害復旧費142万8千円をそれぞれ増額し、農林水産業費を69万4千円、予備費を26万8千円を減額するものです。

次に、議案第44号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5千246万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億667万2千円とするものです。歳入では、前期高齢者交付金3千221万6千円、繰越金1億2千24万9千円をそれぞれ増額するものです。歳出では、総務費が11万9千円、諸支出金2千253万9千円、予備費1億4千887万1千円をそれぞれ増額し、後期高齢者支援金等の1千894万5千円、前期高齢者納付金等の11万9千円を減額するものです。

次に、議案第45号、平成29年度大津町外4ヶ町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算

(第1号)についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千97万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4千472万8千円とするものです。歳入では、繰越金1千97万9千円増額し、歳出で予備費を1千97万9千円増額するものです。

次に、議案第46号、平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億4千854万6千円とするものです。歳入では、繰越金1万4千円を減額し、歳出で予備費を1万4千円減額するものです。

次に議案第47号、平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千754万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億3千177万8千円とするものです。歳入では、支払基金交付金を284万8千円、繰入金25万1千円、繰越金1億1千445万円をそれぞれ増額するものです。歳出では、保険給付費606万円、地域支援事業費25万1千円、諸支出金6千827万7千円、予備費4千296万1千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第48号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を1億4千404万3千円とするものです。歳入では、繰越金が403万4千円を増額し、繰入金403万4千円を減額するものです。

次に、議案第49号、平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9千874万9千円とするものです。歳入では、繰越金116万5千円を増額し、歳出では、総務費5万6千円、諸支出金10万円、予備費100万9千円をそれぞれ増額するものです。

議案第43号から議案第49号までの7議案につきましては、平成29年度、一般会計及び各特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、認定第1号から認定第8号までの案件は、平成28年度一般会計各特別会計及び事業会計に係る最終歳出決算の認定についてでございますが、各会計の決算内容については各常任委員会でご審議いただくこととなっております。

一般会計では、歳入総額184億3千807万8千円、歳出総額161億7千454万1千円、翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費8億9千165万円を差し引きまして実質収支額13億7千188万7千円となっております。

大津町国民健康保険特別会計ほか各特別会計におきましては、歳入総額75億3千43万5千円、歳出総額71億1千564万5千円でございます。

また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額5千86万7千円、支出済額4千544万9千円となっております。

決算の認定につきまして、認定第1号から認定第8号までは地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

また、「監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果」を配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の平成28年度の決算状況について簡単にご説明申し上げます。

まずは歳入でございますが、大津町の収入の約24.2%は、町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。町税総額は44億7千900万円で、昨年より1.9%減、8千700万円の減額となっています。内訳は、個人町民税は2.1%の増、2千900万円の増額となっています。法人町民税は21.3%減、9千200万円の減額、固定資産税は熊本地震による減免が影響し、2.0%の減4千800万円の減額となっています。また自主財源は歳入全体の39.2%、72億4千300万円で前年度比4.6%増となっています。要因としては、熊本地震による町税等の減免はあったものの27年度からの繰越金が10億5千500万円と大きかったことが影響しています。

依存財源は、前年度費59.9%、42億1千400万円の増額で、総額112億4千800万円となっています。増額の要因としては、熊本地震の災害復旧関連が主なものでありまして、特別交付税が221.6%の増、国庫支出金が75.3%の増、県支出金が84.9%の増、地方債が128.4%の増などがあります。

次に、歳出でございます。総務費は、前年度繰越金の増に伴う財政調整基金へ積立金が3千万円の増額となりましたが、町税の過誤納還付金3億1千900万円の減や、庁舎建設基金への積み立てを行わなかったことにより20.7%の減、民生費は、熊本地震に伴う災害救助費や介護基盤緊急整備特別対策事業、保育所等整備事業などの増により23.6%の増となっています。また、衛生費は熊本地震による災害廃棄物処理や、被災家屋の解体業務委託が増大したため、総額33億1千600万円、266.1%の大幅な増となりました。農林水産業費につきましても熊本地震に伴う被災農業者向け経営体育成支援事業の増が影響し、32.7%の増となっています。災害復旧費は、熊本地震による公共土木施設、農地・農業用施設、公立学校施設等の災害復旧事業に係るもので、総額6億6千700万円と前年度より大幅な増額となっております。

次に性質別の歳出ですが、義務的経費は年々増加傾向にあり、全体で63億7千100万円、3.2%の増となっています。

町債の残高につきましては、平成28年度末で139億2千200万円、前年度比10億1千800万円の増額となっています。これは、熊本地震による公共施設の復旧や災害廃棄物処理のための災害復旧事業債を16億7千100万円、借り入れたことが大きな要因となっております。基金につきましては、平成28年度末の総額は44億6千900万円で、前年度比4億200万円の減額となっています。

財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく指標につきましても、国が示す早期健全化基準を超えるものではありませんが、今後とも熊本地震の影響も考慮しながら更なる健全財政の運営に努めなければならないと考えています。

以上簡単ではございますが、町の財政状況の説明とともに、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決ご認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、各会計の決算認定以外の議案につきましては、所管所長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） この際、念のため申し上げます。

各部長の説明は、議案第34号から議案第42号まで、議案第43号議案第49号まで分けて説明を求めます。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。

議案第34号、大津町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について説明申し上げます。

議案集は3ページから5ページ、説明資料集は4ページと6ページになります。

今回の条例制定は平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、町に「大津町いじめ問題対策連絡協議会」を設置するために条例を制定しようというものでございます。

説明資料4ページをお願いします。

いじめ防止対策推進法の一部を抜粋しております。

第12条では地方公共団体はいじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。とあり、この規定に基づき、3月に町のいじめ防止基本方針を策定し、6月の議会全員協議会でその概要を説明させていただいたところです。

第14条第1項では、地方公共団体はいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局または地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。とあり、この規定に基づき、大津町いじめ問題対策連絡協議会を設置するものでございます。

資料集6ページをお願いします。

重大事態発生時の対応フロー図になります。重大事態とは、いじめにより児童生徒の生命、心身又財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合となります。

重大事態として対応すべきいじめが発生した場合は、学校から教育委員会に報告があり、教育委員会は調査主体を判断し、教育委員会が調査する場合は、今回提案しています「町いじめ問題対策連絡協議会」により調査を行い、その結果を教育委員会に報告することになり、報告を受けた教育委員会が町長へ調査結果を報告することになります。

議案集4ページをお願いいたします。

第1条で、いじめ防止対策推進法に基づき大津町いじめ問題対策連絡協議会を設置する旨を規定しております。

第2条、所掌事務で「連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携その他いじめ

の防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う」としております。

第3条で、組織では「連絡協議会は、委員15人以内をもって組織し、委員として教育長のほか学校の教職員、保護者代表、児童相談所の職員、警察職員などを任命または委嘱するもの」とし、任期は2年としております。

その他、第4条で、「委員長及び副委員長」を、第5条で「会議」を、第6条で「守秘義務」について規定しております。

5ページをお願いいたします。

第7条、庶務で、連絡協議会の庶務は教育部学校教育課において処理すると規定しております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

次に、議案第37号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は16ページから17ページ、説明資料は32ページをお願いいたします。

議案第34号で設置します「大津町いじめ問題対策連絡協議会」の委員に対する報酬等を支払うために条例を改正しようとするものです。

説明資料32ページをお願いいたします。

別表中に、大津町いじめ問題対策連絡協議会委員の報酬、日額3千700円、費用弁償、日額2千200円を加えるものでございます。

議案集19ページをお願いします。

附則で、この条例は公布の日から施行するものとしております。

続きまして、議案第38号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は18ページから20ページ、説明資料集は33ページをお願いいたします。

今回の改正は、大津町運動公園多目的広場の改修に伴い、施設使用料を改正するために条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料33ページをお願いいたします。

大津町運動公園施設使用料金表の多目的広場の部分になります。料金表一番下の行の「使用料の基準」を、芝生広場の貸し出しの単位を「2分の1面」から「4分の1面」に変更しております。これはより多くの団体に利用ができるように改正するものでございます。上段の「芝生広場専用使用料」の入場料を徴収しない場合は、1時間当たりの単価が「2分の1面300円」から「4分の1面500円」となります。次の行の入場料を徴収する場合は、それぞれ入場料を徴収しない場合の3倍の料金となり、「2分の1面900円」から「4分の1面1千500円」となります。貸し出し単位が今までの単位の2分の1となりますので、同じ広さで比較しますと、改修後の使用料は改修前の3.3倍になります。

次に、多目的広場に夜間照明を設置しましたので、夜間照明使用料を新たに追加しております。使用料は1時間につき全面が2千円、半面が1千円となります。

料金表の枠の下の備考になりますが、芝生広場を町外の方が使用する場合、5倍の使用料としてい

ます。この設定は、町外にあります既存の人工芝のコート使用料比較した場合、町内住民の使用料を安く設定したため、町外の使用の倍率の割合を高くするものでございます。町内の料金設定につきましては、町民の皆様幅広く利用していただき健康増進にもつなげていただくために、他の利用施設よりも安く設定したところでございます。

議案集20ページをお願いいたします。

その附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

次に議案第40号、公の施設の他の団体の利用に関する協定について説明いたします。

議案集は23ページから24ページ、説明資料集は39ページになります。

資料集39ページをお願いいたします。

今回提案しております「公の施設の他の団体の利用に関する協定」は、「熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成にかかる連携協約」に基づく協定で、熊本市との連携協約の締結につきましては、地方自治法第252条の2第3項に基づき、平成28年第1回町議会定例会で議決をいただいております。現在、熊本連携中枢都市圏ビジョンに掲げる具体的取り組みを推進しているところでございます。

2で、熊本市との連携協約中の「公共施設の有効利用」の部分を抜粋しております。取り組み内容は、公共施設の効果的または効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むものでございます。

3で、大津町の取り組みとしては、連携協約に基づき今回の協定により、熊本市と大津町の圏域住民が、それぞれの図書館等の相互利用により公共施設の有効利用に取り組むもので、相互の住民に対し図書資料の貸し出し等のサービスを実施するものでございます。

4、図書館における圏域住民の相互利用については、4月現在で、宇土市や御船町などが熊本市と協定を締結し、相互の住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施しております。

議案集24ページをお願いします。協定書になります。本協定は地方自治法第244条の3第2項の規定により、公の施設の利用について、熊本市と協定をするもので、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、「協定の趣旨」は、相互の住民への図書資料の貸し出しの実施を承諾するものでございます。

2、「対象となる公の施設」は、熊本市及び大津町が設置している図書館並びに熊本市公民館条例に規定する公民館及び熊本市男女共同参画センター「はあもにい」に付属する図書室になります。

3、「施設の利用関係」は、貸し出しについてはそれぞれの条例、規則その他の規定の定めるところにより実施するものでございます。

4、「経費の負担」は、貸し出しに係る経費はそれぞれの施設の設置者の負担となります。

今回の協定により該当する大津町の施設は、おおづ図書館になります。おおづ図書館では、現在大津町に所在する会社や官公署、学校などに勤務または通学する熊本市民の方には貸し出しの対象となっておりますが、今回の協定により、その他の熊本市民の方も貸し出しの対象となります。

また、熊本市の施設は、熊本市立の図書館や市の公民館などに付属する図書室などが対象施設とな

り、現在は熊本市に通勤、通学している大津町の住民の方が貸し出しの対象となっておりますが、今回の協定により大津町の住民であれば、対象となる熊本市の施設で図書資料の貸し出しのサービスを受けることができることとなりますので、大津町住民にとりましては図書資料の利用についての利便性が向上することとなります。

以上よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） おはようございます。

議案第35号、大津町いじめ問題再調査委員会設置条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の6ページから8ページ、説明資料集は5ページ、6ページをお願いいたします。

いじめ防止対策推進法に基づき条例を制定しようとするもので、説明資料集の5ページのほうをお願いいたします。推進法第30条第1項では、地方公共団体が設置する学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならないと規定されています。

また、その報告を受けた地方公共団体の長は、附属機関を設けて、学校等の調査の結果について再調査を行うことができると規定されていることから、再調査委員会を設置しようとするものです。

議案集の7ページをお願いいたします。

条例は全部で9条からなっており、第1条でいじめ防止対策推進法に基づき大津町いじめ問題再調査委員会を設置する旨、第2条で委員会の所掌事務を規定しています。

第3条で委員会は委員5人以内をもって組織し、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者のうちから、必要に応じ、重大事態ごとに町長が委嘱するとしております。

第7条で、町長は再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために、教育委員会に対し指導・助言を行い、双方が協力して当該重大事態の解決及び再発防止に努めるものとしております。

第8条で、委員会の庶務は、総務部総務課において処理すると規定しております。

8ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上よろしく願いします。

続きまして、議案第36号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集は議案集の9ページから15ページ、説明資料集は7ページから31ページとなります。

今回の改正は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」及び「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するた

めの関係法律の整備に関する法律」が公布施行されたことに伴う改正でございます。

説明資料集の7ページをお願いいたします。

今回の法律改正は、大きく二つのことについて改正されたもので、1点目は「個人情報の定義の明確化」、2点目は「要配慮個人情報の取り扱い」に関するものでございます。

まず、1点目の「個人情報の定義の明確化」については、個人情報に係るグレーゾーンの存在が企業による利活用を萎縮させているとの認識から、定義の明確化が図られ、法改正により、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当するとされました。

総務省からの通知では、個人情報の定義を明確化することは、地方公共団体及び住民にもメリットがあると考えられ、個人情報保護条例においても、指紋データや旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当とされております。

また、個人識別符号として定めるべき符号は、それそのものから特定の個人を識別することができるものであり、保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なることはないと考えられるため、個人識別符号の定義については、個人情報保護条例においても、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることが適当とされています。

2点目の「要配慮個人情報の取り扱い」につきましては、改正前の個人情報保護法に基づき各主務大臣が策定したガイドラインや多くの自治体において、いわゆるセンシティブ情報、つまり個人の思想・信条や国家機密など、極めて慎重に取り扱うべき情報でございますけれども、これらの情報については収集が制限されていたことなどを踏まえ、法改正により要配慮個人情報が定義されたところでございます。

地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別または偏見が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないため、個人情報保護条例においても、要配慮個人情報の定義を設けることが適当とされております。

また、現在、多くの個人情報保護条例においてセンシティブ情報の収集が制限されており、要配慮個人情報の収集制限を行うことは、行政機関個人情報保護法における個人情報の範囲を超えるもので、要配慮個人情報の収集制限については、収集制限を行う情報の範囲として、現在、収集制限を行っているセンシティブ情報にとどめるなどを含め、各地方公共団体において適切に判断するものとされております。

改正の主なものについてご説明申し上げます。

説明資料集の9ページをお願いいたします。

第2条の改正は、行政機関個人情報保護法の改正法による行政機関個人情報保護法の改正を踏まえたもので、「個人情報を個人に関する情報」としていたものを、「生存する個人に関する情報」に限定し、また「特定の個人が識別され、または識別され得るもの」としていたものを明確化し、「個人識別符号」の概念を新たに規定したものといたします。

10ページをお願いいたします。

また、2号で、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における要配慮個人情報の定義を

踏まえ、要配慮個人情報の定義を追加しております。

12ページをお願いいたします。

第7条第3項の改正は、要配慮個人情報を定義したことに伴う改正であり、収集制限については、現在の条例において収集制限を行っているセンシティブ情報にとどめることとしております。

16ページをお願いいたします。

第16条第1項第2号の改正は「個人情報の定義の明確化」を行う今回の改正趣旨から、開示できない情報などについて、具体的に明記したものでございます。

30ページをお願いいたします。

第49条は、今回の法改正により、小規模事業者にあっても、個人情報保護法による個人情報の保護に係る規制が及ぶことになったため、条文を削除するものです。

まだ第51条第3号の規定は、統計報告調整法が廃止されたことに伴い、条文を削除するものでございます。

その他の改正は今回の改正を踏まえ文言等の整理を行ったものでございます。

議案集の15ページをお願いいたします。

附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第37号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集は、16、17ページ、説明資料集は32ページをお願いいたします。

議案第35号で設置します「いじめ問題再調査委員会」の委員に対する報酬等を支払うために条例を改正しようとするものです。

別表中に、大津町いじめ問題再調査委員会委員長及び委員の報酬及び費用弁償を追加するもので、他の行政委員会と同様に、委員長の報酬が3千800円、委員長の報酬が3千700円、費用弁償については、それぞれ2千200円とするものです。

議案集の17ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時15分から再開します。

午前11時05分 休憩

△

午前11時14分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） おはようございます。

議案第39号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてご説

明いたします。

議案集の21ページ、22ページ、説明資料の34ページから38ページになります。

議案集の21ページをお願いいたします。

大津町公共下水道根幹的施設（大津町浄化センター等の建設工事業を委託することについて）基本協定を締結するにあたり、基本協定の予定額が5千万円以上となるため、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

22ページをお願いいたします。

基本協定の目的は、大津町浄化センター等改築工事になります。工事場所は、大津町大字陣内地区、協定金額は7億4千600万円になっております。協定期間は、平成29年度から平成31年度までとしております。協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団代表者理事長、辻原俊博様になります。協定の方法は、随意契約によるとしております。

次に、議案説明資料集の34ページをお願いいたします。

今回の浄化センター等改築工事につきましては、多種の専門的かつ複雑で高度な情報や判断が重要であると考えております。そのため業務を日本下水道事業団に委託したいと考えております。委託する理由としまして、下水道事業団は、下水道技術者の不足する地方公共団体を援助するため、国及び都道府県の折半出資により設立され、下水道事業に関する業務について、地方公共団体を支援代行する機関として唯一設立された地方共同法人であるということです。また、業務を委託する利点としまして、高度な技術、知識、経験及び情報を有している。技術職員の増員が避けられ、経費削減が図られる、計画的な建設と早期完成が図られる。建設後もアフターケアが充実している。県内の9割以上の団体が委託しており、豊富な技術情報等を有しているなどの理由があげられます。

36ページをお願いいたします。

今回の事業執行に伴う平成29年度から平成31年度の業務工程表になります。町が行う事務及び協定締結後の事業団の業務を記載しております。

37ページをお願いいたします。

浄化センターに関する施設工事等の委託工事につきましては、昭和60年度から日本下水道事業団に委託して実施しておりますが、その各年度別の工事等の概要を記載しております。下のほうに各年度の事業費と管理諸費及び債務負担行為3カ年分の合計額を記載しております。協定の変更については、次年度に前年度の精算調整を順次行い、平成31年度に最終の全体精算を行うことになります。

38ページが浄化センターの施設平面図になります。矢印で示した箇所が、今回改築更新を行う部分になっております。今後浄化センター等の将来にわたる安定的かつ効率的で、また円滑な施設の維持管理への実現のために、ぜひとも日本下水道事業団との基本協定をお願いするものです。

続きまして、議案第41号関係、町道の路線廃止についてご説明いたします。

議案集の25ページ、説明資料集の40ページをお願いいたします。

路線番号330、路線名町道門出2号線、延長300メートルで起点は肥後大津駅北側の大津町大

字室字門出から、終点は肥後大津駅南側から線路沿いに東の中学通り踏切までの大津町大字大津字門出までとしております。本路線は肥後大津駅をわたる自由通路及び線路に沿って南側を通る道路として計画してありましたが、駅南側にビジターセンターを整備したことにより自由通路が不要になったため廃止するものです。

以上議案第41号につきましては、町道の路線廃止についての議案ですので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして議案第42号、町道の路線認定についてご説明いたします。

議案集の27ページ、説明資料集41ページをお願いいたします。

路線番号330、路線名町道門出2号線、延長105メートルで起点は大津町大字室字門出から終点は大津町大字大津字門出までとしております。区画整理地内の線路南側の区画道路がJR保線区内の敷地があることでつながっておりませんでした、これにつながって駅南から中学通りの踏切までを直線で結ぶこととなります。今回の認定はこのJRの敷地の区間105メートルの道路でございます。

以上議案第42号につきましては、町道の路線認定についての議案ですので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に議案第43号から、議案第49号までの説明を求めます。

総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 議案第43号、平成29年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成28年度の決算に伴う繰越金、交付税確定に伴う補正及び熊本地震に伴う復興基金事業の補正等が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要もご参照をお願いしたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ15億148万3千円を追加し、予算の総額を206億7千173万5千円とするものでございます。第2条で、繰越明許費を「第2表繰越明許費」のとおりとしております。第3条で地方債の追加及び変更を「第3表地方債補正」のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。繰越明許費でございますが、総務費関係で新庁舎建設に伴う基本設計・実施設計業務及び土木費の災害公営住宅建設事業費の繰り越しを計上しております。

9ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、追加につきましては、災害公営住宅建設設計委託に伴う公営住宅建設事業債の借入れを行うものです。また、変更につきましては、交付税算定において臨時財政対策債の借入額が確定したことに伴い5千522万7千円を減額し、また新庁舎建設事業は、実施設計委託費に伴い1億円増額し、地域生涯学習施設等復旧事業は8カ所の地域公民館等に対する災害復旧費補助金に伴い2千450万円を増額するものでございます。

歳出から主なものについてご説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。款2、項1、目13財政調整等基金費については、平成28年度決算に伴い、繰越額の2分の1を下らない金額として6億6千800万円を財政調整基金へ、また新庁舎の建設の財源として2億円を庁舎建設基金へ積み立てるものでございます。

目19庁舎建設事業費、節13委託料は、新庁舎建設に伴う基本設計及び実施設計の業務委託費で、このうち1億円が実施設計にかかるものでございまして、こちらにつきましては全額災害復旧事業債の対象となっております。

20ページをお願いいたします。項3、目1戸籍住民基本台帳費については、社会保障・税番号制度に伴う、個人番号カード等の記載事項の充実を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムの改修を行うものでございます。款3、項1、目11熊本地震関係費の節13委託料の被災者見守り対策強化事業委託については、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に入居する独居高齢者世帯、要配慮世帯が安心した日常生活が送れるよう緊急通報システムを設置するものであります。

21ページをお願いいたします。節19のボランティアセンター運営費補助金については、災害ボランティアセンターの運営費補助として、社会福祉協議会へ助成するものです。節13、節19ともに熊本県復興基金の対象事業となっております。項2、目1児童福祉総務費、節19の保育所整備事業補助金は、大津音楽幼稚園の認定子ども園整備に係る追加交付分でございます。

22ページをお願いいたします。款6、項1、目9農業用集落排水費、節28の繰出金は、28年度決算に伴い繰出金を減額するものでございます。目11熊本地震関係費、節19土地改良事業補助金は、熊本県復興基金事業で、小規模な農業用水路の復旧工事について助成するものでございます。

23ページをお願いいたします。款7、項1、目4企業誘致推進費は、今後とも企業誘致を推進していくことが必要でございますけれども、大津町工場等振興奨励基金の残高が少なくなっている状況から2億3千万円を新たに積み立てを行うものでございます。

24ページをお願いいたします。款8、項3、目6熊本地震関係費、節19の熊本県住宅耐震改修事業補助金は、借家の所有者が行う住宅耐震改修に対する補助金で、県の復興基金の対象とはなりません。社会資本整備総合交付金の対象となっております。項4、目4熊本地震関係費、節13委託費は、災害公営住宅建設に係る県への委託費とこれに伴う応急仮設住宅等移転費用の委託費でございます。応急仮設受託等移転費用委託につきましては、県の復興基金事業の対象となっております。

25ページをお願いいたします。款9、項1、目5、節13委託料は、既存の大津町洪水等ハザードマップを熊本県が指定した土砂災害警戒・特別警戒区域を加えた仕様に改訂する委託料、及び防災備蓄物を楽善地区の防災備蓄倉庫へ輸送するための委託料でございます。目8熊本地震関係費、節13委託料は、熊本地震の記録整理に関する業務委託を行うものです。

27ページをお願いいたします。款10、項2、目1学校管理費、節13委託料は、児童増加に伴う、室小学校増改築工事に係る基本設計、実施設計等に関する委託料でございます。項5、目1社会教育総務費、節19補助金は、地域生涯学習施設の移転等に伴う用地購入補助金でございます。

28ページをお願いいたします。目9熊本地震関係費、節19、1の地域生涯学習施設等復旧費補助金は、熊本地震で被災した地区公民館の復旧費用に対する補助金の追加分でございます。また、2

の地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金につきましては、熊本地震で被災した地域のコミュニティの場として利用されている施設、主に神社、仏閣等でございますけれども、これらの復旧費用に対する補助金でございます。款11、項1、目1農業用施設災害復旧費は、平成29年7月6日から8日にかけての豪雨被害により被災した農地及び農業用施設の災害復旧に係る測量設計業務委託でございます。

29ページをお願いいたします。款13予備費で、財源の調整をしております。

次に歳入をご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。款10項1、目1地方交付税は、交付額の確定に伴うものでございます。款14国庫支出金から、15ページの款15県支出金までは、いずれも主に先ほど歳出で説明しました事業に伴うものでございます。

16ページをお願いいたします。款18、項1、目1介護保険特別会計繰入金は、平成28年度決算に伴い、介護保険特別会計から繰り入れるものでございます。款19、項1、目1繰越金は、平成28年度決算に伴う繰越金です。款20、項4、目2雑入は、熊本地震を受け、熊本県市町村振興協会から交付されるもので、宝くじの収益金が財源となっております。目3、過年度収入は、児童手当交付金の過年度分の実績額確定に伴う追加交付分でございます。

17ページをお願いいたします。款21町債は、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 議案第44号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。概要書は8ページになります。

今回の補正の主なものは、歳入では、前期高齢者交付金の額の確定による増額と、平成28年度の歳入歳出の額の確定に伴う繰越金の増額、及び歳出では後期高齢者支援金の額の確定に伴う減額と療養給付費負担金の額の決定に伴う償還金の増額等でございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5千246万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億67万2千円とするものでございます。

歳出についてご説明申し上げます。

予算書の10ページ、概要書は8ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費、節19負担金補助及び交付金の11万9千円は、交通事故等の加害者に被害者が保険証を使って医療を受けた場合の医療費を第三者行為として請求しますが、この届出推進強化事業を共同事業として国民健康保険団体連合会により実施するものでございまして、医療機関配布用リーフレット、新聞広報、届出勧奨等のシステム構築等による強化事業の費用を熊本県2分の1、残りを市町村が被保険者数により案分して負担するものでございます。款2、項1、目1一般被保険者療養給付費と目3一般被保険者療養費については、平成28年度前期高齢者交付金の確定による歳入を財源組替をしたものです。

11ページをお願いいたします。項2、目1一般被保険者高額療養費、目3一般被保険者高額介護

合算療養費も同様の財源組替でございます。款3、項1、目1後期高齢者支援金の1千893万8千円の減額は、平成29年度後期高齢者支援金の額の確定に伴うものでございます。目2後期高齢者関係事務費拠出金の7千円の減額は、事務費拠出金の額の確定に伴うものでございます。

12ページをお願いいたします。款4、項1、目1前記高齢者納付金11万4千円の減額は、平成29年度前期高齢者納付金の額の確定に伴うものでございます。目2前期高齢者関係事務費拠出金の5千円の減額は、事務費拠出金の額の確定に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。款11、項1、目3償還金2千253万9千円の増額補正は平成28年度療養給付費負担金などの額の確定に伴う国・県等への返還金でございます。款12予備費で財源の調整を行っております。

歳入についてをご説明申し上げます。

予算書の9ページ、概要は同じ8ページ上段をお願いいたします。款6、項1、目1前期高齢者交付金、節1現年度分は、前期高齢者交付金の交付決定により3千221万6千円の増額補正を計上しています。款10、項1、目2その他繰越金は、平成28年度国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うもので、繰越金1億2千24万9千円の増額でございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

続きまして議案第47号、平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、国及び県等の介護給付費等の精算による介護給付費交付金及び前年度繰越額の確定に伴うものでございます。

歳出では、介護給付費等の精算による国及び県等への返還金及び一般会計への返還金の増額を補正したものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千754万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3千177万8千円としたものでございます。

歳入からご説明申し上げます。予算書8ページをお願いいたします。予算の概要は9ページからになります。

款4、項1、目1介護給付費交付金、節2過年度分は、平成28年度介護給付費等の精算による介護給付費交付金の額の確定に伴う増額補正でございます。款6、項1、目4その他一般会計繰入金、節2事務費繰入金は包括的支援事業費の補正に伴う一般会計繰入金でございます。款8、項1、目1繰越金、節1繰越金は、前年度繰越額の確定に伴う増額補正です。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

予算書9ページをお願いいたします。款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等費、節19負担金、補助及び交付金は、高額医療合算介護サービス費の熊本県国保連合会からのデータ補正に伴う増額補正でございます。款3、項3、目1包括的支援事業費、節13委託料は、地域包括支援センターの電話回線の切り替え、ISDN回線から光回線へ切り替えておりますけれども、これに伴う

警備機器の交換等の業務の増額補正です。款5、項1、目2償還金、節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度介護給付費等の精算による国及び県等への返還金の増額補正でございます。

予算書10ページをお願いいたします。款5、項2、目1一般会計繰出金、節28繰出金は、平成28年度介護給付費等及び事務費等の精算による一般会計への返還金の増額補正でございます。款6予備費で財源調整をしております。

以上よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第49号、平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、主に平成28年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算額の確定に伴うものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9千874万9千円とするものでございます。

歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。款1、項2、目1徴収費、節11需用費の5万6千円の増額は、印刷製本費で、熊本地震に伴う保険料減免を行ったことにより特別徴収から普通徴収に変わることに伴う納付書の印刷費用でございます。款4、項1、目1保険料還付金、節23償還金、利子及び割引料10万円の増額は、保険料の過年度還付金の予算不足が見込まれ、今後の実績を見込んで増額補正をするものです。款5予備費で財源を調整しております。

歳入についてご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。款5、項1、目1繰越金は、平成28年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う前年度繰越金116万5千円を増額計上いたしております。

以上よろしく願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） こんにちは。議案第45号、平成29年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算書（第1号）の説明をいたします。

議案集は31ページ、補正予算書の概要は9ページをお願いします。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千97万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千472万8千円とします。

歳入からご説明申し上げます。

予算書7ページをお願いいたします。款4、項1、目1、節1前年度繰越金でございます。前年度繰越金の確定に伴い、1千97万9千円を増額するものでございます。

次に歳出をご説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。款2、項1、目1予備費でございます。歳入でご説明しました前年度繰越金の補正額分を予備費にあてるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 議案第46号、平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。概要は9ページでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千854万6千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。

7ページをお願いいたします。款5、項1、目1繰越金、節1前年度繰越金の1万4千円の減額につきましては、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に8ページをお願いいたします。歳出になります。款3、項1、目1予備費1万4千円の減額につきましては、補正に伴う財源を調整するためのものでございます。

以上よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第48号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、前年度の繰越金確定に伴う補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。概要は10ページでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千404万3千円とするものです。

次に、歳入をご説明いたします。

7ページをお願いいたします。款3、項1、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金は、前年度の繰越金確定により減額するものです。款4、項1、目1繰越金、節1前年度繰越金は、前年度事業の確定により増額するものです。

8ページの歳出をご説明いたします。款2、項1、目1元金は、金額の増減はございませんが、財源の組替をするものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に決算に認定について、監査委員から審査意見書が町長に提出されていますので、その説明を求めます。

代表監査委員松永高春君。

○代表監査委員（松永高春君） 皆さんこんにちは。

最初に、平成28年度大津町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書に基づき報告いたします。

1 ページをお願いします。第 1 章審査の概要の 1、審査を執行した監査委員から、4、審査の場所については記載のとおりです。5、審査の方法については、町長から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査を行いました。また、審査にあたっては、例年のとおり①から⑧までの各項目に主眼を置き、慎重に審査を実施しました。

2 ページをお願いします。

審査の総括として、はじめに内閣府の経済動向、九州財務局による熊本県内の経済情勢等については記載のとおりです。そのような中、わが町の平成 28 年度決算は、一般会計の歳入総額 1 8 4 億 3 千 8 0 7 万 8 千円、歳出総額 1 6 1 億 7 千 4 5 4 万 1 千円で、対前年度比、歳入でプラス 3 2. 4 %、歳出でプラス 2 5. 5 %となっています。

歳入では、町税は熊本地震による町民税、固定資産税の減免等に伴い、8 千 7 4 2 万 6 千円減少しているが、震災復旧事業等に伴い地方交付税が 5 億 4 千 1 3 0 万 5 千円、国庫支出金 1 4 億 4 千 6 5 6 万 5 千円、県支出金 9 億 8 千 6 7 2 万 2 千円、町債が 1 3 億 9 2 8 万 2 千円など増額となり、総額で対前年度比 4 5 億 1 千 1 1 0 万 7 千円の増となっています。

歳出では、熊本地震により全体的に増額となっているが、款ごとに見てみると、民生費は住宅応急修理や見舞金などの災害救助費や保育所整備に伴う補助金による児童福祉総務費の増加により、前年度比 2 3. 7 %、1 0 億 2 千 8 6 0 万 2 千円の増となっています。衛生費が災害廃棄物処理や家屋解体により、前年度費 2 5 5. 2 %、2 4 億 5 9 2 万 9 千円の増となっています。災害復旧費は、学校施設、公共土木、農業用施設災害復旧により、前年度比 2, 1 9 5. 1 %、6 億 5 千 9 3 5 万 6 千円の増となっています。

こうした状況の中で実施した今回の決算審査においては、平成 28 年度の一般会計並びに各特別会計について、関係する帳簿及び伝票、台帳等の証拠書類と照合した結果、証憑書類の処理や整理保存に若干の不備は見られたものの、審査した範囲内においては計数及び金額について誤りは認められなかった。

基金の運用管理については、毎月行っている例月出納検査でも確認しているが、基金台帳、預金通帳、証書を 1 件ごと審査した結果、適切に管理されていることが確認されました。また、有価証券及び出資による権利の各項目については、会計課保管の証書の確認及び担当課から内容の確認を行った結果、適切に管理されていることが確認されました。

4 ページから 2 3 ページまでは、一般会計の歳入歳出の状況、財政全般及び主な財政指標について記載をしておりますが、状況の変化や重要と思われる点に関して、ページごとに説明いたします。

町税全体の歳入総額は 4 4 億 7 千 8 7 9 万 2 千円で、前年度と比較して 1. 9 %、8 千 7 4 2 万 6 千円の減となっています。これは 5 ページに記載しておりますが、地震に伴う固定資産税等の減免や法人町民税の税率引き下げ等の影響により減少しています。そのような中、徴収率は平成 28 年度で 9 5. 5 9 %、前年度比 0. 1 1 % 増となり、前年に引き続き 9 5 % 台を示したことについては、職員の徴収努力を大いに評価します。

6 ページをお願いします。分担金及び負担金の中で、大きなウエイトを占める児童福祉費負担金に

については、現年度分の徴収率が99.5%と前年度に比べ0.28%上がっています。収入未済額を減少させるには、滞納の初期段階での対応が重要と思われるので、引き続き保育園と連携しながら、一層の徴収率向上をお願いいたします。

7ページをお願いします。使用料及び手数料については、第3表のとおり全体の徴収率が95.18%で、前年度と比較して0.18%増加しています。主な要因としては、構成割合の高い住宅使用料の徴収率が、現年度分98.49%と前年度より0.14%増となったことがあげられます。

8ページをお願いします。諸収入については、平成28年度の収入済額は9千792万9千円で、前年度から2千610万5千円増加しています。今回の増額の主な要因は、雷被害公有建物災害共済金1千773万8千円を雑入で受け入れているためです。諸収入の徴収率は78.54%で、徴収率を下げている主な要因は、住宅新築資金貸付収入の未納分であります。貸付金の性格上、返済期間が長期間にわたることから、徴収面談記録の保存と返済計画の書面化や事務引継を徹底し、着実な収納実現を果たしてもらいたい。

9ページをお願いします。不納欠損額及び収入未済額ですが、町税の不納欠損額は1千456万円で、前年度より656万2千円減少しています。また国民健康保険税の不納欠損額についても2千70万8千円で、前年度に比べ516万8千円の減額となっています。

一方、10ページの第6表に示す収入未済額43億2千730万6千円のうち、94.4%を占める40億8千474万5千円が、熊本地震関連災害復旧事業、地震に伴う国・県補助金、内訳（国庫7億3千503万8千円、県23億3千853万7千円）や災害復旧債等10億1千370万円の、地震の影響により翌年度への繰越による収入未済額となっています。

11ページをお願いします。平成28年度の普通会計の歳出総額は144億1千508万8千円で、前年度に比べると15億1千298万3千円、11.7%の増額となっています。まず人件費については、上記第1表のとおり、前年度より2千138万8千円増額の19億1千25万円となっています。職員給は8.6%の増で、退職手当の増加や非常勤職員の伸びが影響しているものと思われます。

12ページをお願いします。物件費は、平成28年度の決算額が38億1千903万円で、前年度に比べ24億728万8千円増で170.5%と大幅に増加しています。主な要因は、災害廃棄物処理等業務や家屋等解体業務など熊本地震に伴う業務委託が増加した点大きい。物件費の今後の推移を慎重に見守りたいと思います。

13ページをお願いします。扶助費は、年々増加傾向にあり、平成28年度の決算で30億4千193万6千円、前年度より5.6%の伸びを示し、依然として義務的経費増加の主因となっています。高齢社会から超高齢社会へと突入している現在において、今後ますます深刻化することが予測され、財政硬直化の要因となることが大いに懸念されます。

14ページをお願いします。補助費等ですが、平成28年度は25億3千853万4千円で、前年度より7億6千326万円の増額。これは震災に伴う補助事業等の増加によるものです。菊池環境保全組合と菊池広域連合消防本部の近年の負担金の推移について、15ページ、第4-2表のとおりであります。菊池環境保全組合負担金は、平成33年度の供用開始を目指す新環境工場の建設を控え、

今後大きな投資が見込まれており、町の負担を少しでも減らすために、更なるごみの減量化などに向けた継続的な取り組みが求められています。

15ページをお願いします。繰出金は、平成28年度の決算額13億4千37万7千円で、前年度より1億9千839万6千円の減となっています。16ページ、第5-2表に示すとおり、国民健康保険特別会計は、歳入、歳出の適正化に努めるとともに、前期高齢者交付金の追加交付により、繰出金が減額になっています。なお、公共下水道特別会計は、公営企業経営健全化計画に基づいて、記載の借り換えを実施し、借換債の一部償還完了に伴い減額となっています。また、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計については、少子高齢化の進行とほぼ連動する形で、介護保険認定者数や被保険者数の増、並びに保険給付費や保険料も増加する一方で、繰出金も増加傾向にあります。

17ページをお願いします。財政全般について、最初に税収の状況については、第1表税収の推移で示しておりますが、状況説明は4ページで述べましたので省略いたします。

18ページをお願いします。財政調整基金や減債基金など各種の基金積み立ては、第2表各基金の推移のとおりです。平成28年度末の基金の総額は、44億3千113万1千円で、一部積み立てているが、財政調整基金、公共施設整備基金等を取り崩していることから、前年度より4億207万6千円の減額となっています。

19から20ページをお願いいたします。公債費は、14億1千907万円で、平成17年度以降ほぼ横ばいで推移してきたところだったが、平成24年度から増加傾向を示しています。次に第3-2表に示す平成28年度末の普通会計の地方債残高は、139億2千206万3千円、前年度に比べ10億1千782万8千円の増額となっています。これは熊本地震に伴う起債などにより増加しています。

21ページをお願いします。主な財政指標についてですが、平成28年度の実質収支比率は19.4%で、前年度比6.2%上がっています。主な要因は地震に伴い特別交付税が増加したためであります。次に財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成27年度の82.7%から平成28年度は85.9%と3.2%増加しています。この要因について22ページで述べていますが、今後も景気回復の見通しがつかず、法人町民税等の増収が期待できないため、より一層の経常経費の抑制が必要であります。また、平成28年度の財政力指数は単年度で0.719となり、3年間の平均値は0.698となった。この指数が下がり続ける傾向には、十分な注意が必要であります。

ここで別に配付しております、平成28年度財政健全化審査意見書と公営企業会計経営健全化審査意見書をお願いいたします。

1、審査の概要、2、審査尾結果の総合意見については、いずれも適正に作成されているものと認められます。また、個別意見の実質赤字比率と、連結実質赤字比率についても良好な状態を示しています。ただ、実質公債費比率については11.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好な状態を示しているものの、平成27年度の熊本県内市町村平均値8.5%と比べると、決して低い数値とは言えないので、将来負担比率とともに、今後も注視していく必要があります。

次に、元の意見書に戻りまして25ページをお願いします。

これからは、特別会計に入ります。最初に国民健康保険特別会計を支える国民健康保険税の収納状況は、下記の第1表のとおりです。平成28年度の収入済額は、5億4千768万7千円で、前年度より4千759万7千円の減額となっています。徴収率は前年度から0.41%増で93.0%となっています。また収入未済額については、平成17年度以降、毎年増加し続けていたが、平成24年度から減少に転じ、平成28年度は1億6千265万2千円で前年度よりさらに461万9千円の減額となっています。徴収率から見ると93.0%は決して十分な率ではないことから、今後も不納欠損額及び収入未済額の減少に努力願いたい。

26ページをお願いします。次に第2-1表に示す国民健康保険の主な歳出の状況によれば、平成28年度の保険給付費は19億5千982万2千円で、1億7千418万9千円減額となっています。なお、介護給付費は平成24年度以降減少し、後期高齢者医療支援金等も2千204万4千円の減額となっています。国民健康保険への加入者の状況は、27ページ第2-2表のとおりです。平成28年度の医療費は、前年度比で2億6千326万9千円減額となっています。これは加入者の減少などや今まで取り組んできた健康増進事業の成果と思われるが、医療の高度化や地震の影響による医療費の増加が今後も懸念されます。

次の29ページの大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計決算については、記載のとおりです。

30ページをお願いします。公共下水道事業を運営していく上での自主財源である下水道使用料の収納状況は、下記第1俵のとおりです。平成28年度決算では、使用料収入が4億23万8千円で、前年度比6千848万3千円の減額となっています。下水道使用料は、大津菊陽水道企業団によって、上水道と一緒に収納が行われているため、連携して徴収率向上に努めてほしい。

31ページ、第2表公債費の推移、第3表下水道普及率と水洗化率の推移、32ページ、第4表実質収支に関する調書及び第5表財産の状況については記載のとおりです。

33ページをお願いします。

介護保険制度の要介護認定者数の推移は第1表のとおり、介護保険事業がスタートして以降、毎年ほぼ増加の一途をたどっており、平成28年度は前年度より49人増となり、1千336人となっています。こうした状況から、保険給付については、34ページ、第2表のとおりとなっています。平成19年度以降は年々大幅は増加となっている現状であり、平成28年度も例外ではなかった。次に、介護保険料収入であるが、第2表のとおり、こちらも年々増加傾向にあったが、平成28年度決算では、熊本地震に伴う減免等により、前年度に比べ3千858万2千円減となっています。平成28年度徴収率は97.1%であるが、保険料の収入未済額については950万5千円で、前年度比17万3千円増となっているので、収入未済額の増加をなんとか食い止めるための根本的な対策が必要です。なお、35ページの第3表実質収支の状況、第4表財産の状況については、記載のとおりです。

36ページをお願いします。最初に、農業集落排水事業のこれまでの経緯について記載しておりま

す。事業の推進及び運営の自主財源となる分担金と使用料の収納については下記第1表、37ページ第2表のとおりであります。分担金については、平成24年度以降に事業が完了し、平成26年度からは追加分のみとなるため、徐々に収入未済額が減少しています。使用料については、平成21年度までは、徴収率100%であったが、平成22年度以降、収入未済額が増加しており、徴収率も毎年低下傾向にあることから大きな懸念材料となっています。なお、第3表公債費と起債残高の推移、38ページ第4表実質収支の状況、第5表財産の状況については、記載のとおりです。

39ページをお願いします。後期高齢者医療特別会計決算ですが、被保険者数については、平成28年度では前年度より61人増の3千724人となっています。保険料の収納状況については、第1表のとおり、平成28年度の徴収率は99.40%と高い数値を維持しているが、繰入金が増額が止まらない点が気がかりであります。厳しい時代にも関わらず、所管課における徴収努力の跡が伺われるものであり、高く評価するところであります。

続きまして、別冊となっております工業用水道事業会計決算審査意見書の報告をいたします。

1ページをお願いします。第1審査の概要、第2審査の方法については記載のとおりです。第3審査の結果ですが、決算報告書、財務諸表及びその他の書類は、地方公営企業の関係法令に準拠して作成されており、各係数とも審査を実施した範囲内においては正確と判断しました。また、予算の執行に関しては、概ね良好であったと認めました。平成28年度決算ならびに近年の業務実績は、2ページの第1表及び第2表のとおりであります。平成28年度は熊本地震により企業が被災して状況が一変しました。年間給水量は、34.3%減の85万6千278立方メートルで、営業収益も31.6%減の4千933万289円、前年度比2千273万9千633円の減となっています。

3ページをお願いします。収益的収入及び支出については、収入決算額5千86万7千円、支出決算額4千312万3千円となり、当年度収支は774万4千円の黒字となっています。

4ページをお願いします。財政の状況ですが、貸借対照表から財政状況を分析すると、まず資産の部では、固定資産総額が922万5千68円減少しています。流動資産は現金のみであるが、1千360万4千512円の増であります。このため資産合計は前年度から437万9千444円増の4億2千819万3千20円となっています。負債の部では、前年度比336万4千997円減少して、5千740万5千567円、資本の部では、前年度比774万4千441円増の3億7千78万7千453円となっています。

5ページをお願いします。企業債の償還は順調に進んでおり、平成29年3月には1千120万円の償還が完了し、未償還残高は647万1千478円となっています。審査意見として、地方公営企業会計は複雑であり、習熟にはある程度時間を要するため人材育成が急務と思われます。さて、本年度の給水量は熊本地震の影響により、前年度比マイナス34.3%と減少しているが、年度末契約水量は3千580m³/日となっており、企業活動の動向に注視し、今後の見通しなど関係機関と連携して、情報を収集する必要があります。一企業に給水量の約70%を依存している体質は変わっていないため、第4水源地の必要性や循環式の推進も含めて、慎重な判断をお願いしたい。

それでは最後になりますが、元の意見書に戻って24ページをお願いします。

決算審査は月ごとの出納と検査する例月出納検査の延長線上に位置するものであり、その意味では例月出納検査で指摘している事項の再点検という性格を持つものであります。一方、例月出納検査では確認していない複数月にまたがる歳入・歳出状況の実態把握や、決算報告書の記載数値との整合性の確認も行うことから、その観点での指摘事項も加えて記載しています。昨年度の決算審査における指摘事項の中で、監査の効率を高めるために改善を求めた調定関係及び歳入歳出関係書類については、概ね改善されてきています。なお、決算書に集計されている金額と支出関係証憑とを効率的に照合できるように、システムの構築を再度要望します。

歳入の状況ですが、自主財源である町民税は、個人町民税が2.1%の増額、法人町民税は21.3%の減額であり、相変わらず法人町民税が大きな変動要因となっています。また、平成28年度末の基金は、財政調整基金、公共施設整備基金等を取り崩していることから、前年度より4億207万5千円の減額となっています。さらに今回の熊本地震に伴い、普通会計の地方債残高も前年度より10億1千782万8千円の増額となっています。熊本地震に伴う災害復旧・復興での地方債発行は、元利償還に交付税算入の措置はあるものの、全て措置されるものではない。今後の財政運営は慎重に進める必要があります。復旧・復興計画を前提とした、振興総合計画、庁舎建設計画そして財政計画とリンクするためには、新たな視点での事業評価を行い、特に現事業の廃止・縮小等に重点をおいた見直し、検証が重要と思われれます。

以上、審査意見書の報告とさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩します。1時15分から再開します。

午後0時16分 休憩

△

午後1時14分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第31 議案質疑

○議 長（桐原則雄君） 日程第31 議案質疑を行います。

まず、議案第34号から議案第37号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬議員。

○5番（豊瀬和久君） 議案第34号の津町いじめ問題対策連絡協議会の設置条例の制定についてと、議案第35号の津町いじめ問題再調査委員会設置条例の制定についてお伺いをさせていただきます。

まず、この条例をつくることによりまして、いじめられている人をどう守ることができるのかというのと、いじめている人を早期に見つけていじめをしない予防体制を構築する必要があると思うんですけれども、この条例をつくることによりまして、その2点どういうふうにするのかお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

今回の設置条例で連絡協議会を立ち上げるわけですが、こういった部分でそういったその役割を含めててということでもちょっと説明したいと思います。今回の設置条例の第2条でその主旨というのを記載しておりますけれども、その中にはいじめ防止等に関する機関及び団体の連携、その他いじめ防止等のための対策を推進するために、必要な事項に関し連絡及び協議というところで今回連絡協議会というのを設置するものでございます。具体的にこういった活動なり、そういった部分を行うかということですが、まず一つは3月に策定しました町の基本方針がございまして、こういった基本方針の見直し、それから基本方針の中にいじめの防止、早期発見そういったいじめの対象、そういったところを基本方針を出しておりますけれども、そういった基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な年間計画の作成、実証、検証、修整あたりもこの連絡協議会の中で行うというところでございます。または家庭、地域住民からのいじめ窓口としての役割、あるいはいじめの疑いに関する事案、児童生徒の問題行動に係る事案に対して学校への方針や支援、指導あたりを行っていくことで、先ほど説明しましたように、重大事態の発生の場合の原因の調査、そういったところも併せて行うというところで考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬議員。

○5番（豊瀬和久君） せっかくこういう条例をつくられるので、いじめられている子どもはしっかり守っていくということと、いじている人はぜったい許さないというような気持ちでつくられるわけですから、そういうものをまたPRをして子どもたちを安心させられるようにしていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案第36号の個人情報保護条例の一部を改正する条例についてお尋ねします。

これは説明資料集の9ページですね、第2条の（1）のところが変わっております、個人情報の定義のところで、「個人に関する情報」であったものが「生存する個人に関する情報」ということになったわけですね。ということは亡くなった方についての保護の枠組みというものがちょっとわからなくなってしまう。最近デジタル遺産とかいうような話もありまして、亡くなった後に人に見られたくない知られたくないものというのはたくさんあるということで、例えば亡くなった後であっても犯歴であったりとかあの人はどういう思想、信条を持っていたんだとか、そしてそのセンシティブな情報に関しては守られなければいけないのじゃないかと個人の尊厳というものもございまして、そうした仕組みというものがどのように担保されているのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 佐藤議員の個人情報保護条例に関する質問にお答えいたします。

亡くなった方に対する個人情報保護がどうなっているかと今回その条例で生存する方の情報をその

個人情報として扱うというような記述になっておりますので、では亡くなった方はどうなるかというようなお話かと思えますけれども、基本的に今回個人情報保護法ですね、法の上位法に基づいて、このような改正をしたわけでございますけれども、この保護法の目的としましては、個人情報に死者に関する情報を含むことは、行政機関、個人情報保護法の個人情報の保護の範囲を超えるものであるというような趣旨から、今回生存するものというようなことになったわけでございますけれども、今申されましたように、亡くなった方に対する個人情報というのも例えばそれがそのまま生きている方の情報につながっていくもの、これについては個人情報として今回は同じく保護されるべきものであるというようなことが、今回改正した後でもそのような形の取り扱いになろうかと思えますけれども。ただそのセンシティブなもの、名誉に関わるもの、そういったものをどこまで保護するのかということにつきましては、やはりこの枠の中では、今回は決めているところではありませんけれども、やはりその取り扱いについては慎重に取り扱っていく必要があるかなというふうに思っているところではございます。条例上はそういうふうになっておりますけれども、取り扱いにつきましては、慎重に取り扱っていかなければ、それが今度は生きている方にそれをいろんな弊害をもたらす可能性もございますので、そういった生きている方の情報につながるようなものであれば当然保護していかねばいけないものでございますので、そういった亡くなっている方の情報だからといって簡単に情報を出すことはやはり控えるべきかなというふうに思っているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今のお話ですと、結論としてはこの条例の範囲内では、特にそうした個人に関する情報の保護が担保されているわけではないということだと思えますけれども、この条例は生きている方に関するものを定めたものだとすると、やっぱりそっちのほうに欠ける必要なのではないかと思うところですので、町の条例として考えるのかそれとも国に上位法があったほうがいいのかわかりませんが、何らかの対応というのが必要ではないかと思えますので、ぜひご検討ください。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 先ほど同僚議員から指摘がありました、私も議案第34号について2点お伺いいたします。

先ほど機能についてはご説明いただいたんですが、もう少し詳しくお伺いしたくて、具体的に1点目が見つかった理由というのが、もちろん国から下りてきたというものもあると思うんですけども、これをやることによって、例えば現状の体制にこうした課題があって、具体的にこういった機能の強化が図れるというところをもう少し伺いたいと思います。2点目が、先ほど重大事態というお話がありました。ここをどなたがどういうふうに判断して、重大事態として取り扱っていくのかということをお伺いしたいと思います。1点目少し補足したいんですけども、この補足説明資料集のほうの6ページにフロー図が載っていますが、ここは飽くまでも重大事態発生時の対応フローとなっていて、ここだけ見るといじめをなくしていくための参考として一つが起こさない、防止するというので、二つ目がちゃんと把握する、三つ目が解消するというので、解消にはもちろんつながるんですけども

これができることによって先ほど窓口設置のお話もありましたが、具体的にどのように把握体制のほうを強化できるのかというところを少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 金田議員のご質疑にお答えしたいと思います。

先ほど今回の連絡協議会の具体的な役割等を説明させていただいたところなんですけれども、具体的にどのように推進していくかというところで、先ほど言いましたように、いじめの防止ですとか早期発見、あと発生した場合の対応等々については、基本方針の中でその流れあたりも含めて記載させていただいてるところでございますけれども、実際、各学校ごとに方針というのはつくってございすけれども、今回町全体としてこういった形で作らせていただきましたので、その基本方針に沿った中で個別の対応については進めさせていただきたいというところでございます。それから重大事態の発生をどのような形で把握するかというところでございますけれども、まず、いじめにつきましては、各学校のほうから各毎月どういったいじめがあったというのは報告をいただいているところでございます。ただその重大事態、そういったケースに対しては、詳細な報告が上がってくるような形になるかと思えます。まず協議会の事務局が教育委員会にございますけれども、まずその把握の方法としては、学校からのそういった報告あるいは学校がいじめの結果ではないとか重大事態ではないといった場合につきましても、児童生徒さんや保護者からの申し立てについては、町のほうに報告をしていただくような形になりますので、そういったところも含めて、さっきお話がありましたように、この基本方針、設置条例につきましてもまた周知あたりをしながら、町あたりにもそういった情報が上がってくるようなそういったことも検討すべきではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度、質疑いたします。

お伝えしたいことが、もともとこのいじめの対応、対策、教育委員会のほうでも学校のほうでももちろんしっかりやっていたと思うんですよ。ただ、この度あえてこの組織をしっかりつくって条例も定めてやっていくという中で、具体的に何かしらの付加価値というか強化するところがあると思うんです。今の話だけ聞くとものすごく薄ぼんやり聞こえてきて、もし可能であれば、具体的に例えば今いじめの把握上で、こういった課題があつてこれができることによってこういったことが期待できるだとか、あるいは解消についても防止に対しても具体的にこういったことが見込めます、そのためにこういう工夫をしていくつもりですとかそういった内容があればお聞かせいただきたいと思います。あわせて少し関わるとこなんですけど、ここに条例第3条の（7）にその他教育委員会が必要と認める者とありますが、これに関してどういった方を考えているかというところもお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 金田議員の再質疑にお答えいたします。

いじめ問題につきましては、今現在の取り組みあたりも含めまして、先ほど繰り返しになりますけ

れどもいじめ防止とか早期発見、早期発見につきましては、アンケートの実施ですとか教育体制相談の実施とか、そういったところがございます。併せまして対象につきましては、まだ具体的な町の流れ等もつくってなかったところがございますので、そういった今の取り組みあたりをもう少し強化するあるいはいじめが発生した場合の対応あたりを具体的にするとということで、今回こういった形で設置条例をつくらせていただいたところです。

組織につきましては、この条例の中でも謳っておりますけれども、具体的には、委員長が教育長になりますけれども、そのほか学校長、町の教育支援センターの相談員、県の児童相談所の担当者、大津警察署の生活安全課長、大津町のPTA連絡協議会長、該当する当該校のPTA会長、それと町のほうとしましては、教育部長、子育て支援課長、総務課長、福祉課長というところで、基本方針の中でそういったところで定めております。今言いました基本方針の中で、町の組織の中の職員あたりをあてていくというところで、今回の連絡協議会の中ではそこまでのところを想定しているというところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） あとお伝えしたかったのが、こういった組織づくりとか仕組みづくりというのは国のほうが落ちてきて各自治体やっていくんですけども、大津町どうかではなく、この形だけ整えてなかなか魂が入ってなかったり、形骸化していったりというのがあるので、これをつくってこれだけ予算を使って人も巻き込んでいくので、ぜひその中の仕組みというところを委員会のほうからもしっかり意見をもらいながら、より一層考えていただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第34号、35号合わせもって、それと36号について質疑をいたします。

今回いじめ問題対策連絡協議会設置ということで、いろいろ文科省あたりのフローチャートとかいろんなものを私も見ただけがありまして、ここの説明資料の6ページあたりに重大事態の発生時の対応フロー図というのが書いてあります。これを見たときに例えば今までの事件等々を考えてみますれば、それを重大とみなさなかった、見抜けなかった、だから最悪の状況に至ってしまった。最近のニュース報道等におきますと、この夏休みが終わった後というのが非常に青少年の自殺とかが増えているとそういったことを言われております。実際起きているそうでありましてけれども。ですから、こういった条例を制定したから防止できるというものではないんですね。飽くまでも事後対応として起きたときにこういった形をとりましょうというのを明確化したというふうを感じるわけです。我々が求めるのは、その事前対応なんです。ですから、これはもちろん目的として事前対応ができるような話し合いをするようなことももちろん書いてあります。ですから、例えばこういった議案の説明に移るときには、これをつくることによってよりよき対応ができて、事前対応も話し合うような場ができますというような説明がなければ、これは皆様方の言い訳の条例なんです。その任に当たる

人たちの。そうしか見えないんですよ。だから先に進まないんです。何か事件が起きてから対応するというような条例では駄目なんですよ。ですから前面に出すのは事前対応につなげるような条例ですよっていうふうな形、そういったものをどこで見られるのか、そういったところをきちんと説明しなければ、やはりただ単に条例をつくりましたという形になりはしないかなと思いますので、この点について事前対応にも必ずつながるといようなものがあるのかどうか質疑いたします。

そしてまた議案第36号、個人情報保護条例ですね。個人情報保護法あたりを見てみますれば、そういった行政機関においても、そういったような対応をなささい、法律がありましたけれども、その国の法律っていうのは、その行政機関にあたるのは国家組織の行政機関であって、ですから中央自治体あたりのものは書いてありませんでした。ですからそれに対して、神奈川県が最初に条例を立ち上げたということで、やはりそういった認識を各自治体がその理解して、条例を制定して対応しなければならないというものであったかと思えますけれども、ここで思うことは、この個人情報保護条例をつくって、これっていうものはやはり大津町住民の立場で菊陽も例えば近隣町村ですね、市町村とやはり同一でなければならないと思うんですよ。ですから、これは町単独でこういったものを制定しましたというのか、それとも、いや、近郊町村も一律にこういった高き意識のもとで個人情報を保護していくっていうような形をとるために、全体的に対応しましたというのか、その点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

今回、この設置条例を制定しておりますけれども、先ほどちょっと説明しましたように今まで町でこういった組織というのはなかったということで、関係機関も含めてそういった連絡だったりいろいろ協議する場がなかったというところで、今回こういった組織ができますので、関係機関あたりの意見も聞きながら、いじめの予防とか連携あたりが図れるようになるというところで考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員のご質問にお答えしたいと思います。

議案第36号の個人情報保護条例についてご説明申し上げます。永田議員がおっしゃられるように、この個人情報保護条例というのは、国に先行して地方が実状に応じて、必要だからこの条例化を進めていったというの現実ではございます。とはいえ、国のほうもそれに追随しながら法制化をしてそして一つのちゃんとした法解釈といいますか、それを体系をつくりながら全国的に同じような市町村でばらつきのないような形で、この個人情報保護の取り扱いを進めていこうということで、私どものほうも総務省のほうのいろんな見解を聞きながら、今回改正したほうがよからうということで今回改正の条例を提出したところでございます。

近隣の市町村の動向でございますけれども、合志市のほうはうちと同じような形で条例のほうの改正を行う予定になっております。菊陽町のほうは周りの市町村の動向を見ながら今後改正していくというような形で聞いております。いずれにしましても、近隣市町村のほうは、国のほうの法改正が進

んでおりますので、その流れに沿って条例のほうも改正していくものというふうを考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

この議案第34号から36号まで、何かリンクしているような感じがしまして、私なりに考えてみましたところ、なぜいじめ問題が終わらないのかなということと、個人情報の扱いが非常に難しくなってきたということ。というのが、例えばアメリカの大統領あたりがツイッターで情報を流しますよね。あれっていうのも、大きく世の中を左右するツイッターの一言であるわけですよ。例えば、今いじめ問題を考えましたときに、私は一番有効なのはこういった条例をつくるよりも、各、言うならば匿名で構いませんから、もう情報を流してもらおうと。中学生なり小学生なりに、こうこう何とかちゃんが、こういういじめを受けているとか。それこそそれが情報の保護をしなければならないのか、犯罪なのかいろんな形で考えなければいけないときに来てるかなと。しかしながら、そこまでしないと恐らくいじめはもう防止できない状況になっているんですよ。ですから、この条例を深く考えたときには、やはりこの情報化社会で受信機も発信機も今持っているわけですよ、言うならばハンディで。そういった形を例えばハンディフォンや例えばスマートフォンあたりを持っているならば、そういったものを組み込むべきじゃなかったかなと思うわけですよ。その中でそういった対応というものをきちんと明確化したほうがよっぽど、何というかコソコソしたようなそういった犯罪とかの撲滅につながるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、このいじめ問題を考えるときに、もう一歩踏み込んだものにしていかなければ、ここのメンバーとなる人たちという人たちじゃ到底情報が足りないのかなと。ただ教育長が認める人を任命するともありましたよね、何か。連絡協議会には。そういった形で適材適所の人が、例えば役職を持っているからその人は非常にいい意見を出すんだというのは、もう間違いの世の中に来ているというのも認識していただかないと、保護者会の会長さんが何か事件を起こしたりとか、そういったのも最近ありましたよね。ですから、これってありきたりにやっぱりどうしたってこの組織のあり方は思うんですよ。ですからこういったものも、もう既に形骸化したような今までの選び方で出来上がらせようとしている条例に見えてしまう。ですから本当に有効に条例を働かせるためには、そういった個人情報の取り扱いもひっくるめて、うまい具合情報操作、情報収集というものをやらなければならないから、これとこれはどうもリンクしているんじゃないかなと私は思うところであります。ただ、この議案第34号の組織を見てもみすれば、委員15人以内をもって組織すると、以内ですね。書いたときに、私はこの全体の会議をすべからず参加しなくても、そこに例えば生徒会の何々君とか何々さんが参加するとかいうような、例えばそういった協議委員を設けるのはおもしろいかなと思ったりもするわけです。ですから、大人の目線で見ると学校やそういった青少年の実態というものと、その同年代の人たちが感じているそういった事実というものが、これはどうもリンクされていないような感じがして、本当に機能するのかな。それこそ事後対応の条例にしかならないのかなと思う部分がありますので、この条例をするには特に重要になるのは情報収集の部分だろうと思うんですよ。この点について、この組織が適正であるとの認識はどこから生まれてい

るのか、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

今回の連絡協議会の組織ですけれども、やはり上位法のメンバーというかそういったところを参考にちょっとつくらせていただいたところですが、現実的にそういった情報あたりの共有がどこまでできるのかという部分がございますので、さっき話もありましたように組織の中身については、もうちょっと部内あたりも含めて検討させていただければと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

山部良二君。

○2番（山部良二君） 議案第34号、35号と36号ですね。やっぱり重大事態として対応すべきいじめの発生とありますが、これは保護者との認識の違いとか温度差がある場合があるじゃないですか。学校側は重大事態と思っていない場合と、保護者は重大事態だと認識した時の違い。それと、議案35号関係の町長が再調査が必要かどうかを。

○議長（桐原則雄君） 山部議員。すみません、所管の委員会が35は総務でしょ。だから委員会での整理をしていただきたいので、所管外の質疑をお願いしたいと思います。34号はいいですよ、35と36は総務委員会での審議になります。

○2番（山部良二君） わかりました。じゃあ最初の。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

ご質問の確認ですが、学校が例えばいじめではないとかいう部分と、保護者のほうからはいじめだよという部分がケースとしてはあるということですよ。同じ事例であってもですね。いずれにしましても、学校がいじめではないとか重大事態ではないというケースもあり得ると思います。先ほど言いましたように児童生徒や保護者からの申し立て、あるいはそういったいじめについては、基本的には学校のほうから報告をいただいておりますので、そういった内容も含めまして、その申し立てと教育委員会での判断あたりも必要になってくるのかなというところで、当然重大事態であるということ以外にもそういった疑いがある場合についても調査報告をするようになってますので、そういったところでの取り扱いになってくるかと思えます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第38号の天津町都市公園条例の一部を改正する条例についてお尋ねをいたします。

今回、多目的広場が中心になりますが、人工芝、大変立派な施設になっているようですが、それに

に伴い使用料金が値上がりをするということですが、料金が値上がりをするということで、大分町内利用者については大分配慮がなされているかと思いますが、現地でもどういう場合が減免になるかという話がありまして、条例の18条で町長は減免をすることができると、減免条項が出されて、実際使用料をどうするかということですが、こちらは行政財産使用料徴収条例のほうにふってあるということで、そちらの条例をみますと第5条で減免の理由として大きく公共的団体の利用の場合、もう1項は町長が認めるとき。町長が認めるときというのは、特異な場合だと思うんですけど、公共的団体の利用は減免することができる、公共的団体というのは一体何をもちて公共的団体として取り扱っているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

今回の運動公園の減免の対象ということでございますけれども、教育関係施設いろいろございましてそれぞれ減免規定ございます。今回この運動公園の減免につきましては公共的部分としまして、町が主催するものですね、あるいは町が共催する行事、あるいは学校行事等については全額減免というところにしております。あと一部減免といいますか、減額になりますけれども、例えば学校の部活動であったりとかそういった部分については減額というところでの取り扱いをやらせていただいております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 大津町の運動公園であります、総括をするのは都市公園の一部として運動公園があるわけですが、要するになるべく安く町民に憩いの場、スポーツの場を提供するというのが本来の主旨であるかと思いますが。その減免ができるというのは必要だと思うんですけど、今おっしゃった学校とか部活とか、いわゆる情報公開じゃないですけど、これこれ具体的にこれこれここは減免をします減額をしますというのを、文書できちんとわかるように明らかにするべきではなからうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員の再質疑でございますけれども、減免の対象ですとか減免の行事を具体的にというところでございます。実際そういったところで例えば施設に貼ったりとか、どこかのホームページに載せたりとかそういったところをやっておりませんので、実際どういった形でその辺を周知するのかについては、ちょっとまた今度検討をさせていただきたいと思います。実際、どういった団体とかがその該当になるということについてはですね。今後検討させていただきたいと思います。

○15番（荒木俊彦君） 誰がそれを決めるんですか。ここは減免するとか、あなたのところは減免しないとか。

○教育部長（市原紀幸君） それは条例なり規則だったり、あるいはその場合によっては内部決裁あたりで減免、減額をしていくというところでございます。最終的には町の内部、町長決裁あるいは教育長決裁でそういったところを規定していくというところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 条例上で追っていくと、町長が決定するという事になっているようであり、委員会でたぶん議論されると思いますので、町民にあそこは減免されたののうちには減免されんと、そういう不公平感がないようにきちんと町民の前に、町民の財産ですからね、誰もが納得するような形で減免をはっきり謳うべきだと思いますので検討願いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第40号に対して質疑いたします。

この公の施設の他の団体の利用に関する協定についてであります、説明資料の39ページを見てもみすれば、熊本連携中枢都市圏構想についてという形で説明をしてあります。非常に考え方からするならば、もう既に合併もそうだったですよ。なんで各町村に一つずつ何らかの同じような施設があるんだって。2町一緒に二つで一つにしたらどうだろうかといろんな話がありまして、行政のそういった箱物にしても何でもですけども、効率化を図りなさいということはもう前々から言われていることではあります。ただこの点について心配される点もあると思うんです。いいばかりではなくて、例えば図書館を考えると、大津の図書館を例えば他町の人たちがその利用されると、返却率が非常に悪くなるだろうという形の話が以前、だいぶ前から聞いてるんですが、例えば逆にスケールからしますと熊本市は大津町よりもずっと大きいわけで、そう考えますならば、熊本市のほうが影響を受けるかなと思うんですよ。例えば熊本市に大津の人が行って、なかなかあちちに行く機会がないから返せない、おおづ図書館で返せるのかなとかいろんなものが出てくると思います。要するに管理運営のあり方の問題ですけども、こういった協定を結ぶ場合はしっかりとそういった運営をなされるというのが大前提でありますから、例えば図書カードがありますよね、あれでバーコードなり何なりの個人情報を読み込んで、大津町の図書館は貸し出しをしたりとかするんですが、そういった熊本市とかとの連携、そういったソフトのですね、はできているのか。ですから、例えば逆に大津の図書館をほかの町外の方々が借りられた場合、そのときにきちんとそういった情報を把握できるような体制というのはもちろん必要になってくると思うんですよ。そういったものはきちんと構築されているのか質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

実は大津町の図書館ですけども、大津町独自のシステムということで、熊本市とは連動というか連

携は取れていないという状況です。現在も熊本市から通勤、通学されている市民の方には貸し出しをやっておりますけれども、同様に図書カードをつかってその中で管理しているというところで今後そのシステムについて熊本市と合わせるかということについては今の段階では考えてないというところで、それぞれで熊本市民の方は図書館で借りられる場合はこちらで管理するし、大津町の方が熊本市で借りられる場合は熊本市で管理するというので、それぞれの規定に則って管理運営を行うというところで考えてます。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今説明のと通りの管理の仕方であるならば、例えばごみの問題に例えますれば、大津町のごみ袋に入れてどこかほかの町村に捨てられていたごみがあったとします。それは連絡が来て大津町が取りに行かんといかんわけですよ。というのを私が言いたいのは、今の本も一緒ですよ、言うならば借りられて1カ月も2カ月も半年も返すことがなかなかままならない場合、電話連絡しても何も返してきません場合は、どうするんでしょう。それが1冊何千円もするとか1万円もするとかいうや本ですね、みんな待ち望んでいるというような図書だったらどうしましょう。わざわざ取りに行くようなことやりますか。そういったものまで連携するのが管理運営というんですよ。そのときに、これは例えですよ、熊本市の〇〇さんが大津の図書館からこういった書庫を借りておられますと。しかし、なかなか返していただけないのでこちらから連絡なり何なり通じて返していただけるようお願いでけんですから、それも近くの図書館だったならば、いずれ何らかの交流のときに取りに来ますからとかいろいろやり方があるじゃないですか。ですから、大津町民がその連携を組むことによって、いろんな図書が貸し出されて、町民の方々が借りられないような状況は避けましょうよということなんですよ。ですからそういった運営、言うならば書庫の管理というのは非常に重要ですから、それこそ先ほどの話じゃないですけど、町民の税金です。ですから、そういったものの管理というものをきちっと念頭において、こういった協定というものはやっていかなければ、そういった書庫の管理ができないならば、以前の問題になってしまいますので、そういった例えばいずれ同一のソフトで管理しますよとか、いろんな形がとれるのかそういったものを今後課題としてもっていくのか、そういったものをどんどんやっていかなければ更新されていいシステムになっていかないんですよ。ですから、せっかく連携中枢都市圏構想というものが推進されている母体となる熊本市があるならば、そういったものの連携、それこそよりよきソフト、いうなら管理体制をするためのそういった体制づくりというものに取り組むべきじゃないでしょうか。じゃないと、協定結んだけれどもデメリットが多かったというものじゃ話にならないと思いますので。そういったしたたかな言うならこちらの戦略をもって望まなくてはならないと。協定というのは自分たちこの町だけですするわけじゃないんですね、ほかのところと一緒に手を結ぶわけですから、そしたら疑うわけじゃないですけど、お互いきちんと礼を正してやりましょうねっていうこの明文化された協定書ですから、そういったところまで掘り下げてきちんと考えておられるのか質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の言われたのはごもっともでございます、大津町の図書館に置かましても、西原あるいは阿蘇市、南阿蘇、蘇陽のほうから大津町の図書を5、6冊借りて行って、返ってこないとかいろいろありましたものですから、職員が向こうに取りに行ったりして、あるいは無くしたり、いろいろそざしたりするのが多々あったことは確かでございますので、この協定につきましては、経費の負担とかその他についての協議事項がございますので、そういう問題関連等についてもじっくり煮詰めながら協定を結ばせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 町長から答弁いただくのはうれしいんですけど、経費も税金ですのでその点をきちんと把握して対応していただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号から議案第42号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一般会計の補正で、予算書の28ページですかね。熊本地震関係費19の負担金補助金で、予算の概要の7ページに記載がございます。

地域生涯学習施設等復旧事業費補助金です。いわゆる地域の集会所や公民館等を地震で壊れたところを9割補助をするという案件であります。まず東区コミュニティセンターほか7件ということで、この箇所を例示いただきたい。それから、地域集会所を、地域生涯学習施設等、なんで等が入っているのかなと思って調べてたら、町の条例で大津町地区集会所設置条例というのが出てまいりまして、この中に私の地元といえば地元ですけど、新小屋地区の集会所も含めて5カ所護東地区、真木地区、古城地区、新小屋地区、前原地区ということで、これがいわゆる辺地債を使ってこの5カ所の集会所が昭和60年当時整備をされた。つまり条例でこうした5カ所の集会所を設置しますという条例がまだ残っているということですね。つまり一般的に考えれば、条例で謳っている集会所は町の財産と考えられます。そうでありますならばこの5カ所については、修理するんであれば町の予算で行うのが道理ではなからうかと思うんですけど、以上2点についてこの補助対象の場所、それから地区集会所設置条例との矛盾はないのかお尋ねをします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

まず、地域学習施設と復旧事業費補助金の場所ですけれども、今回補正で計上しております分、全部で8件ございます。1件目はここに書いてありますように東区コミュニティセンターでございます。後残りが、多々良、森、桜丘、日吉が丘、町、美咲野2丁目となっているところでございます。

それと2点目で、地区集会所の設置条例、まだ条例のほうが残っているというところでございます。こちらにつきましては、先ほども説明がありましたように、当時の起債で町のほうの事業で建設いたしましたので、その後実際地元のほうに移管して、名義のほうも地元の名義になっているところでございます。ただその起債の返還等が終わった時点で、条例を廃棄すべきところではございましたけれども、ちょっとそのまま条例上残っているというところで、この条例につきましては近いうちに廃止条例のほうをあげさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 全部で8カ所ですかね、今回の補助対象は。今ちょっと8カ所メモを取りそこなったんですが、この8カ所の中で、この地区集会所設置条例に残っているのはないですかね、今回。例えば新小屋集会所は今度例の県のほうの補助金が、高尾野の集会所そうですね、もう1回対象の公民館の名前をゆっくり言って下さい、8カ所。それと県の補助で100%補助で高尾野公民館と熊日で報道されてましたけど、そちらの対象公民館がわかりましたらお答え願いたいと思います。そちらはわかる範囲でいいです。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

すみません、ちょっと私の誤りでございまして、実は7件と備品の購入が1件ございますので公民館としては7件です。東区コミュニティセンター、多々良集会所、森の共同利用施設、桜丘集会所、日吉が丘集会所、町区公民館、美咲野2丁目集会所でございます。それと先ほどの部分ですけど、高尾野と新小屋と錦野の上揚があったと思います。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今回の補助対象、手を挙げられた地区だと思いますけど、ある程度大きな戸数がまとまった自治会なのかなと思うんですが、先ほど言いましたように、辺地債でつくられた条例上の集会所が5カ所、このうちその新小屋の集会所は100%今度補助が出ると報道されております。となると、そのほかの古城とか真木とか護東とか前原とかは修理の要望というのは出てないということなんですかね。お尋ねをします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質疑にお答えいたします。

実際今の5件の中で、実際被災しているところがございます。今回の中にはちょっと入っておりませんが、古城あたりは被災をしております。今の段階では申請は上がっておりませんが。

○15番（荒木俊彦君） 要望はあがっていない。

○教育部長（市原紀幸君） まだどうするかという報告がまだ出ていないんじゃないかなというところで、一応施設としては被災しているけれども、申請としてはまだ上がってきていないという状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この辺地債でつくられた地域の集会所は、いずれにしても多い所で数十世帯、非常に小さい自治会であります。私もなんか前原ですかね、来られてから業者はおらんけど直してくれんかという話もありましたぐらいですから。直したいけど、戸数が少ないもんですから、地元の負担が大きいので悩んでいらっしゃるのではなかろうかと思うわけです。先ほど「みんなの家」で該当するところは有り難いことに私の地元の高尾野それから新小屋も100%補助で立てていただけるそうなんですよね。ところが今回の町の補助は9割補助と、これはなんとかなくせないかと以前から言っていましたけど、とりわけこの辺地債でつくられたような小さい自治会の集会所は、1割の負担でも相当な負担になるので、「みんなの家」に該当したところともバランスが取れるような、地元の人たちとのよく相談をする必要があるのではなかろうかと思うんですけれど、そういうお話は地元からあがってませんか。小さい自治会。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質疑にお答えいたします。

詳細には担当課のほうでそういった聞き取りあたりはやっているかと思えますけれども、確かに戸数が少ないところについては、そういった負担の、要するに1軒あたりの負担が大きいというのはあるようでございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第43号、補正予算書25ページで、補足資料のほうで2ページのところのハザードマップについてお伺いいたします。こちら項目が大津町洪水等ハザードマップ改定業務委託となっております、内容が県が新たに指定したレッドゾーン区域等を加えた仕様に改定するとありますが、ちょっとこちら伺いたいのが3点ございまして、1点目がこの改定の体制等スケジュール、2点目がこの変更する点ですね、こちら住民の方がよく現状がわかりにくいというお話だとか、実態に即していないというお話もありますが、今回この区域を加えただけの話なのか、それともそのほかにも改善を加えていくのかということをお伺いしたいと思います。3点目が、こちらなかなか住民の方が知らないという話もありますので、どういうふうに周知等していくのかということの3点を伺います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

まず、ハザードマップの改定のスケジュールでございますけれども、今年度中にはこれを改定した上でやっていきたいというふうに考えております。改定に内容でございますけれどもそこに書いてありますように、今までのハザードマップですかね、今までマップがございましたけれども、そのマップをベースにして最新の情報を落としてから改定するというような内容でございまして、議員さんがおっしゃられるように、その見やすいように1ページずつするとか、そういったところまでにはまだ至っていないというような内容でございます。今回はそういったところで、とりあえずとにかく避難所あたりが今回使えなくなった施設とかいろいろございますので、そういったところも早めにその改

定したものを住民の方にお配りして、そしてそのいざというときにこれを利用していただきたいと、そういう主旨で今回やっておりまして、地震の関係もございましてレッドゾーンあたりもまたいろいろと内容が変わってきておりますので、そういったところも含めて早めに周知したいということで今回ハザードマップを早めに改定した上でお配りしたいということで考えております。また周知につきましては、今申しましたように各家庭にマップを印刷した上でお配りしたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 業務も復旧・復興対応で逼迫する中、大幅なものをしっかり情報を集めながらというのは限界があるとは思いますが、これ直すのであればぜひともより使いやすく、より命を守れる役立つものにしていただければと思います。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。2時30分から再開したいと思います。

午後2時22分 休憩

△

午後2時29分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第44号から議案第46号までの3件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号から議案第49号までの3件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 認定第1号につきまして1点お尋ねしたいと思います。

ページでいいますと、一般会計ですね、101、102ページと、189、190ページの二つのところにまたがっておりますけれども、ここにどちらも地方創生加速化交付金という項目がございます。これは昨年3月の震災もございましたけれども、専決で入ってきている予算です。項目を言いますと総務費の総務管理費のほうに1千600万円、商工費の商工費のほうに900万円という予算がそれぞれ付いております。1割は町の一般財源ということになっております。その理由の説明の中で

総合政策課に関しては、からいも等農産物の販路拡大事業とかりノベーションモデルの実施とかですね、7項目ございます。これは実行委員会への補助として出すというような説明でございました。それから商業観光課分の900万円につきましては、インバウンド対策とか台湾旅行者の招致とか4項目ございまして、これは直営であるというような説明であったかと思えます。その決算の結果を見ますと、まず、総務費のほう1千600万円あるんですが、不用額が515万7千円と出ておりますので、実際には1千84万円程度の補助があったということになるんですけれども、これについて中身がちょっと結果として見えないというところがありますので、その辺につきましてどういう実行委員会の体制で、どういう取り組みをしてどういう結果、成果を出しているのかというところをご説明いただきたいというのが1点です。それから商業観光課につきましても、町で実施しますということでありまして、これはちょっとこまごまとした問題が幾つかあるんですが、例えば需用費のところですね、98万8千円ありましたけれども、40万円を補助金に流用しております。その残った58万8千円の中から消耗品費として29万円出てるんですね。消耗品費が29万円出るということは相当仕事したというようなことになると思うんですけれども、その割りに職員手当、賃金のところは全額不用額として出てきているというところなんです。委託料につきましても、かなりの額が不用額となっていると。その補助金のほうはどこに対して40万円いったのかとか、インバウンド事業補助金となっているんですけれども、中身がわからないというようなところで、この二つの事業について経緯と結果について教えていただきたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 佐藤議員の決算認定関係の、地方創生関係事業についてのご質疑にお答えいたします。

地方創生関係につきましては、昨年の28年度は議員がおっしゃるように、幾つかの事業を計画して、全体で2千250万円これの予算を掲げて実行しようというふう考えたところでございます。そのうちできたもの、震災がございましたので、できたものできなかったものあるいは余儀なく事業を縮小したものそういうものがございまして、結果的には決算書のとおり、補助金としましては1千600万円のうち約1千万円ぐらいの執行しかできなかったというのが実態でございます。そのうち、幾つかのことでやったものにつきましては、からいも等の農産物の販路拡大事業、百貨店との物産フェアなどの実施、こちらにつきましてはもう一応予定どおりやれたところでございます。またインバウンド対策として台湾旅行者の招致等に関しましては、震災の影響で取り組み開始が年末からとなりまして、台湾を訪問しての調整とか非常勤職員の採用を取りやめたとか、そういったので若干事業費の残が出ております。また「からいも大学」における人づくり、まちづくり事業における実践研究会の継続事業の実施というのもございましたけれども、こちらのほうも震災の影響によって取り組みのほうを断念した部分がございましたので、実際は250万円の予算に対しまして97万5千円というような支出の状況になっております。それからからいもを使った商品関係の開発あるいは大津マルシェ、県外での大津マルシェの開催ということで400万円の事業につきましては270万円の事業執行ということでございまして、県外のマルシェにつきましては開催しましたけれども震災の影響で

町内での商品開発ができなかったというような状況でございます。それからリノベーションの空き家関係でございますけれども、こちらにつきましては、予定していた家屋は震災の影響で解体を余儀なくされたというようなことで、こちらについてはもう全くできなかったという状況でございます。

それから空き家情報の提供とか、あるいは都市圏における移住定住フェアというのも掲げていたわけでございますけれども、こちらにつきましても震災の影響で空き家モニター事業が実施できませんで、取り組み期間が短くなったために、移住定住の交流会が実施できなかったという状況で、250万円ぐらいの予算に対しまして110万円ぐらいの執行というような状況でございます。これをするためには、実行委員会形式ということで、実行委員会のほうで実行委員会を立ち上げて補助金を流しながら事業を実施したわけでございますけれども、この実行委員会の現場としましては、農家の方が5名の方と、あとJAの方あるいは翔陽高校のフードサイエンス科の生徒の方が2名、それと役場の職員ということで、全部で12名の実行委員で立ち上げてこの事業を推進してきたというような状況でございます。

今申しましたように、いろんな地震の影響でやろうと思っていたものができないところもございましたけれども、やれるものはやっていきたいということで、台湾での事業やあるいはその関西方面でのからいもの販売促進、こういったものについてはできたのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） まず、需用費のところからでございますけれども、当初58万8千円というところで予算化させていただいておりました。その中で、7・1・8の19上14というところで、40万円流用させていただいております。その40万円の内容と申しますのが、決算書の192ページでございます。節19負担金、補助及び交付金でございます。この中で、補助金1、インバウンド事業補助金というところで、こちらの中に使わせていただいております。中身につきましては、ふれあい散歩道商店街繁栄会というところに補助いたしております。この中で、当時台湾からの子どもたち、福山小の歓迎セレモニーとかこういうところを合わせて、触れ合い散歩道商店街の中で祭りの中で開催させている事業でございます。期日が9月の13日に行いまして、併せまして大津町合併60周年記念事業というところで、台湾高雄市の福山小学校のホームステイに併せまして、交流イベントとその中で夜市を行っているものでございます。台湾の保護者にも楽しい思い出となりまして、子どもたち同士または家族同士の交流ができたというところでございます。それと併せまして今駅南のほうで、ふれあい散歩道の商店街が活性化するというところで、商店街の活性化に寄与したというところで考えているものでございます。参加者数につきましては3千人というところで出しております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 再度質疑いたします。

この地方創生加速化交付金、地方創生って頭についておりますけれども、本来イベントという性質

ではなくて、大津町の発展いいですか、発展というとちょっと幅が広すぎますけれども、要は再生産されなければいけない、ルートができなきゃいけないって言うようなものだ、道筋がですね。例えば販路拡大というのは、例えば1回どっかに行って売りました、売りましたではなくて、そことつながりができて商取引が今後も継続していきますよというような性質のものでですね。そうした移住定住に関してもそうです。パンフレットをつくりました、配りましたではなくて、それがどのようにつながって大津町の人口増加につながっていくのかというような仕組みをつくっていくため交付金であったかと思うんですね。ところが実際の使われ方を見てみますと、ほとんどが1発ものという言い方おかしいですね、一過性のものに終わってしまっているのではないかとこのころに非常に懸念するところ。多言語マップとかにつきましては、移住定住のパンフレットなんかにつきましては、中身も一応見ましたけれども、こうしたパンフレットというのは、町の中にあっても何の意味もないんですね。例えばそのインバウンドのパンフレットが駅に置いてありました。私、駅とまちづくり交流センターにもらいに行きました。けれどもそれは来た人がもらって使うんであって、呼び込みのためにはならないですね。呼び込みのために使うには、やっぱりきちんとホームページなりに観光情報みたいなものがあって、海外からの観光客向けの情報はここにありますよみたいなものがあって、そこにきちんと載せられていると。そうすることによって、今大津町にいない人が見ることができるから、そこからインバウンドにつながるんですね。ですから、目的とこの使われ方というのがかなり乖離してしまっているなというふうに感じるところです。そうした立場から今回は確かに地震がありまして、十分なことができなかった、それももちろん十分承知しております。そういった中でもし今回お金ちょっともったいなかったかなという気もするんですけども、再度こういう機会があった場合にはどんなやり方をされるか、どういうやり方が本来望ましかったのかということについてお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

今回、先ほど申しましたように、台湾における販促活動あるいは国内における関西方面における販促活動、こういったのを主にある程度行ったわけでございますけれども、台湾には台湾ということで共同で1品スイーツを開発したりとかしながら、販促拡大にもつながっておりますし、またそちらのほうは台湾とはまた教育関係でもつながりが出てきておりますので、こういったのを一つのきっかけが次の流れにつながっていったるのではなかろうかと。そしてそれがまたひいては大津町の産業のほうにも、どういうことでつながっていくかは今後また研究しなければいけないんですけども、産業の活性化にもまたつながっていくのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

また、先ほどまちおこし大学の関係でちょっとお話をしましたけれども、まちおこし大学につきましては継続事業ということで、今回平成28年度はからいものオーナー制度といいますか、こちらのほうを実施しまして、その昨年まで20組の30名、それから別個にそのからいもを送ったところということで約30組ぐらいあったということございまして、それはそれでそれなりに第1回目ということでしたので、それが多いか少ないかはもう別としまして、少なくとも何か地域のほうの製品の

ほうの売上げにもつながってますし、またその皆さん方もよくご存知の熟いもですかね、熟いもはこの活性化交付金を使ったわけではございませんけれども、そういうイモセガレブラザーズの方たちが、こういった活動を通じてそちらのほうの商品開発につながったということで、今回の分はいろんな活動につながりながら地域の経済の活性化のほうにもつながっていったのではないかなというふうに思っておりますので、今後ともそういったからいも大学、まちおこし大学を中心に、あるいはいろんなところでのイベントを開催しながら大津町の産品を紹介し、そして少しでも売上げが上がっていくようにそして地元の方がうるおうような形の中で進めていくことができるといふふうに考えているところではございます。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ただいま総務部長が申しましたように、これを一過性のものに終わりましたらば、この補助金の意味もございませんので、これから末永く続けていきたいというふうに思っております。台湾のほうに行きました方々にお話を聞きますと、当初は加工した芋と皆様にお渡しするという話もあったんですけど、たまたま持っていった生からいも、これにつままして非常に好評で、この生からいも自体を購入したいというお話もありましたので、少しずつそういうところに皆様のご理解が得れば、少しずつ農業関係につつましても、台湾との交流を続けさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） お話を聞いておりますと、いずれも期待にとどまる話でありまして、こうだったらこうなるんじゃないかなとか、地方創生というのは確か戦略だったと思うんですよね、戦略というのは目的を明確にして、そこに向かってどういう手段で取り組んでいくのかという方針がなければ、決して達成するものではないと思うんですよね。そうした戦略というものを答えとして聞いたところですけども、後は委員会のほうにもお任せするとして、その辺についてきちんと考えられたところで今後も進めていただければと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 決算第1号について質疑いたします。

まず、総合政策課関連の駅周辺交通システム整備としまして、補助金のことなんですが、生活路線維持費補助事業ということで、バスの運行者に対して利用者が減ってきてなかなか黒字で維持していくのは難しいということで、しかしながらそういったバスの路線を廃止するのは難しいということで、そしてまた大津町管内だけではなくて、ほかの町村につながっているということで、これっていうのは非常に連携というものも必要であって、こういった補助金の出し方をやっているところと理解しているところとありますが、事業費の5千158万7千円というのを考えたときに、果たしてその費用対効果というものを考えてみますれば、乗り合いタクシーあたりも取り組んでおりますし、いろんな形を検

討しなければならぬかなど。実際昨年度はもう地震の影響でこういったものに手を付けるのは非常に難しかったと思うんですよ。しかしながら、今後の方針あたりの中にもきちんと見直しを進めたいというふうなことを書いてあります。今月決算を迎えるにあたって、そういった見直しとかの取り組みですね、そういったものが進められているのか、またこういったものを進めなければ経費は削減できないというふうに考えます。

そして今度は環境保全課関係のこれも補助金なんですけど、ごみの減量化・資源化事業に対してでありますけれども、この点について思いますのが、款4、項2、目1、161ページから164ページですね。そのごみの減量化と再資源化を促すというのは、これはごもつともでありますけれども、この例えば再生資源の集団回収団体について、いろんなそういった形で加勢というか補助をしていくという形でありますけれども、実際このごみ処理に対しまして、町は年間に多大なる支出がなされているわけです。実際うちから議員も出向いて協議しているところではありますが、なかなかそういったその既成概念を変えるような話は出てこないみたいであります。年間に支出が3億1千万円ぐらい出ておりますので、こういったものをやはり経費削減をしていかなければならないと考えます。そう考えたときに、最近おもしろいもので、味の天津屋さんの近くに無料で紙資源のダンボールとか本とかいうのを無料で回収しますよっていう、鉄の大きなトラックの後ろに乗せるようなコンテナを置いてあります。自由に入れてくださいと。資源物ではありますけれども、私、過去にも一般質問とかでも言いましたけれども、そういったものを分別して処理するのはいいけれども置き場所がないんだと、だから常時そういった形で捨てられる、いうならば資源回収していただいて、それを再生していただければいいところがあるならば、そういったものは料金は要らないから自分で持って行ってそこに入れますと。非常にあれいいシステムだと私思いました。ある業者がやっているわけでもありますけれども、そういったものを進めていって、ごみのいうならば各家庭の分別ごみあたりが自分が自由な時間にそういった回収ができる、ただ生ごみとかいろんなものはやはり定期的な回収に合わせて出さないと、これはやっぱり個人で処理するというのは難しいけれども、この補助金の553万円あたりもよく考えてみれば、経費削減をできる箇所ではないかなというふうに考えますが、今後の方針あたりも今のままでは何も変わらないわけですから、やはりこれでいいのかという形を考えなければ、その町のごみ処理に対する多大なる3億1千400万円、これは減っていかないと、そういうふうに思われますので、やはりこういったところに手を付けて、町民の意識あたりも変えていかなければごみ処理は進まないと思われますので、こういったところの何か更新的にこういった取り組みをやりたいというものは、何か持っておられないのでしょうか。2点お尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員の生活路線維持費補助事業の関係についてのご質問でございますけれども、ご指摘のとおり5千158万7千円という非常に多額の費用を出しながらバス路線を維持しているというような状況でございます、これにつきましては、私どもも本当にどうにかしなければいけないということで考えているところでございます。この議会におきましても一般質問で公共交通については何度もやっぱり質疑が出ているように、早めに取り組みなければいけないと思っております。

ますけれども、今年度も公共交通会議を何回か開催することの予算を計上しているところでございますけれども、そちらのほうで早急にその辺の対策につきましてやって行かなければいけないと思っております。計画自体はある程度できておりますので、後はこれをどういうふうな形で実行に移していくのか、あるいはそれを実行に移す段階において住民の方への説明、あるいはその一番私どもが心配しますのは、朝夕の通学、子どもたちですね、子どもたちの通学のというところでそれをどのように確保していくのかというのが一番懸念するところでございます、あとやはり高齢者の方がやっぱり免許証の返上というのも今課題に上がってきておりますけれども、そういったものも含めましてどのような体系が一番いいのかということについて慎重にまたスピード感を持って考えていきたいというふうに考えております。

以上よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 永田議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員言われますように、ごみの処理の費用というのは本当に多大な費用がかかっておりまして、環境保全課の命題といたしましては、やはりごみの減量化をして、いかに経費を削減するかと、これは一番大きな命題でございます。そういう中で今再生資源の回収団体、こちらに對しましていわゆる子ども会とか老人会とかが廃品回収をされて、それに対して資源物を改修された場合に資源物の種類によって補助金を出しているというような形でございますけれども、これはこれで大変大きな削減効果にはなっております。実際これを回収しないで菊池環境保全組合のほうで処理をいたしますと、それこそ今の500万円の10倍ぐらいの経費が処理するのにかかるということで、これについても一つ進めていきたいと思っております。それからあとはごみの中で一番大きなウエイトを示しますのが可燃のごみでございます、特に生ごみあたりが重量も重くて、処理焼却しておりますけれども、やはりその焼却するにあたって水分量も多いというような関係もございまして重さもありますし、これも費用がかかっているというようなことで、この生ごみの減量化も一つの重要なポイントであるということで、生ごみの減量化については、これは毎月環境プレスという形で年に数回こういうごみの関係とか環境保全に関する記事を掲載しておりますけれども、その中でコンポストとかごみの乾燥をする装置であったり、それについては補助金を出せるんですけれども、そこらあたりの普及だとか実際に生ごみを出す前の台所でのひとしぼりふたしぼり、これをするだけでこれだけ安くなりますよというようなことを広報等で逐次その効果あたりをしっかりと実際の導入された家庭あたりの写真も載せながら、伝わりやすいような広報等をしっかりと定期的に進めていきたいなということで考えております。

今言われました無料回収関係で、一部置いてあるところもあるというようなことでございますけれども、これは菊陽町のほうでも確か原水駅か三里木駅か忘れましたが、駅のそばに回収の拠点を設けてそこには自由に持って行けるという形もあります。そういった拠点をある程度設けて、そこら辺に出していただくことで、あとの対処の仕方等がありますけれども、そこに回収に町のほうで行くといった形も一つの回収の方法ではあるかと思っております、その点あたりも含めましてごみの減量化

が図れるようにしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 交通体系の維持についてはしっかりとお願いしていきたいと思えます。

ごみの問題に再度質疑いたしますが、最後に部長言われました例えば拠点を設けるあたり、そういったものも考え方によっては、例えばその町有地あたりをここにいろんな業者の方がビニールとかそういう紙とかいろんなもののコンテナを置いていただいて、そして地代として心ばかりかいただければというぐらいの形にすれば、きっといい形になりはしないかなと考えたりもします。

ただ問題定義をしておきたい点の一つだけあるんですよ。それは、これはそういった回収団体についての補助を行うということ、補助金、税金を出すわけですよ。補助金を出すということは、そのいうならば公益性があつて税金を支出するに値するっていうものでなければ出すことはできないんですよ。ですから、補助団体については必ず監査なり何なりというものをやらなければならない。それはきちんとした使用がなされているかということです。そこで小耳に挟んだ問題ではあります、ある老人会とかがその町からの補助金や売上げを一つの会計に入れて、それを個人的に使うとかそういう話までもう出てきているんですね。こういったものを予防しなければならないんで、恐らくそういう団体にすべからく、はい、いただきました、みんなで分けましょうよというのにはならないと思うんですよ。やはり一つの会計に入るわけですから、そういったものの監視をきちんとやらなければ、町がそんなことをやるから1人が誰かががじめて、ひっ使うようなことをしたじゃにゃあかというような文句がではしないかなと思います。実際今までもですね、例えばお金が集まる場所には不正は結構あるんですね。私の子どもが小さい頃PTAとかで話を聞きましたら、そういったものもある地域のPTAのお金を使い込んでつたいとか、そやん話も出てきたりすることがありました。ですから、補助金を出すことによって、そういった犯罪を誘発するような形になったら困るわけですよ。しかしながら、先ほど部長が言われたように、そこをどこで図るのかといったならば、これをすることによって費用が10分の1になるとか、例えば5分の1になるとかいうのであるならば、非常に有効に働いている部分ですよ。メリットもあればデメリットもあるということですから、そういったデメリットの部分がある程度はきちんと監視しなければならないのではないかなという補助金に対する疑義です。この点について再度お尋ねしたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 永田議員の再質議にお答えしたいと思います。

再生資源回収団体、この補助金につきましては要綱等も定めておりますけれども、その中で、まずその団体が架空の団体であつたりするといけませんもんですから、その例えば会員の名簿だとか、それからその規約とか会則、団体が現にあるというようなことがわかるような証拠書。あとは通帳もですね、その団体の名義の通帳というようなことで、まずは最初の申請、こういう団体をつくって回収をしたいといった場合に、団体のいわゆる公益性といいますか、子ども会だとか老人会であるといったことの確認をしております。そうした中であとはそれぞれ回収した資源物の重さによって、

あとは単純にお支払いをするというような形になるんですけども、議員言われましたように、そのあとの使途につきましては、当然この補助事業の目的といたしましては、再生資源が回収できて、経費の節減になればいいということのみでございまして、その後のお金の使い方、例えば子ども会で飲み食い、旅行に行くとか、どんな楽しみ方をされてもそれは一向に構わないものではありませんけれども、ただ言われましたように、そのこの団体で申請して団体に対してそこがうるおうという形であればよろしいんですけども、そこが個人が1人の私欲のために使うということがあっては当然ならぬと思いますので、それは公金の使途としては好ましくない状況でございまして、そういった情報提供等がございましたら、町のほうでも事情聴取等をいたしながら、例えば必要であれば通知を出すとかいわゆる金銭出納帳のたぐいのものをチェックしながら、その使われ方が一個人じゃなくちゃんとその団体に対して使われているかどうかは十分確認することもたまには必要かなということで、そういった場合はそういった対応をしたいということで考えております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、認定第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 認定第2号、大津町国民健康保険特別会計決算について質疑いたします。

今回決算に先立ちまして、監査委員からの説明がありました。この国民健康保険の特別会計の決算についても厳しいことがやはり明記されております。不納欠損のこと、収入未済額のこと、一般会計からの繰入額が非常に心配であるとか、やっぱり医療の高度化によって高額医療が発生していつていくというようなことで、今後の特別会計の財政が大きく揺らぐ懸念があるというようなことが書いてあります。正しく国民健康保険税に対して目を光らせてみれば、毎年のごとく不納欠損額は大きくて、収納率もなかなか上がらないということであります。決算のいろんな書類を見てみまして、どうも変わらないということで、例えば昨年度地震がありまして、例えばこういった国民健康保険税の課税の仕方というものを考えたときには、今回かなりの減免措置をしてありますが、前年度の所得に対して課税されると認識しておりますが、その減免の仕方と課税の仕方というものをきちんと精査していけば、例えば不納欠損なのか収入未済にならざるを得ないような、例えばそのご家庭の所得であったのにも関わらず、そういった課税がなされたというものは考えられないのかなというふうに思います。例えば、租税原則から考えましても、公平性というのは当たり前でありますから、それがどこで図ってその税率をあなたはお幾らですよっていうのを持っていくかというのは、それはもう今までずっとこういういろんな形で話し合われておりますので、ただこの監査委員の意見書から考えましても、やはりこれはずっとこう続いているわけです。ですから、どこかで変えなければならぬとしたときに、再度詳細なるそういった税の積算といいますか、課税積算みたいなのを見直すところも出てきはしないかなと。逆に言うならばそういった減免措置を今までやってきてこれだけのそれでも不納欠損が出て

きたのかなとも考えたりもします。ですから、その課税対象のご家庭に対して、きちんとしたそういった課税積算がきちんとなされているのかなど。それが減免の対象となるものであるかどうかという判断の仕方、ここは非常に問題になると思うんですよ。税の問題ですから非常に根本的なものですから、下手にここのところは変えられもしないだろうし、しかしながら取り組まなくてはならないという非常に重要な部分だと思いますので、この点について、まだ考える余地があるのではないかなどというふうに考えますので、課税は適切な積算に基づいてされているのか、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 国保税の課税の適正にやっているかというようなご質問かと思えますけれども、税につきましては各種法律でもがんじがらめというようなところでございまして、法律に基づいているんな課税客体の補足をしながらやっておりますので、今の天津町の状況はそういった法律に基づいて、きちんと課税客体を補足しながら適性にやっているものというように考えているものでございます。ただ国保につきましては、もういろんな税率の問題とか資産割とかいろんなございまして、そういったものがじゃあどこまでどういうふうに取り入れていったらいいかというようなそういった話につきましては、また別個の問題ということで考えますと、今の所得割りなりなんなりすると前年度所得に基づいてきちんとやっておりますので、そこはもう法律に基づいてきちんとやっているというふうに認識しているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

そこで、きちんともちろん法治国家ですから法律に基づいて計算がなされていると、積算がなされているというお答えだったかと思いますが、そこでそこから町のいうならば条例に基づいて各町民の方々に対して、いろんな形で町長が減免に値するんだよという判断というのを仰ぐことができないかなというその最終的なあと一言があるような私は気がします。これは確か条例にも明記されていたと思いますが、確かに減免に値するというものであるならばきちんとしたそういった証拠なり、理由がきちんと必要でありますから、今回は特別ではありますけれどもそういったものがかなり発生しているんじゃないかなと、そういうふうに考えるわけでありましてけれども、地震の影響なり何なりということで、かなり減免も例えば介護にしたってやってあります。減免措置は確かにしてあります。ですからそのところは重々計算されたと思っておりますが、そのきちんとした被害に応じてとかそれによって収入が低くなられたとか、そういったものの対応をきちんとした結果そうやって、今後も対応の仕方はそうやっていくのか、それとも現年度の収入も加味して行って、例えばそういった減免の言うならば対象にもう当てはめていくのか。ここは非常に重要と思うんですよ。前年度よりも今です。今現在どういった生活をなされているかっていうのが非常に重要だと思いますので、この点について再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員の再質問にお答えいたします。

税のほうは特に町民税とか国保税は前年の所得に応じて税金が決まっていくという仕組みでございますので、去年はいっぱい収入があったけれども今年にはほんともう収入がないよというときは、本当に払うのには大変な苦勞をするんじゃないかなと、それは十分わかっているところでございます。そういった中で今回の地震におきましては、被害の程度に応じてあるいは仕事がなくなるとかそして極端に収入が落ちたというような状況がありましたら、減免の対象にするというようなことで謳っておりますので、今回は特にそういった形でやっておりますし、またこういった大地震でなくても、そういったように特別な事情があって、極端に生活に困っているというような状況があったならば、減免規定が確かあったかというふうに思っておりますので、そういうのはもうご相談していただければそれの実態を調査した上で、減免に該当するのであれば減免していくというような状況になるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、認定第3号から認定第8号までの6件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32 委員会付託

○議長（桐原則雄君） 日程第32 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第34号から議案第49号まで、認定第1号から認定第8号までをお手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

また、会議規則第92条第1項の規定により、請願第1号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおり所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後3時17分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成29年第4回大津町議会定例会会議録

平成29年第4回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

平成29年9月13日(水曜日)

出席議員	1番 三宮美香 2番 山部良二 3番 山本富二夫 4番 金田英樹 5番 豊瀬和久 6番 佐藤真二 7番 本田省生 8番 府内隆博 9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光 12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦 14番 津田桂伸 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄																								
欠席議員																									
職務のため出席した事務局職員	局長 豊住浩行 書記 佐藤佳子																								
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">町 長 家入 勲</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">兼 会 計 管 理 課 長</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">中野正継</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">副 町 長 田中令児</td> <td style="padding: 2px;">総 務 課 行 政 係 部 長</td> <td style="padding: 2px;">宮崎俊也</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総 務 部 長 杉水辰則</td> <td style="padding: 2px;">総 財 政 課 財 政 係 部 長</td> <td style="padding: 2px;">本司貴大</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住 民 福 祉 部 長 本郷邦之</td> <td style="padding: 2px;">兼 行 政 課 推 進 係 部 長</td> <td style="padding: 2px;">齊藤公拓</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">経 済 部 長 古庄啓起</td> <td style="padding: 2px;">教 育 部 長</td> <td style="padding: 2px;">市原紀幸</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">土 木 部 長 大田黒哲郎</td> <td style="padding: 2px;">併 任 工 業 用 水 道 課 長</td> <td style="padding: 2px;">市 原 紀 幸</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総 務 部 総 務 課 長 藤本聖二</td> <td style="padding: 2px;">農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td style="padding: 2px;">田 上 克 也</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総 務 部 財 政 課 長 羽熊幸治</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長 家入 勲	兼 会 計 管 理 課 長	中野正継	副 町 長 田中令児	総 務 課 行 政 係 部 長	宮崎俊也	総 務 部 長 杉水辰則	総 財 政 課 財 政 係 部 長	本司貴大	住 民 福 祉 部 長 本郷邦之	兼 行 政 課 推 進 係 部 長	齊藤公拓	経 済 部 長 古庄啓起	教 育 部 長	市原紀幸	土 木 部 長 大田黒哲郎	併 任 工 業 用 水 道 課 長	市 原 紀 幸	総 務 部 総 務 課 長 藤本聖二	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 上 克 也	総 務 部 財 政 課 長 羽熊幸治		
町 長 家入 勲	兼 会 計 管 理 課 長	中野正継																							
副 町 長 田中令児	総 務 課 行 政 係 部 長	宮崎俊也																							
総 務 部 長 杉水辰則	総 財 政 課 財 政 係 部 長	本司貴大																							
住 民 福 祉 部 長 本郷邦之	兼 行 政 課 推 進 係 部 長	齊藤公拓																							
経 済 部 長 古庄啓起	教 育 部 長	市原紀幸																							
土 木 部 長 大田黒哲郎	併 任 工 業 用 水 道 課 長	市 原 紀 幸																							
総 務 部 総 務 課 長 藤本聖二	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 上 克 也																							
総 務 部 財 政 課 長 羽熊幸治																									

一 般 質 問

3 番 山 本 富二夫 君 p 74～p 81

1. 全壊等の解体物受け入れ時期について

(1) 昨年の熊本地震による、母屋納屋等の解体作業が、まだまだ解体業者の人手不足により、思うように進んでいない状態である。

① 町として、解体作業日程終了はいつ頃までの予定で考えているのか。

② 解体しなければならない納屋等は、あと何件位あるのか。

③ 解体を請け負った業者間での進捗状況など、確認しているのか。

以上のことも考えて、解体受け入れについては期限を設けず受け入れることができないか。

2. 公共工事による地下水への影響および地下水涵養について

(1) 私が7月に現地調査したおり、内牧(畑)水源地の水量は、俵山トンネル工事が行われてから、私が知っている水量に比べたら3分の1くらいになっていると感じた。

また、現在、大津町東部の古城地区で、国道57号北バイパスのトンネル工事が行われているが、トンネル工事による地下水の枯渇の心配はないか。

2つの地区を含めた町全体の地下水保全対策について伺います。

3. 立野ダム建設の安全性について

(1) 町の尽力により、8月4日白川流域の行政区長16名と町議会議員3名が参加した立野ダム建設現場の視察を終えて、昨年の集中豪雨による、被災や復旧の状況を確認し、説明を受けた。仮排水路トンネルはそのままの状態、立野ダム建設については10数年かかると思われる。

そのことも踏まえて、白川流域の安全対策として町は、立野ダム建設事務所と協議会等を設ける考えはあるのか。

流域住民からは、早めの安全対策の協議や大津南小学校・大津東小学校校区ごとの説明会開催の要望があるが、どの様に考えているか。

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 82～p 94

1. 認知症サポーターが地域で活躍出来る環境整備について

(1) 認知症サポーターへ積極的に最新の認知症対策などの情報を提供することが重要ではないか。

(2) 介護や看護の専門職や医療関係者との連携強化を進め、認知症サポーターへ

の相談体制をつくる必要があるのではないか。

2. 避難行動要支援者対策について

- (1) 7月6日に外牧区、岩坂区、中島区に避難勧告が発令されたが、避難に対して支援が必要な方々への対応はどのような状況であったのか。
- (2) 約1年半前に事前防災計画タイムラインが策定されているが、タイムラインを活用した防災行動が実施されたのか。
またタイムラインの住民への周知はどのようになっているのか。
- (3) 総務省消防庁は災害時の避難情報を各家庭に迅速に届けるため防災行政無線の個別受信機の普及に乗り出したが、このような取り組みに対して町としてどのように対応するのか。

3. マイナポータル（マイナンバー制度において、政府が運営する個人向けオンラインサービス）の活用について

- (1) 住民がマイナポータルを使えば、申請に必要な住民票を課税証明書が省略でき、ワンストップで、いつでもどこでも手続きができるようになる。まずは、子育て分野から、本年秋の本格運用をめざし、7月から試行運用がスタートしている。これに対応するためには、システムの整備が必要になるが、どのように対応しているのか。

2 番 山 部 良 二 君 p 94～p 104

1. 子育て世代の負担軽減のため、学校給食の無償化

- (1) 全国で実施している学校給食無償化の動きの背景にある原因は何と考えているのか。
- (2) 全国および県内で学校給食費無償化を実施している市町村と大津町の違いはあるのか。
- (3) 子育て世代の負担軽減のため、大津町でも学校給食の無償化を推進するべきでは。

2. 学校現場の長期労働を是正するために働き方改革の推進と改善策を問う

- (1) 文部科学省が行った実態調査の結果と改善の取り組み、大津町の調査結果の見解は。
- (2) 厚生労働省通知では、始業・終業時刻の確認および記録の原則的な方法は、「ア. 使用者が自ら現認し、記録すること」、「イ. タイムカード、ICカード等で確認・記録する」となっているが、大津町の現状は。

- (3) 上記の方法だけでは、実態は把握できないと考えられる。そのため、パソコンの使用時間の記録を定期的に確認し、適正に記録する必要があると思うがどうか。
- (4) 部活動対策としては、文部科学省も4月から外部人材を「部活動支援員」として学校職員に位置づけ、指導や大会への引率が可能となるが、大津町の学校の現状と取り組みは。
- (5) 菊池市教育委員会が総括労働安全衛生委員会を設置したが、大津町の現状と取り組みを問う。

3. むし歯予防フックうがい（フッ化物洗口）の安全性は

- (1) 菊池市で小学校1校の児童約200人が、県の基準値を超える濃度のフッ化物洗口溶液を使用したと発表されたが、大津町では、安全対策は十分にできているのか。
- (2) うがい溶液を作る担当職員は、看護師等の専門職なのか。もし、教職員や町職員が担当するなら、職員の負担が増大すると考えられる。これでは子どもたちの安全は守られないと思うが見解を。
- (3) もし事故が起きた時の責任の所在は。また、情報公開は速やかに行うのかを問う。

1 番 三 宮 美 香 さん p 104～p 116

1. こども議会の意義と今後は

- (1) 今までの中学生議会を、今年度はジュニアリーダー夢議会として開催された。対象を中学生から高校生まで広げたこと、文化ホールでの公開開催としたことは大きな意義があると思う。ただ、今回はその目的に実際が追い付かないまま進んでしまったと感じる。教育委員会としてどう受け止めているか。
- (2) 目的の中に「時代を担う青少年の意見を町政と計画に反映させる」とあるが、今回、何をどのように反映されるのか。また、今までに反映されたものがあるのか。

2. 小学校運動部活動の社会体育への移行の現状は

- (1) 平成31年の社会体育移行に向けて待ちは基本方針を出し、平成28年から検討委員会を設置しているが、現在どのように進んでいるのか。
- (2) 基本方針の中に「移行は全小学校一斉に行う」と明記してあるが、今年度、先駆けて移行した学校もあると聞いている。児童・保護者との協議はきちんとできていたのか。

(3) 今度どのように進める計画なのか。

3. 学校給食費の現状は

(1) 大津町は平成27年度から口座引き落としが開始されている。

口座引き落としとしたことで、未納の状況が改善されているのか。

(2) 未納分は回収できているのか。未納家庭との連絡作業が学校事務に負担をかけてはいないのか。

(3) 他地域では給食費無料化や補助などの取り組みも出ている。大津町はその考えはないのか。

6 番 佐藤真二君 p117～p128

1. 復興のスピードとバランス急ぎながらも無理は禁物

(1) 大津町だけでなく、県内各地で復興事業が進められている。そのため、建設資材や労務が不足し、さまざまな問題が発生しており、進捗が遅れている分野もある。

その一方で、事業にあたる職員の過大な負担も懸念される。復興にはスピードも必要だが、急ぐべきものを優先しながらバランスをもって進めるべき。

① 復興事業の優先順位をどう考えるか。住民の生活と仕事の再建にかかるとの優先すべき。見直すのもあるのではないか。

② 職員に疲弊や不満等が見られないか。どう対応していくか。

2. 待機児童対策の見直しが必要

(1) 子ども子育て支援事業計画と現状の乖離が大きく、待機児童も解消できていない。保育の確保は町の責務であり、総合的な見直しが必要。

① 認可保育園の新設は限度、小規模・家庭的保育へのシフトで対応すべき。

② 町立幼稚園の高額な保育料も待機児童発生の要因。

15 番 荒木俊彦君 p133～p143

1. 熊本地震からの復興

(1) 仮設、みなし仮設期間延長が必要、確約されているか。

(2) 公費解体住宅の再建状況はどうか。解体時間の延長は必要ないか。

(3) 応急修理、宅地復旧支援、現状と期間延長が必要では。

2. 学校施設 町民利用の改善を

(1) 学校施設の開放中の責任で「学校長の責任免除規定」がない。

明記が必要では。

- (2) 施設使用料は、運動公園体育館使用料、また近隣自治体と比較しても高すぎるのではないか。
- (3) 減免規定＝スポーツ団体などの意見を聞いて改めるべきではないか。

3. 公共施設の名称はわかりやすく改善できないか。

- (1) 生涯学習センター、公民館（中央公民館）、町民集会所（文化ホール）、町民交流施設（オークスプラザ）、まちづくり交流センター、条例での名称は非常にわかりにくい。通称で統一したらどうか。

13 番 永田和彦君 p 143～p 154

1. 高齢化社会と住居について

- (1) 高寿命社会に対応した町営住宅に更新して行くべきである。

核家族化など様々な理由で高齢者が単身で住まわれている方々を町が守る体制整備が必要だ。

個人所有の住宅に公金を使い町が協力することは出来ないが、リバースモーゲージの推進や、民間事業者による高齢者向けアパート、マンション誘致などの自己選択出来る包括支援も必要だ。

様々な家族状況に対応できる町営住宅対応を町の魅力とし、人口減社会においても継続的に発展を続けられる、他に類を見ない重要施策として、町民の将来不安を払拭しうる住みよい町とするべきである。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国民健康保険の運営主体が来年4月に市町村から都道府県に移るが、保険料統一が国の狙いである。

人口減少自治体は高齢化率も国保料も高いが、各都道府県単位で保険料統一が実施され平準化された場合、大津町の保険料は高くなると考えられる。

町民負担が高くなる恐れがある場合、対応策は必須であり今後行われるであろう調整会議への町の対応と戦略を持つべきである。

国民皆保険という国家レベルの考え方と、住民主権レベルの考え方を、高度に調整した戦略とは何かを考えなければならない。

8 番 府内隆博君 p 154～p 161

1. 北部地域の水田圃場整備について

- (1) 推進員や区長の協力で同意が92%以上達成しているが、今後の計画として

どのように進めていくか。町の考えを聞きたい。

- (2) 圃場整備計画の中で県道、町道の拡張工事計画は考えられないか。
- (3) 圃場整備事業と小水力発電事業がセットで出来るようだが、その考えはないか。
- (4) 農地集積バンクなどを圃場整備事業で効率よく組み合わせていけるか。
- (5) 集落営農組織や法人化への取り組みは進んでいるか。

2. 新庁舎や公共施設の計画で県産木材多用について

- (1) 今後の新庁舎建設計画の中に床板や腰壁などに県産木材をふんだんに使用する計画を考へては。
- (2) 防災施設への直交集成板（CLT）を活用した施設建設を通常の木製のパネル（集成板）よりも強度が高く、断熱・遮音・耐火性にも優れており、施工が簡単で工期短縮にもつながるため、木材の需要拡大策として国や県も普及を推進しているが、町としての計画は。
- (3) 美咲野小学校教室に施工したように、町有林の間伐材の使用は考へないのか。

4 番 金 田 英 樹 君 p 161～p 176

1. ふるさと納税振興に向けての総合戦略

- (1) ふるさと納税の返礼品競争に歯止めをかけるため、本年4月に総務省は返礼品の仕入れ価格（返礼率）を寄付額の3割以下に抑え、資産性の高い品物や商品券などは自粛することを自治体へ要請した。結果、多くの自治体で返礼内容の見直しが進み、寄付総額は減少傾向にある。一方で、8月3日に着任した野田総務大臣は返礼品を柔軟に認める考えも示唆したが、極端な事例には懸念を示すとともに「地域の自主財源確保」、需要創出による「地域振興」、「寄付文化の醸成」等の効果に目を向けて着手していきたいと述べている。

これまでは返礼率の高い自治体に寄付も集中しがちであったが、今後は如何に返礼品自体の魅力や、寄付者の興味・共感を得るための発信力・アイデアを高めていくか、あるいはどういった層に強くアピールしていくか等の行政マーケティング戦略の中身が一層重要となる。

- ① 返礼品の充実化（寄付額に応じた段階的な返戻品設定 等）
- ② 情報発信と受け皿
 - ア. 多様な情報発信チャンネルと簡便な寄付手続き
 - イ. 本町に縁のある層への訴求
- ③ 「寄付金の使い方（用途指定）」のメニュー充実化
- ④ 寄付者と自治体・事業者の継続的な結びつきづくり

- ⑤ 事業者の連携とサポート（事業者間・行政と事業者）
- ⑥ 企業版ふるさと納税

2. 大津町における超高齢社会への備え

- (1) 日本全体の人口減少が進むなか、人口の約5%を占める「団塊の世代」が75歳（後期高齢者）を迎えるのが2025年。2040年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上になり高齢者人口はピークを迎え、この間、生産年齢人口も減少を続けると推計されている。

さらに、この時期の”高齢者”の年齢構成を詳しく見ると、75歳以上の後期高齢者の比率は大きく向上し、高齢者夫婦・独居の世帯も大幅に増えると予測される。介護施設・担い手が不足するなかで、国は『住み慣れた地域で最期のときを迎えられるよう、地域の協力を得て暮らし続けられる社会づくり（地域包括ケア）』を目指しているが、「病院や施設」から「在宅医療・在宅介護」への移行も、現実的に家族の支えなしの高齢単身世帯では難しい。

一方で本町では、人口は増加しているが、問題は『集落単位で見れば、多くで過疎・高齢化が進展する』、『人口増加率を大きく超える割合で、高齢化率および高齢者の実数が激増する』ことであり、安穏としてはいられない。高齢者や支える家族が安心して住み暮らせる地域を創るために、現状を正しく捉え、緻密に計画し備えていかなければならない。

- ① 過疎・高齢化地域における集落の在り方（個別地域戦略の策定）
- ② 緻密な年代・状況別人口推計と受け皿（施設・サービスの必要量と確保）
 - ア. 全体予測
 - イ. 高齢者（夫婦・単身）世帯数予測とそのケア
 - ウ. 軽度認知障害（MCI）を含む認知症患者数予測とそのケア
- ③ 介護・福祉、地域の担い手確保

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 9 年 9 月 1 3 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 諸般の報告をします。

津田桂伸君より遅参の届けがあつていますので、報告します。

なお、本日の議事日程並びに報告内容は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日の 1 4 日が 6 番から 9 番までの順で行います。

日程第 2 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山本富二夫君。

○3 番 (山本富二夫君) 皆さん、おはようございます。3 番議員、山本が通告書に基づき質問します。

今議会一番バッターということで、大変緊張しております。傍聴席には、また早朝より傍聴にいただき、議会に対しての関心を持っていただくことを大変感謝申し上げます。

今議会では 3 つの質問、第 1 問、全壊等の解体物受け入れ時期について、第 2 問、公共事業による地下水への影響及び地下水涵養について、第 3 問、立野ダム建設に伴う安全性について伺います。

まず、第 1 問、全壊等の解体物受け入れ時期についてです。

ようやく母屋納屋等の建設にかかれる住民の復興の足音が見えてまいりました。だが一方、母屋納屋等の解体がまだまだで解体業者の人手不足や、地震直後は無分別作業での受け入れにより、分別作業がなく、解体作業がスムーズに進んでおりましたが、今は厳しい分別収集であり、解体作業が手間と時間とお金等がかかり、目標以上に遅れているというのが現状だと思います。

まず、町として、解体作業日程終了はいつごろまでの予定で考えられておられるのか。

2 番、解体作業しなければならない母屋解体等の件数はあと何件ぐらいあるのか。

3 番、解体作業を請け負った解体業者の解体件数、残数など確認しているのか。

以上のことも考えて質問したいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。山本議員の全壊等の解体物受け入れ時期の期限を設けずにできないのかとのご質問でございますけれども、現在、公費解体については、解体作業をされております大津町建設業組合や造園業の皆さん、そして、仮設置き場として土地を貸していただいております町内の企業や地権者の皆さんなどの協力のお蔭をもちまして順調に進んでおります。7月末現在で82%が終了し、残りが273棟になっております。毎月大体約100棟の解体を行っておりますので、10月末には概ね終了する見込みであります。解体業者の皆さんにもそのようにお願いをしているところでもあります。

1日も早い復旧、復興に向けての家屋等の解体撤去作業を進めており。環境省の補助金を活用しながら年度未完了を目指しているところであります。ただ、解体を申請されている方の中には、諸般の事情で11月以降の解体を希望されているケースがありますので、最大2カ月程度の延長は可能ではないかと思っております。

解体関連等の詳細について、担当部長より現況を説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） おはようございます。詳細な部分につきまして説明をさせていただきます。

まず、公費解体作業の終了予定についてでございますけれども、熊本県のほうにはですね、11月末を終了予定ということで、現在報告をいたしているところでございますが、これは先ほど町長が申しましたとおり、これまでの実績と残りの棟数から10月末には概ね終了するというところで考えております。

次に、解体しなければならない家屋等の件数でございますけれども、7月末現在で273棟、内訳につきましては、住宅が107棟、納屋等が166棟残っております。直近の8月末の数字が出ておりますけれども、これだとあと納屋と家屋あわせまして約200棟ぐらいが残っております。

ただ、3月末で解体申請は締め切っておりますけれども、その後に罹災証明書等が発行されて新たに受け付け、まあいわゆるやむを得ない場合は受け付けを行っておりますので、確定した件数ではございません。

次に、解体を請け負った業者間の進捗状況などの確認につきましては、契約に基づき毎月報告をいただいております。

なお、解体の請負件数は業者によって異なりますけれども、件数が多い業者は、解体班を増やして対応いたしておりますので、すべての業者が10月末には概ね終了する予定です。ただ、問題はですね、申請者本人のご都合で、まあ一番多いのが片付けがちょっとなかなか追いつかないというようなことで、発注はかけているものの業者のほうに申請者本人からまだ片付けが終わってないので待つていただきたいというのがございますけれども、そういうケースが多ございますけれども、これにつきましては、11月以降の解体を希望されているというケースもございます。できる限り希望には沿いたいとは思いますが、国の補助事業が本年度となっておりますので、3月までに災害廃棄

物の処分、それから仮置き場の現状復旧、経費の支払いまで完了しなければなりませんので、逆算をいたしますと、先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、本年12月、約2カ月ぐらいのですね、期間の延長が補助金関係の終期を考えますと限界ではないかということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 今説明がありました。まだまだ不安がられている未解体の住民の方もおられます。解体は最後まで、12月いっぱいということでありますけども、それも踏まえて、12月までにできない分でも相談を受けられ、前向きに解体作業を進めていただきたいと思います。

では、次に、第2の質問に入ります。

公共工事、57号線北バイパスによる地下水への影響及び地下水涵養についてお伺いします。

地下水湧水の大切さについて、私自身が住む内牧区は、飲み水、トイレ用の水が熊本地震で出ないという体験をしました。内牧上水場の山崩れによる断水で1カ月にも及ぶスポーツの森体育館での避難生活を余儀なくされたことで、水の大切さを身に染みて感じました。大津菊陽水道団の企業の方々には地震で忙しいところに内牧地域60数軒の給水のために尽力をいただき、この場で感謝を申し上げます。例えば、立野地区の皆様は、上水道が8月末ようやく出るようになりましたが、山の崩落等の危険度でまだ帰村できない状態が続いている状態です。

そこで、私は地下水湧水の大切さについて伺いたい。去る9月1日、菊池市市議会を傍聴する機会があり、竜門ダムの津江隧道、2つあるんですけども、この津江隧道の建設に伴い、竜門ダムに水を送る上津江の集落の一部で豊かな湧水が枯れてしまったと言われております。大津町では、俵山トンネル工事が行われ、工事の際、多量の湧水が流れ、今は久木野側へ流されているという状態です。以前と比べたら内牧水源からの水量は、私が7月と8月末に現地調査をした折、湧水の量が3分の1ぐらいは落ちていると感じました。もちろん、岩戸神社の水量もそれ相応に水量が少なく、地域の田畑に迷惑をかける部分も出ております。俵山トンネル工事だけの問題ではないとは思いますが、水量が確実に少ない、この内牧地域の現実は、現在、大津町東部古城地区での国道57号線北バイパス二重峠トンネル工事が行われているが、トンネル工事による地下水の枯渇、濁り等の心配はないと言えるのか。もし北バイパスのトンネル工事をしたあとで地下水が下がった場合、湧水や地下水を利用して居る古城地区、高尾野地区、真木地区及び中核工業団地の住民の方々、農家、事業者の方々に迷惑がかかるが、その対策等考えておられるのか、お伺いします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員の大津町全般における地下水の涵養関連等のご質問かと思っております。

また、現在やっております国の北ルート関連等に伴うところの湧水関係の心配をされておる質問かと思っておりますけども、大津町の生活用水、もうご承知のように、工業用水ほぼ100%が地下水に依存しておりまして、生活水や地下水の保全是住民生活や経済活動の維持に不可欠なものでございまして、そのため、議員懸念されております、現在の国道57号北バイパスのトンネル工事により地下水水脈

に影響を及ぼし、地下水の枯渇または湧水量の減少は、町にとっても大変な問題であると認識しております。

そこで、国は、国道57号のトンネル工事により地下水脈に影響があるかどうか、町からの要請地点も含め、国が水量観測等を実施しています。その結果、大規模な水の流出はないとの報告を受けております。

今後、トンネル掘削が本格化する中で、引き続き地下水に影響がないか、国等の関係機関と十分連絡を取りながら、町の地下水保全対策に努めてまいりたいと思っております。

国の流量調査及び町全体としての地下水保全対策等については、担当のほうから詳しく申し上げたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） おはようございます。トンネル工事における地下水への影響についてご説明申し上げます。

まず、俵山トンネル工事の影響につきましては、工事自体を熊本県の阿蘇の振興局の管轄でありまして、また工事の時期が平成12年ごろであったと思われまので、今のところまだうちのほうには資料がない状態になっております。

ただ、内牧畑の東に、大津菊陽水道企業団の水源地がございますので、水道企業団に問い合わせをいたしました。水源地の水量に関しては、トンネル工事後、昨年熊本地震後においても、水量にあまり変化は見られないのではないかとのことでした。今後、地震で壊れた施設の改修を行う計画であるとの話を聞いております。

また、57号迂回路のトンネル工事について国は、平成28年度に水源地1カ所、高尾野水源地のトンネル掘削前の水質分析調査を、そして、町からの調査依頼を含め、湧水4カ所（28年9月から下山湧水、峠川湧水、また29年4月からは峠の湧水、タブの木湧水）を、月1回流量観測等を実施しております。

また、トンネル周辺3カ所のボーリングの水位を28年9月から行っております。

国からは、地下水の分布は、トンネル計画高よりも低い位置と想定されていることから、大規模な水の流出はなく、下流域での地下水枯渇や減少の影響はないのではないかと報告を受けております。今後も国と連携をとりながら、注意深く見守って行きたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） ご説明申し上げます。

町全体の地下水保全対策の状況、今現在行っていること等につきまして申し上げます。

主な地下水保全対策といたしましては、企業と連携いたしまして、水源涵養を目的とした植樹の実施、それから雨水浸透枡、雨水貯留タンク設置補助を通じまして、家庭でできる地下水涵養、節水の推進、さらには、おおきく土地改良区やくまもと地下水財団と連携した水田の水張りによる地下水涵養や、その土地で生産された米等を住民が購入して消費をするウォーターオフセット事業の推進を行っているところでございます。

また、一定以上の地下水をくみ上げている事業所等から採取量報告と地下水涵養実施状況の報告を受け、県と連携して地下水保全に対応することなどを大きな柱といたしまして、関係機関と連携しながら地下水保全対策を現在実施をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 先ほども言いましたけども、竜門ダムに水を流すため上津江のほうから隧道を掘り、水を流したときに、最初は水が枯れるとかいうことはなかったと思うんですよ。これが2年後、3年後に今まで豊かな湧水であったものが枯れてしまったということが考えられるわけです。そのために、今現在は調べているから大丈夫だということではありますが、随時、建設が終わったあとも続けてやっていただかなければ、住民の方は納得されないと思います。実際に、出てないということで上津江の一部村落では非常に困られているというのが現状です。菊池市の議会の議員さんが菊池市からどうにかならんかということであったんですけども、それは行政区が違うのでできないということで、市長のほうは言われておりました。こういう枯渇とか濁りとか問題が出たときには、地域の住民の方に丁寧な説明と、またこういうことが起こりますかもしれないのでその時にはどういう対処をされるのか、ちゃんと起こってからではちょっと遅いと思うんで、そういう事前的な説明もされていく準備がされているのかどうかについてもお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 地下水保全関連等につきましては、熊本県、それから熊本市と11町村によりまして、くまもと地下水事業団というものを立ち上げて、今、平成24年度から事業をやらせていただいております。もちろんその事業、3つの事業で地下水保全関連につきましてやらせていただいておりますけども、大津町におきますところのそれぞれのボーリングしてある、例えば、上水道、菊陽大津関係の上水道関係についても、先ほど担当部長のほうから話があったように、給水量に対して0.3円を支払う、また、町村の均等割20万円を出しながら地下水事業団の運営に事業調査関連等で使わせていただいております。そういう意味におきまして、この大津地区だけでなく、この地域全体での水の渇水というのは熊本県全体の大きな課題事項でございますので、何かあったらそういう機関を通しながらしっかりと原因調査をしながらやらせていただければなというふうに思っております。そういう意味におきまして、今後についても地下水事業団との連携をしっかりとりながら、情報をやっていきたい。もちろん地元におきまして、例えば、先ほど心配されました畑井手の水源地の問題ですけども、担当の水道企業団のほうでお話を聞いて、一時的には地震で水脈が変更したのかなと、変動したのかなというような思いだったんですけど、また元に戻っておるようで、水源の量の確保はできておるといようなことで、今回、畑水源の改修工事をしっかりとやりながら、一時的ご迷惑をかけましたあの代官橋のそばの仮貯水池については、ちょっと橋の東側にありますので問題があるということで、あの施設については取り壊しをしていくというような状況で、地下水関係の利用関係については、そういう地域についてもしっかりと担当のほうと連携を取りながらやらしていただくというふうに思っております。

また、北ルートの特ネル関係も国交省のほうといろいろと相談をさせていただいて、まず心配だったのは、やっぱり当初の事業計画の中で水脈があるから困るといふような話だったもんですから、そういう話についてもしっかりと国交省に話をしたところ、担当が申しましたように、水脈よりも上のほうをトンネルが走るといふようなことで、水質には影響ないだろうといふようなお話でございますので、しかし、大津町の菊陽水道企業団が立野のあの大きな水源地、湧水の水源地を40%以上この地域で活用しておりますので、その辺の水量関連等についても上水道のほうで調査を逐次やらしております。そういう形の中で、各企業関係のボーリングされておる施設関連等についても十分連携を取りながら状況を把握しながら対応をしっかりとやっていければなといふふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 今説明伺いまして、いろいろ今から工事が入り、いろんな問題が出てくると思っています。もしも湧水が出た場合には、赤水方面じゃなく、ぜひ大津方面のほうに流れるように建設省のほうに言っていただき、豊かな湧水を大津のほうで活用できるようにしていただきたいと思っています。

地下水涵養についてもいろいろ今、町、熊本市などとやられておるので、その点については、今後とも継続してやっていただきたいと思っています。

続きまして、第3問に入ります。

立野ダム建設に伴う安全性について、補助資料も参考にください。すみません、一部補助資料で2016年となっておりますが、これ2019年の間違いです。写真の一番下にありますので、第1番の①の写真のほうで。

私が6月議会での質問した住民の立野ダム現地視察を町の尽力により8月4日、白川流域の行政区長16名、町議3名が参加して立野ダム建設現場の視察で、昨年の熊本地震、4月の、6月の集中豪雨による被害や復旧状況を確認し、説明を受けた。昔の美しい立野溪谷の面影は全然ない。戸下大橋を通過して再度確認した。立野ダムは昭和58年計画から34年が経ち、当初計画事業予算917億で計画され、平成24年度までに426億円も使い、取り付け道路の新設等、3年前から仮設排水トンネル取り付け道路の付帯工事にはようやく入られた状態だ。残り490億円で仮排水路トンネル復旧工事、猪郷谷土捨て場への取り付け道路等、新設及び立野ダムからの土砂等の排出運搬が、私の見た感じでは今後3年以上かかるのではないかと。その考えを見て、早くても立野ダムの本体工事の建設完成には十数年費やすと思う。建設費用においては、あと1千億以上かかるのではないかと。今の状況で5年に1度ぐらいでの集中豪雨による災害が起きたならば、立野ダムにとってとてつもない無駄なお金と時間が必要だ。8月28日、アメリカ合衆国テキサス州ヒューストン市が大型ハリケーンと雨で甚大な被害を受けたが、長雨のために2つのダムが放流なされ、ダム本来の役目もされず、被害が拡大したことも記憶に新しいことだ。また、フロリダ州に今月は大型ハリケーンが上陸、州内の640万人の住民の方に、州政府は避難を呼びかけた。阿蘇地域での想定外の記録的な大雨が降り、5メートルの排水路3カ所がふさがり、上部から大量の水が溢れ出すことも完成した暁にはあり得るのではないかと。

写真②、現在、白川森橋の今年7月の大雨後、橋に大木が引っ掛かり大型クレーンによる撤去作業が9月9日前後に行われた。こういう巨木が今からでも流れてくる可能性はあり、この大きな森橋にかかるということも頭に入れておいていただきたい。その他、巨木はこれはここにかからない場合は、有明海に流れたと考えられる。

また、最近、地震4の地震があり、地盤が緩み、ようやく山腹の亀裂がなおりかけたのに、また亀裂ができてしまったのではないか。大雨ごとに北向山の崩落で大木が白川に流れてきて、橋を堰き止め、白川流域の水害が起きる可能性もまた大だ。

そういうことも踏まえて、白川流域の安全対策を町は立野ダム工事事務所と随時協議会等を設けて話し合いをしていただきたい。その話し合いの中には、地域の白川沿線の住民の代表者も加えていただくようお願いをする。

また、立野ダム見学会は、年に1回は開いていただきたい。1年に一遍の区長さん、2年に1回交代される区長さんもおられるし、地域の住民も区長さんが見て来られたことについて、区長さんも初より等での意見で現状を話される場合、あると思うので1回はしていただきたいと思う。そのことについてお伺いしたい。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の立野ダム建設に伴う安全性関連等についてのご質問かと思えますけれども、もちろん、立野ダム建設事業につきまして、今回の震災、あるいは集中豪雨関連等に伴いまして、地域住民の皆さんに、特に白川沿線の皆さんには期待と不安をお持ちの方もたくさんいらっしゃると思います。立野ダム工事事務所におきましては、期日を定めて白川流域の住民の方を対象とした現地見学を開催し、また、先日は南部地区の行政区嘱託員の皆さんで現地見学等が行われておりますので、住民の皆さんの要望があれば、今後も積極的に立野ダムに説明責任をしっかりと求めていきたいというふうに思っております。

現状につきまして、また担当部長からご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ただいま町長から答弁がありましたように、立野ダム工事事務所では、本年7月から12月までの5カ月間、1月に1回、白川流域にお住まいの方を対象とした現地見学会を開催されておりますし、現在も募集が行われております。

また、山本議員より6月の議会でお話がありましたことを受けまして、先般、今お話がありましたように、大津町では8月4日に白川沿線である南部地区の行政区嘱託員さんと白川沿線の議員さんにご案内をいたしまして、現地で視察を行いました。また、9月4日の全員協議会においても現地視察を行い、立野ダムからの説明を受けたところです。崩落した土砂の処理や法面復旧、作業用道路や橋の復旧、ダム本体の上流部分には、立木・土砂を受け止めるためのテトラポットの設置など、様々な工事が行われておりました。

白川流域の安全対策としては、河川管理者である熊本県を含め、話し合いをしながら、住民の皆様の不安を解消するため、実際に現地を視察して確認していただくことは重要であると考えております

ので、地域のご要望も踏まえ、国に要請してまいりたいと考えております。

また、ご質問にありました、仮排水路トンネルは仮設材などが原因で土砂が詰まった状態ですが、本年度撤去工事の予定でありまして、ダム本体工事は計画どおり、平成34年度の完成を目指しているとのことでした。

また、今ありましたように、年1回の区長さん方の説明会ということでございますので、それにつきましては、また立野ダムと話をしながら要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） ただいま土木部長からの説明がありました。区長さんに対する説明会は、ぜひ1年はやっていただきたいなと思います。だが、区長さんだけではやっぱり心配だと、自分たちも実際に下に降りてみたいという住民の方は、この白川流域にはたくさんおられます。そういう住民の方に対して、大津町、立野ダム工事事務所等の意見を大津南小学校や大津東小学校での開催もこちらとしては要望をしていきたいと思っております。そのことについては真摯に答えていただきたいと。戸下大橋が開通して多くの県民が悲惨な立野溪谷を目のあたりにして、白川流域の多くの住民がこの悲惨さを改めて何だこんなに立野ダムがひどいんだと、これは本当にこのままで大丈夫なのか。立野ダム工事事務所が言われることで納得できるような説明会を要望していきたいと思う。大津町の取り組みが一番上流であり、今日の新聞にも載っておりましたが、熊本市の一部地域でのやっぱり住民説明会を求める声が今後ますます増えてくると思います。そういう時に、ただ区長さんを見学会に連れていっただけというのではなく、地域の住民に対して、大津南、大津東小学校での説明会を要望するのですが、そのことについて、今の時点でのご意見を伺いたい。進捗状況等あればですね。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ただいまのご質問は、流域に住む住民の方にも説明会をということでございましたと思いますので、ダムのほうと話をしまして、住民の方々にも同じように現地でまたお話をさせていただく機会を設けることを要望したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 現地説明会も必要だし、よければ、現地に行けない人については、大津南小、大津東小での立野ダム工事事務所による説明会もお願いしたいと思います。

もう一つ加えておきたいことがあります。私は55年ぐらい前、阿蘇山の大噴火による火柱を我が家から見た記憶があります。阿蘇山は活火山であり、また火山活動がいつ起こるかもわからない状態です。そういうところに立野ダムを建設されるのです。町はいかなる場合でも町民の安心・安全の生活を保障した対策を考えておいていただきたいと思います。

今回の通告書による私の質問を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

10時50分より再開します。

午前10時38分 休憩

△

午前10時46分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様もお忙しい中、お越しいただきまして大変にありがとうございます。5番議員、公明党の豊瀬和久です。どうぞよろしくお願ひいたします。

福岡県と大分県に甚大な被害をもたらせた九州北部豪雨から2カ月が過ぎました。多くの人が犠牲となり、復旧作業は今も続いています。まずはじめに、九州北部豪雨により被災された方々に心からお見舞いを申し上げさせていただきます。そして、私たちはこの災害を忘れずに、さらに防災・減災に対する取り組みに総力をあげていかなければならないと思います。また、8月29日の早朝には、北朝鮮が発射した弾道ミサイルが北海道上空を通過し、太平洋上に落下しました。発射直後、その情報は全国瞬時警報システムJアラートに連動した防災無線や防災メールにより伝えられました。このような緊急事態への心構えと備えも万全にしていかなければいけないのではないのでしょうか。

それでは、通告にしたがいまして3点質問を行います。

1、認知症サポーターが地域で活躍できる環境整備について、2、避難行動要支援者対策について、3、マイナポータルの活用についての3点です。

まず、1点目の認知症サポーターが地域で活躍できる環境整備についてお伺いをいたします。

認知症になっても安心して暮らせるかが不安、本人や家族にとって切実な問題であり、これからは周囲の手助けなしにはたちいかない人が多くなってきます。そこに地域がどう支援の手を差し伸べられるのか。高齢化の進展に伴い、2025年には認知症高齢者が全国で約700万人にのぼるとの推計が出されており、本町にとっても認知症対策は最重要の課題ではないのでしょうか。こうした中で、政府が現在全国で約906万人いる認知症サポーターを2020年度までに1千200万人にすることや、認知症カフェを全市町村に設置することなどを目標に決めた認知症対策の国家戦略である、新オレンジプランが決まりました。本町でも、町長は今日自らオレンジリングを付けてこられました。町長はじめ、延べ5千人以上の方が認知症サポーターになられているようです。認知症サポーターは、平成17年に厚生労働省が創設したボランティア制度で、地域や職場、学校などで養成講座を受講すれば認知症サポーターの資格が得られます。認知症サポーターの役割としては、認知症を正しく理解し、偏見を持たないこと。地域や職場で認知症の人やその家族を見守り、手助けをすること。地域の医療や介護、行政など、関係機関と協力、連携して応援する体制をつくることなどの住民ボランティアです。認知症サポーターの活動の多くは見守りで、いざというときのセーフティネット、安全網となります。しかし、認知症サポーターが地域で活躍することは決して簡単なことではないのではないのでしょうか。実際、全国で900万人を超えるサポーターが誕生しているにも関わらず、地域にその存在が知られているケースは少ないのが現状です。いざというときのセーフティネットである認知症サポーターが活躍できる環境をどう整備するかが課題となっています。静岡県東伊豆町では、認知症サポーターが認知症高齢者に積極的な声掛けを行ったところ、徘徊による行方不明者を捜索する事態

が2年間発生していないそうです。鹿児島県伊佐市では、認知症サポーターが家族の悩みを聞く会を定期的に実施しており、参加者からは心に余裕ができ、笑顔が出るようになったとの声が寄せられています。岡山市は、認知症サポーターのステップアップのために、認知症サポートリーダーの育成を始めています。より深い知識を身に付けて、認知症高齢者を支えるための具体的な行動につなげてもらうことが目的で、将来的には地域の核となり、認知症の方を支える中心者となっていくことが期待されています。

本町でも平成27年に第2期の地域福祉活動計画が策定され、地域住民の支え合いの必要性は十分に認識されていると思いますが、せっかく要請した認知症サポーターに活躍の場を提供することができていません。

先ほど紹介した新オレンジプランでも、認知症サポーター養成講座受講者の実情に応じた活躍を支援する取り組みを推進するとあり、具体的には、認知症サポーター養成講座受講者が復習も兼ねて学習する取り組みの推進、地域の見守り支援などの担い手として認知症サポーターの活躍の好事例を普及するとともに、広域での見守りの支援活動の実施方法を検討することとなっています。日本の高齢化は世界最速で進んでおり、これから本町でも認知症の人は必ず増加します。予防や早期発見、進行の抑制にも一層力を入れていくとともに、地域の人々に温かく見守られながら、安心して暮らしていける環境整備を行うべきだと思います。

本町においても、最新の認知症対策などの情報を認知症サポーターに周知して、支援に役立ていくための積極的な情報を提供することが必要ではないでしょうか。また、介護や看護の専門職や医療関係者との連携強化を進め、認知症サポーターの相談に応じる体制が必要だと思います。その上で、具体的にそのような認知症対策を強化させるためにも、1点目の質問は、認知症サポーター養成講座を受けた人を把握をして、グループを結成し、情報共有をするために定期的な交流会などを行うべきではないでしょうか。

2点目の質問は、地域や環境などで先進的な取り組みなどの活動事例を作成し、紹介するなどして認知症サポーターのスキルアップを行なっていくべきではないかと思いますが、以上の2点につきまして、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の認知症サポーター関連等についてのご質問にお答えしたいと思います。

今、議員おっしゃるように、国内の認知症の人の数は約462万人で、高齢者の7人に1人が認知症の人と言われております。8年後の2025年には認知症の人は700万人となり、高齢者に対する割合も5人に1人に上昇する見込みが示されております。認知症の人を単に支えるという考え方でなく、認知症と共によりよく生きていけるような環境整備が求められております。

現在、大津町の認知症サポーターの数は、議員おっしゃるように、5千人弱となっておりますが、これまでに大津町地域包括支援センターの保健師、介護士や社会福祉士、介護支援専門員が、町内の介護保険事業所の専門職の方々とチームを組み、老人会や学校、会社等に出向き、認知症の方の病的

理解や対応の仕方などの講演、実演等を行い、認知症サポーターの養成に取り組んできたところであります。

今後、サポーター養成時にサポーター登録を行い、定期的な交流の場を設け、あんしん声かけ訓練や認知症茶話会の開催、福祉まつりにおける認知症についての広報活動など、サポーター活動の場を提供していきたいと思っております。

また、活動事例集の作成や配布については、現在、認知症サポーター養成講座において事例等の提供は実施しておりますが、今後はサポーターの定期的な交流の場で、各種情報提供を行うことについて、サポーターがより活動しやすい環境を整えてまいりたいと思っております。

今後も大津町地域包括支援センターを活用していただき、相談体制については、今まで以上に医療や介護関係者との連携強化を進めてまいりたいと思っております。

詳細について、担当部長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 引き続き、取り組みの内容等につきまして説明をさせていただきます。

大津町は、平成29年3月末現在の65歳以上の高齢者数は7千197人です。高齢化率は21.1%となっております。平成28年の9月末のデータによりますと、介護保険認定者数1千338人の内837人、約62.6%に認知症の症状がみられます。過去5年間の統計を見ても、介護保険認定者の約63%の方に認知症状がみられるという結果になっております。

先ほど町長からの説明がありましたように、平成29年8月25日現在、大津町の認知症サポーター養成講座受講者は延べで4千897人でございます。現在、大津町地域包括支援センターの職員と町内の介護保険事業所のキャラバンメイトの方々とチームを組み、老人会や学校、会社等に出向き、認知症の方を理解するための講義を実施をいたしております。その講座を受けた方を認知症サポーターと呼んでおまして、オレンジリングを受講者の証としてお渡しをしているところでございます。

認知症サポーターへ積極的に最新の認知症対策などの情報を提供することが重要ではないかというご質問でございますけれども、現時点で行っていることは、認知症サポーターの養成講座の際に情報提供を行っております。具体的には、ささえあ・おおづマップ（認知症のケアパス）、いわゆる認知症の症状の段階に応じてこういった相談先とか、こういった事業が行われておりますというのをパンフレットにしたものでございますけれども、これらを利用いたしまして、町の認知症関係の事業に関する説明をしているところでございます。

今後、最新の情報等につきましては、新聞の記事や様々な医療・介護関係の雑誌、認知症関係の研修会あたりで仕入れました情報等を提供してまいりたいと考えております。

次に、介護や医療の専門職との連携強化を進め、認知症サポーターへの相談体制をつくる必要があるかというご質問につきましては、現在実施しております地域支援事業のメニューに認知症総合支援事業が位置づけをされております。3つの事業がございますが、認知症初期集中支援事業、認知症地域支援推進員等設置事業、認知症ケア向上推進事業、これらを総合的に実施する内容となっております。これらの事業によりまして、医療機関連携や相談体制の強化を図りながら、地域包括支

援センターを拠点に認知症サポーターの相談体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

また、サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトをこれまで57名養成しております。このキャラバンメイトを中心に今年度の福祉まつりにおいて、認知症についての広報活動を計画しておりますが、その際にも、認知症サポーターの協力依頼を行い、合同活動ができないかとも考えているところでございます。

さらに、認知症サポーターの活動の場として、あんしん声かけ訓練への参加等もですね、お誘いできればと考えているところでございます。

今後、サポーター養成時にサポーター登録を行い、認知症の方に寄り添った活動を希望されるサポーターがおられましたらば、定期的な交流の場を設けながら、先ほど申し上げました、各種活動への参画の場を提供してまいりたいと考えております。

今後大津町地域包括支援センターを活用していただきまして、相談体制については、今まで以上に医療や介護関係者との連携強化を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） ちょっと具体的にお伺いしたいんですけど、延べ4千897人、私も3年ほど前に、これ公明党の集まりを開いた時に認知症サポーター養成講座を開いていただいて、多数の人が認知症サポーターになったわけですが、この私も含めて、私はこれからどういう活動が具体的にできるように、また、するような形になるのか。新しくこれから認知症サポーター養成講座を受ける方は登録をして、住所とか名前とかを把握されて、いろいろ連絡とかされていくと思うんですが、今までの4千897名の、延べですね、の方々に対するその活動の内容等をもう少し具体的に教えていただいてもいいですか。よろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 豊瀬議員の再質問について、ご説明申し上げたいと思います。

これまで、先ほど答弁いたしましたように4千897人の方がおられるわけですが、新しくなられる方につきましては、これまで団体等ですね、例えば、老人会等で認知症サポーターの養成講座を開きましたときに、団体としてはどここの老人会が認知症サポーター何名、合計何名というようなことでこう把握をしておるような状況で、個々のお名前については把握をしておらないというような状況でございましたので、今後の登録につきましてはですね、希望される方ですけども、認知症サポーターとしていろんな活動等にも携わりたいというようなご希望がある方につきましては、登録制度等をとることですね、新しい認知症サポーターの方については把握をしていきたいと。あとこれまでの方につきましてはですね、広報等を利用いたしましてですね、先ほど申し上げましたような具体的な、例えば、福祉まつりだとか、あとあんしん声かけ訓練だとかですね、それらの周知をするときに、これまで認知症サポーターでこの講習を受けられた方についてはですね、ぜひお手伝いのほうをとかですね、その辺を広報等を利用しながらお誘いをするような形を取りたいなということで

考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 先ほど言われました、地域福祉活動計画の策定にあたり寄せられた町長のメッセージの中にですね、地域支え合いに繋がるコミュニティ活動のキャッチフレーズをほりだしネットワークとしました。誰もが心がほくほくと温くなるような支え合いの仕組みを充実させ、地域の助け合いの輪を強めていきますとありました。延べ4千897人の認知症サポーターという、そのボランティア団体は、これ大津町の中でも一番これは大きなボランティアのグループじゃないかと思えますので、しっかりこの方々に、士気がある人につきましては、地域での活動に積極的に携わっていただけるような方策を取っていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に移ります。

2点目の避難行動要支援者についてお伺いをいたします。

今回の福岡県と大分県に甚大な被害をもたらした九州北部豪雨災害の最大の要因は、長時間にわたり大量の雨が降り続いたことです。福岡県朝倉市では、1日の降雨量が545ミリで平年の1カ月分の雨量の約1.5倍であり、これまでの記録を200ミリ以上も上回っていると言われていています。いくつもの積乱雲が同じ地点で連続して発生し、繰り返し強い雨を降らせ続ける線状降水帯によるものと考えられます。こうした状況は、条件を整えば日本全国どこでも起こり得る気象状況として注意をしていかなければいけません。そして、追い打ちをかけたのが、大規模な土砂崩れによって発生した大量の立木です。これが被害を拡大させた点に、今回の災害の特徴があります。これを今後の重要な教訓と受け止めなければなりませんし、復旧・復興計画の中にも教訓を生かした発災時の対応づくりが重点施策になっており、防災意識の啓発をはじめとして、普段からの町民同士の関係づくり、コミュニティの強化に配慮するとなっています。日本の国土は約7割が中山間地域であり、河川上流部からの立木が深刻な被害につながる可能性は全国各地に共通する問題でもあります。過去に経験のないような豪雨が相次ぐ中、被害の拡大をどう防ぐか、ハード、ソフト両面の対策を進めていかなければなりません。何より忘れてならないのは、早めの避難の重要性です。朝倉市の豪雨も雨の量は事前予測の5倍で、今後は、本町も予測の限界による未曾有の危機にいつ直面するかわかりません。そのような危機は、予防的避難を実践するしか防ぐことはできません。

そこで、豪雨時の要援護者の方々への対応についてお伺いをいたします。

避難行動支援に関する取り組み指針では、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、避難行動要支援者名簿の作成にあわせて、平時から個別計画の策定を進めることが適切であるとあり、その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町が個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら個別計画を策定することが望まれるとなっています。熊本地震からの復旧・復興計画の中にも、災害時要援護者の支援体制づくりが盛り込まれており、取り組みの評価はBとなっていて、ほぼ目標どおり、要援護者リストの更新作業と熊本地震後の検証作業を同時進行で実行中となっています。その一方で、今後の災害に備え、避難行動要支援者支援計画を検討しなけれ

ばならないが、まだ熊本地震の検証が不十分であるとなっています。

災害時の避難体制として、避難するときに支援を行う人が誰か、そして、できる限り複数の支援者が相互に保管することや、避難場所、避難経路など、要支援者はそのおかれている状況や体の状況も様々であり、きめ細やかな個別計画をつくる必要があるのではないかと思います。これから台風シーズンが本番を迎えます。既に台風18号がくの字を描くように急カーブをして週末には九州に接近、上陸のおそれがあります。いつ起きてもおかしくない豪雨への備えを着実に進め、逃げ遅れゼロの実現を目指す取り組みが重要です。早めに安全な場所に避難する事前避難が住民の命を守るためには有効な対策の一つではありますが、一方で、避難基準のあり方をはじめ、住民生活への影響を考えると、社会的な合意形成が必要ではないかとも思います。

そこで、1つ目の質問は、7月6日に外牧区、岩坂区、中島区に避難勧告が発令されましたが、避難に対して支援が必要な方々への対応がどのような状況であったのかとともに、避難行動要支援者への支援体制はどのようなものをつくるお考えなのかお伺いをいたします。

2つ目の質問は、大雨や台風の発生前の前兆段階から、いつ、誰が、何をするのかを予め時系列で整理し、人的被害を最小化するために用いられる事前防災行動計画タイムラインを2年前の一般質問で提案をし、約1年半前に策定をされました。タイムラインは、運用や検証を重ねながらそれぞれの地域の実情にあった行動計画の策定や実効性の向上につなげていかなければならないと思いますので、確認をさせていただきます。

今回の豪雨では、タイムラインを活用した防災行動が実施されたのか。そして、タイムラインの住民への周知はどのようになっているのかをお伺いいたします。

3つ目の質問は、総務省消防庁は、災害時の避難情報を各家庭に迅速に届けるため、防災行政無線の戸別受信機の普及に乗り出しました。今まで防災行政無線の戸別受信機の普及を妨げる要因として、親機と戸別受信機のメーカーが同じで、調達時に競争が働かない、受注が少なく量産化されないなどの理由で高コストとなり、普及を妨げていました。そのような状況の中、総務省消防庁が普及に乗り出し、具体的には、メーカーと連携をして、機能を限定した標準モデルを量産化して、設置コストを安く抑える取り組みです。国が行った戸別受信機に関する調査でも、大雨などで野外スピーカーからの音声聞き取りづらい場合に戸別受信機は極めて有効であるとの調査結果が出ています。熊本地震からの復興座談会などでも、防災無線が聞こえなかったので戸別受信機を設置してほしいとの声が多く聞かれましたし、災害情報の伝達についても復旧・復興計画の重点施策になっています。防災行政無線が聞こえない。または聞こえにくいなどで戸別受信機が必要などところには設置を進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上の避難行動要支援者対策について、3点、町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の避難行動支援者に対する対策はどうであったかということで、先の大雨洪水警報関連等の災害時における避難行動要支援者対策についてお答えしたいと思います。

7月5日からの大雨で九州北部地方において記録的な豪雨を観測し、福岡県朝倉市をはじめ、多数

の市町村で甚大な被害を受けられました。改めて心からお見舞いを申し上げます。

大津町におきましても、大雨洪水警報が発令されるなど、災害発生の恐れがあったために、一昨年に策定しました、大規模風水害に対する大津町版タイムラインに基づき、7月6日に外牧区、岩坂区、中島区に対し、避難勧告を発令し、対象地域の地元区長さんへの電話連絡を入れておりますが、各区では要支援者を含めた全住民への避難の呼び掛けが行われました。また、土砂災害特別警戒区域における高齢者施設へも町から避難を促し、福祉避難所として設置しておりました老人福祉センターへの避難をされまして、そのあと、地域の公民館へ避難された方については、町の保健師が巡回により健康確認の対応を行っております。

また、8月に台風3号が接近した際は、地元の民生委員さんが要支援者を避難所まで避難させたり、被害拡大の恐れがある世帯については、町から個別に連絡を取るなどして注意喚起を行ったところで

す。このように、被害が出る恐れのある地域に対して、タイムラインに基づき、早めの避難勧告を発令するとともに、要支援者の方に対しても、地元の区長さんを通じて避難していただくよう勧めてまいりますが、防災無線だけでは、なかなか聞こえない場合もあり、先ほども申し上げましたように、直接区長さん方に電話連絡を行い、ご協力をいただいております。

戸別受信機については、設置の必要性は十分認識しているところでありますが、1台の値段が高く、財政的な問題もあり、苦慮しているところでありますが、現在、国において検討されているとのことです。その状況を見極めながら判断していきたいと考えております。

詳細について、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 災害時避難行動要支援者対策関連についてご説明申し上げます。

災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の掲載対象者は75歳以上の独居高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯、要介護3以上の介護保険認定者、身体・知的・精神障がい者、特定難病者等を対象としているところでございます。

この要支援者の方々の名簿を避難の支援を行う関係団体に提供するためには、個人情報提供にあたることから、本人の同意が必要となります。8月25日現在、施設入所者を除く対象者2千530人に対し、同意者が993人、不同意者738人、いわゆるこの2つが回答が済んでいる分ですが、1千731人の方から回答を受けております。回答率は68%です。あと未回答が799人となっております。同意率だけで比較をいたしますと約40%が名簿提供に同意をいただいていることになりまして、前回の20%に比べますと、同意していただいた方は大幅に増加をしているところでございます。

秋ごろまでをめどに更新作業を行いながら、各区長さんや民生委員さん、消防や警察などの避難支援者に対してこの名簿の提供をしたいと準備を現在行っているところでございます。

しかし、この名簿は配付するだけでは、実際避難支援者だけでなく、実際に避難支援者間で共有し、活用していくことが最も重要になってまいります。今回、名簿提供に同意された方々の中にも、避難

支援のお手伝いをしていただける近隣住民の登録は少なく、支援者側の確保が課題となっております。そのような課題を地域間で共有し、近隣住民での協力などを得ながら、一人一人の避難支援計画、個別の避難支援計画を策定できるよう、町においても地域への支援を行なっていきたいと考えているところでございます。

また、今回、名簿提供の同意者を促進するために、緊急医療情報キット、命のバトンと言われているものでございますけれども、これを同意された方々につきましては配付をする予定としておるところでございます。10月に行政区嘱託員会議が予定されておりますけれども、その前に町の総合防災訓練がございまして、これらの名簿をですね、早めに配付することで、この防災訓練の中で、要支援者の避難とか、声かけあたりの訓練をですね、実際にしていただくような形を取ればなど考えているところでございます。要支援者の身体状況を記しております内容をこの命のバトンに入れておくことで、災害時はもとより、緊急時など、急病で倒れたりとかですね、そういった場合でもですね、医療や介護関係者ととも早期の連携が取れる手段として活用できるものと思っております。

今後とも、避難行動要支援者への対策につきましては、行政・地域・住民が一つのネットワークの中で、それぞれの立場でできることを位置付けながら、いつ起こるか分からない災害に備えた事前の対策を強化してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 豊瀬議員さんの質問の中でタイムライン及び戸別受信機についてご説明申し上げます。

大津町におけるタイムラインは、一昨年に大規模風水害（大雨・台風）、まあそれぞれ個別の風水害でございますけれども、に関するタイムラインを策定したところでございます。

このタイムラインにおきましては、例えば、大雨時には、災害が予想される3日前（72時間前）からの行動、そして、もし災害が発生した場合、災害発生後3日間（72時間）の行動計画が示されているところでございます。

具体的には、大雨警報や洪水警報などの気象予報により、住民の方への避難準備情報の伝達を行い、河川の水位状況、土砂災害の危険度情報などにより、タイムラインに定めた基準を超える場合には、避難所の開設や避難勧告、避難指示を発令することとしております。しかしながら、最近の気象状況をみてみますと、局地的に1時間雨量が100ミリを超えたり、また、雨雲が停滞し、長時間の豪雨となるなど、予想をはるかに超えた気象条件により全国各地で大きな被害が発生しているところです。このようなことも踏まえ、町といたしましても、住民の方へ正確な情報を迅速に伝え、早めの避難を呼びかけるよう努めていきたいと考えているところです。

また、タイムラインの住民の方への周知でございますけれども、タイムラインにおける町民の行動計画も示されており、テレビ、ラジオなどによる情報収集や非常持ち出し品の準備、自主避難開始などが記載されているところでございます。この内容につきましては、町のホームページでも掲載しているところではございますけれども、今まで住民の方への周知も十分できておりませんので、今年度に防災マップの見直しを予定しておりますので、その中で、そのような情報を入れ込むことができない

か検討をしたいと考えております。

また、9月号の広報紙でも台風における備えについての記事も掲載しておりますので、広報などを通じて今後も広く住民の方への啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、防災無線の戸別受信機の普及についてでございますが、町では、住民の方への緊急情報や行政情報の伝達については、防災行政無線や登録制メール「からいもくん」を活用し、情報発信に努めてきたところでございます。しかしながら、大雨時には、屋外スピーカーからの音声聞き取りづらというご意見もあり、防災行政無線の内容を同時に「からいもくん」メールでお知らせをしております。ただ、高齢者の方などで携帯電話をお持ちでない方は、メールでも内容を確認できないため、防災行政無線の戸別受信機の設置を望まれている方もおられるのも現状でございます。

今までも戸別受信機の設置について検討した経緯がありますが、機器の購入代金が高価であることから見送ってきたところです。

このような現状につきましては、全国の多くの自治体で抱えている課題でもあり、総務省におきまして、防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会を立ち上げられ、普及促進に向けての課題解決のための検討が行われ、今年の6月に研究会の報告が取りまとめられました。その中で、戸別受信機は、天候等に左右されず、情報を受けられるメリットがある一方、1台当たりの価格が高価、受信状況により屋外アンテナの設置が必要などの課題があげられております。そこで、整備費用の低廉化のための方策として、戸別受信機の機能の簡略化、調達方法の工夫などにより、整備費用を低廉化できるのではないかといったことが報告されており、今後、受信機の価格が安くなれば、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、今年の梅雨の時期には、戸別受信機に代わるものとして、タブレット型の端末を利用した情報伝達の実証実験を行ったところでもあり、いろいろな伝達手段についても検証を進めてみたいと考えているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） まず一つは、町長が言われました、7月6日の避難に対しての対応がどうだったかということに対しまして、まあ避難はこううまくいったような話でございましたけれども、何かやっぱり課題はあるんじゃないかと思えますけれども、課題がないとすれば、そのこと自体が課題じゃないかと思えますので、その避難に対しまして、町として何か課題があるんじゃないかと思えますので、再度そこをお伺いいたします。

それとタイムラインの住民への周知につきまして、そのホームページにも掲載はされてます。ただ、そのPDFの紙が2枚貼ってあるだけなんですね。そのタイムラインについての詳しい説明もなければ、何のそのただ貼ってあるだけです。それで説明になるわけがないんですよ。タイムラインというのは、行政の行動もありますけれども、住民の役割もあるんですよ。そして関係機関の役割もあって、同じ行政、住民、関係機関が同じようにそのタイムラインに添って行動していく中で、計画が遂行されるわけですから、その行政はそれでタイムラインはされましたけれども、住民の方々には

何の周知もしてないわけですから、そこはしっかりと周知をしていただかないと、タイムラインということ自体なかなかまだご存じの方は少ないと思いますので、よろしく願いいたします。

それと戸別受信機も価格が下がれば考えていかれるのではないかと思いますので、したら、どこにどれだけ必要なのか。誰が必要なのかという、そこがまだ掴めてないかと思しますので、しっかりと事前にその何台必要なのか。メールでいい人もいらっしゃるし、そのタブレットも持っている方もいらっしゃると思うんですね、事前に。そういうものできちっと情報を受けられる方はそれでいいと思うんですけども、先ほど言われましたように、携帯電話がないとか、いろんな通信機器が環境がないとかと言われる方は、この戸別受信機が一番簡単で、もうコンセントさえ入れとけば、そしてスイッチさえ入れとけば、あとはもう自動的に音が流れるわけですから、そういう簡単なものでわかりやすいものの要望が多いと思いますので、しっかりとその台数の把握ですね。そういうのにもしっかりと、事前にさせていただいて、価格は間違いなく下がりますのでですね、下がったときにはしっかりと対応していただきますようによろしく願いしたいと思しますので、その2点、課題、何かあったんじゃないかというのと、その台数をしっかりと。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の再度の質問で、この前の台風についての課題というようなことで、避難されておられる方々にお伺いしてお話を聞いたわけでございますけども、地震復興できてないというようなことで、身の危険を感じて、町のほうでこういう形で取り組んでいただいたので即やってみりましたというようなことでありますので、やっぱり情報関連等と対応についてはしっかりと早目に、そしてそういう要支援の関係の方を把握しながらやっていかなくちやならないということを実感いたしましたので、その辺につきましては、十分今後徹底できるように住民の皆さんのご協力もお願いしていきたいというふうに思っております。

それから、タイムライン関係の広報、あるいはその端末機の情報関係、先ほど申しましたように、関係区長さんとかいろんな方に電話したり、お願いしておりますけども、この辺のところについて、町でこの前実証実験を一応やらせていただいております。そういう中でいろいろお話をしますと、やっぱりまだ今の段階では、ちょっと機具が高いということで、今後の段階で、議員の見通しのように、安くなる可能性は十分あるというような業者からの説明も受けておりますので、まずはやっぱり、今までやってきた中において、やっぱり区長さんや民生委員さん、あるいは消防、防災関連の方々をまずそちらのほうに配付しながら、引いては、全体的な要支援を確保できる。あるいは、住民の皆さんの安全に対応、避難できるような形を取っていくためには、やっぱり今の行政無線と並行しながら、今後しばらくそういう形でやっていければなという方向で、今後検討をしていければなというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） ぜひ戸別受信機の必要なところには戸別受信機が設置できるように取り組みをよろしく願いいたします。

3点目の質問に入らせていただきます。

3点目のマイナポータルについてお伺いをいたします。

マイナポータルは、マイナンバー制度におきまして、政府が運営する個人向けのオンラインサービスです。住民がマイナポータルを使えば、行政の情報連携により、申請に必要な住民票や課税証明書が省略をでき、ワンストップで、いつでもどこでも手続きができるようになります。

まずは、子育て関連のサービスがスマートフォンやパソコンなどで申し込めるようになるほか、児童手当の申請手続きなどでも住民票の写しや課税証明書の添付が不要になるなど、秋の本格運用を目指し、本年7月から試行運用がスタートをしています。政府が5月末に策定した新IT戦略世界最先端IT国家創造宣言、官民データ活用推進基本計画では、行政手続きのオンライン化を原則とし、国民負担の軽減や行政コストの大幅な削減が進められています。例えば、愛知県岡崎市と豊橋市では、情報システムを共同化したことで地方税の業務運用コストで45%の削減につながっています。こうした事例を全国に広げ、政府は2020年までに2割以上のコスト削減を目指しています。その上で、公明党は、国民の幸福のために活用される人間中心のICT社会を根本理念とする提言を政府に申し入れました。計画では、その提言に基づき、出生や結婚などライフイベントに係る煩雑な行政手続きのワンストップ化の実現や社会的弱者のICT利用支援などの視点が盛り込まれました。

そのようなマイナポータルにつきまして、3点お伺いをいたします。

1点目の質問が、マイナポータルに対応するためにはシステムの整備が必要になりますが、どのように対応されているのでしょうか。

2点目の質問は、本格運用までのスケジュールとどのようなことができるようになるのでしょうか。

3点目の質問は、マイナポータルの利便性を住民へ知ってもらうための周知方法の3点を秋の本格運用に向けて万全の体制で臨む必要があると思いますので、町長にお伺いをいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員のマイナポータルの件についてのご質問にお答えしたいと思います。

マイナンバー制度の活用については、議員ご指摘のとおり、今年の4月から全国の自治体間で行う情報連携の試行運用が始まったところであり、この情報連携の本格運用は、秋ごろから始まると言われており、実際に本格運用が始まりますと、役場での手続きの際に、これまで必要だった住民票や所得証明書などといった添付書類が省略できるようになりますが、現状では、いつから始まるのかははっきり今はしておりません。

また、マイナンバー制度の導入にあわせて構築された、住民個人向けのポータルサイト、マイナポータルについても、議員ご指摘の子育て分野に関する取り組みが始まっております。

システムの整備状況などについては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） ご説明申し上げます。

まず、システムの整備状況についてでございますが、全国の自治体間などで行う情報連携に関するシステム整備と、個人向けポータルサイト、マイナポータルに関するシステム整備の2つに分けてご説明申し上げます。

1つ目の情報連携関連システム整備ですが、町の基幹システムである総合行政システムを、平成26年度からマイナンバー制度に対応すべく改修を開始しております。平成28年度には、自治体間の連携を確認する総合運用テストを行うなどして、情報連携に関するシステム整備は、年金機構との連携などを除くと、おおよそ終了しているというような状態でございます。

2つ目のマイナポータルに関するシステム整備でございますけれども、マイナポータルの機能の一つとして、子育てに関するサービスの検索やオンライン申請を行うことができる「ぴったりサービス」というサイトがあり、このサイト自体は国が運営しております。サービスの検索などについては、全国的に統一されておりますが、オンライン申請できるようにするシステムについては、自治体によって異なるというような状況でございます。

熊本県の場合、県の主導により、県が運用している「よろず申請本舗」という、既存の電子申請窓口サイトをうまく利用することで、県内市町村が新たに費用をかけることなく、子育て関係等の電子申請ができるようシステム整備に取り組んでいるところでございます。

次に、本格運用までのスケジュールと、どんなことができるようになるかについてでございますが、先ほどと同様に、2つに分けてご説明申し上げます。

1つ目の情報連携関係につきましては、町長の答弁にもありましたとおり、本格運用は秋ごろから始まると言われておりますが、実際にいつから始まるのかというのは、県も把握しておらず、はっきりと申し上げられないような状況でございます。実際に本格運用が始まると、役場での手続きの際にこれまで必要だった住民票、所得証明書などといった添付書類が省略できるようになり、各種申請がスムーズになるなどの効果が期待されます。

2つ目のマイナポータルの機能を使った子育て分野に関する各種サービスにつきましては、国より児童手当、保育、児童扶養手当、母子保健の4制度、合計15の手続きについて、今年度中に手続きの電子申請を開始するよう連絡があっており、町として、そのスケジュールに対応して動いているところでございます。実際に、手続きの電子申請が始まり、本格的に運用されるようになりますと、子育て分野の多くの手続きで住民の方が役場窓口に来庁する必要がなくなるなど、利便性の向上などが期待されます。

最後に、住民の方に対する周知方法につきましては、情報連携の本格運用や子育て分野の手続きの電子申請開始時期にあわせて、町ホームページなどを使って周知していく方向で考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） あと少し時間がありますので、最後に、システムの整備に関してましてですね、先ほど言いました例で言いますと、愛知県岡崎市と豊橋市では、情報システムを共同化したことで税の運用コストで45%の削減につながっているということなんですけれども、例えば、大津町では、菊陽町と共同で運用していくようなことを検討されたことがあるのか。また、検討していくべきだと思いますけれども、そのような、効率化されている事例がありますのでですね、そのあたりを参考にさせていただいて、効率的にできるシステムがあるならばそうしたほうがいいと思いますけれども、そ

のようなお考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） マイナポータル関係のシステム整備で他町村との連携ができないか。それでいろんな経費の削減ができるのではないかなというようなご質問かと思えますけども、先ほども申し上げましたように、いろんなマイナポータル関係の申請関係については、県が運用しております「よろず申請本舗」こちらを利用することにより大幅な経費の削減ができるのではないかなというふうに考えているところでございます。また、いろんな個別の、今後は、そのいろんなサービスが始まるかと思えますので、そういったものにおきましてはですね、周辺市町村との連携ができるかどうか、そのあたりにつきましてはですね、今後検討させていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） そもそもこれ行政手続きのオンライン化をすることは、原則として国民負担の軽減や行政コストの大幅な削減を求めているわけですから、しっかりとそれができるような形であることが住民サービスの向上につながっていくと思えますので、検討のほうをよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時40分 休憩

△

午後0時59分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二君。

○2番（山部良二君） 皆様、こんにちは。2番議員、山部良二です。通告により、順次質問に入らせていただきます。

それでは、1点目の子育て世代の負担軽減のため学校給食無償化について質問します。

朝日新聞の調査によりますと、公立小学校や中学校の学校給食を無償化する自治体が増え、この6年間で55市町村になり、新たに2市町が今春から始めています。

また、給食費の一部を補助する市町村は362にあがっています。全額補助は4市と28町23村です。一部小学校だけの市町村もあります。開始時期は平成28年度が最も多く、次いで平成27年度です。無償化することの目的は、まだ若い世代の定住や転入への期待ができることです。子育て世代の負担軽減、そして少子化対策につながることです。なお、憲法第26条で、小中学校の義務教育は無償とし、教育基本法では無償の対象は授業料となっています。学校給食法では、給食費は保護者の負担と設定しています。しかし、文科省の見解では、自治体などが食材費を負担することは禁じないとされています。ゆえに、給食費を無償化しても問題はないということです。ですが、無償化に話

が及ぶと財源の確保はという話になります。確かに、無償化した自治体は財源の確保で苦勞しているのも事実です。ですが、経済的に厳しかったり、要支援家庭等で食事の支度がままたまならなかったりと、様々な事情により自宅で十分な食事を与えられない子どももいます。家庭環境による栄養格差をなくす取り組みが必要であり、学校給食の果たす役割は大きい。それを踏まえて、なぜ無償化が多く自治体で議論されているのか。これは子育て世代の負担軽減や少子化問題だけではなく、子どもの貧困問題が通停していると考えられます。年間の給食費は一家庭で約5万円ぐらいだと思います。このことからわかるように、低所得家庭ほど経済的負担が重くのしかかるのではないのでしょうか。また、低所得世帯に限り無償化するという考えもありますが、貧困のレッテル貼やいじめ等につながったり、子どもの心を傷つけかねません。であるならば、保護者の所得に関わらず、給食費を無償化するのが最善の策だと考えています。また、教育と福祉との複合的な政策を実施することで、保護者の経済状況に関わりなく、子どもたちがより健全な学校教育を受けるために、本町でも学校給食費の公会計化、そして無償化への戦略を拡大していくことが求められているのではないのでしょうか。そして、そのことが地方団体の長としての少子化対策、子育て支援への政治的決断であり、大津町の町長としての責任ではないでしょうか。

以上のことを踏まえて、町長、教育長のリーダーシップに期待し、3点質問いたします。

全国で実施している学校給食無償化の動きの背景にある原因をどう考えているのか。

2、全国及び県内で学校給食無償化を実施している市町村と大津町の違いはあるのか。

3、子育て世代の負担軽減のため、大津町でも学校給食の無償化を推進するべきではないでしょうか。

町長、教育長のご見解を伺います。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山部議員の給食費の無償化についてのご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、学校給食を無料にする自治体が近年増えてきております。その多くは、少子高齢化、人口減少に悩む自治体の子育て環境を充実させ、住民の定住や移住者を増やそうという政策の一つとして行われているようでございます。

全国で学校給食費の無償化を実施している自治体は、昨年12月の朝日新聞社の調べでは、議員がおっしゃいましたように、55市町村で、その約4分の3が人口1万人未満の自治体となっております。

大津町における子育て支援策としては、医療費の助成や学童保育の充実など、政策として取り組んでいるところであります。山部議員がおっしゃるとおり、給食費の無償化により、子育て世帯の経済的負担が軽減され、子育てをする環境は向上することになりますが、自治体の支出が増えて財政を圧迫することも考えられます。また、給食費の支払いが困難な経済的に苦しいご家庭については、準要保護児童生徒援助制度がありますので、この制度の中で支援を行いながら、学校給食費については、現行のとおり保護者の皆様にご負担をお願いしたいと思っております。

なお、学校給食費の現状については、担当部長から詳細を説明させます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

学校給食についてでございますけども、先ほど議員が言われましたように、学校給食法に規定されております。給食費の負担につきましては、第11条第1項で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とするとされており、施設や設備、人件費を含めた運営費につきましては、設置者であります町が負担をしているところでございます。

また、第2項で、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校給食法第16条に規定する保護者の負担とすると規定されており、食材等に係る経費につきましては、保護者の負担とされているところでございます。

大津町の学校給食費でございますけども、学校給食法に基づき保護者の皆様方から食材費を給食費としてご負担をいただいております。本年度、小学校では1食238円、年額4万4千500円、中学校では1食267円、1年生の場合で年額5万円をご負担いただいております。今年度の大津町の小中学校の児童生徒の給食費の合計は、約1億5千800万円を見込んでおります。

学校給食費の無償化は、1951年の山口県和木町で始まり、北海道三笠市が人口対策として実施した2006年以降、全国に徐々に広がっており、教育長が述べましたとおり、多くは人口減少が進む自治体の子育て環境を充実させ、子育て世帯の定住や移住者を増やす目的で、自治体の政策として実施されているようでございます。

なお、経済的な支援につきましては、準要保護児童生徒援助制度により、学校給食費も含めたところで支援を行っておりますので、今後、保護者向けの制度の周知徹底にも努めてまいりたいというところで考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員の学校給食の無料化をすべきではないかというご質問でございますけども、この件につきましては、前に教育長が答弁したように、近年、全国の自治体の中で子育て支援や少子化対策として取り組まれる事例が増えてきているという状況であります。無料化に取り組んでいるところは、過疎地域を中心とし、また人口減少をしている市町村が多く、数としてもまだまだ少ない状況でございます。子どもたちの給食を無料化するということは、もちろん少子化対策の一環として意義あるものと考えております。しかしながら、昨年の熊本地震の復旧において被災された方々への生活再建を最優先に今進めているところでありまして、現在の大津町の最重要課題と考えており、また、現在においても、学校給食センターの建設を2カ年計画で今行っております。いろんな形の中で、給食費の無料化を行いますと、先ほど教育部長が申したように、毎年1億5千万円の一般財源が必要になります。そういう意味におきまして、我々子育て関連等については、今先ほども教育長言いましたように、学童保育、あるいは保育園関連等の待機児童の解消をはじめとして、学校教育、あるいは保育園関連等の子育ての運営費用の増加が見込まれておりますので、近年においても、大津

町においても、5カ年の間に400人の子どもが誕生しておるといような状況でございますので、そういう意味におきましての子育て支援関連等について、非常に学校給食無料化というのには大変厳しい状況で、財政的な課題もありますので、すぐに取り組むということについては、現時点では考えておりません。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 学校給食無償化は、現在、人口規模10万人を超えるような市でも実施されています。それで町長に再度見解を伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 再質問の10万人を超える自治体というのは、私の把握しておるところでは、滋賀県の長浜市でございます。この長浜市につきましては、当初、人口が合併の折りは12万6千587人というような状況から、29年度には11万9千468人という人口減が7千119人というようなことで、7年間で約5.6%の人口減になっておると聞いております。そういう意におきまして、その地域の長浜市の状況等を見ますと、やっぱり人口減少の原因として、若者の流出関係が多いようでございますし、また、大阪市から100キロ以上離れておるといような地理的条件も今一というと叱られますけども、そういうような形の中で、定住されるというのが非常に厳しいというようなことで、市長のほうから学校給食を無料化にして、しっかりと若者の流出防止に努めたいというような考えの中で小学校の無料化というようなことに取り組んでおられると聞いております。大津町近郊につきましては、やはり菊陽、合志、菊池市、この2市2町関連等についてもまだまだ我々首長同士でも学校給食無料化についての課題はあがってきておりません。やはり、今我々の地域での課題というのは、子どもが多く生まれて、誕生し、若者がたくさん定住してきておりますので、そういう人口増のために保育園、あるいは幼稚園、そういう放課後保育関連等の経費運営が非常に嵩んでおるといような状況でございますので、国についてもそういう人口増につきましての市町村での子ども教育関連等の費用関係を交付税でしっかりと見ていただくように、今県のほうに、国のほうにも要望をしておるといような状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） ご答弁いただきました。

ですが、いずれは人口減少になってくると思いますので、これからますます子育て世代の負担軽減のための取り組みが必要になると思います。

それでは、2点目に入りたいと思います。

2点目は、学校現場の長時間労働を是正と働き方改革の推進と改善策について質問します。

現在、厚労省労働政策審議会において、時間外労働の上限規制を設けるための労働基準法改正が議論されています。しかし、公務員は、その論議の対象になっていません。一方、2017年4月に公表された文科省の調査結果によると、小学校で33.5%、中学校で57.7%にも上る教員が過労死ライン、週20時間以上の時間外労働を超えています。子どもと向き合う余裕が奪われています。改

善が進まない中学校部活動による超勤問題や、2020年から学習指導要綱による小学校英語等の教科化など、教員の負担はさらに重くなることが予想されます。また、高校においても、進学受験体制の中で、早朝、放課後課外授業や土曜日授業の実施、そして部活動指導などにより、長時間労働の実態にあり、特別支援学校では、休憩も取れない勤務実態や研究発表の準備等での多忙な現状があります。

それを踏まえ、2016年6月、文科省局長通知、学校現場における業務の適正化に向けてでは、今後、各教育委員会は、現状を是正するために明確な削減目標を定めて取り組む必要があり、勤務時間の適正化を強力に推進していく必要がある。公立学校の教員を含む地方公務員には、労働基準法の労働時間に関わる規制が適用されている以上、管理職は部下である教職員の勤務時間外における業務の時間数を適切に把握する必要など、適正に管理する責務を有する。厚生労働省が策定した基準に基づき、公立学校においても始業終業時刻を確認し、記録する必要があると明記しています。したがって、教育委員会や校長等の管理職には、指導者としての教職員の勤務時間を適性に把握、管理する義務があります。また、電通や三菱電機の労災認定された事件では、労働時間の改ざんや残業時間の隠ぺいなどが行われていました。学校現場でも80時間を超えないようにとか、100時間を超えないようにという意識から、実際の勤務時間とは違う報告がされている可能性はないでしょうか。ないとは思いますが、もしそのようなことがあれば、管理職の責任は重いと言わざるを得ません。このような事態が発生しないよう、教職員の長時間労働是正の取り組みを本庁あげて推進するべきであります。なぜならば、2020年度から本格的に実施される教育改革では、今の業務の上に英語教育の早期化3、4年生、英語教育の教科化5、6年生、プログラミング教育の導入、道徳の教科化が始まります。このままでは教員の負担は急激に増大し、現場の負担は教員1人1人の能力や努力でカバーできる範疇を超えてしまいます。それでは子どもたちに豊かな教育や、教員が子どもたちと十分に向き合う時間の確保は難しくなります。だからこそ教育長のリーダーシップを持って、大胆な労働時間の改善や抜本的な対策、業務の効率化を含め、校務運営体制の改善や改革に取り組み、危機的な労働環境で働くすべての教職員の働き方改革の推進をお願いいたします。

これを踏まえて、5点質問させていただきます。

1、文科省が行った実態調査の結果と改善の取り組み、大津町の調査結果の見解は。

2、厚生労働省通知では、始業終業時刻を確認し、記録する方法として、原則として次のいずれかの方法によることとなっています。ア、使用者が自ら現認することにより確認し、記録する。イ、タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録するとなっているが、本町の現状と対応は。

3、上記の方法だけでは実態が把握できないと考えられます。そのため、パソコンの使用時間の記録を定期的に確認し、適正に記録する必要があるのではないかと思います。

4、部活動対策としては、文科省も4月から外部人材を部活動支援員として学校職員に位置付け、指導や大会への引率が可能となるが、大津町の学校の現状と取り組みは。

5、菊池市教育委員会は、総括労働安全委員会を設置したが、大津町の現状と取り組みについて問

いたいと思います。

以上、5点について、教育長にお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山部議員の学校現場の長時間労働を是正するために働き方改革の推進と改善策を問うとのご質問にお答えをいたします。

学校現場における、時間外勤務につきましては、適正な職場環境づくりを行っていく上でも大変重要であり、その改善を図っていかなければならないものと考えております。本町におきましては、質問いただきました教員勤務実態調査の結果はもちろん、学校現場の実態を把握し、子どもたちに対する教育的効果を最大限に生かすことのできる職場環境づくりを目指し取り組んでおります。

大津町におきましても、小中学校の時間外勤務の把握を行っております。今年度4月から7月までの4カ月間で一月80時間以上時間外勤務をした教職員は対象職員の19.1%にあたります。教育委員会といたしましても、教職員の心身の健康を保持していく上でどのような対応が必要なのか検討するとともに、その削減に向けての取り組みを行っているところです。

具体的な取り組みといたしまして、各学校にタイムカードを導入し、教職員の在校時間の把握を行っております。さらに、各教職員の時間外勤務状況を詳細に把握するための取り組みも実施し、学校訪問等での指導を行っているところです。さらには、先ほど数値にて紹介させていただきましたが、一月80時間を超えて時間外勤務を行っている職員については、各学校から報告を受け、その後の改善指導を行っていくなどの対策を講じております。

教職員の勤務時間については、連日マスコミにおいても取り上げられており、教育委員会といたしましても重大な課題であると認識をいたしております。

ご質問いただきました、部活動指導員の設置及び労働安全衛生法の規定に基づいた労働安全衛生委員会の設置についても含めまして、詳細を担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） では、説明させていただきます。

昨年度実施されました教員勤務実態調査におきましては、全国から抽出された小・中学校各400校を対象に行われ、その結果が今年4月に公表されているところでございます。前回実施されました平成18年度調査と比較しまして、校長・教頭・教諭等すべての教師において校内勤務時間の増加がみられます。持ち帰りの業務については若干減少しているものの、その分、校内勤務時間は増加傾向にあります。また、放課後等に行われます部活動指導においても若干の増加がみられます。

大津町の実態としましては、先ほど教育長からもありましたように、今年度4月から7月までの4カ月間で一月80時間以上時間外勤務をした教職員は対象職員の約19%にあたります。小学校では9.3%、それに対し中学校では39.4%の教職員が月80時間を超えて勤務していることとなります。特に中学校での勤務形態が課題であると考えております。

教育委員会といたしましても、このことを真剣を受け止めまして、教職員の心身の健康保持増進を図っているところでございます。各学校におきましては、小学校において週2日の部活動実施日を設定し、

定時退勤しやすい日を確保したり、中学校におきましてもノ一部活動を設けて全職員の定時退勤を行う等、超過勤務の削減に取り組んでおるところでございます。

また、校務用パソコンの掲示板を活用し、情報提供等を行うことで、職員会議時間の短縮等を行なうなどの工夫も行っております。そのほかには、校務支援システムや教務支援システムの導入により、教職員の事務負担の軽減を図る取り組みや、教職員の健康保持等を目的とした夏休み中の一斉休暇取得日の設定などを実施しているところでございます。

始業・終業時間の確認及び記録につきましてご説明いたします。

町内の小中学校におきましては、全校にタイムカードを導入し、出勤時刻及び退校時刻の記録を行うことで、校内勤務時間の把握を行っております。超過勤務時間につきましては、タイムカードのみで正確な実態把握が困難であることも考慮しまして、教職員各自でも超過勤務時間を正確に把握していくことを目的としまして、在校時間把握表を全職員に配付し、校務用パソコンにより入力管理するよう指導しております。教職員は各自出勤時間と退勤時間を入力することで、その日の超過勤務時間、さらには一月の超過勤務時間を把握することができるようになっております、全教職員が自らの超過勤務時間を正確に把握することで、さらなる削減に向けての意識付けを行うことができればと思っております。

次に、部活動指導員の設置についてご説明いたします。

部活動指導員の導入につきましては、昨年度末、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について通知があったところです。部活動におきましては、学校教育活動の一環として行われるものであることから、教職員が担当顧問として配置されております。しかし、本規定の一部改正に伴いまして、校長は部活動指導員に部活動の顧問を命じることができるようになりました。これまで、教職員が行ってきた実技指導や大会、練習試合の引率等を部活動指導員で行うことが可能となったものでございます。教職員の負担軽減の側面から考慮しましても大変有効なことであると考えております。ただ、現状としましては、具体的な受け入れ体制等の条件整備などの詳細な準備が必要となっております。県内におきましても導入されている自治体の情報は無いというふうな状況でございます。今後、部活動指導員を導入することで学校教育全体にどのようなメリットがあり、そのことで教職員の負担軽減にどのように影響していくのか等様々な方向から考えてみたいと思っております。

最後に、大津町における労働安全衛生委員会の設置についてご説明いたします。

本町におきましては、労働安全衛生法の規定に基づき、大津町学校職員安全衛生管理規定を平成23年12月5日付けで策定しております。本規定に基づき、必要な場合は該当する学校に衛生管理者を設置し、職場内の適正な業務環境の維持を行っているところです。教育委員会としましては、労働安全衛生委員会の設置は行っておりませんが、各学校の快適な職場環境を整備していく上で様々な取り組みが必要と考えております。その一つとしまして、今年度より、町独自で教職員のストレスチェックの実施を計画しております。そのことで教職員それぞれの状況や各学校全体の状況も客観的に把握できることとなりますので、その結果により、その後の改善を図ることができればというふうに考えております。また、各学校におきましては、管理職による学期ごとの面談の実施、相談窓口の設置

と活用、さらには相談機関等の情報提供等職場環境の整備に努めているところでございます。

今後も教職員一人一人がよりよい職場環境のもと、教育に日々意欲的に従事できるようその推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） それでは、再質問します。

総括労働安全委員会についてですが、熊本教育新聞の記事によりますと、人吉・球磨では、人吉市だけが安全衛生委員会が設置されており、人吉市へ他の市町村から転入してくると、やはり労働安全に対する管理職の意識や環境の違いを感じることもあると聞いたことがある。少なくとも各学校任せで、管理職任せになっている私たちの労働安全が公の場で検討されることは大きな意味がある。委員会を開催するためには、各学校の在校時間も把握しなければならない。野放しにされている私たちの長時間労働の歯止めになる機関であることは間違いないとあります。

このことからわかるように、本町でも、大津町の小中学校をまとめて一つの事業所とみなし、総括の労働安全衛生委員会を立ち上げるべきではないでしょうか。教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山部議員の再質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、管内の小中学校を一つの事業場とみなし、教育委員会に管理責任者を置く自治体がございます。労働安全衛生法にありますが事業場は、事業所をさらに業態ごとに分けたもので、原則としては、労働の場所と労働の実態により、別々に取り扱わなければならないものとなっております。また、学校ごとにその実態が違いますので、労働安全衛生法に基づき現行のとおり取り扱っております。

大津町でも、大津町学校職員安全衛生管理規程により、学校ごとに法で定める50人以上の規模であれば、労働安全衛生委員会を設置し、その管理者が責任者となることが実態に即した労働者の安全及び衛生管理ができるものとして取り扱っております。

また、50人未満の学校につきましては、同規程の第5条により、校長が衛生推進者を置き、管理者に準じた措置を講ずることとなっております。

また、同規程の第14条では、町教育委員会への報告についても規定をいたしておりますので、各学校の労働環境・労働状態について把握と管理に努めているところでございます。

菊池市では、学校衛生委員会を設置し、今後、職員の健康保持に向けた取り組みを進められると聞いておりますので、その状況や効果等についても情報をしっかり掴むと同時に、教職員の労働環境が少しでも改善されますように努めてまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） それでは、質問させていただきます。

大津町独自の在校時間の把握はということで、大津町教育委員会では、毎年研究発表校を指定しています。平成29年度は、大津北中学校と大津小学校、大津北小学校だと思っておりますが、先ほども述べ

ましたが、小中学校の先生たちは全国的にも時間外労働が多い、日頃の業務の上に研究発表会に向けた研究及び資料づくりは多くの時間を費やします。大変な業務です。先にあげた3つの学校と他の学校の時間外労働時間の違いは認められるか。教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山部議員の再質問にお答えをいたします。

国や県、町によります研究指定と研究発表会は、それぞれの学校が教職員一丸となり、課題を確認し、共通の問題意識を持ち、その解決に取り組み、指導力の向上を図るために必要なもので、その成果は研究発表会で広く共有され、全町的な学力の向上につなげる必要不可欠なものであると考えております。

研究発表会に向けては、授業研究や資料の作成など、通常の業務に加えた業務が発生することになり、その業務が勤務時間内で終わらない場合は、勤務時間外での業務となりますので、傾向としては、研究発表を行う年度の時間外勤務は多くなると考えております。

委員会といたしましては、教職員の勤務時間の把握に努めながら、先進的な事例も参考にして、少しでも教職員の負担の軽減に繋がるように、そのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 丁寧なご答弁をいただきました。これから私は教職員の長時間労働の是正に取り組んでまいりますので、これからはいろいろな形で質問させていただきますのでよろしく願いいたします。

3点目ですが、むし歯予防ブクブクうがい（フッ化物洗口）の安全性について問います。

1、菊池市で小学校1校の児童約200人が県の基準値を超える濃度のフッ化物洗口溶液を使用したと発表されましたが、大津町では安全対策は十分にできていますか。

2、うがい溶液をつくる担当職員は、看護師等の専門職なのか。もし、教職員や町職員が担当するならば、職員の負担が増大すると考えられます。これでは子どもの安全は守れないと思いますが、見解を。

3、もし事故が起きたときの責任の所在は。また、情報公開は速やかに行うかを問います。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山部議員の虫歯予防フッ化物洗口の安全性はとのご質問にお答えをいたします。

熊本県は、全国でもむし歯が多い県の一つであり、平成22年度には12歳児の一人平均むし歯保有数が全国ワースト2位になりました。むし歯は子どもの健康や健康寿命にも大きく影響を与えることから、熊本県は同年、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例を制定し、虫歯予防に積極的に取り組むことといたしました。

大津町では、この条例の制定と平成25年の厚生労働省の市販製剤の使用法の承認により、フッ化

物洗口実施の検討を開始し、平成25年には町内保育園・幼稚園の6園で開始をいたしました。小中学校では、平成27年に先行実施校として、室小学校、大津南小学校、大津中学校で実施をいたしました。平成28年度からは、これを受けて町内の小中学校の全校で実施の予定でありましたが、熊本地震の影響もあり、本年度に学校への周知、保護者へのご同意をいただき、本年7月に全校実施となりました。

議員がおっしゃいました、菊池市の件は、平成27年11月に、規定より3倍濃い濃度の洗口液を誤って作成し使用した件ではないかと思えます。中毒を起こすような濃度ではありませんが、舌がピリピリしたと訴えた児童もいたそうであります。このようなヒューマンエラーは決してあってはならないことですが、可能性が決してないとは言い切れないところもありますので、大津町では、このようなことがないように十分に配慮して行っているところです。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） それでは、説明させていただきます。

フッ化物洗口の実施につきましては、熊本県がその実施に力を入れているところであり、熊本市を除く県内の実施状況は、昨年度現在では、大津町を除くすべての市町村が実施しているという状況で、本年度から大津町も全校実施に至ったところでございます。

本町のフッ化物洗口実施の手順についてでございますが、まず、うがい溶液となります洗口液の作成には、歯科衛生士等の専門職員や町の担当で洗口液を作ることとしております。

現在は、健康保険課と学校教育課職員の2名体制で洗口液の作成を行っておりますが、歯科衛生士等の専門職を任用予定であり、専門職員と町の健康保険課、もしくは学校教育課の職員2人体制でチェックしながら行うこととしております。

洗口液の作成手順ですが、作る量によって濃度の間違いがないよう、大津町では、うがい用のコップに分注するボトル1本当たりの洗口液の作成量を均一にしております。児童生徒数や学級数で洗口液の量を決めるのではなく、分注用のボトル664ミリリットル、1本にフッ化物の薬包2本12グラムを溶かすようにし、これを二人一組で確認しあい、間違った濃度で作ることがないように配慮しているところでございます。また、各学校にはファイルを置き、実施手順、実施手順確認書、物品出納簿により、学校の管理者及び町担当が実施ごとに安全に実施できたか、問題点の有無を確認しあうようにしております。

本町では全校実施には至りましたが、まだ全学年実施となっていない学校もございますので、今後とも保護者への周知等も進めてまいりたいというふうに思っております。

最後に、事故が発生した場合ですが、故意または過失が認められる場合を除き、洗口液の濃度の間違いなどによる健康被害が発生した場合は、実施主体となる町及び町教育委員会が責任を持つこととなります。万が一事故が発生した場合は、学校長を通じて町教育委員会に報告がありますので、情報の公開につきましても、個人情報保護の配慮の上、行うことになるということで考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） このですね、やっぱフッ化物洗口は、子どもたちの生命に関わる問題もありますので、対策が形骸化しないよう万全の安全対策でお願いしたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

1時55分より再開します。

午後1時44分 休憩

△

午後1時54分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、三宮美香です。午前中から女性の傍聴が続いていてとても私自身励みになっています。ありがとうございます。午後2番目、中だるみにならないように質問をしたいと思います。

通告順にしたがい、質問させていただきます。質問は全部で3点です。1つ、子ども議会の意義と今後は、2つ、小学校運動部活動の社会体育への移行の現状は、3つ、学校給食費の現状はです。

1つ目、子ども議会の意義と今後はについて。

昨年は地震のため開催できなかった中学生議会を、今年度はジュニアリーダー夢議会と名前を変え、対象も中学生から高校生と支援学校生へ広げ、場所も文化ホールでの公開開催とされました。今回開催するにあたり、あげてある4つの目的のうちの一つは、今までの中学生議会と同じで、時代を担う青少年が大津町のことで疑問に思うことや考えていること、大津町の将来に対して聞きたいことなどを実際に町長などに議会形式で質問したり、提案したりすることを通して、町政や議会の仕組みを理解し、政治をより身近なものとして感じ、住みよいまちづくりの主体者としての意識を高める契機とするというものでしたが、今年度は新しく2つ目に、本年度は大津町振興総合計画策定年度にあたり、時代を担う青少年の意見を町政と計画に反映させる。3つ目、選挙権の年齢が18歳以上からと引き下げられたことにより、これら中高生も主権者であるという意識を学習し、政治に関心を持つ契機とする。4つ目、文化ホールでの公開開催とし、多くの町民に子どもたちのフレッシュな発想と意見と町執行部の真摯な答弁を参観いただくことにより、町政への関心を持っていただくの3つを追加されています。これは大きな意義があると感じていました。実際に生徒たちの質問の内容は、大津町で生活している中で感じたことからきちんと実態を調査し、大津町の現実問題として提起、考察され、ただの質問ではなく、提案するという形でできあがっていました。これは生徒の意識の高さと教育委員会の指導の効果だと思います。とても残念だったことは、この目的の3番目と4番目の中高生と町民の傍聴が少なかったことです。中高生の姿はなく、傍聴も500席のうちの全体で100席ほどでした。通告書も配付されていませんでした。目的に実際が追いついていなかったように思いますが、教育委員会としてはこれをどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

目的の2つ目に、時代を担う青少年の意見を町政と計画に反映させるとあります。それでは、今回、何を、どのように反映されるのでしょうか。また、今までに反映されたものがどのくらいありますか。

以上、2点を質問します。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 三宮議員の子ども議会の意義と今度はとのご質問にお答えをいたします。

今年8月5日開催いたしました、ジュニアリーダー夢議会は、一昨年までの中学生議会在町内の県立学校3校の代表にも参加していただき、会場も町文化ホールでの公開開催といたしました。共催をいただきました町議会の皆様には、事前学習会でのご指導も含め、大変ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

参加した生徒たち10名は、議会の傍聴や町の仕事を学び、自らのテーマを設定し、質問の趣旨をまとめ、当日の演壇に臨みました。事後のアンケートでは、難しかった、緊張したというものの、きちんと意見を言い、町執行部の答弁に感想を述べ、達成感を感じたようでした。

当日の来場者については100人程度と少なく、課題があったように思います。内容が良かっただけに残念な思いが今もいたしております。しかし、来場された皆さんのアンケートでは、質問、執行部の答弁、夢議会宣言のいずれも非常に高い評価をいただいております。

このように、町内の中学生と県立学校生と一緒に学ぶ機会が得られるのは大津町しかできないことではないかと思っております。この特色を生かし、今後は多くの方に来場いただける工夫を考えてみなければならぬと思っております。

この夢議会の教育委員会としての目的は、時代を担う青少年が大津町の将来を考え、まちづくりの主体者としての意識を高めることが第一であります。この点に関しては、その目的を十分に達成できたのではないかなと思っております。彼らの想いは、発議として採択したジュニアリーダー夢議会宣言として伝えられ、「未来へ羽ばたけ 私たちの大津町 未来へ響け 私たちの思い」という言葉に込められました。私といたしましては、今回の質問や提案について、今後、まちづくりの様々な政策に生かしていただければなど、そういう思いでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

今回開催しました、ジュニアリーダー夢議会につきましては、町立の中学校だけでなく、町内の県立校、大津高校、翔陽高校、大津支援学校にもご協力いただき、5校の代表者を議員として開催することができました。代表者の10人は、開催まで3回の事前学習会へ参加し、当日の一般質問に臨みました。1回目の学習会は、6月町議会定例会傍聴や町の仕事を学び、2回目は、テーマの設定や質問内容の組み立てを行い、3回目は、自らの言葉でつなぐ「夢議会宣言文」の作成や質問内容の仕上げと、実に難しく内容の濃いものでしたが、果敢に課題に挑戦し、開催当日は堂々と発表することができました。

当日の来場者は約100名で、集客については課題が残ったと考えております。広報、ホームペー

ジ、メール、チラシの配布などで告知には努めました。が、来場者が少なかった理由を考えますと、初めての開催ということで、この事業が広く伝わらなかったことや、学校の生徒や保護者へのPRが不足していたことなどが考えられると思います。次回、同じような形で開催する場合は、このような点を改善し、集客を増やす工夫も必要だと考えております。

次に、今までの意見や質問で反映されたものについてでございますが、平成24年から27年に開催した中学生議会では、4年間に32人、重複も含めて41件の意見や質問をいただいております。これらの町の対応状況ですが、本年8月末現在で、対応済みのもの11件、現在実施中のもの17件、将来の計画としてあるもの5件、未対応のもの8件となっております。未対応のものにつきましては、関係する当事者からの要望がないものや、国や県の事業のため、町では対応できないものがほとんどでございます。対応済みや現在実施中のものにつきましては、直接、中学生議会の意見を受けて実現したということではなく、すでに計画があったり、他の関係機関からも要望があったりしているものも含まれておりますが、中学生議会の意見を受けて作成した「からいも君のアドバルーン」は、現在、町のイベントで活躍をしております。また、からいも君グッズもバッジやポロシャツ、ラインスタンプなどいろいろできており、町のPRに役立っているところです。

また、学校安全施設整備、教室の空調設備や施設改善、電子黒板などIC機器の導入、英語教育の充実なども事業化することができたものとなっております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 行政区の区長さんや民生委員さん方の顔も文化ホールでお見かけしました。多分周知がなかなかできなかったのだらうなとは思いますが、学校関係では、ジュニアリーダー夢議会に参加した子どもたちにもチラシを配布して生徒を誘うようにというお話をされていましたが、ある意味、それは子どもたちのすることではないと思います。学校でも配布をされていますが、それはただ配布をただけで参加を募ったことにはなりません。今後の選挙などを考えるならば、4年後には選挙権を持つ現在の中学生、中学2年生以上の生徒、学校へもう少し傍聴を呼びかけるべきだったのではないかと思います。先ほど教育長もおっしゃっていましたが、子どもたちがとても頑張っていたのを私も見ていたので、傍聴者が少なかったことが残念でなりません。点と点がつながり、線になります。今回は点だけで終わってしまったように思います。先ほど夢議会宣言のこともお話をされましたが、今後、この夢議会宣言はどのように生かされていくのでしょうか。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 三宮議員の子ども議会関連等につきまして、今、教育委員会のほうからお話がありましたように、今後の子どもたちや多くの皆さんが参加できるような工夫をしっかりとやっていかなくちゃならないのではないかなというふうに思います。そのようなPR関係がしっかりとできればきっと子どもたちもまだまだ町政に対する心の持ち方というのが大分変わってきやしないかなと思うし、町政参加というのが促されるんじゃないかなというふうに思います。もちろんジュニアですので、選挙権も出てくる18歳となっておりますので、今後についても、投票関連等の課題事項もござ

いますので、これについてもしっかりとPRをしながら、参加されるように教育委員会と、また我々行政のほうについてもしっかりと話し合いをやっていきたいというふうに思っておりますので、またその折には三宮議員の意見もお伺いしながら、多くの方が参加できるように取り組んでいきたいと思っております。そのようなすばらしい意見を我々も感じたわけでございますけれども、この意見についての反映というような形が一番また大切であるし、その意見が生きることによって、参加される方、あるいは、その議員になられる方もまだまだ増えてくるんじゃないかなというふうに思います。そういう思いで、現在、大津町の6次の振興総合計画の策定作業を進めているところでありますので、この計画策定の趣旨は、少子高齢化社会に向けた総合的な取り組みや効率的・効果的な行政運営、熊本地震からの復旧・復興が求められた社会動向を踏まえながら、大津町の発展と将来を担う子どもたちを育み、未来に向けて次世代へ継承していくために、今後目指すべきまちづくりの方向を示すことであるとしておりますので、そこで多様化する町民のニーズに対応し、効果的・効率的な行政を展開していくためには、各世代の皆さんと課題認識を共有していくことも大切であり、とりわけ大津町の未来を担う若者世代の意見は、他の世代にはない視点や発想を持っているものと思われまますので、この夢会議で出された提案を町政に反映させていくことは大変重要であると考えております。先ほど教育部長からも説明がありましたように、子ども議会に出てきた意見などについても、大津の三大まつりの一つ、あるいは、いろんなまつりについても、からいも君アドバルーンをあげながら、大津町のPR、あるいは子どもたちの意見についても、校舎内での整備関連等についてもしっかりと今取り組んでいるところでございますので、今後についても、そのような意見を生かしながら、学校環境整備にも努めていければなというふうに思っております。もちろん、子ども議会に出てきたものの中には予算の関係など、いろいろな制約からなかなか実現できないものもありますが、未来を担う子どもたちの意見については、なるべく実現ができるように取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

現在、将来の大津町の方向性を定める総合計画を策定しておりますので、総合計画の策定状況について、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 総合計画の策定状況についてご説明申し上げます。

今回の第6次振興総合計画の策定にあたりましては、今年6月に町内に在住する18歳以上の町民3千名を対象にした町民アンケートを実施しておりますけれども、そのデータによれば回答率が31.1%で、年齢別の回答状況をみますと、50歳以上が回答者の約6割弱を占めており、特に10代と20代合わせて7.1%と非常に低い回答率となっております。

このように、アンケートでまちづくりへの提案や課題についての若い世代の意見や考えを把握することはなかなか難しいところもございますので、今回の夢議会のような機会において若い世代の意見を聞くことができたことは、振興総合計画の策定はもちろんのこと、公聴という面でも重要なことであり、有効であったと考えております。

一例を挙げますと、今回開催されました夢議会において、高校生からの一般質問の中で、大津駅周

辺の活性化についての提案がございました。この提案は、昨年度策定しました熊本地震の復旧・復興計画の中の重点施策にあげております、交流地域拠点の形成の中の肥後大津駅の愛称化（阿蘇くまもと空港駅）に伴う駅南口の活性化や肥後大津駅を核とした賑わいの創出の施策に関するものであり、また、振興総合計画の基本計画の中でも、この肥後大津駅の周辺の活性化については検討される施策でもございます。

このように、夢議会での子どもたちからの具体的な提案につきましては、町が事業を進める上で参考になるものでありますので、今後可能な限り、新しい総合計画や若者に関する各種施策への反映などに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 今議員からジュニアリーダー夢議会宣言の取り扱いと伺いますか、こういうご質問ございました。私もあれを聞いておりましたでですね、事前に私もあれは全然目にしておりませんでしたので、おおすごいなと、自分たちの言葉でよく考えたなという思いで、あの時はいっぱいでもございました。本当に理念として素晴らしいものがあつたと思います。私の思いとしては、やはりあれを各中、県立学校の代表でしたので、その学校の生徒たちにですね、いろんな形での夢議会宣言のですね、言いたかったこととか、そういうものをですね、理解していただくような工夫ができればなと思っております。ちょっと難しいですが、例えば、校長先生が月に1回は全校集会等でお話されますけれども、そういった中でかみ砕いて言っていただくとかですね。あるいは、実際に出た夢議会議員が自分の思い、あの作成過程も含めてですね、そういった場でいろいろ発表してくれると各学校の生徒諸君もですね、ああそういうことだったのかと、やっぱり自分たちもそういうことを少しでもやっぱり胸のどっかにおいてですね、進んでいかなければいけないのかなと、そういうきっかけになればなと思っております。とにもかくにも、さっき議員がおっしゃいましたように、第1回でございましたので、まさに点でございました。しかし、この点がなければ線は始まりませんので、ぜひともこれがですね、線になり、面になるような、そんな方向で進んでいければなという思いはいたしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 先ほどちょっと伝え忘れましてので、ほかの市町が気になったので近隣の子ども議会も探してみました。菊陽町は、子ども議会をどの課でもつのが決まらずに開催していないというふうに聞いています。合志市も子ども議会ではなく子ども会議という形でした。宇土市と菊池市が開催されていたので傍聴してきました。どちらも子どもたちからの提案もありましたが、どちらかというより一般質問というより発表会という感じでした。菊池市については、体験するということが趣旨でしたので、それでいいのだと思います。ただ、執行部からの答弁が各課からも細かく返されていてとても紳士な対応でした。宇土は9回目の開催で、今までの子ども議会から実現されたものは、各学校の図書館の交流、ほかの学校、小学校7校、中学校3校からも本が借りられるとい

う図書検索システム、登下校の道路に着色をするというもの、宇土高校前の道幅を広げるというものなど、もちろんもとの議会や町民からの意見としてあがっていたものに子どもたちの提案が合致したものではありませんが、とてもいい形で実現されていると感じました。ただ、今大津町のほうからも説明があって、たくさん実施されていたり、今考えていただいているということを知ったので、一生懸命子どもたちが考えたことがそうやって町の中に組み込まれていくといことは、とてもうれしいことだと思います。今後も子どもたちの意見が生かされていくことを望みます。

では、2つ目の質問に移ります。

小学校運動部活動の社会体育への移行の現状はについて。

平成31年の社会体育移行に向けて町は教育方針を出し、平成28年から検討委員会を設置していますが、現在どのように進んでいるのでしょうか。

基本方針の中に、「移行は全小学校一斉に行う」と明記してありますが、今年度先駆けて移行した学校もあると聞いています。児童・保護者との協議はきちんとできていたのでしょうか。

そして、今後どのように進める計画なのか。

以上、3点を質問します。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 三宮議員の小学校運動部活動の社会体育移行の現状はとのご質問にお答えをいたします。

熊本県教育委員会は、平成27年3月に、これから大きく変化する社会の中で、地域の教育力を積極的に活用した社会体育への移行や社会体育との連携など、児童生徒にとって、安心・安定したスポーツ環境を確保するため、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を策定いたしました。

この基本方針には4つの柱があり、その1番目には、小学校の運動部活動は社会体育へ移行するとなっております。その意義と効果は、1、学校の枠を超えたチーム編成が可能になる、2、児童や保護者のニーズに応じたスポーツ活動ができる、3、質の高い継続した指導が期待できる、4、地域の教育力の向上や地域の活性化も期待できるというものであります。移行の期間は、平成30年度末までとなっております。これまで、小学校の運動部活動は、児童のスポーツ活動を担ってまいりました。

大津町教育委員会では、小学校児童の運動の機会をなくすことがないように、この問題に対処するため、昨年11月に小学校運動部活動社会体育移行検討委員会を立ち上げました。メンバーは、小学校7校から、校長、小学校PTA会長、体育主任の代表各3名と、町内スポーツ団体から4名の15名以内で構成することとしております。

昨年度は、この検討委員会を3回開催し、町の基本方針を策定し、今年4月の各小学校でのPTA総会でもご説明をいたしました。今年は2回開催いたしまして、うち8月に開催いたしました第5回会議では、すべての小学校の校長、PTA会長、体育主任も参加する拡大会議として開催をいたしました。そこでは、社会体育移行後の姿を4パターン示し、そのメリットやデメリットについて意見交換をいたしております。また、それぞれの学校で、学校とPTAによる校内委員会の開催をお願いを

しております。校内委員会では、それぞれの学校の事情や地域の実情を確認して、どのような姿が自分たちの学校にあっていいのか。また問題点は何なのかを整理していただき、次の検討委員会で共有をしていきたいと考えております。

大津町は、県内でも特に社会スポーツが盛んな町であります。子どもたちの受け皿はいろいろあるとは思いますが、社会体育移行後のスポーツ活動については、スポーツを初めて体験する児童やスポーツが苦手な児童も気軽にスポーツに関われる場であるべきだと思っております。どのような活動がよいかを、これからもPTAや学校、並びに町内のスポーツ団体と十分に話し合い、そこに行政がどう支援していくべきか考えていきたいと思っております。

なお、町の基本方針等詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

大津町の小学校運動部活動社会体育移行の進捗状況でございますが、熊本県の基本指針を受け、昨年11月に検討委員会を設置し、本年3月に大津町小学校における運動部活動の基本方針を定めたとごさいます。この町の基本方針には3つの柱があり、1つ目は、小学校の運動部活動は社会体育に移行するとし、2つ目は、社会体育移行までの期間は、児童の発育・発達に応じた運動部活動を行うとし、3つ目は、指導者の資質向上を図るとしてあり、それぞれの大きな基本方針の下に、個別の方針及びその取り組みを示しております。

例えば、基本方針の1には、それぞれの小学校の実情と地域の実態に応じた活動を行うことや社会体育への移行は全小学校一斉に行うことなどとし、その取り組みとして、検討委員会の設置や校内委員会での協議などを行うこととしております。また、社会体育移行後においても町教育委員会は、この検討委員会を継承した委員会を新たに設置し、社会体育の活動状況を把握するとともに適切な支援を行うこととしております。検討を始めた当初、すぐにでも社会体育への移行をと考えられていた学校もございましたが、町の方針が定まっていないうちに先行して社会体育への移行を行うと、町からの支援の基準や活動の目的などで、学校間によるばらつきが生まれ、町全体として平等性に欠け、児童への影響が大きいということで、大津町としては全校一斉に行うこととしたところがございます。

次に、社会体育移行後の姿として4つのパターンを想定しております。1つ目は、すでに活動しているクラブチーム、2つ目は、各学校で立ち上がる新たなクラブで、競技力や技術力を目指すクラブチーム、3つ目は、各学校で立ち上がる新たなクラブで、学校を拠点とし、体力向上や仲間づくりなどを主とするクラブチーム、最後に、各学校で立ち上がる新たな総合運動クラブで、種目を限定せず、体力向上や仲間づくりなどを主とするクラブチームの4パターンを想定しているところがございます。

今後は、各学校での校内委員会での協議結果を基に、検討委員会でも検討を重ねながら、より良いスポーツ環境の中で小学校の子どもたちが体力づくりと社会性を育成する場になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 検討委員会の話が出ていましたが、昨年3回されたということですから、私も昨年度まではPTAの役員でしたので少し話を聞いていましたが、進み方が、言い方がよければ丁寧になるんですが、少し遅かったのではないかという気持ちがあります。

再質問です。

現在の4年生が6年生になるときに完全移行の予定だと思います。では、今の時点で4年生以下の子どもの保護者のうち何割ぐらいが社会体育に移行するという認識や理解があると思われますか。例えば、菊池市は、まず泗水地区をモデルに今年度から社会体育に移行しています。菊池は範囲も広いし、地域性もあるので、それも一つの方法だと思いました。残念なことに、大津町は検討委員会をつくったのに、そこは別個に学校でばらばらな動きになっていたように見えます。先ほど一斉にということをおっしゃいましたが、実際にはある学校では3つしかない部活動のうち、現時点でもう31年度には1つはなくなってしまうよねという保護者の認識です。また、特に田舎の小規模校は、部費が現在の時点で年間数百円ぐらいしか必要でなかったそうです。しかし、社会体育に移行して部活動ではなくなった場合、先ほどクラブチーム、新たなクラブ、学校を拠点とするもの、総合運動クラブなどの話が出ましたが、年会費や毎月の活動費、または送迎などが入ると先が見えないと保護者は言っていました。

大津町で今年度から先駆けて社会体育に移行しかけた学校は、1つの部活は指導者が確保できずに休部状態であり、1つの部活は、学校との調整がきちんとできないまま動き出したため、保護者と子どもたちに大きな負担がかかっていると聞きました。先ほど説明をされた2番目の児童のニーズにあわせたもの、4番目の地域の教育力ということが全く生かされていない状況になっています。なぜこんな状況になってしまったのでしょうか。

天草市の9月の1日に配布された広報に、変わる子どもたちの放課後と題して、社会体育移行の特集が出ていました。天草のある学校に聞きましたが、地域性をうまく活用して活動を始められています。また、市として社会体育支援コーディネーターも置かれて動かれているようです。大津町としては、コーディネーターの活用などは考えられなかったのでしょうか。また、指導者の確保がどの学校でも課題にあがってくるようです。泗水地区は、市役所が熱心に指導者を探し、地域の協力が大きかったと聞きました。地域の協力は必須だと思います。広報などで広く呼びかけるなど、地域の人材を探す予定はないのでしょうか。

私の持ち時間は多分たっぷりあると思うので、しっかりと答えをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 三宮議員の再質問にお答えいたします。

まず、保護者、4年生以下の保護者の何割ぐらいがそういった部分を認識しているかということでございますけども、今年の4月にですね、先ほど言いました、町の基本方針ということで各学校PTA総会にお邪魔してですね、説明をさせていただいたところではあるんですけども、その辺がどこまでしっかりご理解されているかということについてはですね、その何割方かというのについては、ちょっとまだそこまではちょっと把握してないというところでございます。

大津町の進捗状況ということでございますけど、県下でもですね、それぞれ進め方というのが、同じ進め方じゃなくて、それぞれ異なる進め方をちょっとされているというところで、大津町のほうが具体的にそこまで進んでないという状況は確かにあるかと思います。先ほど話にありましたように、今後各学校、それと保護者の方も含めてですね、先ほど言いました、どのような形がいいのか。そういったところをメリット・デメリットも含めまして、検討をしていただいて、次回の検討委員会の中でですね、そういった意見を出していただくというところにしてますので、そういった各学校のご意向あたりも含めてですね、そういったところをどういった形に、指導者の問題あたりが一番多いと思うんですけども、指導者のほうもそのすべて今の受け皿で確保できるということにはならないと思いますので、そういった中で、保護者のご協力あたりもいただきながら、社会体育スポーツ団体の協力もいただきながら、どういった形がいいのかというのを今後具体的に進めていきたいというところでございます。

以上です。

それと市町村コーディネーターの大津町に配置はしないのかというところでございますけども、このコーディネーターですけども、先ほど説明がありました、県の基本方針を推進するための専門員ということでございまして、本町ではコーディネーターのほうは設置はしていないというところでございます。具体的なコーディネーターがどういったことかという、市町村の検討委員会、町の検討委員会の開催に向けた調整ですとか、県の教育委員会の研修あたりが出席されますので、そういった情報を市町村へ提供するとか、そういったところが役割ということになっております。また、あわせて、コーディネーターを配置することで謝金あたりが発生しますので、その経費の一部を県のほうで支援するという制度でございます。昨年度で、県下で8自治体、本年度で10自治体、菊池管内では合志市がこの制度を利用しているというところでございます。

本町においてということでございますけども、現在設置しておりませんが、27年度にですね、設置しようかどうかということで検討したところでございますけれども、大津町としましては、他の自治体よりも社会スポーツ団体の基盤がしっかりしているということもございます。あと、外部からですね、招致するという方法もございますけども、教育委員会の中にですね、そういった関係団体に精通しております職員あたりがいるということで、そういった分を担えるんじゃないかなというところでまあ活用をしてないというところでございます。

また、今後検討委員会も進みますけども、各学校で開催されます校内委員会、こちらについても要請があれば教育委員会からも出向きながらですね、そういった話を一緒に検討していくということでございますので、そういったところに対応していきたいというところで考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 最後に、さっき言ったんですけど、広報などで広く呼びかけるなど、地域の人材を探すという考えはないのでしょうか。今の時点で社会的な身分がはっきりしている人じゃないといけないというようなくりはないと思います。社会的な身分がはっきりしているから指導もきち

んとできるとは、今は言いきれない社会で、とても耳が痛い話ですが、身分がはっきりしていても、あるところでは保護者会会長が子どもに危害を与えたというようなこともあり、先日の本会議でも確か永田議員が同じようなことをおっしゃっていたと思います。やはりそういうふうに思い始めている人は少なくないような気がします。もう少し視野を広げて考え方を変えないと、指導者も見つかっていかないのではないのでしょうか。早い段階で見つけて指導者育成に力を注ぎ、きちんとしたルールづくりをするべきだと思いますが、どう思われますか。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 三宮議員の再質問にお答えいたします。

広報等でですね、人材を発掘するといいますか、そういう方法もというご意見でございます。今様々な社会スポーツ活動でご指導いただいている皆様、あるいは今でもそういった部活動に一生懸命関わっていらっしゃる皆様、それなりの実績をお持ちでございますし、今のところ町内のそういった方でいろいろな問題が起きたということは聞いておりません。そういう方はそれなりの実績をお持ちでございますのでですね、それはそれで大事なことだろうと思っておりますが、さらに隠れた人材と言いますかですね、本当に熱意を持って子どもたちへそういった指導をやりたいという方もいらっしゃるかと思います。そういった点も含めてですね、今各学校での校内委員会でいろんなことを話し合っていたいただいておりますので、ひょっとしたら、その中であそこにこんな方いらっしゃるよとかですね、ちらっとしてもいいよ聞いたよというようなことも出てくるかと思えます。そういうことも次のまた全体の委員会ですね、ご報告でございますので、そういったのも検討しながらですね、そういった方法も考えていかなければならないのかなと、そういうふうには思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 次回の検討委員会に期待したいと思います。

では、3つ目の学校給食費の現状はについてです。先ほどの山部議員とかぶっているところは少し省きながらいきたいと思えます。

給食費納入について、大津町は27年度から口座引き落としとされています。ちょうどそのころ給食センター運営委員会に出席していましたが、どちらかという、未納改善よりも保護者の給食費徴収作業の負担軽減のために口座引き落としに動いたという印象でした。保護者の負担は軽減したと思えますが、未納の状況は改善されているのでしょうか。

また、未納のまま卒業となる場合の回収はできているのでしょうか。

菊池郡市公立学校事務職員会の大津町の資料の中に、現金扱いがなくなった分、未納家庭との連絡を取り合う時間が増えてきているとありました。未納家庭との連絡作業が学校事務に負担をかける状況にはなっていないのでしょうか。

ほかの地域では、給食費無料化や補助などの取り組みも出ています。先ほどお話にもありましたが、例えば、熊本県内では、人吉市は毎月1人当たり1千円の補助、五木村は3分の2、南関町は2千円、益城町は500円、多分少子化対策で行われているところもあるかと思えますが、宇土市は、

第3子以降は無償だそうです。宇土市については、3年前に経済対策事業の補助金で始められたそうですが、事業が終わっても2年目からは単独で実施していて、第3子以降を無償にするための費用は700万円だそうです。大津町は、その考えはないのでしょうか。例えば、大津町で第3子を無償とする場合の予算はどうなるのでしょうか。

以上、3点質問します。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 三宮議員の学校給食費の現状はとのご質問にお答えをいたします。

学校給食費の口座引き落としについては、平成27年度から行っております。それ以前の学校給食費の徴収は、PTAの役員さんなどが現金徴収、あるいは口座引き落としなどの方法で保護者から集金をされ、その給食費を各学校に納入をされておりました。当時の集金方法では、現金の保管やプライバシーなどの問題があることから、保護者及び学校からの要望により口座引き落としに移行したところでございます。

給食費を口座引き落としとしたことで、未納が改善されているのかということについては、口座引き落とし移行前と移行後の給食費の収納状況を見る限り、未納の改善には残念ながら繋がっていないというところでございます。

次に、未納分の回収についてですが、給食費の未納対策については、平成28年4月1日に作成した大津町学校給食費取扱マニュアルに基づき、各学校・町立幼稚園とともに未納対策に取り組んでいるところです。

また、学校給食に伴う学校・園における事務については、各世帯への口座振替依頼書の配布、回収や毎月の献立表の配付、児童生徒の転入・転出、欠食の連絡、給食費の返金、未納世帯への対応など、保護者との仲介や連絡などでご負担をおかけしている部分は確かにあると思われまます。

このような手続き等については、学校給食センターと各学校が連携しながら行っている業務であり、保護者への書類等の配布、回収や各家庭との連絡など、各学校と保護者との関わりの中で必要なことであり、学校事務に負担をかけている部分はあるかと存じておりますが、公平で安定した学校給食運営のために、各学校の業務として現在お願いをしているところでございます。

次に、給食費に対する補助についての件ですが、ご指摘のとおり、子育て世帯の負担軽減、特に多子世帯への経済的な負担が軽減され、子育て環境の改善に繋がると考えております。ただし、財政的な負担が伴いますので、町の子育て支援策として行っている他の政策も含め、総合的に判断する必要があるのではないかと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

学校給食費の徴収業務についてでございます。先ほどから話しがありましたように、口座引き落としに移行する前、平成26年度まで学校給食費の徴収はPTAの役員さんあたりが集金をされておったというところでございます。当時の集金方法で集金途中や保管中の盗難、事故、不正行為等の懸念、

あるいは集金徴収事務を担当するPTAの役員さんや学校職員の負担が大きく、現金の保管やプライバシーの問題から保護者及び学校からの要望により口座引き落としに移行したところがございます。

給食費の収納状況でございますけども、口座引き落とし前2年間の平均と、口座引き落とし開始御の2年間の平均の比較では、若干ではありますが、収納率は落ちているという状況ではございます。

次に、未納分の回収についてでございますけども、平成28年4月1日に作成しました大津町学校給食費取扱マニュアルに基づき、各学校、各町立幼稚園と連携しながら、学校給食センターが収納事務を行っているところでございます。具体的には、1カ月以降の未納につきましては、学校を通じまして未納通知を保護者のほうに配付を行っております。3カ月以降の未納については、学校が保護者の家庭状況等の聞き取り調査を行い、必要と思われる家庭に対しては、就学援助や生活保護などの生活支援手続きの説明を行っております。4カ月以降の未納については、町の顧問弁護士を通して督促状を保護者へ配付するとともに、学校と給食センターが協力し、納付誓約書等による徴収を促しております。6カ月以降の悪質な未納者につきましては、大津町学校給食センター運営委員会に諮り、訴訟を行う取り扱いということになっております。このような手続きにつきましては、大津町学校給食センターが運営委員会の事務局となっておりますので、その主体となっております。保護者への未納通知の保護者への配付、あるいは家庭状況等の聞き取りにつきましては、そういった事務については各学校のほうにお願いをしているというところでございます。ただ、その給食費を口座引き落としに移行したということで、PTAの役員の方々の集金業務、それから学校で現金を取り扱うという負担については大きく改善されたものというふうに考えております。

それと先ほどご質問がありました、第3子以降の小中学校の児童生徒の給食費を無償化した場合ということですが、あくまでも概算でございますけども、約4千万円程度が町の負担になるものというところで考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 給食費の無料化、補助などに取り組む考えはないかというようなことかと思っておりますけども、議員おっしゃるように、一部補助や第3子の無償化につきましても、先ほど教育部長が説明しましたように、大津町の場合、第3子の給食費の無料化をした場合について4千万円程度の予算が必要であるという試算を行なっておるようでございます。しかしながら、三宮議員がおっしゃるように、一部補助につきまして、全額無償化ではなく、本当に必要としている家庭もあるということは我々も承知しておるところでありますので、今後につきまして、国の動向や社会情勢、あるいは県内近隣市町村の動向も注視しながら、今後の判断にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 毎年、給食センターのほうから学校給食費収支状況報告書というものが保護者のほうに配られます。これを見ると、よく見ないと多分わからないんですけど、未納の分があるのだということがわかるので、収納率が落ちてはいないと思っていたんですけど、先ほどの説明で落ち

ているということが、やはりちょっと残念な感じに受け止れました。文科省の学校給食費の徴収状況に関する調査というものが平成17年、21年、22年、24年の4回行われています。最新の調査では、未納者の割合は0.9%だそうです。文科省から出された学校が認識する未納の主な原因として、保護者としての責任感や規範意識の問題が61%、保護者の経済的な問題が34%、すなわち、学校ではお金があるのに払わない、モラルの問題が約3分の2、お金がなくて払えない、経済的な問題が3分の1とみられます。しかし、給食費が未納の児童生徒の割合の推移を見ると、常に小学生よりも中学生の未納割合が高いそうです。多分大津町も同じような結果だと思います。こちらのいつも毎年保護者に配られている結果から見てもそれが見えてくる気がします。仮に、給食費未納のほとんどが親のモラルの問題ならば、中学生の未納が高いということをどのように説明をするのでしょうか。子どもが中学生になると親のモラルが低下するのでしょうか。小学生と比較して中学生の未納率が高いのは、子どもにかかる費用が中学生のほうが高いという経済的要因が影響していると考えられます。文科省の平成26年度子どもの学習費調査によると、学校関係に必要な費用は小学生で年間約10万円に対して、中学生は年間約17万円にのぼるそうです。小学生に比べて制服や通学代などの通学関係費、部活動費などの教科外活動費、修学旅行、遠足、見学費などが高額になっているということでした。大津町は3人以上子どもがいるという家庭はほかの市町より多いと思います。例えば、中学生は1人、小学生が2人だとすると月の給食費を計算すると1万2千800円、中学生が2人いて小学生が1人だと月が1万3千300円になります。中学3年生、中学1年生、小学生がいた場合は、年間14万2千100円です。第3子の年間の金額は4万4千500円です。これを補助、出してもらうだけでもやはり保護者の負担は軽くなるのではないかと思います。神奈川県の子どもの個別の聞き取り調査では、未納家庭の状況について、理由がわかった支払いの遅れの7割が給料日前で手持ちがないという経済的理由だったそうです。憲法第26条に、国民に教育を受けさせる権利を与えて、保護者は子どもに教育を受けさせる義務があります。義務教育はこれを無償化するとありますが、義務教育のうち、無償のものは、先ほど山部議員も言いましたけど、授業料や教科書に限られて、給食費以外にも多くの自己負担が必要です。先に質問した社会体育移行などにもより、保護者の経済的負担はますます一方になるのではないのでしょうか。大津町の人口ピラミッドを見ても、あれは一つの指標であり、現在住んでいる10代、20代がそのまま税金を町に落としてくれるとは限らず、外へ流出していきます。子育てをするにあたり、医療や子育て支援が充実しているところへ人は集まるのではないのでしょうか。先ほどの滋賀県も若者の人口流出ということを言われましたが、大津町もこれから先大きく考えられることだと思います。今後、第3子の給食費無償化を考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

3時から再開します。

午後2時49分 休憩

△

午後2時59分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） こんにちは。6番議員、佐藤真二が通告にしたがい一般質問を行います。

朝から長い時間、本当にお疲れ様でございます。傍聴の方ですね、最後になりますので、しっかりと質問をしていきたいと思っております。

1番目は、復興のスピードとバランス、急ぎながらも無理は禁物ということでお話をいたします。

大津町だけではなく、県内各地で様々な復興事業が進められております。そのため、建設の資材や労務が不足し、様々な問題が発生しております。進捗が遅れている分野もございます。

その一方で、事業にあたる職員が過大な負担を強いられているという面もございます。復興にはスピードも必要でしょうけれども、急ぐべきものは優先しながらバランスを持って進めるべきではないかという趣旨のことで質問をいたします。

県内各地の復興事業、あるいは東京オリンピック、東北でもまだ復興は続いておまして、様々な建設事業が国内、あるいは県内で進められております。それに伴いまして、資材が高騰する、労務費が高騰するというようなことがそれぞれ各事業に大きな影響を与えております。その結果、入札が不調であったり、あるいは1社入札をよしとするなどの問題も起こっております。ほかの町では、大きなゼネコンさえも仕事を断っているというような話も聞いております。

大津町におきましても、例えば総合体育館、今回12月末めどだったものが3月末まで復旧が遅れるということになったわけなんですけれども、その理由、一つはこれまでわからなかった損傷があったということもあるんですけれども、もう一つの理由として、足場の職人が確保できないというような理由もあるわけです。また、農業分野、特に農業分野では復旧・復興がなかなか進まないというような報道もなされております。

町におきましては、新庁舎建設、災害公営住宅の建設、崖崩れ、宅地の復旧など、公共事業が数多くあり、町民も自宅の再建や補修、グループ補助金や被災農業者向け経営体育成支援事業を受けた補助事業など、また、地域では、生涯学習施設、コミュニティ施設の復旧・復興など、多くの対応が進められようとしているわけです。しかし、これはどれも思うように進まないというのが実情ではないでしょうか。以前から運動公園の多目的広場の人工芝化や交付金を使って水車をつくる事業とか、あけぼの団地の改修など、震災以前からの事業も継続して行われており、ものによっては、今やるべきことだろうかという問い直す必要を訴えてまいりました。交付金のこと、繰り越しの限度もあり、やらざるを得ないというような説明もあったかと思うんですけれども、それでもやっぱり今はやめておくという判断もあったのではないかなと思うところでもあります。災害公営住宅などは町民の生活再建のために最優先でなければならぬんですけれども、町が復興事業をどれもこれも急いだのでは、リソースの奪い合いが起り、また高いコストを払わされることになってしまいます。建設業界の動向のレポートを見ると、災害復旧で跳ね上がった建設コストが落ち着くのはおおむね5年後というのが一つの目安になるという報告もあります。庁舎の解体のときには、急いでやるべきだということで主張したわけなんですけれども、そのときはフェイズが変わっているというふうに理解しております。

すべてを同時に進行させなければならないのではなく、急ぐべきもの、町民の住居や暮らし、仕事を再建するための事業として、バランスを考えながら進めなければならない。アクセルばかりではなく、シフトやブレーキをうまく使うことが大事ではないかと思うところです。また、そうした中、職員の問題がございます。震災後、職員は大変に、本当に大変な仕事をこなしてきたと思います。時間外労働時間数のデータを町のほうからいただきまして、それが実情を正確に反映しているかどうかというところとちょっとわからないところもありますが、少なくともそのデータによりますと、昨年度の時間外労働時間は、その前年の4倍、今年度になって少しは落ち着いてきているという状況です。しかし、通常の2倍から10倍以上の業務を1年以上続けてきたダメージは大きいものだと思います。過去の例からも一定の期間が経って、落ち着きが出て緊張が解けた状態で体を壊す、心を病むというような事象が起きているというのもわかることで、それが今まさに現在であるかと思っています。センシティブな問題ですので詳しいことは聞きませんでしたけれども、職員のメンタルの問題についてもお尋ねしました。細かく聞いてないんでざっとした数字になりますけども、やっぱり心因性の疾病も増加しているように思い受けられます。現在も通常の業務に加え、復旧・復興の業務が続いております。当然町もメンタルヘルス等の取り組みはされていると思いますが、さっき教職員のところの話もありましたけれども、いろんな取り組みをされているとは思いますが、しかし、仕事がそこにある以上、それに取り組むのが職員の資質であって、そこでは無理が生まれることもあります。無理を生まない業務の適正な配分が必要です。非常時だからということは、今の時点ではもう理由にはならないと思います。何よりも職員を失うことがあってはなりません。こういうふうにやってみますということではなくて、具体的にこうすることで対応していくんだということを求めていきたいと思います。

以上、質問としましては、復興事業の優先順位をどう考えるのか。住民の生活と仕事の再建に係るものを優先すべきで見直すものがあるのではないかという点。それから、職員に疲弊や不満等がみられないか。どう対応していくか。ちょっと言葉とらけておりますが、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の復興のスピードのバランス関連等につきまして、ご質問にお答えしたいと思います。

もう佐藤議員のほうも災害復旧にあたる職員の健康管理等について、大変ご心配されておられますことにつきましては、厚く感謝申し上げたいと思います。

熊本震災から復旧・復興につきましても、今年3月に大津町復旧・復興計画を策定しまして、平成28年度から29年度までの2カ年を復旧期間、平成30年度から32年度までの3年間で復興期間と定め、現在、その計画に基づきまして災害された皆さんの生活再建をはじめ、施設や道路などの社会基盤の復旧作業に取り組んでいるところでございます。ごらんのとおり、1年5カ月を過ぎるというような時期を迎えておりますけども、まだまだ解体作業をはじめとする住宅再建の考えがしっかりと落ち着いていない住民の皆さんもたくさんおられるようでございまして、まずは知事も言っておりますように、住宅を最一番として、我々は今事業に推進をしておるところでございまして、災害住宅

関連等についても、今町としても50戸近くを申請しておりますけれども、現状として担当のほうがそれぞれ回ってみますと、70から80ぐらい必要になってくるというような話でございまして、それには2、3年の間そこに入っておかないと建築、我が家の建築関連等に時間を要しますというような話も聞いておりますので、今後につきましては、今担当のほうも災害住宅の用地関係、今、公有地の3カ所を検討して50戸計画しておりますけれども、今後についてもその辺の再建についてしっかりと住宅用地関連等も今後検討を図っていかなくちゃならない大きな課題も抱えておるといような状況でございます。そういう意味におきまして、それぞれの事業に職員それぞれ取り組んでおりますけれども、今の段階において復興事業の優先順位は特につけておりませんが、今言ったような家屋被害を受けた被災者の現状をしっかりと早急に1日も早く安心した暮らしができるよう住宅再建に努力をしておるところであります。もちろん、そのほか、農家や商工業の皆さんにおかれましても、経営再建に向けた経営体育成支援事業やグループ補助金などについてスピード感を持って国や県とも連携しながらしっかりと対応をまいりたいと考えております。

これら復興事業を推進する一方で、職員への負担が大きく、発災当初は、本当に大変ご苦労をおかけして、本当に感謝しておるところでありますけれども、議員のおっしゃるように、職員の健康状態につきましても、私自らそれぞれの事務所に行き、職員の顔を見ながら話し合いながら健康に気を付けて、一日も彼たちが病気にならないように、しっかりと取り組んでいける、仕事ができるように今激を飛ばしておるといような状況でございます。

そのような状況の中において、担当部長より細部についてご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） ご説明申し上げます。

復旧・復興計画では、個人と地域のつながりを創り、育て、活かすをテーマに、住民生活・くらしの再建、社会基盤の復旧・経済の再生、命を守る・災害に強いまちづくりを基本方針としての3つの柱とし、その重点施策として、住宅の確保、地域コミュニティの維持・再生、社会生活基盤の復旧、保健・医療・福祉・教育の復旧・充実、産業基盤の再生、交流・地域拠点の形成、災害対応の基盤づくり、教訓を活かした発災時の対応づくりの8つの重点施策を設けております。

さらに、この重点施策に対して、それぞれ具体的な52の復旧・復興に係る事業がございますけれども、先ほど町長が申し上げましたように、各事業の優先順位を付けるという作業は行なっておりません。しかしながら、この計画の策定にあたりまして、昨年全世帯を対象とした住民アンケート調査を行っております。回答率は37%ということになっておりますけれども、その中の、今後の復旧・復興に向けて必要と思われる施策についての問いに対して、上から順に約55%の方が生活道路や水道等の基礎的なインフラの復旧・整備と回答され、約31%の方が災害に強い交通網の整備、そして、約28%の方が住まいの確保と回答されておられます。道路等の基礎的なインフラ等の復旧につきましては、特に県内では建設業等において労務、機械、資材等の確保が困難な状況もあり、その影響などで一部に遅れが出ている箇所もございしますが、おおむね計画どおり進めているところでございます。また、住まいの確保につきましては、現在、早期の住宅の確保のために、災害公営住宅等の整備に取

り組んでいるところでございます。

また、これらの事業には、復興に向けてのロードマップ（年度計画）を示しておりますので、この計画が着実に実行されるよう、財源や予算等の調整を図り、事業の執行状況やその成果もみながら必要に応じた事業計画の見直しを行うなど、しっかりとした進行管理を行いながら、国や県とも連携しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、昨年の熊本地震発生から1年と5カ月が経過しようとしておりますけれども、多くの部署で本来の業務に加えて震災対応の業務もやらなければならない、職員の業務量も震災前に比べて増加し、職員の業務負担が大きくなっている現状であると認識しております。発災当初は、4月の人事異動直後でなれない環境の中での執務であり、職員にも多くの不安と苦労があったと思っておりますが、大阪府をはじめとする関西広域連合や国、県、ボランティアなど全国から多くの方々のご支援をいただき、業務の遂行にあたってきました。その後、中長期派遣職員として県等を通じて専門職の職員等の派遣希望を依頼しておりますが、なかなか来ていただく職員が見つからないというのが現状でございます。

発災当初は、職員も土曜日、日曜日にも震災対応にあたり、家に帰れない状況の中、1カ月に250時間を越える時間外勤務をしていた職員もおりましたが、1年5カ月経過した現在、全体的な時間外勤務は、以前より減少しておりますけれども、部署によっては、今年度に入り1カ月に70時間を越える時間外勤務をしている職員もおります。

そのような執務状況の中、職員の健康管理が一番であり、昨年の発災から2カ月後の6月には、全職員を対象に健康状態や生活状況について、日赤病院の産業医の医師面談やアンケート調査を行いました。面談の結果、フォローが必要である職員については、日赤の医師や保健師によるフォローを続けてきました。また、誰にも話せずにいた思いを外部者に話したことにより、すっきりしたといった声もあり、医師や外部の保健師の面談を行なってよかったといった報告もございます。

また、労働安全衛生法の改正により、義務付けられたストレスチェックを昨年11月に行いました。ストレスチェックでは、チェックリストを職員へ配布し、記入後、委託先である、日赤健康管理センターへ送付し、委託先から職員へ結果が通知されます。高ストレスを抱えている職員には、産業医から面接指導の勧奨がなされ、職員から申し出があり次第、医師面談を行うこととしております。

また、産業医から職場ごとの集団分析の結果が町へ提供されますので、職場環境の改善に活用していくこととしております。今後も毎年ストレスチェックを行うこととしており、その経年変化についても分析をしていきたいと考えております。

さらに、衛生委員会を1年に3回開催しており、それぞれの職場環境などについての意見を伺う機会を設けております。

いずれにしましても、職員の体調管理や職場環境につきましては、ちょっとした変化に気づき、早めに対応することが最も大切であり、関係機関とも十分連携しながら、働きやすい職場環境づくりのための体制をしっかりと築いていきたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 職員のケア、フォローということについてたくさん様々な取り組みをなさっているということは伺いました。ただそのいくつかですね、その私がここで言うております、スピードとバランスのところですね。このバランスのところでもちょっとここまで考えていただいているのかなと思われるところがありますので、2、3ちょっと指摘をさせていただきたいと思います。

まず1つ目ですが、国と県と連携をしながら補助金等がスムーズに出せるように頑張っていますということで、それはもちろん当然必要なことで大事なことだと思うんですけども、その出した補助金が使えない状態にあるというところなんですね。何もかもとは言わなかったか、言葉としては、思うように進まないというふうに申し上げたところなんんですけども、その思うように進まないというそのお金を出す作業、そのお金を使って何かをなす作業、この2つのバランスが取れてないんじゃないのかということをお先ほど申し上げたつもりだったんです。

もう一つがですね。その中で、その復興業務がスケジュールどおりにおおむね進んでおりますということをおっしゃいました。これがスケジュールどおりに進んでいるということは、町だけがうまくいっているということなのか。そうすると、その分どっかにしわ寄せがいつているんじゃないかと、そういうふうにはやはり考えるべきではないかなと思うところなんですね。自分の話は申しませんが、私のところもなかなか進まずに困っているところでもあります。そうした中でですね、どれもこれも大事な課題であるとは思いますが、やはりそのバランスを失わないように進めていかなければ、失うことが多いということで指摘をさせていただきます。一つ一つが、それに取り組むことがどんな影響を与えるかということまで考えていただきながら、しっかり検討しながら進めていただければと思うところで、1問目は終わりたいと思います。

続きまして、2問目、待機児童対策の見直しが必要ということで、またかと思われるかもしれませんが、調べてみたら、私、待機児童対策に直接言ったこと、これまだ3回目なんですね。そんなたくさんではないですので、またかとは思わないでください。

子ども・子育て支援事業計画と現状の乖離が大きく、待機児童も解消できていない。保育の確保は町の責務であり、総合的な見直しが必要ということで、提案としましては、認可保育園の新設は限度ですと、小規模・家庭的保育へのシフトで対応すべきではないでしょうかということ。それから、町立幼稚園の高額な保育料も待機児童の発生要因となっているんじゃないでしょうかという、この2点についてです。

児童福祉法ですね、まず、それから、子ども・子育て支援法、これが2つの大きな法律になりますけれども、この2つの法律は、市町村が保育を確保することを義務付けております。この義務が果たされていないということは、言い換えれば、違法な状態にあるということです。これまで大津町は長く待機児童を抱えてきており、最優先課題とも言われてきましたけれども、いまだに解決はできておりません。町の子ども・子育て支援事業計画、以下計画と言いますが、その中では、今年3号保育、0歳から2歳の待機児童が解消されるという見通しで計画がなされておりましたが、やはりそうはならなかったという状態になっております。今年度は、計画の見直しが行われるということですので、先月開催されました、子ども・子育て支援会議を傍聴しにまいりました。しかし、そ

の場合、事務局が説明をされましたけれども、その説明に対して、がっかりしたというよりも、ちょっと何かおかしいんじゃないかと憤りを覚えたところでございます。事務局のほうで言われましたのが、「県に見直した計画を提出する必要があるが、国からは待機児童数がゼロになるように数字を入れろと言われている」と、「実態に即した数字を入れるべきかどうか迷っている」と、まるで計画を作成すること、机上で数字をいじることが会議の目的であるかのような印象を受けたわけです。待機児童がいる状態が長すぎて、それが当たり前になってしまったのかなというふうに感じることもあります。これがそのときの資料ですけれども、確かにきれいにゼロという数字になっております。しかし、この計画はゼロにするために何をするかということを決めるのが会議の目的であって、ゼロにしますよという数字をつくるのが目的じゃないですね。それでも何とか解消に向けた努力をしなければいけません。現在、これを解消するためのプラスの要因というのが第二よこび保育園の定員の拡大、それから、企業型でセントラル病院がつくるあおぞら保育園の開園、ただし、これは大津町の子どもたちがどのくらい入れるかということについては保証はありません。それから、大津音楽幼稚園が認定こども園への移行、これによって産後保育の枠が拡大するということになっておりますが、これ全部足してもまだ足りないんですね。確かに、これまでですね、町は保育園の新規整備や定員の拡大など努力をされてきています。それは理解しております。しかし、これは現在の待機児童の大半が産後保育の子どもたちであるということを考えれば、これ以上、いわゆる通常の保育園の新規開設というのは有効な方法とはもういえないという状態になっているということです。方向性の変換が必要です。産後保育のニーズに対応するためには、小規模保育、家庭的保育を充実させることで対応していくということが、もちろん事業の進めやすさやコスト面でもですね、有効と考えております。

また、もう一つ、町立幼稚園が大きく定員割れしていることも問題です。これについては、もうその原因について何度も質問しましたので詳しくは言いませんけれども、ここも保育料の見直しが必要なのではないでしょうか。

というところで質問です。まず、待機児童を発生させていることが違法状態であるということやどのように認識されておられるのかということがまず一つ。それから、計画のための計画ではなくて、待機児童をゼロにすることが子ども・子育て支援事業計画の意義であるということやどのように理解しておられるのかということが2つ目です。そして、今後、それをゼロにしていきたいためにどのような確保の方策を取っていくのかということが3つ。そして4つ目が、町立幼稚園が適正に定員を満たすためにはどのような方法を取るのかということが4つ。この4つについて、まずお答えいただきたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員の待機児童対策の見直しが必要とのご質問にお答えをいたします。

現在、大津町には、公立と私立を合わせまして9つの保育所、また4つの小規模・家庭的保育室がございます。8月の時点で定員1千122人の児童に対して1千328人の児童を受け入れ、入所率は118%を超えており、待機児童数も47人となっております。

大津町の待機児童対策につきましては、町が策定しております、大津町子ども・子育て支援事業計

画の中で、既存の保育所の定員増や、私立幼稚園の認定こども園への移行などを見込んでおります。来年4月に大津音楽幼稚園が認定こども園に移行することによって、保育枠60人の受け入れができるため、ある程度解消できるのではないかと考えております。

また、待機児童対策として、国が平成28年度から始めた企業主導型保育事業を活用して、町内の事業者が保育所を開所され、地域枠として公募による受け入れを10月から開始される予定です。町内にも多くの企業がおられますので、この企業主導型保育事業により保育施設の整備が進めば、待機児童の解消につながるものと考えております。

しかし、保育に対するニーズは、今後も高い状況で推移するものと思われますので、今後の待機児童の状況次第では、議員が言われますように、小規模・家庭的保育へのシフトにつきましても検討すべき時期にきているのではないかと考えております。

今後、町としても各保育所をはじめ、認定こども園や小規模保育室、家庭的保育室の利用状況を見ながら、必要に応じて保育所の利用定員の見直しや、小規模保育室、家庭的保育室の開設について、子ども・子育て会議に諮りながら、待機児童が解消できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、町立幼稚園の保育料についてお答えをいたします。

公立幼稚園の保育料につきましては、以前の定額負担から、保護者の所得に応じた応能負担へと大きく変わっております。大津町では、平成28年度に経過措置が終了し、今年度から予定どおりの保育料でお願いしているところです。保育料は、保護者の皆様にとって、幼稚園や保育所などを選択する際の選択肢の一つであり、家計にも直接影響する重要な問題であると認識をいたしております。保育料については、新制度により応能負担が導入されたことにより、保育料が上がった世帯もおられますけれども、逆に所得の低い世帯やひとり親世帯、多子世帯など軽減に該当する世帯においては、同額のままや保育料が下がったり、また無料になった世帯もございます。

現在の保育料の見直しにつきましては、町立保育園の申し込みの状況や私立幼稚園の認定こども園などの新制度への移行、国の段階的な幼児教育の無償化の動向などを踏まえて判断する必要がありますので、町の子ども・子育て会議において、現在の状況や今後の見込みなどをお示しし、ご意見を伺いながら、保育料の見直しについて判断をしてみたいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

まず、町の待機児童の状況ですけれども、先ほど教育長からありましたように、現在、待機児童数は47人となっております。内訳としましては、0歳児8人、1歳児21人、2歳児11人、3歳児7人となっております。0歳児から2歳児の入所待ちが圧倒的に多く、全体の85.1%となっており、今後もこの傾向は続くのではないかと考えております。

次に、地域型保育の計画ですが、町の子ども・子育て支援事業計画では、平成31年度まで現行のままの計画となっております。しかし、現在の待機児童の状況等を考えますと、今後、小規模保育室や家庭的保育室の開設で待機児童解消を図るということも検討すべき方法だと考えております。

現在、町内で家庭的保育事業から小規模保育事業へ、また、認可外保育から小規模保育事業への移行を検討されている事業者はおられるようでございます。

ただし、小規模保育事業、家庭的保育事業におきましては、0歳児から2歳児までの事業になっておりますので、3歳児からの受け入れの保育所を探すのは厳しい状況がございます。現在、大津保育園が卒園後の受け皿になっておりますが、大津保育園においても、これ以上の受け入れは厳しく、私立保育園との連携が必要だと考えておりますが、どの保育園も定員以上の受け入れをしているため、連携ができないのが現状でございます。

また、慢性的な保育士不足が続いている状況の中で、家庭的保育事業から小規模保育事業へ移行すれば、当然、保育士が必要になってきますので、保育士確保などの課題もあるというところでございます。

以上のような状況でございますが、待機児童解消に向けて、今後、町としましても必要に応じて、先ほどの課題解決も含め、保育所の定員の見直しや家庭的保育事業から小規模保育事業への移行、また、開設につきましても、子ども・子育て会議の中でご意見を伺いながら、子ども・子育て支援事業計画の見直しについて検討していきたいと考えております。

次に、町立幼稚園の保育料についてですが、経過措置も終了し、平成29年度から現在の利用者負担でお願いしているところです。議員ご指摘のとおり、町立幼稚園の入所状況につきましては、昨年、今年と園児数は減少傾向にあります。その要因の一つとして、保育料の件もあると思われませんが、そのほかに、保護者のそれぞれのライフスタイルが多様になっている現在、働き方の変化が影響しているものと考えております。女性の社会進出の増加、雇用形態の変化による共働き家庭の増加、核家族化の進行などにより、保育に対する需要が増え、そのため、保育時間の長い保育所へ希望が増えているのではないかと考えております。

保育料の見直しにつきましては、教育長からもありましたように、町の子ども・子育て会議の中でご意見を伺いながら、今後判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） いずれもこれまでに1回聞いたことがあるというような説明でございましたけれども、まず大きな間違いを一つ指摘しておきたいと思えます。子ども・子育て支援事業計画においては、この保育料の確保の方策というのは、1号、2号、3号、年齢別に定めなければならないんです。おっしゃった60人確保できるから、それがすべて3号保育の方が対象のものなのか。多分違いますね。保育園の定員増をお願いしていきたいとも言われました。しかし、現在118%で、すでに大きく超えているわけですね。これをさらにもお願いする。しかも一番手のかかる3号保育の増員をお願いすると、これを素直に既存の保育所が受け入れてくれるだろうか、そこにつきましても、あの会議の中で指摘があったところではないかと思えます。これ見ますとですね、平成30年度に3号保育の、0歳児の量の見込み、これ申込数が220あるだろうと予想されています。確保の方策を見ますと、認定こども園で10人、保育所で200人受け入れるということになっているんですね。0歳

の子どもは、3人に1人保育士がつかなければならないんです。200人分受け入れようと思ったら70人保育士がいるんです。そんなことが現実にできるのかと。できるわけがない数字をこういうところに書き込んでもらったら困るということなんです。真剣に本当に考えているのかと言いたくなるところですね。ちなみに、3歳になったときに、私3歳の壁と呼んでおりますけれども、3歳になるときに、連携保育園への移行が難しいということが言われました。これ確かにこれまでそういう問題あったんですね。ところが、まあ昨年から出生数が落ち着いてきてますねということを私申し上げたかと思います。実際に統計というかですね、とってみますと、まあ落ち着いてきていると。そして、何よりもあてにしないといけないのが人口ビジョンの数字ですけども、人口ビジョンの数字見ますと、現在少し減少傾向にありまして、このあと横ばいからやや微増になっていくということなんです。これが続くということは、3歳児の壁というのも問題としては残らない、連携保育所が確保できないということは問題になっていかないはずなんです。素直に3歳になったら入っていける。しかも3歳以上の枠は保育所においても確保しやすいと。だから、0歳から2歳に重点的に施策を打つべきであって、そのために家庭的保育、小規模保育が役に立つのではないのでしょうかということを申し上げているところです。

幼稚園の利用料ですね、説明ありました。おそらくはその料金が高くなっただけではないだろうと、ライフスタイルが変わったということもあるのではないかとということ言われたんですが、保護者のライフスタイルが変わっているのは、保育料が上がってからじゃないんですね。その前からずっと変わっているんです。どんどんどんどん女性の就業率というのは上がってきているんですね。その中で、ここ2年間でいきなり定員割れした。それまではちゃんと定員を満たしていたわけなんです。ということは、逆に言えば、保護者の子育ての選択肢が狭まってしまったということにすぎないんじゃないのかというふうに思うところなんです。この定員割れの理由について、どのようにお考えかということと、先ほどの0歳から2歳というところにどう重点的に施策を打つべきという考え方なのかということと、2点お答えをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質問にお答えします。

まず、定員割れがここ2年間で発生しているので、単純にライフスタイルだけではないというところがございますけども、確かに、そのそうですね、そういった社会状況が変わった部分で全体的に、まあこれは大津の町立だけではなくてですね、ほかのところも含めて、やっぱり落ちてきている、ほかの公立も含めて落ちてきているというふうな状況はございます。ただその中に、その保育料の部分が全くないということじゃなくてですね、その中にもあるという部分は確かにあるというふうに思います。

それと0、1、2歳児をどういうふうにするかということで、一つ、先ほど言いました、定員を増やすという部分でですね、一つは、そうですね、まだ現在定員にまだ行ってない、要するに、保育士不足で行ってないところもございまして、そういったところも将来的には定員を増やすことが可能というふうな話も伺っておりますけども、一番は保育士不足という部分があるかと思っておりますので、

そういった部分については、今後、こういった形です、県あたりにも相談しながら、町のほうでこういった手立てをするべきかという部分については、今後、検討すべき方法であるというところで、そこについては、今後、実際のその現場の声当たりも聞きながらですね、進めていきたいというところで考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 一部ちょっと聞き取れないところもございましたけれども、まあおっしゃっていることは、1回目のお答えを少し広げておっしゃったところではないかなと思います。その中でですね、保育士の確保が重要なテーマだということも言われました。私、一番最初に言いましたように、保育の確保は市町村の責務です。そして、それをどうやって確保していくのかということを経営計画のほうには謳い込んでいかなければならない。どうやって確保していくのかということは、定員枠を上げる。そしたら当然保育士が必要になる。であれば、その保育士をどうやって確保するのかというところまで考えなきゃいけないということなんです。何も提案はなかったみたいですが、ほかのところではですね、ほかの自治体では、独自の方法で保育士の待遇、これももちろん給料の話だけではないんですけども、待遇を向上することで保育士を確保しようとしているところがあります。でも、実際に保育士が、潜在保育士が復職しない理由というのは、給与だけではないんですね。まあ長時間労働、まあ保育所ですごい長い時間営業じゃない、開所、開園しているわけですから、当然シフトで対応しなければならないのに、そこを長い時間労働しなければならない。あるいは、大きな行事の前には、うちに持って帰って、いろんなこうつくりものとかですね、作業をしなければならないとか、そうした負担というのも保育士が復職しない理由の一つになっているわけなんです。それからもう一つは、しばらくあけたんで、もう復職しても自信がないというのがあります。そうしたときに、今度は復職前のプレ研修とかですね、そういったことに取り組んでいる自治体もあります。そうした、そのほかの自治体のことを学びながらという時期でももうないんですね。確保しなければいけない、そのためにどうやってやるか、何年も思考停止してはいけません。本当に考えることを、真剣に考えなければいけないし、来年本当にここをゼロの数字に自信を持ってゼロの数字を書けるように、そのための努力をしなければならない。今回、教育部関係ではですね、本当に気持ちが入っているのかということ、前の、別の案件でも申し上げましたけれども、この解消について、どこまで本当に本気で取り組もうとされているのか、その心について最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の再質問、もう一番おっしゃるように、保育士をどう確保するかちゅうのがもう各園のほうでも大変悩んでおられます。もちろん、小規模・家庭保育とかも保育士が必要でございますので、そういう保育士をどうするかというようなことについて、この近郊につきましては、合志、菊陽、大津、西原についても人口増とともに、子どもたちの多い地域でございますので、保育士がこの辺で取り合いでなかなかそのいないちゅうか、不足しておるちゅうのは確かでございます。

して、各この地域においても大変悩んでおるような状況でございますので、我々としては、その会議の中にも保育園の園長会議とかいろいろやらしていただいております中に、じゃあ保育園自体、園自体でどのような形でその保育士を確保するのか。例えば、保育園の寮、保育園の寮ちゅうか、あるいは民間の方々の保育、どここの保育園の寮とか、アパートをつくってもらおうとか、そういうような形である程度その園のほうである程度の職員の幾らか補助をすとか、それに対して町も幾らか補助をするかというような形の中で、職員をこの地域以外からその保育士をこの大津町にもってくるような形はできないかなとか、いろんな形で、その園の特別な大体その結婚するまでの間とか、いろいろ。あと共稼ぎして、伴侶を見つければ新たな家をつくられるというような形にできる範囲内のところでしっかりとその支援ができればいいなというような状況で、それぞれの園が困っておるというような状況ですので、何らかの保育士の確保関係も考えていかなくちゃならないし、また、保育士の勤務状況というのも大変厳しい状況でございますので、ある調査については、補助員を置いてやるというような話も出てきておりますので、そういう補助員の方が、この園内の仕事の仕分け、工夫によってそういう人をうまく使うことが保育士の確保ちゅうか、関係にも役立ってくるんじゃないかなというふうな形でありますので、今後、今そういう形でそれぞれの園長のほうとは個別に話しておりますので、そういう形ができれば地元の地権者の関係とか、いろんな形でそういう保育園だけでなく、社会保障、福祉関係の介護関係の職員も不足しておりますので、そういう人たちをいかにこの大津町に入れる方法というのは、やっぱり議員おっしゃるように、法人だよりにしておったんではなかなか先へ進めないというような状況でございますし、この辺についても、町としても、ある程度の支援をやっけていかなくちゃ保育士の確保はできないんじゃないかなというような思いをしておりますので、その辺については、それぞれの保育園の園長先生方とご相談しながら、前向きに検討ができていければなというような思いをしておりますので、しっかりと子どもたちの家庭、あるいは子どもの保育関連等について、しっかり取り組めるような形でやっていきたいと思っておりますので、今度についても議員のご理解方よろしく願いしておきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） お答えをいたします。

ただいま町長のほうからもお話がありましたとおりですね、やはりいかにして保育士を確保するか、そういった人的面と、それから、実際の容量といいますか、施設面といいますかですね、ともにやっぱり現実をしっかりと見て考えていかなければならないと思っております。どうすれば来ていただけるのか。ただ給料がよそよりもいくらいいですよだけでは、多分職種は動かないのかなと。今町長が具体的におっしゃいましたけれども、保育園で、例えば保育士でなくてもできる部分はそういった補助員の方がいらっしゃればそこにお任せすればできるわけでございますね。いろんな行事の際のいろんな物をつくるとか、全体の施設管理とかですね、いろんなところで、そのあたりを十分洗い出しながら、やはり保育士さんはやはり保育に専念していただく。そういった条件を出すと、いや、ここだったら自分は本当に何時間の保育だけ一生懸命すればいいんだとかですね、そういうところでやっぱり具体的に出していきながら、お示しをしてやっていくというのは、非常に一つの方策ではないかなと思ってお

ります。議員からもご指摘いただきましたように、0歳、1歳、2歳、ここが今一番のポイントでございますので、このあたりをですね、小規模、あるいは家庭的保育、そういうものも参考にしながらですね、より現実に即した対策、具体的な対策を練っていかねばならないと、こういうふうと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 時間になりましたので、これ以上お尋ねはしませんけれども、ちょっと別な話ということですね、保育士さんたちですけれども、家庭的保育、小規模保育に今取り組まれている方が町内、町外にも何人かおられます。そうした人たちの話を聞きますとですね、これならできると、保育園に仕事をするのはいやだけれども、これならできると言われる方がたくさんいらっしゃいます。これならやりたいという方もですね。どんどん参入してくださる方もいらっしゃるということで、そういった点でもですね、この小規模・家庭的保育というのは、メリットがあるんだということをちょっと最後に付け加えさせていただきます、質問を終わります。

以上です。

○議長（桐原則雄君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時47分 散会

本 会 議

一 般 質 問

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

荒木俊彦君。

○1 5 番 (荒木俊彦君) おはようございます。私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

質問の第 1 項目は、熊本地震からの復興についてお尋ねをしたいと思います。

昨年 4 月の熊本地震からちょうど 1 年半になりました。ある意味では、もうあの地震の恐ろしさ、大変さを忘れていた面もあるかと思えます。私自身も地震のあの大変さを忘れてしまう時間もあります。私は高尾野というところに住んでおりますが、約 1 0 0 世帯のうち 3 6 世帯ほどが住宅を解体せざるを得ない状況に熊本地震でなってしまうと、今朝もちょっとまあ部落の中を車で見て回ったんですが、若い人たちが同居をなさっているような世帯はいち早く新しい家を建設中と、しかしそれでも半分程度ではなかろうかと思えます。そのほか、まだこの家は解体せざるを得ないだろうと思われる家もまだ公費解体が手が付いていない、そういうお宅もございます。今日の熊日の報道でもこの熊本地震からの復興について記事がなされておりますが、また、熊本県知事も申しておりますが、この熊本地震からの何をもって復興するかとしたら、安心できる住まい、安住できる住まいを確保できたときは、本当の地震からの復興が完了したといえるのではなかろうかと思うわけであります。そういう意味で、大津町でもいまだに仮設住宅に住まざるを得ない方々がたくさんおられます。建設型の仮設住宅、あるいは民間のアパート等を借り上げたみなし仮設、基本的には 2 年間で期間となされておりますが、この間、県知事もやむを得ない事情で住まい再建が難しい、そういう人たちに対して、期限がきたから仮設から出て行ってくれとは言わないとおっしゃっておりますが、じゃあやむを得ない事情とは一体なんだというのがどうもはっきりしない。だから、仮設に入っておられる方々から盛んに 2 年になったら追い出されるのではなかろうかと、そういう不安の声が聞かれてところであります。そういう意味で、現在の住宅の再建の状況、あるいは復興住宅の完成、これを見越しましても仮設やみなし仮設の期間延長が絶対に必要だと思えますが、町長にこの点について、町民の不安を払拭する上からも、本来確約をされるべき問題だと思えますので、町長にこの点についてお尋ねをいた

します。

第2点目は、公費解体、担当のほうからの資料によりますと、町内で住宅の解体のみに限れば609棟ですかね、若干これから増える可能性もありますが、約600棟、600棟が公費解体の申し込みがあり、解体済みが502棟、約100軒解体がまだ完了していないという状況だそうではありますが、この解体が済んだ住宅が約500世帯あるわけですが、住宅をなくなると解体せざるを得ない、そういう方々がその後の住宅の再建をどうなさっているか。この点についてですね、町行政としてもきちんと把握をして、それに対処をする必要があるかと思いますが、これ住宅の再建状況について把握をされているかどうか、お尋ねをします。

あわせて、今朝、高尾野の部落で4、5軒解体がまだ手が付いていない家がございます。まあ担当では、今年の10月末まで基本的に解体、どうしても事情がある場合は12月までというような延期の措置が言われておりますが、本当に新しい家を建てている最中と、それが完成しないと物を置く場所も確保できないということで、解体を延ばさざるを得ない方がたくさん、まあたくさんはいらっしやらないかもしれませんが、切実な問題となっております。そういう意味で、解体時期の延長をですね、県や国に対して求めていく必要があるのではなかろうかと思っておりますので、この点についてお尋ねをします。

第3点目は、住宅が半壊以上になったお宅では、応急修理制度が使えます。あるいは、住宅の法面が壊れた敷地ですね、宅地が壊れてしまったところの宅地復旧支援制度がございますが、昨日からの質問でもありましたが、非常に業者不足、職人さんが不足しているという状況は否めません。そういう意味でですね、この応急修理、宅地復旧支援、その現状とその期間が、これは絶対延長しなければとても間に合わないと思いますが、延長の可能性についてお尋ねをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。まず、荒木議員の熊本地震からの復興につきましての、住まい関連等についての質問にお答えしたいと思います。

仮設・みなし仮設期間の延長についてということで、応急仮設住宅及びみなし仮設住宅を利用できる期間は、国のほうで2年間となっております。大津町の仮設住宅でも、来年の6月以降に、順次、期限を迎えることとなります。また、みなし仮設に住んでおられる方でも、早い方で来年の4月には入居期限を迎えると、そういう中で、皆さん少しずつ再建に向けて歩み始めておられることと思います。

しかし、住宅再建の希望はあっても業者の確保が難しく建設が遅れたり、新たな移転先を見つけたりしているが、物件がないなどの理由で期限内に再建が終わらない事情を抱えられている方々が多くおられるのも現状でございます。

仮設の延長に関しても、県が実施主体になりますので、これまでも期限延長については要望をしてきておりますし、県も町の事情を理解した上で、現在、国に対して仮設延長の協議を重ねておられますが、現時点では期間の延長は確約できておらないと、そういう昨日の県の見解において、知事のほ

うもお答えしておられるようでございますけれども、県としても出ていけというようなことは言わないというようなことが言われておりますので、町としても、今後継続して国・県に強い要望をしていきたいというふうに思っております。

また、町も住まい確保のための選択肢としては、災害公営住宅の建設や既存の町営住宅を提供するところで現在進めておりますし、困っておられる方について、いろいろとお話を進めておりますが、80所帯ぐらいの方がおられると聞いておまして、そういう80所帯の中におきまして、災害住宅建設についても、来年の4月、5月という時期には完成できない状況はもう確かでございます、それを町でやるかとなると、5、6万の賃金補助というような形に、80戸としても年間に何億という金が必要になってまいりますので、そういう意味におきまして、しっかりと県のほうで国に対して要望をしていただくように、力強くお願いをしていきたいというふうに思っております。そういう意味の中で、被災者の方についても、一日でも早い再建ができるように町としてもお手伝いをさせていただきながら、しっかりとご相談をしていきたいというふうに思っております。

公費解体住宅の再建状況と解体時期の延長、並びに応急修理や宅地復旧支援についての現状について、それぞれ担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） おはようございます。公費解体住宅の再建状況と解体次期の延長に関して説明をさせていただきます。

公費解体につきましては、8月末時点で86%が終了いたしております。残りが約200棟になっております。これまでの実績といたしまして、月に100棟前後解体しておりますので、9月、10月末には概ね終了する、数量的にはですね、数でございます。

ご質問の解体時期の延長の必要性につきましては、申請者の諸事情によりまして解体時期の延長を希望されているケースへの対応かと思いますが、本事業は、国の災害等廃棄物処理事業費補助金を利用したものでありまして、本年度いっぱい終了することとなっております。その関係で3月末までに災害廃棄物の処分、仮置き場の現状復旧、経費の支払いまで完了しなければなりませんので、それから逆算をいたしますと、まあ精一杯延ばしてですね、12月末までの解体完了が必要かと考えているところでございます。申請者側のご事情も十分理解できるところでございますけれども、現状では、補助事業の延長の話は現時点ではまだあってないということでございますので、先ほど申し上げましたように、12月末までを目標として解体をお願いするよう相談を行っているところでございます。

また、公費解体後の再建の状況でございますけれども、8月25日現在で、解体済みの世帯に対しまして、生活再建支援金の再建方法に応じて支給される加算支援金の申請、これをされている方が183件いらっしゃいまして、そのうち再建の方法が建設、新たに建設をすとか、購入、これらが171件、それから修理をする方が7件、あと賃貸住宅に入るという方が5件という内訳になっております。また、解体をされていない世帯も含めると、建設購入が191件、補修が59件、賃貸が6件という内訳になっております。

生活再建の相談の中では、なかなか業者が見つからない、融資が希望どおり借入れができないな

ど、それぞれの事情により思うように進んでおられない方もいらっしゃいますので、再建まではもう少しばかり時間がかかるものと見込んでおるところでございます。

また、仮設・みなし仮設入居者の中でも再建方法が未定の方が29件いらっしゃいますので、その方々につきましては、1日でも早く再建方法が決まるよう、必要な情報提供を行いながら、自立に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） おはようございます。応急修理、宅地復旧支援についてのご質問ですが、住宅の応急修理制度の申請受付は、平成29年4月13日までで終了してはいますが、工事完了期限については、今年度いっぱいとなっております。平成29年8月現在の状況としては、申請受付件数は849件、そのうち施工業者への発注件数が738件、工事完了件数が624件となっております。業者への発注が終わっていないものが111件、工事が完了していないものが225件となります。

申請者が発注に至っていない理由としては、施工業者は決まっても見積書が取れなかったり、依頼した施工業者に断られてしまい施工業者が決まらないなどが多いようです。また、工事の完了が遅れている原因としては、施工業者が複数の物件を抱えずぐに着工できない場合や、足場や左官などの専門業者が人手不足で施工に時間がかかっているなどがあるようです。

いずれにしましても、平成29年度末までの完了については厳しい状況となっておりますので、県のほうには定期的に報告をするようになっておりますので、そのたび、完了期限の延長を強く要望しているところでございます。

また、被災宅地復旧支援事業につきましては、4月17日から相談受付を開始してはありますが、平成29年8月21日現在の状況としまして、相談受付件数が308件、そのうち現地調査が終わったものが291件となっております。調査済みのものの内訳としては、拡充事業（避難路などに面して家屋が2戸以上、盛土高2メートル以上）の要件に該当するものが39件、拡充事業の要件に満たず復興基金による対応となるものが187件、どちらの事業に該当するか確認中のものが47件、相談場所が宅地ではないなど対象外のものが18件となっております。

拡充事業については、現地調査終了後、要件に該当するかどうかを1件ずつ県と協議しながら確認を進めてきました。事業の進め方については、初めての事業となるため他市町村の動向も注視しながら検討しているところであり、今後は申請方法など事業の流れについて被災者の方や施工業者へ説明を行い、事業を進めていくこととなります。

基金事業対象のものについては、確認できたものから随時申請受付を実施している状況です。

工事の完了期限については、拡充事業と復興基金事業ともに、本年度中完了という期限はありませんが、震災後の施工業者の不足などの状況から、工事は本年度中完了は見込めないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初に、仮設・みなし仮設の期間延長ということで、期間の延長は絶対に追いつくというようなことはないというふうではありますが、町としてもですね、町民の利益を守るといって、ぜひ県のほうに対して、さらに強く声をあげていただきたいと思います。

それから、公費解体であります。予期せず住まいが壊れて、雨漏りの応急対策に追われ、それから、解体前は本当に何ですか、遅れば遅れるほど分別が大変、それから家財道具は自分で処理をしないといけないということで、本当に解体に、なくなると解体をせざるを得ないところの声を聞いてきましたが、本当に切ない状況があると思います。そういう意味で、こういうなくなると解体をせざるを得ない方々がですね、住宅を再建できるように、それがこれからの一番の問題ではなからうかと思いますが、この点について、一つは、私の地元の高尾野の公民館ですね、みんなの家で何か再建してもらえる見通しが立ったんですが、現在の壊れた公民館を公費解体せないかんということで、今の状況だと遅くとも12月末までには絶対解体せないと。そうすると、みんなの家は、どうも新年度、来年度になりますので、まあ半年から1年近く地元の公民館が使えなくなってしまうという状況が見込まれております。そういう意味で、可能な限りですね、この公民館の公費解体も遅らせてもらえんかどうかという声がございます。まあ町のほうで判断できないかもしれませんが、ぜひ問い合わせをしていただいて、何とかならんかということをお聞きしたい。それが1点であります。

それから、今日の熊日報道で復興基金が新たに予算化をされて、県議会に出されたということで、住宅を再建するのに借金をした場合、利息を最大100万円、一括調整すると、本当にこれが使えれば非常に助かるかと思っております。それから転居費用、あるいは貸家住宅への住み替えの補助が謳われております。それで先ほどその解体をしたお宅の再建状況をお聞きしたわけですが、担当のほうですね、お一人お一人パターンが違うと思うんですね。家族の構成とか、高齢者だけとかいろいろあると思いますけど、本当に相手の何ですかね、そういう家族構成、収入、ローンが組めるかどうか。そういったことも含めてきめ細かな、ちょっと専門的なアドバイスが必要な方が残っているのではなからうかと思っておりますので、そういう方々に対して、町として相談窓口で専門家をお呼びして、きめ細かな相談体制を取る必要があるのではなからうかと思っておりますけど、対処の方法をお尋ねをしたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 荒木議員の再質疑にお答えしたいと思います。ご説明申し上げたいと思っております。

まず、家屋の解体でいろんな事情ですね、なかなかこの解体がすぐにできないというようなことがある方もたくさんいらっしゃいますのでですね、それぞれの解体業者が持っている方について、業者にですね、聞き取り調査を行っております。実際にいつぐらいまでだったら可能なのか、それを個々に業者さんのほうに聞いていただいてですね、調整がつくものについては調整していきたいということで実施をいたしております。その中で、今本人が待ってほしいという意向がある方がですね、52件いらっしゃいまして、これの理由といたしまして多いのが片付けが終わっていないというのが

31件、それから、家を今建てているので、その家が建ってから荷物を動かしたいのでそれまでは解体を待つてほしいという方が8件、それ以外が10件程度ございます。じゃあそれについていつごろ解体が可能なのでしょうかと、なことでお尋ねしたところ、9月、10月で、これ棟数ですけれども、88棟ですね。あと11月と12月に終わるとというのが大体20、それから、年が明けるのではないかというのが、高尾野の公民館も含めましてお二人の方が該当されております。それぞれ現時点では、先ほど申し上げましたように、補助金の関係がまだ延長は決まっておりませんので、できるだけ12月いっぱいですけれども、12月いっぱいまで終わらない方につきましてははですね、1月まで延長をすることもまあぎりぎり可能かと思えます。その場合は、例えば、工夫といたしましては、そのこの解体の現場から直接産廃の処理のほうに持って行くとかですね、そういったことで期間の短縮といいますか、その辺のことができるのではないかということで考えております。ただ、それ以上かかる場合もあり得ると思えますので、当然、その辺の諸事情をですね、国・県あたりにもしっかりとお伝えをしながら、できますならですね、その災害廃棄物の処理につきましてもですね、延長等が可能であればそれに越したことはないと思えますので、その辺についてはしっかりとまた要望をしていきたいということで考えております。

それから、いろんな再建の方法について、いろんな個人の事情等もあって、いろんな再建方法に、世の中の制度がございましてけれども、例えば、リバースモーゲージだとか、先ほど申されました、利子の補給等につきましてもですね、そういったことについてのご案内についてはですね、先般、災害公営住宅の建設に関する説明会を対象者、いわゆる今みなし、それから仮設住宅等に入居されている方、約300所帯を対象にですね、ご案内をいたしまして、災害工事とかの建設にあわせまして、自分で再建を考えられている被災者の方も当然おられますので、案内の中で、そういった再建に向けてのいろんな手続き等につきましてもですね、あわせて説明をしますというようなことのご案内いたしまして、その中で実際に専門家、住宅、昔で言うなら住宅金融公庫のほうからもですね、実際に来られていただいて、実際にシミュレーションしながらこれぐらいの返済になりますとか、そういった相談会あたりを企画をいたしまして実施をしたところでございます。

そのあと、土地の中にもですね、その後、個別にお尋ねがある場合は、町の住宅係のほうを窓口としてですね、先ほど申し上げましたようなそれぞれの機関につながりながらそういったお手伝いをさせていただければなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 人間にとってですね、その安心して生活ができる住まいの確保、これは全くもう欠かせない問題だと思いますので、住宅の再建なくして復興なしということで、お互い頑張っていかなければならないと思います。

こういって要望としてだけ残しておきますが、宅地復旧支援の補助金制度がありますが、今のところまだ基金の補助の上乗せは県のほうで出ませんので、宅地の復旧補助があっても相当自己負担がございまして、その点でも住宅の再建に二の足を踏んでいる方がおられるようですので、引き続き、

町としても県の復興基金の上乗せ等をぜひ強く声をあげていただきたいと思います。

それでは、2問目に移りたいと思います。

学校施設の町民利用の改善を求めるといことでお尋ねをいたします。

現在、町内の小中学校のとりあえず体育館とか、グラウンド、学校の体育施設を開放すると、条例にも謳ってこうした学校の体育施設を町民の皆さんに積極的に開放して使っていただくということが進められているかと思います。私も今度その美咲野のスポーツ振興会、校区スポーツ振興会の役員になってスポーツ大会を開くにあたって申し込みに行ったら、まあ校長先生のほうで快く対応はしていただいたんですが、これ有料かね、無料かねと聞いたら、多分無料だろうというお話でありました。学校のほうではわからないということです。その中でですね、まあ昨日の質問の中で、学校の教師、つまり校長先生も含めて非常に多忙であるということではありますが、この多忙な教師の人たちがこの小中学校をいわゆる日曜、学校の授業以外でも管理責任が問われているのではなかろうかと思って、疑問に思って調べたところではありますが、町の学校施設、体育施設開放の条例をみますと、よその自治体の条例と比べてみまして、学校長の責任免除規定が謳われていないというのに気付いたわけがあります。いわゆる学校の授業がない日曜、祭日、あるいは夜、学校施設を使っていただくのはいいけど、何か事故でもあったら学校長の責任が問われたら、これは校長のほうも大変だなと思ったわけがあります。そういう意味では、ほかの自治体の条例では、わざわざこうした施設を町民の皆さんに開放する際、その責任は学校長から免除をするという規定がありますので、大津町の条例でもそうした免除規定をきちんと謳うべきではなかろうかと思い、お尋ねをするところです。

第2点目は、施設の使用料であります。私が申し込んだスポーツ振興会では、あとで調べたら減免規定に該当するので無料で使ってよろしいというふうに言われたわけではありますが、どうもきちんと謳われているわけではないようです。小中学校施設の開放に関するその条例に基づいた規則をみますと、使用料の減免で、教育委員会は、主催または共催をする。または後援をする社会教育を目的とした団体と。そういう場合は減免をすることができるとなっておりますが、となると、教育委員会が主催、共催、後援をしていない団体は、これは有料で使わなくちゃいかんのかということで調べましたら、これがまた、その際の使用料が非常に高いと。実は、私の娘が以前バドミントンをやっております、まあ指導者の授業外で、部活以外でバドミントンを習ったと。その際、学校の施設をまあ昼間あるいは夜間利用させてもらっておりましたが、どうもそのときに減免をされていないと、らしいと。何でこの学校の施設を借りるのにこんな使用料が高いんですかというお尋ねがあったものですから調べたわけではありますが、例えば、バドミントン、スポ森のバドミントンコートですかね、これ1面1時間当たり200円、4時間使うと800円かかります。ところが学校の体育館は、4時間使うと1千48円使用料を払わなくてはならない。さらに、電力使用量が1千240円プラスをされて、合計で2千288円、同じ4時間使うのに、片や体育館は800円、学校の施設は約2千200円、なんでこんなに差があるんだということで、高すぎるのではないかということでお尋ねをするところでもあります。

3番目に、減免規定であります。先ほど条例に基づいて定められた規則では、社会教育を目的とす

る団体ということで謳われておりますが、減免規定があるということは、減免されない団体があるかと思えますけど、その減免をされないという団体は一体どういう団体なのか、お答えを願いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 荒木議員の学校施設町民利用の改善を、のご質問にお答えをいたします。

学校施設の開放については、学校教育法の第137条で、学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、または学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる」と規定されております。また、社会教育法の第44条では、学校の管理期間は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならないとされ、スポーツ基本法第13条でも公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならないと規定されております。

大津町では、大津町における社会教育の普及のため、学校施設を学校教育に支障のない範囲で町民の使用に供することに関して必要な事項を定めるために、大津町立小中学校施設の開放に関する条例及び規則を制定し、学校施設の開放を行っているところであり、スポーツやレクリエーション、研修などで活用いただいているところであります。

学校施設の開放中の責任で、学校長の責任免除規定が必要ではないかというご質問についてですが、学校施設開放中の行事等は、学校の管理外となり、使用中の施設管理については、団体等の責任者及び使用者が責任を負うということになっております。

議員ご指摘の学校長の責任免除規定については、現在、町の条例や規則には規定がありませんので、町の規定として明記すべきかどうかについては、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、学校施設使用料が町運動公園体育館使用料や近隣自治体と比較しても高すぎるのではないかというご質問についてですが、町の学校施設使用料と町総合体育館や管内の自治体の学校施設とは、貸し出すコートの広さや時間の単位が異なり、単純に比較することは難しいところがあります。しかし、使用するコートや時間によっては、同じ条件でも使用料が高くなりますので、近隣自治体の使用料や現在の利用の状況、スポーツ団体等の意見などを参考にしながら、貸し出しの単位や使用料の見直しについて検討したいと思います。

次に、施設使用料の減免規定を改めるべきではないかというご質問についてですが、学校施設は、住民の生涯学習や健康増進、コミュニティづくりなど、地域活動の場として様々な方に利用される施設であります。また、施設の使用目的や利用する団体なども様々でございます。そのような多くの活動がある中で、公共的な地域活動については、町の規則の中で規定し、使用料を減免しているところであります。現在の減免規定の見直しについては、利用が多いスポーツ団体等の意見も伺いながら、町としての見直しの必要性について判断したいと思います。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

町内の学校施設と町総合体育館や近隣自治体の学校施設の使用料の件でございますけれども、町の学校施設と先ほど出ました町の総合体育館、あるいは菊池管内の他の自治体の施設使用料ですが、まず貸し出しするコートの広さ、それから時間の単位が行っておるところでございます。

貸し出しをします広さの単位は、町の学校施設におきましては、体育館全館という貸し出し方法を行っております。他の施設では、バレーコートやバドミントンコートなど、使用するコートの種類に応じて使用料を定めております。また、貸し出し時間でございますけれども、町の学校施設では、午前8時30分から12時まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後10時までの半日という区分と、午前8時30分から午後10時までの全日と、あわせて4つの区分で貸し出しを行っておりますけれども、他の施設では1時間単位での使用あたりが可能というふうな状況になっております。

以上のように、貸し出しの単位あたりに違いがございますので、バドミントンのように狭いコートのみを使用する場合、あるいは短時間で使用する場合、町の学校施設の使用料のほうが高くなっているという状況でございます。

今後、学校施設使用料を見直す場合につきましては、貸し出し単位を変更できるかどうか、そういったところも含めて検討が必要になってくるというふうに判断しております。

続きまして、学校施設使用料の減免規定でございますけれども、先ほど言われましたように、町の学校施設の開放につきましては、大津町立小中学校施設の開放に関する条例及び大津町立小中学校施設の開放に関する規則の中で、施設使用料や減免規定を定めております。

具体的な減免規定は、規則のほうの第4条で、一つ、教育委員会が主催または共催し、または後援する社会体育並びに社会教育を目的とする団体で、婦人会、老人会、体育協会、PTA及びスポーツ少年団体等が使用する場合となっております。また、2で、国または地方公共団体、もしくは公共団体において、公用または公共用に供するため必要と認められる場合、3で、災害その他の緊急事態発生のため、応急施設として臨時に使用させる場合となっており、公共的な団体や事業を対象として減免を行っております。

以上、以外の使用や団体につきましては、通常の使用料をご負担をお願いしているという状況でございます。

学校施設使用料の減免対象につきましては、ほかの類似施設の使用料の減免規定との関係もございますので、スポーツ団体等の意見も参考にする必要がございますけれども、町としても公平な観点から慎重に判断する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 使用料については、見直ししてもらえそうだと思いますが、まあ例に挙げますと、菊陽町では、夜間、バドミントンですね、1面、時間に関係なく210円ですもんね。バスケでも420円ですね。大津町のこの使用料がいかにこう異常に高いかというのがわかるかと思えます。ちなみに、姉妹都市になっているのですかね、大津市を調べましたら、どうも大津市は無料です

ね。条例そのものがない。貸し出し規則はあるけど、条例がないということは無料で貸し出しをしている。どこに貸し出しをするかというのは、そういう審議会みたいなのを置いて、ちゃんとした指導者がおって、町内の子どもが半分以上通っているとか、いわゆる社会教育団体として認めれば全部無料となっているようです。私は、社会教育が目的であるならば、まして学校の施設ですから、無料でそれを認められればですね、無料で開放すべき性格ではなかろうかと思うので、それも含めてですね、検討をしていただきたいと思います。とりわけですね、減免されてない団体ですね、私の子どもが通っていたバドミントン教室は、高いと言ってたが、多分減免されてなかったと思います。年間にするとか何万円とかこう使用料が累積していくと。まあちょっとあとで調査をしてもらえればいいんですけど、そんなばかなというような状態ではなかろうか、先ほどのこの使用料からすれば、ああ何万円になっても不思議ではないなというのはありますので、ぜひ姉妹都市の大津市も含めて、無料になるようにご検討をいただきたいと思います。

その際ですね、そういったスポーツ団体ですね、町と提携しているスポ森、提携している団体だけではなくて、そういった5年、10年教えているような熱心な人たちがおられるわけですね。そういう人たちの声もきちんと聞いていただきたいと思います。

それからですね、もう1点、この開放に関する条例のですね、第4条、これ大津町の条例ですよ。第4条、学校に管理人を置くことができる。管理人を置くとは書いてない、できるとは書いてあります。管理人は、教育委員会が委嘱をする。管理人は、教育委員会の命を受け、学校施設の開放に伴う使用者の危険防止及び施設整備の管理にあたるものとなっております。先ほど学校長の責任を免除するというのと同時に、じゃあ誰が管理をするんだと、これが問題になってくると思うんですね。わざわざこの町の条例には、管理人を置く、まあ最後はできるとはなっておりますが、基本的に管理人を置く、そういうふうに条例で謳っているわけですけど、実際、管理人を置いているのかどうか。また、置いてなければ、置くべきではないかという点についてお尋ねをいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

現在、管理人のほうは置いておりません。今の使用の中でですね、いろんなその例えば、複数の団体あたりの調整だったりとかですね、現場でいろんな部分が出てくることであればですね、その辺も検討必要かと思っておりますけども、現在の段階では、例えば、費用あたりも含めたところですね、管理人を置くということは計画はしておりません。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 管理人を置く問題ですよ、教職員が非常に多忙であると、残業、いやただ働き、いわゆるただ働き残業みたいなのをやっているという状況で、改善せないかんという状況で、ぼくも今度その日曜日に1日学校を借りるわけですよ。すると誰かやっぱ出てこないといかんですね、多分学校が。ところが、本当は校長には責任がないのに、校長の指示で誰かが日曜日詰めなさいということにならざるを得ないですね。これは条例からもみても、教育委員会の管理責任があるんで

すね。そういう意味で、例えば、かけもちでもいいからやっぱり管理人をきちんと置かないと、何か事故があったら、一体誰が責任を負うんだ。教育委員会が責任を負うとは言ってもですね、現場に誰もいなかったと。なれば、これはますます責任問題が問われて、事故があったら、その事故の犠牲者の人が大変なことになると思うんですけど、条例に謳われたこれらの措置をどうしてこう真剣に考えるべきではないかと思うんですけど、再度、ちょっと教育長の答弁を求めます。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 荒木議員の再質問にお答えをいたします。

体育施設等々の管理ということですね、確かに、現在は、実際にそこを借られた方が学校から鍵を借られて、開錠して、そして再度施錠して、きちっと整理整頓してですね、翌日かなんかに学校にお返しになるというような状況でございまして、そういった意味では、非常にあいまいなところもございまして。私が以前勤務しておった学校の例をあげますと、これはもうちゃんと市のほうできちっと社会教育のほうで貸し出しから、地元の学校の近くの方に委嘱をして、鍵も預けていただいて、そこにこう借りに行って、最後施錠して帰るといような方法もございました。それから、例えば、体育館には使用規定というのが委員会のほうできちっと書いてあって、事故が遭った場合は使用者の責任とか明確に書いてあるようなこともありましたので、そういうものを参考にしながらですね、今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 時間がまいりましたので、3問目は次の機会に移したいと思います。

終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時5分より再開をしたいと思います。

午前10時56分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして、一般質問を行います。

今回、2点質問を行いたいと思います。まずはじめに、高齢化社会とその住居についてを質問したいと思います。

質問の趣旨といたしまして、高寿命社会に対応した町営住宅に更新していくべきではないかということ。また、核家族化など様々な理由で高齢者の方が単身で住まわれている方々を町が守る体制整備、そういったものが必要ではないかと思うわけでありまして。高齢化社会でありまして、これからの10年、20年、将来を見据えた政策がここに求められていると思います。そしてまた、今までの質問の中で熊本地震関連のこといろいろ出てきました。その中で、わが熊本県知事、そしてまた、うちの町

長もやはり住むところは非常に大切なんだということで、良好な生活、居住空間が必要だということ
は認識されております。ですから、この高齢社会に対応した様々な施策を繰り広げなければならない。
もちろん試行錯誤ではありますが、取り組むべく大きな課題だと私は考えております。そしてまた、
先日の日本経済新聞社による安倍首相へのインタビューの中で、社会保障費に対して高齢者に偏って
いる部分があるので、そういったものは是正していくというものをインタビューに答えられておりま
した。そういったことを考えますれば、やはりそういった保障に頼るだけではなくて、自ら健康に暮
らしていく、そういった形を我々もフォローしながら作り上げなくてはならないかなと、そういうふ
うに思います。公営住宅あたりを考えてみますれば、公営住宅に関しましては、基本的には低所得者
の方のために良好なる居住空間の提供ということでありますので、それでは、高齢になって単身で住
まれておられる方々、そういった方々は、じゃあ自宅を持っているから、それとかご家族は離れてい
てもおられるから、いろんな形でご高齢になって、いろんな形、老いとの闘い、そして不安、寂しさ、
そんな方々もたくさんおられると思う中で、果たして、それって人間の営みの中で、その人生の中で
ですね、やはりつつがなく一生を暮らす、暮らせるまちづくり、こういったものが非常に大切であり
まして、私はそういったことに取り組む自治体、そういったものが今後この人口減社会の中で生き残
るべく非常に重要な要素になると、そういうふうには私は考えております。

そしてまた、公営住宅の条例であります、この目的をみてみますれば、公営住宅法、国の法律の
ほうであります、ここに目的が明記されておまして、これに準ずるということで、この法律の目
的のいたしまして、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備
しという形が明記されております。まさしく、ここが非常に重要であります。健康で文化的な生活、
こういったものが単身住まいの方々にあてはまるのかなと、ご自宅であってもそれとこれでは幾ら居
住空間を持ち合わせていてもソフトの面でここの法律の目的、健康で文化的な生活を営むというこ
とに外れはしないかなということ、ハードはもとより、そういったソフトの面にも配慮した形を求め
ていかなければならないと私は考えるわけであります。ただ、この法律をよくよく読んで見ましても、
必ずそのあとに住宅に困窮する低所得者、低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸しということを明記
されております。これ時代背景というものがあったと思われまして、今この時代に求められる法律の
在り方、またそれに準ずる条例のあり方というものをしっかりと考え直さなければならない時代に、
時期にきているのではないかなと思うわけであります。ですから、単身で住まわれておられる高齢者
の方々に対しては、もちろんこれに対して公金を支出するというのは好ましくありませんので、先ほ
ども出ました、リバースモーゲージ、これもう十数年前に私言ったこともあります、最近では宣伝
等々で銀行あたりも取り組むという形が出ておりますので、そういったものを利用する。そしてまた、
民間開発、いろんな民間業者と申しますれば利益を追求して、その利益というものは、もちろん需要
があるからその商売になるわけでありますから、いろんな策を持って問いかけてきます。それが良好
な人生を送られるものならば、我々はそれを支援してもよろしいのかなというふうに考えます。です
から、民間業者による高齢者向けやアパートやマンション、そういった誘致などもこれは有効に働く
可能性さえあります。様々な家族状況、家庭環境ですね、そういったものがあります。そこにまた人

口減社会が追い打ちをかけております。これからの大津町を考える時に、年をとっていても、重ねていても、本当に住みよい町だなということを我々は肝に銘じて、そういった施策を講じていかなければならない。要するに、時代にあった施策とは何かというものを随時間わなければならないと思います、この質問をするものであります。過去にも言いましたけれども、いろんな方のインタビュー、若いも若きもインタビューをして、今どういう精神状況ですかと、心持ちですかという問いに対して、ほとんどの方が不安というふうなことを答えられるそうです。ですから、そういったことを考えますれば、人というものは、やっぱり一人であるというのは非常に苦しいもんなんですね。熊本地震を振り返って見てみれば、今も現在進行形なんでありましたが、各種被災者住宅の方々が孤独死をされるというようなことまで出てきております。本当にこの方の一生というものを考えたときに、我々は心が痛むだけではなく、この議会というもの、そういったものを議論して、そして、そういったものがなくなるような施策をきちんと対応する。それが我々議会、そして、また町の方向性をよりよきものにする。そういうふう考えますので、この点について、町長に質問をいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の高齢化社会に対する公営住宅関連等の建設についての提案でもあり、今後についての考え方についてお答えしたいと思います。

議員言われますように、大津町におきましても、30年ずっと前につきましては、大変3所帯とかいう大家族であるし、また、あけぼの団地とか、いろんな団地をつくった場合についても、この団地は一時的な仮の宿というような感じで利用された、また、そういう役割を果たしてきた団地でございますけども、現在のあけぼの団地をはじめ、町営住宅については、高齢者の方が住み着きながら、そして、年金生活で送っておるといような時代の流れに対して、大変な今後についても公営住宅の役割というのは大きくなってきておるといふふうに思っております。そういう中におきまして、我々も大津町の人口もこれから高齢者住宅の入居者という所帯が多くなっていくのは確かであるといふふうに思っております。今後、核家族が進む中におきましても、単身所帯の高齢者が増加している現在では、単身の高齢者でも安心して暮らせる社会の構築が重要な課題であると考えておきまして、そのためには、生活の基盤となる住宅が高齢者や配慮が必要な世帯などに多様な形態にも対応できるものであるべきかと思っております。現在、公営住宅については、順次、更新改修工事を行っておりますが、次回の更新時や新たな公営住宅の建設時につきましては、高層の建物の場合のエレベーター設置や余裕を持った通路や居室のバリアフリー化など、単身高齢者所帯を含め、誰もが安心して暮らせる住宅を供給する必要があると思っております。

今回、熊本地震に伴い、災害公営住宅4分の3の国の補助で建設を3カ所予定をしておりますが、この中でも、これまで申し上げましたことに十分配慮しながら将来において多様な利活用ができる整備を行っていきたいと考えております。

これまで、高齢者や障がい者、生活保護受給者を含む低所得による生活困窮者、子育て世帯等について、家賃滞納や孤独死、事故・騒音等に対する不安から民間賃貸住宅市場において入居が制限されるケースが多く見受けられたものでありまして、今年4月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供

給の促進に関する法律が一部改正され、この秋に施行される予定となっております。この改正により、高齢者等の住宅確保要配慮者が賃貸住宅へ入居するにあたり、入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等が創設されることになり、居住の安定を確保することができる新たなセーフティネット制度となります。この制度により、バリアフリー改修や家賃の低廉化を行った事業者に対して、国からの補助金が交付されます。

町としましても、制度の周知を行い、より多くの事業者が高齢者等に配慮し、賃貸住宅を供給する登録業者になるよう働きかけていきたいと思っております。

また、リバースモーゲージは、持ち家を保有する高齢者世帯を対象にしたローン商品の一種で、金融機関等が取り扱っています。持ち家を担保にして融資を受け、死亡時に持ち家を売却して一括返済するもので、以前は都市部に限られておりましたが、現在は熊本県内の金融機関でも取り扱われております。こちらについても、地域包括支援センターや福祉課などを通して情報提供を行ってまいります。

また、一人暮らしの高齢者が安心して暮らせることができるように、緊急通報装置を設置するホットライン体制整備事業を今後も継続して実施し、高齢者の不安を少しでも解消できるように努めていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

大津町の公営住宅の条例、こういったものをよくよく見てみますれば、やはりいいこともたくさん書いてあってですね、この中でこれはいいなと思う条文が2条の3でですね、健全な地域社会の形成というものがあつてですね。これ非常にいいことを書いてあるなというふうに思いました。私、目的ぐらいしか頭の中にあまり入ってなかったもんで、その中に、ちゃんと仮想の非常にいいものが構築されながら目的ができあがっていると、改めて勉強した部分であります。その町営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならないということですね。ですから、例えば、今町長の答弁の中で、あけぼの団地15棟出てきました。1棟きれいに整備されて我々も委員会で現地に行ってきましたが、非常に前回、改修前と全く別物です。非常にすばらしい居住空間ができあがっております。その中で、例えば、ああいった集合した公営住宅を考えますときにですね、いろんなほかの近郊町村のことをいろいろ見てみました。熊本市あたりを見てみますれば、やはりそういったあそこは5階建てでエレベーターがないという、その当時と今現在はかなり事情が変わっておりますが、そういったところはどこも頭を痛めることなんですね。ですから、優遇措置というものをきちんととられておられます。その優遇措置というのが、障がい者の世帯や老人世帯、母子・父子世帯、多子世帯ですね、そういった方々に対して、例えば、くじ引きになる、くじ引きというのは非常に公平性がありますので、その普段の人は1回だけどあなたは2回引いていいよとか、2つの権利を持つよとか、いろんな形をですね、どこの自治体も試行錯誤してやられているんです。ですから、そういった方が低階層に住むことができるというような形で、先ほど申しましたとおり、高齢になって、その4階、5階に住めと言われても、食べ物を買って、いろんなものを生活の必需品を買って、そしてあの階段をのぼっていくというものを考えますれば、そういった対応は

早急に求められるものであります。ですから、そういった施策をしていくに輪をかけたようにどんどんいい施策に積み重ねていって、町独自の、ほかから学ばせてくださいというぐらいの大津町のそういった施策ブランドと申しますか、みんなが憧れるような、真似したくなるようなものを構築していかなければならないと、そういうふうに考えるわけであります。

例えば、私がもしそういったあけぼの団地あたりに住んだとします。その時に何がほしいかなといったときに、私もこの質問をするにあたり、いろいろ考えてきました。そして、自分の経験の中で、それに似通ったものはなかったかなということを考えたときに、今から20年ほど前ではありますが、東京のほうに毎月ちょっと勉強会にこの議員の仕事ではありませんが、出ていた時期がありまして、毎月安いビジネスホテルに泊まってたんですね。本当に寝るだけみたいなビジネスホテルだったんです。しかしながら、なぜか快適、え、何だろうなと考えたときにですね、一番上の階に大浴場があったんです。ですから、作り付けのそういったユニットのシャワールームもありましたけれども、やっぱりそこですね、大浴場に体を伸ばして入るというその爽快感、それこそ我々が温泉に行ったときにそれを味わいますよね。そういったものがですね、そういった出張先で味わえたという、非常に気持ちよかったなど、それがあけぼの団地とか現地を見に行ったら、例えば、集会場とかが棟と棟の間に建っていたりとかします。あれが共同浴場や公衆浴場なら気持ちいいだろうなど、老いも若きもそこに集う、そこで仲良くなられる。そういった形も想像したりもしました。そしてまた、メリットはたくさん出てくると思うんです。そういった先ほど申しました、優遇措置を受けられるような方々が低階層に住むことによって、そういった方々は、おそらく自動車とか、そういったものも不必要になるご年齢の方とか出てこられますので、駐車場の問題、そういったものもうまくそういった配分を行えばバランスが取れて、そういった駐車場が足りない部分も解消するのではないかなと、低階層に住んでいただくことで、エレベーターもつくらなくていいよと、元気な人が上に住む。そういった形。そしてまた、私はその地域、良好なその地域の形成を考えたときにですね、老いも若きもすべての方々がその地域におられるのが一番いいと思っております、地域住民の力というのは、そういったときに発揮されると、そういうふうに思います。地域が友達であり、家族である。そしてまた、協力をできる、「1階のおっちゃんて、重かる、それはおるが持って行ってやる」とか、というような少年が現れたりとか、「ばあちゃん大丈夫ね」て、手を引く女の子が現れたりとか、そういったですね、人と人が集う、そして成長する、その子どもたちも成長するでしょう。そういった輪が私は望ましいと思います。ですから、それが条例や法律でみたときに、低所得者の方だけのものなんでしょうかということがまた一つの疑義なんです。先ほど申しました、その単身で住まれている方々も、そういったものとはいろんなその形で紹介をして、社会制度の変化には非常に鈍感になってこられますので、そういったものをきちんと説明してあげなければならない。それにはどういった形がいいのかなと、民生委員の方がその言うのだろうか、それとも後見人さんとか、いろんなコンサルが行って言うのでしょうか。そういったものをプログラムをきちんと作り上げながら、いいまちづくりに変えていかなければならないと思っております。ですから、高齢者の方々が増えることがデメリットではないんです。人はみんな年を取るんですね。これを逆にメリットの方向にもっていくのが自然対応です。

そして、そういった居住空間を作り上げることで、皆さんが健康に留意して、それこそ日々の生活が楽しいというような形を作り上げていかなければならないと、そういうふうに考えます。ですから、幸せな人生を送るために我々が考えなくてはならないこと。また、それによるこれからの町の発展のこれは重要な施策になると、私は確信しております。そういった取り組みができる町が大津町だと思います。創造的復興という言葉をうちの知事が言われましたけれども、まさしくこの部分が創造的復興、その一歩目、二歩目、三歩目ぐらいかもしれないかもしれませんが、そういった形でぜひとも取り組んでいただきたいし、私も議員として政策をどんどん立案していきたいと思っておりますので、この点について、町長の今後のまちづくりの中で重要なポジションを占めるであろう高齢者に対するそういった施策は、すべての面においてメリットが生まれるんだよということを私はいいたいので、この点について、再度町長に質問をいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の再度の質問でございますけども、これからの社会の流れの中で、やはり地域社会の共存社会というものをつくっていくために、若者も高齢者も一緒に生活する、その喜びが健康寿命に繋がってくるものと思います。もちろんうちのほうでも今回町営住宅、16カ所の町営住宅を管理しております、町営住宅の入居者のうち65歳の以上の方は410名程度おられて、ほとんどが年金収入であります。また、高齢で単身入居を募集しているのは、立石住宅と西嶽住宅であります。現在は、災害公営住宅の対応をすることになっておりますので、今まで住んでおられる方と新しい方が交わることができるように災害住宅も立石の一部につくっていければなというふうに考えております。もちろん、議員のほうからご指摘ありましたように、あけぼの団地関連等について、多くの皆さんからご指摘を受けております4階、5階というようなところにつきましては、今後につきましては、やっぱり上のほうの部屋につきましては、やっぱり若い世代の層に貸し出しをするというようなことで、家賃の軽減も今後考えていかなくちゃならないものというふうに思っております。そういう意味におきまして、町営住宅の改正もやっぴいかなくちゃなりませんけども、昨年、29年3月に作成しまして、大津町町営住宅住み替えに関する基準に基づきまして、住み替えの審査を行ったり、いろいろやっておりますけども、今回、あけぼのの住宅の高層に入居している方が低層への転居を希望されるなど、大体本年の8月末までに4件の請求があつて審査会で承認されておるといような状況でございます。そういう意味におきまして、やっぱりあけぼの団地関連等については、今までの役割をやはり提示するため、例えば、夏祭りにあけぼの団地のほうに毎年行っております、本当にまだまだ若い子どもたちがたくさんおるし、そして、高齢者の皆さんもあそこで店を出したりして、子どもたちのふれあいをしっかりやっていただいております。そういう状況がしっかりと続くように、今後も町営住宅の建設については、やはり高齢者は生活利便、交通便利、そういうものが一番必要でございますので、そういうところにつきましては、しっかりと住宅建設については、やっぱり今後考えていかなくちゃならない大きな課題というふうに思っておりますので、今後について、高齢者がそこでずっと生きがいを感じて生活されることをできるように支援をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 2問目に移りますが、1問目に対しましては、町長もこういった議論をすれば、やはり取り組むべきは当たり前のことなんだよと言われているような気がします。また、ここのですね、どういうふうに地域が受け止めるべきか、そのまた変えていくべきかと考えたときにですね、こういったものが私はいろいろその情報収集しますけれども、なかなか出てこないんですね。地域性というものもあるでしょうけれども、やはり一次的には、職があつて、労働者人口もきちんとして、幼年人口も高齢者も本当バランスがいい大津町は、またよそと違う部分もありますんで、そういったものを加味しながらよりよき方向にもって行って、それを重要な施策と位置付けてもらいたいと思います。

2問目であります、国民健康保険制度について質問をいたします。

運営主体が来年度ですね、来年の4月から市町村から都道府県に移るということであります。これを知ったときに、私はすぐぴんときたのが、自治体のいろんな形で人口減社会に入りまして、格差的なものが出ています。その格差的なものというのは、我々も議員ですからいろんな資料をいただきますので、例えば、財政力の指数とか、そのこの基準財政の需要額がどれだけとかいうことで、大体のその市町村の規模や内情がわかります。そう考えた時に、やっぱりこれって各市町村では立っていかなくなっているなというふうなことを感じました。ですから、母体を大きくして、これ平準化に持って行くんだらうというふうにもうすぐ私は考えました。やはり案の定、そういった形で進められているようですが、前段といたしまして、急激な変化にはどこも耐えられませんので、そしてまた、住民の負担が大津町の場合は増える要素が多々ありますので、そういった激減の緩和と申しますが、県が中心的役割を担って、その市町村ごとの納付金、まずはバラバラではあるがという発信の仕方ですね。徐々にというやり方をこれはやっているなというふうには感じます。そして、最終的には統一方針だということです。新聞あたりも全国紙になりますと、そういったことをずばっと書いてありますので、熊日新聞と、まあ私熊日を読みますが、熊日と日本経済新聞の内容は、そういったところは大きく変わってくるわけです。そして、そういったことをやり始めるよというものを、まず全国紙に厚生労働省あたりがちょこっと流してくるわけですね。そして意識しなさいよというのを流布します。これが国のやり方で、官僚の姑息なところでもあります。ですから、そういったものを見抜き方というものも何かあるような感じで、だいぶ見抜けるようになってきましたが、ただ国家的に、日本という国を考えたときに、やはりこの国民皆保険というものを壊すわけにはいかないというふうに思います。やはりこの保険があるが故に、高度な医療を受けられる。そして、いろんな病気が解明されて、そして治癒に向かわれるということで、これに対して国策としては悪くはないというふうに思います。しかしながら、もう国が段々いくらあっても足りないよというような言い方を最近はしてきているんですね。国民健康保険のですね、国が非常に支出が、それに対する支出は非常に補助金として出しております。昨年度ですかね、交付金を含めて合計で、全国的には3兆円規模にもうすでになっているということで、結局、この税の公平性を考えたときに、税の公平性、再分配、そういった形にどれが一番いいのかなと考えたときに、国税として納められた税金、それがこの国民健康保険のほうにその追

加で入れられる、交付金として配分されているということですから、社会保障もいろんな形で増えておりますので、こういったところを医療費の抑制やそういった努力を実際に促していると感じております。ただ国策で進める以上は、これが今ここの町議会でどんなに言ってもおそらく変わらないでしょう。ただ、こういった方針を打ち出してきたとしても、戦える分は戦わなければならないと私は考えております。ですから、昨日、この一般質問を出したときに、部長といろいろ話まして、そういった事前の調整会議あたりは部長どうだったんですかという話をした時に、いや、私は呼ばれてないんです。課長、係長級が行って話してきておりますというふうで、そこでも骨抜きを形を県は取ってきているのかなと、本来ならば町長が行くのが本当です。しかしながら、その任を各部にわけて受けているのは部長なんですね。部長には誘いがこないんです。そのワンランク下の方々にいくんですね。ですから、そこでもじんわりと攻めてきていると、そういうふうを感じております。ですから、そういったことに負けないように、我々はきちんとした理由をもとに戦って、いや、大津町のそういった納付金を決定されたが、そこの計算式は間違っているんじゃないか、何を根拠にそういった交付金の決定されたんですか。そういった体制はとつとかなないと、向こうの、向こうという言い方悪いですけど、県の言いなりになりかねないということです。ですから、我々は人口割りを見るのか。例えば、そういった基準財政需要額を見るのか、いろんな形があると思うんですよ。じゃあどこで指数を出してくるのかというのをですね、我々は気を付けてそこを精査して戦わなくてはならないということです。じゃないと、町の国民健康保険、被保険者の方々の料金が徐々にじわじわと上がっていくというようなことが考えられます。皆保険は大前提として維持しなければならない。それに反対とは言いません。しかしながら、町民の負担が増えるかもしれないとなったときには、そういった姿勢をきちんと持った体制整備が必要だと思えます。ですから、住民主権レベルの考え方ですね。こういったものをきちんと主権在民、そういった形で地域の輪が、自治体の住民の方々は高くなることに抵抗がありますというようなですね、そういった姿勢を崩してもらっては困るのです。ですから、こういったときにどう戦略を持って戦っていくかというのは、すでに持つとくべきだと、そういうふうには考えますので質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の国民健康保険についてのご質問でございます。

国民健康保険の状況は、平成28年度で前年と比べて好転している状況でございます。熊本震災による影響もあり、予断を許せない状況ですが、永田議員のご質問のとおり、平成30年から県が運営主体となる大きな制度改革が行われます。これまで、熊本県と県内市町村は、担当課長による連絡会議と、担当係長による4つの部会で検討を進めてまいりましたが、県の方針としては、当面は保険料率の統一はしない方針ですが、協議内容のうち、特に納付金等がどうなるかは大きな関心事ですので、県は試算の結果、算定方法の変更による上昇があった場合は、激甚緩和の措置を講じるとしております。

このように、現在、国を挙げて国保の制度改革がうまく進むように取り組んでいるところでありますけれども、この保険料の激甚緩和というような予算措置につきましては、町村会のほうでも知事会と

一緒になって国のほうに要望しております、29年度で1千900億円、それから30年度以降につきましては1千700億円の予算措置を今後取り続けてほしいということで、そういう中で国の国保の制度改革がうまくいくように取り組んでいただけるように要望をしておるところでもあります。

具体的には、平成30年度の納付金等について、県からの提示があり、町の国保税をどうするかを決めていくこととなります。

永田議員が言われるように、国民皆保険の中でもセーフティネットともいえる国民健康保険制度が破綻せずに、長持ちさせていくことが、確かに国家として必要な制度改革であります。各々の市町村の努力において医療費水準が抑えられている場合などの要素を重視するような、つまり努力が報われるような制度設計になるよう声をあげていく必要があると考えております。

国保の制度改革関連等について、若干担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 説明をさせていただきます。

今回の国保の制度改革は、財政を県単位化するという大きなものでございまして、制度創設以来の大改革といわれております。趣旨は市町村単位の国保運営は医療費の大きな増加があった場合の対応に苦慮するというものに対して、財政を県が責任を持つことによって、これを乗り越え、持続可能な制度としていきたいという考え方でございます。

県下での平成28年度の一人当たりの保険料を比較した状況では、大津町は大体中位、19位ということで、大体中位に、真ん中ぐらいに位置します。高いところだと、1位があさぎり町、それから一番安いのが水俣となっておりますけど、大体中間に位置しております。

平成30年度からの県の納付金を納めるための算定が行われて、来年の1月に示される予定ですが、大津町の保険税が上がるかどうかというのは、現時点ではわからないと。ただ大津町については、医療水準は病院等がかなりそばにありますし、医療水準は高い。医療水準と所得の水準によって算定がなされますので、その辺どうなるかなというところでございます。算定自体は、県全体の医療費から公費を引いた納付金必要額を医療水準と所得水準によって各市町村へ配分をするというやり方になっております。この計算方法の変更によって保険税の増額となった場合につきましては、県が激甚緩和措置を実施するというので、これが何年間続くということはまだ確約はされておられませんけれども、ある程度医療費水準等が近づくまでですね、やりたいというようなことで聞いております。

町としましても、今後も、現在の堅実な国保制度の運営を行うとともに、国保加入者へのまずは健康増進、病院にかからないことが一番でございますので、健康増進事業をさらに進めると。それから、平成30年度からですね、県と共に健全運営を目指していきたいと考えているところでございます。

最後に、国民皆保険という国の考え方と住民主権レベルの考え方、これを高度に調整した戦略をしなきゃならないということでございますけれども、制度改正自体は、議員も言われますように、否応ないものではございますけれども、町としましては、示された制度等を理解しながら効果的な先進事例を取り入れるなど、着実な事務事業を進捗することがまずは基本になるかと思っております。

先般、担当課長による連携会議がございましたけれども、その前の全協もあつとしましたんですね、一応その会議の席上で、うちの担当課長のほうからすべての市町村が揃っている会場の中で手を挙げて、いわゆる担当課長会議も大事ではあるが、こういう重要な案件については、町長も含めたところでですね、会議の開催をぜひお願いしたいということで要望を出してきたところでもございます。

また、町長の答弁の中にもありましたように、事業運営の中で、医療費削減に効果のある取り組みがあった市町村への何らかの恩恵があることは、国全体の医療費削減にもこれは繋がることでもありますので、そういうことで考えております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

流れ的なものはもう大体決まっているんだよということです。ただ、その中で、私が住民の代表としてここで訴えたいのは、やはり保険料、うちは保険税ですけれども、同じ意味合いということも過去に裁判で判決が出されましたけれども、保険税が、例えば、その上がることを一番避けたいんですね。これを小出しにというと悪いですけども、これをまた厚生労働省がですね、おもしろいことを、まともなことを言ってきたんですね。先ほど町長も、今部長も言われました、医療費を抑制したところに対して交付金を増やすというんです。今までは、医療費が増えてるから交付金を増やさなければあなたたち自治体は建っていかんだろうと、その保険主体としてという形だったんですね。これをインセンティブ機能という形で、そういった意識改革をもとに、医療費全体を下げていくということも、金額をきちんとそういった形で、医療費を抑制ができたんだよということに対して、何を基準かまだわかりませんが、今までの平均値とか取るかもしれませんが、それに交付金を増やすとなればですね、これって料金の逆に下がる可能性さえこれ出てくるんです。ですから、じゃあその下がる施策というのはどういった形にするのか。これは過去にも私は言ったことがありますけれども、まあ国が徐々に手を出してきた電子カルテの一元管理というものです。大きい病院でいろんなCTやそのいろんなものを撮ったとします。それをほかの医療機関に行っても共有できるような、そういったクラウドをもって病院間がきちんとそのデータを、その人のデータを利用することができる。ですから、二重、三重の受診が避けられるというようなことを、もう国が推進していくよということも言われました。ですから、これは国に偏った形で進められていくと思います。ただ、別の増える要素といたしましてですね、例えば、人口減社会ということも言いましたけれども、それを考えた時に、その前段のいろんな議員さんからもありましたが、自治体のやり方として、人口が減っているところは、例えば、給食のことも出ましたけれども、医療費の無料とか、小学校まで、中学校まで医療費を無料にします。そういったやり方をやる自治体がある形が出てきました。これっていうのは、安易な受診を増長しておるのは事実でありますから、やはり当たり前ですね、病気にならないことが前提でありまして、家に帰ったならきちんと手を洗って、うがいをします。そしてまた、日々の生活をきちんとした形で送れば病気もなかなか入ってこないというような、そういった各家庭や個人が務めるべきものの。そして、健康な人が同じ保険税を払っても、そういった不摂生した人が一番保険を使うんですね。

真面目な人たちが払った税金を使うという、この逆転現象がこの保険の何ていうか、私はちょっと気に入らないところではありますが、もう不摂生をしてですね、そんな人が、それでも保険に入っているから使えるということです。ただ、そういった健全な生活をしている方というのは、それこそ健全な肉体に健全な精神を宿るで、そういった私みたいなことは言わないでしょう。しかしながら、やっぱりこう全体の負担割合をきちんと公平性を持ちたいなといったときには、人に迷惑をかけないように日々摂生して暮らしていかなければならないということです。ですから、今後のこの点について持つべき町の戦略というのは、そういった安易な受診を増長させないようなことですね。これは高齢者医療のほうでも負担を増やしていった、そういったものを抑制するようなことは国はもう始めておりますので、その点。そしてまた、電子カルテのクラウドによる一元管理、こういったものが今後の取り組み、そして、全体的な町民の健康に対する意識を高めていって、事前対応としてですね、病気を予防するということが、このインセンティブ機能ということに含まれていると思います。ですから、いろんな形で、もうこういったものを公表してきているということではですね、まさしく医療費を抑制することに我々ももう主眼を置いて、戦略を立て直さなければならないということを私は言いたいです。そのことによって、交付金を増やして、そして、負担を減らす。これが流れだと思いますので、この点について再度質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員がおっしゃるとおり、いかに医療費の削減をしていく、その努力に対して、国のほうからも交付税をやるぞというような話じゃないかなと思いますので、まず、大津町につきましても、自分の体の状態を知るために健診を受けていただくことが大事だと思っております。特定健診、健康検診が40.8%、これを上げていく。そして、その後の訪問などによる健康指導を進めていくということが48%に持っていきたいというふうに考えております。健診を受けられず、病状が出てから医療機関を受診し、高額な医療費がかかるケースが見られますので、生活習慣病の発症予防や早期発見、早期治療は医療費を削減する上で重要でありますので、町では、より有効な保健指導を行うために、平成28年度から検診後の結果説明を受診者全員に対して、保健師が各個人に説明する取り組みを進めております。その中で、糖尿病重症予防対象者が95名おられ、うち33名が治療されておらず、食生活の改善が難しく悪化する傾向にありました。そのため、糖尿病性疾患検診予防のためには、栄養指導、保健師による戸別訪問で栄養や健康指導を実施していきたいと、そのために管理栄養士を本年度採用しながら、そしてまた、40歳代の若年層でも高額な医療が発生している実態もあるので、これからも、平成28年度から特定健診並みの集団検診を受診できるように制度を30歳代に拡大して対象者が大体170人中36人が今受診しておりますので、さらにそのあと後発医薬品ジェネリックを進めることで医療費の削減に資するよう、ジェネリックを希望する旨を保険証とともにあわせて行っていきたいというふうに対策を今後ともしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 地震の復興関係で非常に忙しい時ではありますが、そういったものも併せ持

って創造的復興に寄与していただけたら素晴らしい町ができていくと思いますので、これで質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午後0時02分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 皆さん、こんにちは。通告にしたがいまして、8番議員、府内隆博が一般質問を行います。

最初にお断りしときます。10日前ほどから少し喉を故障しておりまして、聞きづらい部分があるかと思ひますし、また、咳も出るかと思ひますけども、お許しをいただきたいと思ひます。

それからまた、今日は水田の圃場事業について質問ですけども、参考になればと思ひまして、大津町の総水田面積を報告します。開田を除いて総面積が880ヘクタール、その中で、圃場整備が済んでいるところが634ヘクタール、未圃場整備地域が246ヘクタールでございます。それからまた、今年の水田の作付け状況をご報告します。主食用が46ヘクタール、飼料でありますWCSが205ヘクタール、飼料用のこれはコンバインで刈って乾燥して砕いて飼料に混ぜる、この飼料米が43ヘクタール、それから大豆が196ヘクタールでございます。それと小麦・大麦あわせて裏作に375ヘクタールでございます。

では、質問に入らせていただきます。

1問目が、北部地域の水田圃場整備事業について。大津町は、農業振興策と機械の共同利用を目的に、早くから水田の圃場整備事業に取り組んできました。昭和53年、大津地区県営圃場整備事業を着手、受益面積214ヘクタール、平成3年に完了、また、昭和54年に大津第2地区着手、受益面積249ヘクタール、平成9年に完了、また、平成5年に錦野地区着工、受益面積74ヘクタール、平成13年に完了しております。また、平成20年、迫井手地区県営圃場整備事業着手、受益面積60ヘクタール、平成27年に完了しております。圃場整備事業は、大型区画の造成を核として、用排水路施設の整備、暗渠排水、客土などによる末端補助の総合的な整備とともに、土地の交換、換地による集団化を行うもので、圃場整備によって労働生産性だけでなく、土地生産性が向上し、転作や裏作を可能にし、乾田や汎用化も進む。北部地域の矢護川地域や真木地域では、長年土地改良区組合組織がなく、今日まで用排水路や農道の整備がなされないまま今日に至っている。昔から先人たちが永遠と守り築いてきた水田で、面積的に狭く、最近の農業機械の大型化、農家の高齢化や担い手不足を背景に、地域の農家や区長さん、推進員の皆さん方で町農政課や県北広域本部の指導を得ながら圃場整備事業に向かって農家の同意と協力を進めてこられた。矢護川地域で92%の同意、真木地区では83%の同意、地区によっては98%の同意もあり、今後の計画としてどのように進めていくか、考

えを聞きたい。

また、圃場整備事業計画で片俣地区内の県道菊池赤水線の道路改良を村中の道路が離合もできないほどの狭い道路で、県にバイパスの計画を要望していただきたい。また、町道の拡幅工事を計画を考へては。

また、圃場整備事業の中で、用排水路整備の計画があるが、農山漁村地域整備交付金のうち、農村集落基盤再編整備事業の小水力発電整備事業を活用し、高低差の水路を有効利用して発電、小水力発電の電力を売電や北部地域の公園や外灯、防犯等に活用すれば町の電気代の削減にもつながると考える。

また、農地集積バンクを利用して圃場整備事業を効率よく進めるために、農家の高齢化や後継者がいない農家などに農地集積バンクを利用して、農地を貸したい農家や借りたい、または規模を拡大する農家や担い手に分散化された農地を集積したりして、圃場整備事業に効率よく組み入れていけないか。

また、北部地域の真木地区では、農業生産法人ネットワーク真城を設立され、大型機械の共同利用で、米、麦、大豆の収穫作業が行われ、組織運営がなされている。矢護川地域も現在、組織づくりの勉強会を実行中と聞いている。集落営農は、地域農業の将来を考える中で、これからの農業を発展させていく手段として、作業を共同化することを基本に、経営管理の徹底によるコスト削減や経営の多角化、適切な役割分担による組織運営など、大型機械の共同利用によるコスト削減も環境に配慮した米作りの実践や耕畜連携にも取り組み、後継者育成にも努力をしなければならないが、北部地域は、畜産の盛んな地域で、堆肥や農業で出る廃棄物などを有機資源として有効活用し、化学肥料に頼らない、環境に配慮した循環型農業を目指して、おいしい米、矢護川のブランド清流米を生産してほしい。そのためにも、集落営農組織を設立し、法人化への取り組みを進めてもらいたい。

1 問目の質問、終わります。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 府内議員の北部地区の水田圃場整備についての質問でございますけども、もう矢護川地区の圃場整備事業ということにつきましては、平成21年度に推進委員を設置しながらかなりの年月が経っております。そういう中におきまして、まだまだ完全な同意を得ておられない状況でございますので、これにはやっぱり昔から矢護川地域におきまして土地改良組合関連の事業推進がなかったというようなことで、なかなかその辺のご理解ができなかったかなというふうにも思っておりますけども、北部畑総事業関連ができて、護川土地改良区が設立されながら土地改良事業にだいぶご理解ができたものというふうに思っております。そういうような理解のもとにおきまして、事業推進には地権者や推進委員、区長の協力のもとで、採択に向けた同意収集を行い、同意率につきましても、矢護川地区で92%、真木地区で83%も上がっております。このように、矢護川地区の圃場整備事業は、これまでも推進してまいりましたけども、今後いよいよ事業の着手のときとなっております。

事業区域内の県道の拡幅計画につきましても、片俣におけるバイパスを建設する案を菊池赤水線改

良促進期成会を通じて県に要望しております。今後は、圃場整備事業を実施していく中で、要望を継続しながら県の指導とともに協議を重ねていく予定であります。町道につきましても、現在、幅員が狭いため、幹線道路や支線道路を整備してまいります。また、河川沿いには散策したり、サイクリングができる管理用道路や矢護川の環境の森、広葉樹に森林浴ができるような遊歩道等を計画し、矢護川の豊かな自然を一体とした取り組みを計画していきたいというふうに考えております。

次に、小水力発電につきましては、土地改良施設の維持管理費の節減や受益者負担の軽減等に大変メリットがありますが、収支に見合うミニ水力発電ができるかどうか、今後十分検討する必要があると思っております。

また、集落営農組織の設立に向けた取り組みにつきましては、真木地区では、平成27年度に「もやいネット真城」が設立され、矢護川地区では、それぞれの地区で集落営農組織を設立する取り組みを行っているところであります。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） それでは、ご説明申し上げます。

矢護川水田圃場整備事業の今後のスケジュールにつきまして、まずは事業採択条件であります同意率95%を早急に推進し、平成30年度に基礎調査・相続調査・土壌調査、31年度に事業計画書の作成、32年度に事業採択申請、そして平成33年度に事業着手を目指していきたいというふうに思っております。

圃場整備事業と小水力発電事業をセットで実施できないかというご質問でございます。現在、進めております圃場整備事業につきましては、農林水産省の農業競争力強化基盤整備事業の経営体育成型の事業で採択に向けて取り組んでいるところでございます。これとは別に、小水力発電施設の整備につきましては、農林水産省の農業農村整備事業の農山漁村地域整備交付金のうち農村集落基盤再編・整備事業で、事業主体は県、町、土地改良区等となっております。補助率につきましては2分の1、補助の内容につきましては、土地改良施設等に電力を供給する発電施設の整備となっております。土地改良施設での小水力発電の発電量でございますけれども、一般的には100キロワットの出力が採算ラインとのことでございます。ただし、50キロワット以上の電力となりますと、高圧電力扱いになり、新たな送電線の確保が必要となり、その整備にかかる費用負担がさらに発生いたしまして、設置までに5年以上要するという事です。また、100キロワットを発電する場合には、仮に水路が50センチ幅の水路であれば数十メートルのかなり長い落差が必要になりますので、実現には大変厳しい状況でございます。

次に、農地バンクにつきまして、集積率に応じまして圃場整備事業の受益者負担を軽減できます、そういう制度ございますので、おおいに活用させていただきたいというふうに思っております。

最後に、集落営農組織や法人化への取り組みにつきましては、町長も先ほど申しましたように、真木地区では平成27年度に「もやいネット真城」が設立されております。矢護川地区では、上中、下中、御願所、片俣の4つの地区で集落営農組織を立ち上げる方向で現在進めております。推進委員会

の中で県北広域本部やJA菊池による集落営農に向けた勉強会を現在開催しております、本年度は県の地域営農組織ステップアップ支援事業の新規組織設立話し合い活動支援を活用しまして、設立に向けた事業に取り組んでおります。

今後とも少しでも早く事業着手ができますよう取り組んでまいります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 今、町長からと部長のほうから説明がありましたけども、小水力については、私は非常にこう関心もあってですね、小水力は24時間、太陽光発電は昼間ばかりの発電ということで、私は北部地域の本当に落差があるところにですね、そういった小水力発電をぜひこうまあこれからまたできる間に、またいろんな国のいろんな事業が、いい事業がある場合はですね、そういったことでまた取り組みも検討をしていただきたいと思います。

その中で再質問を2点ほどさせていただきます。

圃場整備を土地改良法という法律に基づいて事業を進めるのですが、事業を行うにあたっては、ハード事業とソフト事業を一体として計画しなければなりません、ハード事業とは、主に、圃場整備の工事に関わる事業のことで、県が行う場合は、受益面積20ヘクタール以上などの要件があるが、中山間地域においては10ヘクタール以上だったかと思えますけども、ソフト事業とは、主に、農家の方や土地改良区などを支援するための事業で、ある一定規模以上の面積や地区内農地集積率を向上させるなど、様々な要件を満たすことが必要ですが、そこで、土地改良組合や組織などはつくらなくても、早急につくらなくていいのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

もう1点については、農地バンク中間管理機構で農地を借りたい農家や貸したい農家など、様々なケースがあると思います。高齢者で農業が継続できない小規模農家が農地を売りたいという相談があった場合などの相談対策はできているのか。

この2点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） 議員の2つ目のご質問にご説明申し上げます。

まず、一つが土地改良区の設置についてでございます。現在、矢護川真木地区には、水路等を管理する土地改良区が現在ありません。そういうことで、個人や関係者の方々に各々に管理をしていただいているところでございます。圃場整備後につきましては、水路等の施設を管理する土地改良区というのが必ず必要になってまいります。そういうことで、今後につきましては、現在、推進委員会や北部畑総とかにお世話になっております、護川土地改良区という団体と今現在協議中でございまして、今後につきましては、皆様のそれぞれのたくさんの意見を聞きながら、どういう形で土地改良区を設立なり、継続していくかというところで今協議中でございます。

以上でございます。

もう一つ、小規模の、はい。矢護川の水田圃場整備事業区域内につきましては、小規模農地が本当にたくさんございます。あと高齢者の方も大変多ございまして、今後農業を継続できないで手放す場

合もあるかというふうに思っております。このような場合につきまして、一つの制度と申しまして、不換地という制度が一つございます。換地計画におきましては、従前の土地の所有者の申し出等があった場合につきましては、換地を定めないのであるようになっております。そのような場合につきましては、従前の土地の所有者は、圃場整備後に土地がなくなるわけでございますので、金銭において精算するということとなります。すでに同意を取っている中で、高齢であったり、後継者がいなかったりという理由で不換地を希望されている方も何人か今いらっしゃるところでございますので、今後、換地計画を作成する中で、受益者の皆様の意見をしっかりと聞いていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 今、部長のほうから土地改良組合が畑総と何か協議しているということで、本当に水田と畑総ができるかどうか、これ少し疑問でございますけれども、非常に慎重に進めていただきたいと思っておりますし、では、もう1点だけ質問させていただきます。

真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し、農地協力プログラムということで、国は2014年、遊休農地を集積して、担い手農家に賃貸しする、農地中間管理機構を都道府県ごとに設置したが、面積が狭く、形が整っていない農地は借り手がつかないなどの課題があり、今回の土地改良法一部改正で、機構が借り入れた農地は所有者の費用負担や同意なしに都道府県による基盤整備が可能となった。これは農林水産省は、法改正の趣旨やねらいを説明しているが、このところは町は把握しているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明申し上げます。

農地集積と基盤整備を加速化するために、今年の5月に土地改良法が一部改正されております。この法改正に伴いまして、農地中間管理機構関連農地整備事業という事業がありまして、農地中間管理機構が借り入れた農地につきましては、所有者の負担や同意なしで基盤整備が可能になりました。大変魅力的な事業でございますが、デメリットがいくつかございます。ご説明申し上げます。

まず、農地中間管理機構を利用しない農地につきましては、圃場整備自体ができなくなります。

次に、通常は農地中間管理機構への貸し出し期間は10年でございますけれども、この事業を活用しますと貸し出し期間が15年に延ばさなければなりません。

また、先ほどありましたキャッチフレーズに所有者の同意なしで基盤整備ができるとありますけれども、換地の同意につきましては、所有者の同意が必要ということでございますので、結局、事業への同意が必要になってまいります。

最後に、相続登記ができない農地につきましては、この事業の対象外になるということでございます。

現在、推進しています圃場整備事業につきましては、農地集積に応じて補助率が拡散されて、そういう制度になっております。農家の事業負担を現在9.5%に今設定しております。農地集積率が75%以上あれば農家の負担なしで圃場整備ができます。また、集積率が65%に落ちても、負担はわ

ずか1%というふうに加算する補助金がございますので、町としましては、農家にとってあまり制約がなく、多くの農家が圃場整備に参加できる、現在推進している事業を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 矢護川地区の推進、また並びに区長さん方がもう一生懸命になってですね、約8年間一緒に頑張ってきて、できるだけ早くこう基盤整備に取り掛かってくださいということ、これ願望でございまして、やはり今、先ほど述べましたように、矢護川の清流米ということで、今の道の駅や大津町の飲食店に農家の方が卸されておりますけれども、非常に好評よくてですね、この前ちょっと道の駅に聞いたところ、福岡の方がですね、買っていかれて、ぜひ30キロ送ってくださいということで、そういったことで少しずつでもですね、口コミあたり、また、いろんな宣伝でですね、矢護川の米がこれからまたブランド米としてしっかりと消費者に届くようにですね、そしてまた、基盤整備をして堆肥あたりを投入して、循環型農業を確立してですね、これからの農業にこう打ち勝っていく、そんな素晴らしい地域でございます。畑総もできておりますし、これから本当にこうモデルのような農業体系ができるんじゃないかなろうかと思っておりますので、しっかりとまた行政も、また農家の方も頑張りますけれども、そういったことで一体となって補助事業に取り組んでいただきたいと思います。

2問目に入りたいと思います。

続きまして、2問目の新庁舎や公共施設の計画で県産木材多用についてご質問いたします。

大津町は、町の面積の約半分を森林が占めている。森林面積のうち、約6割がスギ、ヒノキの人工林で、公有林が多く、町有林も700ヘクタールの面積を有している。そこで、町も公共建築物を木造で建築することは町民に木のよさや木材利用に対する理解を深めてもらうのに効果的であり、今までビジターセンターやまちづくり交流センター、美咲野小学校校舎などに木造建築を、木資材をふんだんに使用してきた。今後も新庁舎計画の中で検討されているということで、庁舎に床板や腰壁など、県産のヒノキ、スギ板を使用することでスギの香りを嗅ぐことで身体鎮静効果や癒し効果、ヒノキでは、抗菌、消臭、防臭効果などがあり、芳香成分によってリラックス効果もあるそうでございます。人にやさしい木資材を大いに使用していただき、現在、県の総合防災航空センターに県産木材をふんだんに使用したヘリ格納庫を建設中で、今年10月下旬に完成予定のことです。また、直交集成板CLTを活用ということで、通常の木製のパネル、集成板よりも強度が高く、断熱性、遮音性、耐火性にも優れているということで、日本では2016年から一般利用が始まった。施工が簡単で工期短縮にもつながるため、木材の需要拡大策として、国・県も普及を推進している。現在、県立農業大学校に木造2階建て、延べ床面積1千600平方メートルの会議室や交流サロンを今年9月に着工、来年3月完成の予定です。それから、熊本市中央区にある森林総合研修所九州支店もこのCLTを使った工法で建てているそうです。そういったことで、木材の利用価値が段々と増えておりますけれども、そういったことで、町についても利用拡大にしていきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の木材利用についてのご質問でございますけども、現在、庁舎建設に向けた計画を作成中でございますが、基本構想において、5つの基本理念を掲げておりまして、その中で、人と環境にやさしい庁舎として、庁舎の外部や内部に自然光を取り入れた明るい空間として、積極的に木質材を用いたぬくもりのある庁舎を目指すようにしております。また、基本計画においても、基本方針の中に、庁舎デザインの景観形成として、大津町の風景にあった周辺との調和に配慮した親しみを持てるデザインを目指すようにしております。町有林木材を有効活用し、内装等への積極的な利用を図りたいと思います。地元の木材を活用した親しみのある庁舎とすることで、人や環境にやさしい地域のランドマークとなるように計画をしていきたいと思っております。

今後も公共施設等の建設においても、庁舎建設と同様に木材を積極的に利用していきたいと考えております。

CLTにつきましては、担当部長のほうよりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） CLTにつきましてご説明申し上げます。

CLTとは、引き板を並べた層を板の繊維方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大版のパネルでございます。1990年代からオーストリアを中心に発展してきた新しい木質構造用材料でございます。ヨーロッパでは、10階建ての高層マンションや大型商業施設の建設の実績がございます。

日本では、CLTを用いた建築物の一般設計法が昨年施行されたことで、一般建築物への利用が可能になりました。

熊本県でも、先ほど議員がおっしゃいましたように、県立農業大学校の研修交流拠点施設をCLTで建設する計画がございます。工法の特徴としましては、長いビスやL型金物による接合が一般的で、熟練工でなくても施工が可能でございます。また、事前に開口・配管・設備等のプレカットを行い現場へ搬入するため、安全かつ工期短縮が可能でございます。材質の特徴としましては、コンクリートの10倍、鉄に比べますと400倍以上の断熱性能を持っております。また、一度火が付いても炭化層が形成されるため、内部まで燃えにくい耐火性を持っております。

しかし、CLTにもデメリットがございます。CLTを加工できる工場がまだ少なく、普及はこれからということもあり、コストが鉄筋コンクリート構造とほぼ変わらない状況でございます。また、雨水の侵入を防ぐことができないため、外部面に別途仕上げが必要で、CLTそのものは見えなくなってしまう。内部面におきましても、CLT構造をそのまま見せたい場合、配管・配線のスペースが露出しますので、デザインの工夫が必要になってまいります。ほかにもCLTは音を伝えやすいため、防音の工夫が必要になってまいります。

CLTは、国産材の需要拡大の可能性を秘めております。本格的に普及してまいりますと、コスト面やその他のデメリットも解消されてくることが期待できますので、今後の推移を見守りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 県産材の対応ということで、岡山県の真庭市に研修に行ったときに、ここは平成17年の3月に9町が合併した市でございまして、豊富な森林資源を活用し、林業木材産業が栄えてきた真庭市で、この庁舎には床、そして腰壁、大きな柱にもヒノキをはって、空間をですね、やられてあったと思いますし、また、極端な言い方ですけども、エレベーターの底と横にまたヒノキ板を張ってあったということで、これまで木材を使ってあるかというところに関心したところでございますし、また、庁舎の前のモニュメントには、9町が合併したということで、9本の柱を建てて、それで屋根をつくってですね、素晴らしいこのヒノキの家をつくってありましたけども、本当にああいう家は私も初めて見ましたけれども、やはり森林の市であるなということを痛感したところでございますし、そこまではいなくても、町も700ヘクタールの町有林がありますので、少しでもそういったことでですね、これから公共施設などに少しでも対応していただけますようお願いいたします。

それから、我が国では戦後造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎えている。一方、木材価格の下落等の影響などにより、森林の手入れが十分に行われず、国土保全など森林の多面的機能の低下が大いに懸念される事態となっております。このような厳しい状況を克服するためには、木を使うことにより森を育て、林業の再生を図ることが急務となっている。そこで、公共建築物等における木材利用の促進を国や県、また市町村が率先して木材利用に取り組むことに、民間業者にも主体的な取り組みをお願いし、住宅など一般建築物の波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することが今後大切になってくるだろうと思います。こういったことで、少しでも林業の維持管理、それからいろんな多面でまたこう振興していきますように、林業がですね、そういったことで、ぜひこれは国民あげての課題であると思いますし、林業家だけの問題ではないと思いますので、どうか一つご理解をいただきたいと思います。

この質問を終わりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

1時50分より再開します。

午後1時40分 休憩

△

午後1時49分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 皆様、こんにちは。傍聴席の皆様もお足元の悪い中、お越しいただきまして大変ありがとうございます。それでは、お許しをいただきましたので、通告にしたがい、議席番号4番、金田英樹が一般質問をいたします。

今回は、本町におけるふるさと納税の取り組み及び高齢化への対応の2点について伺います。

早速、1点目のふるさと納税振興に向けての総合戦略の質問をいたします。

2008年度から開始したふるさと納税制度は、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふ

るさに自分の意思でいくらでも納税できる制度があってもいいのではないかと。そんな問題提起から始まりました。受益者負担の原則からの逸脱や、制度を利用するものと使用しないものでの不平等などを指摘する批判的議論もありますが、寄付額は増え続け、2016年度の全国受入額は過去最高の2千844億円に達し、多くの自治体において自主財源確保や地域振興の面で大きな役割を果たしています。例えば、昨日同僚議員から学校給食の無償化に関する一般質問もありましたが、佐賀県の江北町などはふるさと納税で得た寄付の基金を主な財源として実現した事例もございます。2016年度の自治体別ふるさと納税受入額をみると、本町が震災等の影響もあり、前年から大幅増の1千700万円ほどなのに対して、トップの宮崎県都城市は、約73億円、2位の長野県伊那市は約72億円を集めるなど、受入額が10億円を超える自治体が全国で50都市以上、1億円を超える自治体に至っては500都市を超える状況でした。一方で、総務省は過熱気味の返礼品競争に歯止めをかけるために、本年4月に返礼品の仕入れ価格、まあ返礼率ですね、を寄付額の3割以下に抑え、資産性の高い品物や商品券などは自粛することを自治体へ要請しました。結果、多くの市町村で返礼内容の見直しが進み、例えば、先ほどの都城市では、本年6月の申込額が前年度の3分の1にまで落ち込んだそうです。また、先ほどのネットニュースで見たんですけども、伊那市のほうも前年よりも94%ほど下がる勢いで寄付が減少しているということです。これは家電をとりやめた結果と書いてありました。しかしですね、8月より着任された野田総務大臣は、極端な返戻品には懸念を示す一方で、ふるさと納税に対する規制には否定的な立場です。今後は、極端に高い返礼率を設定した自治体は減少するように思いますが、まだまだこのふるさと納税の勢いは続きそうです。

さて、マーケティングの戦略の基本に4Pというフレームがあります。これはマーケティング、つまり商品サービスを消費者に売るために考えるべきことを列挙したもので、プロダクト、製品、プライス、価格、プレイス、販売ルート、プロモーション、販売促進の頭文字から取られています。また、顧客の視点を重視したマーケティングの考え方としては4Cというフレームがあり、これはカスタマバリュー、顧客にとっての価値、コスト、顧客の負担、コンビニエンス、入手の容易性、コミュニケーションの頭文字から取られています。ほかにも3CやFTPなど様々なフレームや概念がありますが、これらの2つを軸にして、事業展開を考えることがマーケティング戦略を練る上で大変重要なことであり、国内外を問わず、民間のほとんどの大企業では前提となっています。つまり、経済活動の長い歴史の中で、それだけ広く効果が認められているということです。

一方で、ふるさと納税の制度開始後もほとんどの市町村では、具体的なマーケティング戦略に基づいた取り組みは行われていないというのが私の認識です。したがって、マーケティング戦略にも則りながら進めていくことがほかの自治体よりも効果的に寄付を集めることに必要であると考えております。もちろんふるさと納税は寄付であり、その制度創設の目的も理念も一般市場における経済活動とは根本的に異なります。しかし、現実の動きとしては、市場での消費活動と同じように、自治体間の寄付の獲得競争が生じている中で、よりよい商品をより低い金額、つまり高返礼率で提供するとともに、より多様で利便性の高い寄付の受け皿を設け、それらをよりうまく発信している自治体が総体的に多くの寄付を集めているのが実態です。町内の品物にだけでなく、全国にはほかにどんな自治体

や品物があり、どのような返礼率やPR手法が設定されているのか。あるいは、寄付者は、それらをどのような基準で選択をしているかというマーケットの構造にも目を向けなければなりません。

さて、先ほど紹介したプライス、価格設定は、消費者が商品を選択する上で大きな意味を持ち、同じような製品で価格だけが大幅に高ければ、当然大抵の方は安価なほうを選択します。ふるさと納税においては、この価格が実質的な返礼率にあたりますが、多くの納税者が寄付先の返礼品をあれこれ比較しながら選択している現状を踏まえると、返礼率の低い自治体が寄付の獲得競争に勝っていくのは至難です。

一方で、政府が取り組みをけん制したことで状況に変化が生じているのが現在の動向です。もちろん、仮に高い返礼率を設定する自治体が今後も変わらない、あるいは増えるようであれば、同様にマーケティングの戦略に基づいて、我々も返礼率を上げることを検討していくべきですが、ふるさと納税の関心が過熱する中で、今後はいかに返礼品自体の魅力や寄付者の興味、共感を得るための発信力、アイデアを高めていくか。あるいは、どういった層に強くアピールしていくかなど、自治体のマーケティング戦略が重要性を増すと考えています。

以上を踏まえて、通告書にある6点の質問をいたします。

1点目、本町では、昨年、協力事業者の方々を募り、返礼品の種類を大幅に拡充しています。また、つい数日前には、大津町のふるさと納税をインターネットの総合情報サイトさとふるへ掲載委託したことにあわせて、1万円以上の寄付に対して、一律で3千円程度の返礼品のみであったラインナップに加えて、2万円、3万円以上の階層を設けています。ただ、実際の掲載中の返礼品を見ると、24品中、2万円以上の階層は3点、3万円以上の階層は1点のみであり、事業者の方々との協力による一層の充実化や5万円、10万円といったさらなる階層の設定も検討の余地があります。新たな事業者への呼びかけも含めて、具体的なスケジュールと、あわせて現在の取り組みと進捗状況を伺います。

また、全国の取り組みを俯瞰すると自治体が主体となったお墓や空き家の管理代行どの対象を絞った返礼品や農家民泊やグリーンツーリズムなどの観光につなげる返礼品など、多様な取り組みも見られますが、こうした取り組みへの本町の姿勢をあわせて伺います。

2点目は、すでにさとふるへの掲載とクレジットカードへの対応は進めていますが、今後、どのように急増化に向けた広報や情報発信を行っていく計画か伺います。なお、私は、どの層に向けて広報をしていくかというターゲティングの観点で、大津町にご縁のある層へのアプローチが必要だと考えています。層で言えば、大津町出身、あるいは居住歴のある方、場で言えば、成人式、同窓会で帰省中の方や各地の県人会のアプローチ等が考えられます。さらに、転出手続きのタイミングでご案内するなどの手法も若干露骨かもしれませんが、一向の余地があると考えています。当然ですが、現住民に向けてふるさと納税をPRしても、逆に税が流出してしまう懸念さえ生じるので、広報の手法については慎重である必要があると考えています。

3点目、寄附金の使い方、用途指定のメニュー充実化を図る考えはないか伺います。一般的な寄付は復興支援や飢餓撲滅、環境保全など、団体の理念や活動に共感して委託先が設定されます。本町に必要な取り組みであることを前提に置いた上で、多様な用途指定のメニューを考えていけば、より多

くの寄付につながるものと思われ、さらに、町民が共感する内容であれば、その方々1人1人が強力な広報主体になることも見込めます。また、例えば、将来大津町に戻ろうと思っている層にとっては、長期的に持続可能な住環境づくりの視点に立ったメニューは魅力的でしょうし、単身赴任で住民票を移している若い層にとっては、先ほどの給食無償化のような子育て支援に関わるメニューが魅力的かもしれません。結果、多くの寄付を集めることができれば、町のサービスはよりよいものになります。

4点目、マーケティングの世界では、リピーター、一度関係を持ったお客様は最も有望な潜在顧客層になります。寄付時、あるいは返礼品送付とあわせてお礼状やパンフレットの送付を行っている自治体は多いと思いますが、あえて半年後、1年後等に再度お送りするという方法や、商品を越えて自分の自治体のファンにするという視点に立ったアンバサダー戦略もビジネスの現場では行われており、効果が見込めます。もちろんこうした取り組みは業務の負荷も伴うので、そこはバランスを考える必要があります。

また、5点目の内容とも重なりますが、納税者と事業者の2者に繋がってもらえる仕掛けも大切です。例えば、ふるさと納税の返礼品をもらった大津町の出身者が自分用、あるいはお歳暮やお中元、その他のギフトとして継続して出品事業者の商品を購入するというつながりです。もともと通信販売などを行っている事業者であれば取り組んでいるかと思いますが、そうではない事業者を適切にサポートすることで、町の商業振興にもつながります。

5点目、事業者との連携やサポートをどのように行っていくかという点です。先ほどの内容もそうですが、ふるさと納税の恩恵を最大限に享受するためには、出品者である事業者同士、あるいは行政と事業者がうまく連携しながら、より魅力的で多様な返礼品を揃え、それらを上手に発信することや、行政が事業者を支援する体制も必要だと考えています。そこに向けては、役場内部での総合政策課と商業観光課との所管を横断的な協力体制の構築や商工会、観光協会とのさらなる連携も不可欠だと考えております。

最後の6点目、企業版ふるさと納税は、現状では企業が感じる魅力は低く、個人的にはなかなか推進も難しいと考えていますが、町の見解及びもし取り組む予定等があればお聞かせください。

以上、町長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員のふるさと納税振興のための総合戦略として、ただいま大変貴重な提案をいただきまして感謝を申し上げたいと思います。ふるさと納税につきましては、昨年の熊本震災により、全国から大津町の震災復興に役立ててほしいということでたくさんの貴重な寄付をいただき、本当にありがたく思っております。いただきました寄附金につきましては、大津町の復興のために大切に使用させていただきたいと思っております。ただ、これまでのふるさと納税に対する町の取り組みとしては、議員ご指摘していただいているように、まだまだ取り組みが足りないのではないかと思っております。ふるさと納税の制度は、単に寄附金を集めるだけでなく、大津町を県内外にPRするための有効的な手段でもありますし、そういう意味でも、今後は返礼品の充実を図り、使い方に町の個性を反映させることで、多くの方から大津町へ寄付をいただけるよう議員のご提案を参考に、制度の

充実を努めていきたいと考えております。

ふるさと納税の現状及び詳細について、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） ふるさと納税の状況等についてご説明申し上げます。

第1点目の返礼品の充実化につきましては、これまで返礼品は4種類でしたが、昨年、商工会からのご提案もございまして、広報で募集し、18種類に大津町の特産品を返礼品として設定したところでございます。

また、先ほど議員からご指摘ありましたように、納税額に応じて現在、さらに充実を進めて24種類に増やしたというような状況でございます。その種類につきましてもですね、先ほど言われたとおり、2万円以上、3万円以上ということで増やしたところではございますけれども、まだまだ少ないというのが今の状況ではございます。先ほども言いましたように、商工会からのご提案もあっておりますので、今後ともですね、充実に向けて、さらに取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

また、今のところ24種類ではございますけれども、例えば、5万円の寄付をされたということになりますとですね、例えば、3万円相当の返戻品、それと1万円相当の返礼品を2つというようなことで、まあそのいくつかを選べるというような制度も同時に導入しておりますので、寄付される方については、魅力も高まっているのではなかろうかというようなことをやっているところでございます。

今後も返礼品につきましては、内容の充実を図るとともに、他の自治体の例を参考に、アイデアと工夫により多様な取り組みに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の情報発信と受け皿につきましては、今年7月の都市対抗野球の際に配布した大津町のパンフレットの中で、ふるさと納税の返礼品等を掲載し、PRを行いました。今後も県外におられる大津町出身の方に、様々なイベントを通して、積極的にPRをしていきたいというふうに考えているところでございます。

3点目の寄附金の使い方でございますけれども、昨年度は、先ほど町長からも説明があったように、熊本地震により、使い方を震災支援に限定した申し込みも受け付けたことから、たくさんのご寄付をいただいたところでございます。

現在、総合計画における施策大綱を基に、5つの事業種類について寄附金の使い方ということで設置しておりますけれども、施策大綱ということで、大きなくくりになっていることから、具体的にどのような事業に充てるのか見えてこないということもあり、寄付をされる方からすると魅力にかける点もあるというふうに認識しているところでございます。

今後は、より具体的な事業に重点を置いたメニューの充実化を図り、寄付をされる方が応援したくなるような取り組みをPRしていきたいというふうに考えております。

4点目の寄付者との継続的な結びつきづくりということにつきましては、現在、町の広報誌をご希望される方に広報誌を送付しておりますけれども、町の情報を提供し、継続的なご支援をしていただきたいということでやっております。

今後は、次のような2つの視点も加えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

まずは、返礼品を通した結びつきづくりでございます。返礼品につきましては、納税に対するお礼と併せて、町の特産品のPR効果も期待できます。返礼品の種類を充実させることで、寄付をされる方にお気に入りの商品を見つけていただき、商品のリピーターとなっていただくことで、継続性を図りたいというふうに考えております。

2つ目は、先ほどもご説明を申し上げましたように、寄附金の使い方を通した結びつきづくりでございます。使い方を充実させ、大津町を応援していただく気持ちになっていただくことで、寄付をされる方と町との継続的なつながりをつくっていきたいと考えております。そのためにも、寄附金の使い方に町の個性や寄付をされる方の興味が持てるような内容を反映させていきたいというふうに考えているところでございます。現在、こういったような事業がいいかということにつきましては、今現在、検討中でございます。

5点目の事業者の連携とサポートについてでございますけれども、本年度より、ふるさと納税の受け付けから返礼品発送までの管理を業務委託することで準備を進めております。今までは返礼品の発送の手間を各事業者にお願いしておりましたが、今後は発送の手間を簡略し負担を軽減することはできます。また、新しい返礼品を登録する際には、委託業者から発送する商品のチェックや発送までのレクチャー等も行っており、今後も引き続き事業者へのサポートを行っていきたいと考えております。

事業者との連携につきましては、議員ご提案のように、町商工会や観光協会とも協力しながら、ふるさと納税の説明会を開くなど、制度と情報の周知・共有を図っていきたいと考えております。

6点目の企業版ふるさと納税につきましては、現在まで全国で約140件の事業が国から認定を受けております。大津町においては、熊本地震以降、通常のふるさと納税制度の充実を優先して実施しており、企業版ふるさと納税の活用は実施しておりません。企業版ふるさと納税を活用するには、自治体が地方版総合戦略に応じた地域再生計画を作成して内閣府の認定を受ける必要があります。また、基本的に町外に本社のある企業が大津町に寄付する場合は税制上の軽減措置の対象となりますので、企業連絡協議会等とも相談しながら、今後の全国や県内の状況を見据えつつ検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） ご答弁をいただきまして、基本的には、もう方向性としては前向きなものであったので、その方向性については何も言うことはないんですけども、少し細かいところに関しまして3点追加で質疑をさせていただきます。

まず、先ほどその方向性については、詳しくお話いただいたんですけども、具体的なスケジュールや工程、あるいは中身のところの話がやはりあまり聞けなかったもので、そのところを、例えば、返礼品の追加、いつごろにどういう考えで進めていくのかということだとか。あるいは、PRで野球の話出ましたが、そのほかにどういったことを考えているのか。寄付の用途に関しても増やしていきたいという思いはあったんですけども、どういった方々の声を聞きながら、あるいはもう役場の中だ

けかもしれませんけども、今後こういったスケジュールで、こういった考えで進めていくかというところなどを伺いたいと思います。

2つ目に関して、関連の事業者さんや商工会さんとも会議や説明会を開いていきたいというお話があったんですけども、ここに関してもいつごろ、こういった考えで、こういった主体を巻き込みながらやっていく考えなのかというところを、現状決まっている段階、あるいは構想段階で結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

3点目が、ちょっと一つ答弁をいただけなかった部分なんですけど、所管課の連携というところで、今総合政策課のほうで主に取り組んでおりますが、こちら商業振興等の文脈で考えていくと、やはり商業観光課は外せないところだと思っております。もちろん、商業観光課さんも大変だとは思いますが、総合政策課のほうも振興総合計画や庁舎建設等でもう業務的にはおそらくばんぱんの状況の中で、協力していかない限り進めていくことは難しいと思っております。ただ、こちら進めていくことによって、先ほどお話しした、まあ73億、2億で難しいと思うんですけども、少しでも多くの寄付を募って、それでよりよくそれを財源に町のサービスを拡充して暮らしをよくしていくという考え方は、今後の行政戦略上、必ず必要な考えだと思いますので、そこをこういった形で進めていくか、所管連携の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

具体的スケジュールで、具体的な内容、スケジュール、いつごろまでにどういうふうにするかというような内容かと思っておりますけども、現在、具体的なスケジュールをですね、具体的に立てているわけではもちろんございません。先ほども言いましたように、商工会のほうからですね、も協力をしてくれるということで聞いておりますので、随時ですね、商工会、あるいはその今後はですね、JA、JAのほうにもちょっと今働き掛けをしておりますけども、JA、それから観光協会ともですね、話しをしながら具体的なその返礼品の選定、あるいは事業の選定といいますかね、いろんなその町のほうでもイベントをやったりとか、やっておりますし、また、その3つ目の質問ともちょっと関連しますけども、所管課の連携ということになりますとですね、様々な事業のメニューをやっぱり出していき、具体的な事業を出していく必要があろうかと思っております。特に子育て関係とか、教育関係とかですね、そういったところは結構共感を呼べるようなところではないのかなというふうにも思っておりますので、そういったような事業化との連携も図りながらですね、やっていきたいと、これをいつごろまでということになりますとですね、具体的にまだスケジュールは立てておりません。なるべく早く、今年度中にはですね、何回かそういった形の話し合いはしていければというふうに思っているところでございます。今申しましたように、具体的なスケジュールとか、その具体的な事業につきましてはですね、まだ煮詰まっているところではございませんけれども、とにかく先ほども言いましたように、商工会とか、協力していきたいというような申し出がっておりますので、町としましてもですね、前向きに一生懸命取り組ませていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） お伝えしたいことが、このふるさと納税に関しては部長もご存じだと思いますが、本当にもう何年も前から商工会や事業者さんのほうから声があって、ただ動けていなかった状況がありまして、このふるさと納税だけの話じゃないんですよ。私、おそらく毎回この場でお伝えしていると思うんですけども、やはり今の天津町役場の弱みというか、文化というところで、なかなかのスケジュールと工程をつくらないんですね。なのでなかなか物事が進んでいかないし、何かをやるとしても、思いつきとまでは言いませんけども、個別の取り組みとして一つ一つが行われていると。そうではなく、私がお伝えしたいのは、毎回A3という表現もしてありますが、紙一枚にしっかりと何をやるべきかということを書き出して、そこにスケジュールを並べてどういう層に対して、どれを選択して、どういう順番でやっていけば最も効果的かというところを具体的に、論理的に考えていかないと、なかなか効果の最大化できないと思うんですよ。もちろん業務負荷も大きい中で、取捨選択というのは必要になります。なので、そういった形でスケジュール等に沿ってもう少し具体的に動き出すタイミングをつくれないうところを、ぜひ町長の答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員のご指摘事項、誠にそのとおりでございまして、役場でもおっしゃるように、思いが一つに、例えば、ふるさと納税をいかに町をPRし、あるいは天津町をかわいがっていただく。あるいは、支援していただく。そういう人をいかにつくるかとか、そういうような思いがですね、やっぱりご指摘のとおり、役場全体がなかなかうまくその連携がとれてないというようなことは、これはやっぱり私の責任かと思っております。そういう中で、やっぱり一体となって仕事を、物事を進めなくちゃいけない。これは役場だけでなく、天津町がこういう思いでありますよというように形を商工会やあるいはJA、あるいはそれぞれの団体の皆さんにお願いをしながら、町の思うことをしっかりとご協力できるような形をやっぱりやっていかなきゃならない。そういう意味におきまして、私たちは今いろいろと言われておる中で、肥後観光協会、この協会が間に入って、商工会や農協やそういう中でしっかりと進めてほしいというのを前々からお願いをしておったわけでございまして、観光協会につきましても、何かをやろうというような気持ちはよくわかるんですけども、そういう一体となったところの橋渡しというか、そういうものをやっぱりしっかりと努めていただければなというようなことで、今後しっかりと観光協会の働く支援もやっていかなきゃならないかなというふうに思っております。

スケジュール的には、もうおっしゃるように、先ほど部長が言ったように、野球の応援だけではどうしようもない。そのためには、天津町からからもやっておる関東やんぼし会や関西県人会とともに、それぞれの天津町にある本社企業のほうに行くときには、ちゃんとそういう品物を届けながら、天津町をしっかりとPRしていく。そのPR方々、やっぱり納税関連の説明もしっかりしていくことによって、その企業からというような形の中で、多くの方が天津町を愛されるような町になる。そのためには、やっぱり我々職員がしっかりとやっぱり優しい、温かいまなざしの中で対応することが一番であるというふうに思っております。そのような心づくりをしっかりとつくりながら、今後のまちづくり、ふるさと納税だけでなく、そういう気持ちで再度また職員とともに頑張っていきたいというふ

うに思っております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 先ほどからいろんな事業についてのその振興のそのスケジュール関係ですね、について、町のほうが全然できてないというようなご指摘があったかと思えますけども、町としましては、重点事務事業ということで、各課ごと、その各係ごと、一つぐらいですかね、につきましては、その重点事務事業ということで、年度当初に年間のスケジュールを出していただいております。町としましては、七、八十ぐらいその重点事務がございまして、それにつきましては、四半期ごとにスケジュールの振興管理をやっているというような状況でございます。ただまあ一つ一つをですね、事業につきまして、すべてそれをやっているかといいますと、そこまではやっておりませんので、それをやり出すと事務事業がやっぱり300、400とかいうふうになってきますので、かなりの事務の負担になろうかと。ただその中にですね、今おっしゃったような、そのいくつかの重点事務事業にそれをどう含めていくかということにつきましてはですね、やっぱりそのそれぞれの職員のほうにも指示をしながらですね、これについてはスケジュールをつくって、進行管理をやってくれというようなことで指示をさせていただければというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 町長の力強い答弁もありましたが、スケジュールに関して少し話させていただきますと、事務事業多いからなかなか難しいという話もあったんですけど、私逆だと思んですよ。やることが多いからこそそのプロジェクト一つ一つでしっかりとスケジュールや工程を組んでやるべきことを選んでやっていくのが大切だと思っております。私も職員さんが頑張っているのは十分わかっているんですよ。この忙しい、大変な時期にこのふるさと納税のメニューも充実化させていただいて、震災のときも、直後から一緒に頑張った職員さんもいらっしゃって、だからこそ、その一人一人の汗が報われるように頑張っていくというのは、やはり執行部の皆様の責任でしょうし、我々政治家の責任だと思っております。ですので、そこの何をやるかはもちろん大事なんですけども、どうやるか、どう進めていくか、どう力を貸していくかというところをもっと一緒に今後も考えていきたいと思っております。

それでは、続いて、2点目の大津町における超高齢社会の備えに関する質問に移ります。

日本人口の5%以上を占める団塊世代、こちら1947から49年生まれが75歳以上の後期高齢者となる2025年には、高齢化率が30%、さらに、後期高齢者の割合も20%近くまで膨れ上がります。その際、生産年齢人口の減少ともあわさり、介護福祉の大幅な担い手不足など、様々な問題の発生が懸念されています。さらに、2040年ごろには総人口が1億人を切るとともに、団塊ジュニア世代、こちらは1971から74年生まれと言われてますが、こちらが65歳以上を迎えることで高齢者人口がピークとなり、国民の生活を守るための課題はますます深刻になります。これが俗に言う、2025年問題及び2040年問題です。すでに日本の人口は減少局面に入っており、その中で、高齢者の比率と実数の増加、高齢者の高齢化、生産年齢人口の減少、そして出生数の減少による

少子化などが絡み合いながら着実に進んでいます。したがって、財源上の問題はもちろんですが、老後の生活を支える介護福祉施設や働き手をどのように確保し、現実的な暮らしをどう守り、成り立たせていくのが、大きな課題に今から真剣に向き合わなければなりません。

ここで、大津町の状況に目をやると、人口は震災後も依然として増加傾向にあり、この傾向は2040年ごろまで続くとの推計もあります。しかし、先ほど述べたとおり、日本の人口問題は、人口減少という事象の中で、少子化、高齢化、生産年齢人口の減少など、様々な課題が絡み合っており、本町も単純に人口が増えているからといって安穩とすることはできません。

そうした背景を踏まえ、今回は、高齢化に特にスポットをあてて、2つの観点から質問をします。

1点目が、地域の一つ一つに目を向ければほかの人口減少にあえぐ市町村で起こっているのと同じように、多くの集落において過疎と高齢化が同時に進展しているというミクロの地理的な観点です。町全体というマクロの視点も大切ですが、これだけ広い町で地域の状況も異なる中では、町全体、北部、南部、中部、あるいはもう少し小さい小学校区単位でも同一の条件設定の枠としては大き過ぎると思っています。したがって、区や集落単位での分析や個別戦略が必要であり、それなしでは地域住民の生活を守っていくのは困難であると考えています。もちろん、現在の役場の業務状況を踏まえると、役場主体で緻密な分析の上で戦略まで練っていくのは難しい部分もあるかと思います。また、区や集落の取り組みは、住民自治の問題でもあるので、町が一方的に主導してもこれはうまくいかないことと思われます。しかし、これは地域の自主的な動きだけに改善を頼るべき課題ではありません。なぜならば、人口問題に関する地域の変化は、緩やかに進んでいくため、住民の具体的な行動につながる、いわば転換点が生まれにくく、そうするうちに、地域の活力や可能性は着実に失われていくことになるためです。また、例え地域住民が正面から課題に向き合ったとしても、厳しすぎる状況の中、手探りで糸口を探してもなかなか具体的な策が描けない。あるいは、取り組みを行うものの改善が進まないということが全国の決して少なくない地域で起こっています。これがこの問題の難しさですが、このままでは真綿で首を絞められるように住民の暮らしがむしばまれていき、地域の人口は減少を続け、高齢者は増え続け、それに伴い、介護福祉、地域活動、空き家、空き地など様々な課題が噴出します。ここで求められるのは、国も打ち手に窮する中で、住民に寄り添う最後の砦として、集落の現状を最も詳しく知る住民とともに、本気で並走する役場とその職員です。つまり、町長が今回、出馬の際も、所信でも掲げておられた協働の視点です。厳しい現実を直視して、どのような着地点を目指していくのかということを経験者とともに本気で考えていく必要があります。この認識と覚悟を地域と役場で共有してこそ、初めて未来を描き、具体的な行動につなげていくことが可能になると考えています。

次に、2点目の観点が、大津町でも人口の増加を大きく超える比率で高齢化率及び高齢者の実数が増加するという点です。条件設定によって幅がありますが、2010年には5千865人であった本町の老年人口が2040年には1万人前後になると推計されています。実数が大幅に増えるため、健康寿命を延ばすための予防的な施策を打ちながら、さらに、受け皿としての施設やサービスの計画的な確保を進めることも不可欠です。また、高齢社会というと人数や増え方ばかりに関心が集まりがち

ですが、高齢者といっても年齢は幅広く、65歳の人と100歳近い人とでは状況は全く異なります。例えば、公益財団法人生命保険文化センターのデータによりますと、年代別の人口に占める要支援・要介護認定者の割合は、65～69歳が約3%、71～74歳が6%、75～79歳が14%、80～84歳が28%、85歳以上が59%となっており、これらが高齢者とひとくくりで考えて計画を立てるには無理があります。認知症も同様に年齢が上がるほど発症率が増加します。そして、大津町の現在の人口構成や昨今の医療技術の向上を踏まえると、高齢者の高齢化が一層進むことも念頭に入れる必要があります。さらに、居住形態の変化にも注意が必要です。本日同僚議員の話にもありましたが、介護施設、担い手が不足する中で、国は住み慣れた地域で最期のときを迎えられるように、地域の協力を得ながら地元で暮らし続けられる社会づくり、地域包括ケアを目指しています。これが基本路線として、入院よりも施設入所、施設入所よりも在宅への移行を進める考えですが、在宅医療も介護も家族の支えなしでは難しいのが現実です。高齢世帯や単身世帯の増加で、これまで以上に施設入居を前提とした高齢者介護の社会になることが予測され、それを踏まえた計画と対応が必要だと考えています。思うに、行政においても、地域包括ケアを進めなければならない。健康寿命を増進させなければならない。地域での共助が大切であるなど、一般論として方向性のみが強く語られがちと感じていますが、こうした状況をまずは数値としてつぶさに分析、把握して、できる限りリアルに現実を受け止めた上で対策を立てる必要があります。繰り返しますが、この認識と危機感、そして覚悟を部課を越えて、役場内部はもちろん、町民全体で共有して、はじめて具体的な行動に繋げることができると考えています。

以上を踏まえ、通告書に記載の3点について質問します。

1点目、過疎・高齢化地域における集落のあり方について、モデル地区の設定や地区担当職員の活用、総合計画での整理、専門家の派遣など、手法は様々ですが、今よりもさらに一步地域に踏み込み、住民と並走しながら個別の計画、戦略の策定や具体的な取り組みを進める考えはないか伺います。

なお、ちょうど昨日、宇城市のホームページで見た内容ですが、同市では、8月からモデル校区を設定して、住民を交えたワークショップを開催しながら、ともに地域に特化した人口ビジョンや総合戦略づくりに取り組んでいます。

2点目、変化に対応していくためには、できる限り正確な予測が必要になります。年代構成や世帯状況、症例介護などを踏まえた、施設サービスの量と確保についてどのような見通しや対策を立てているか伺います。

3点目、高齢者の増加や高齢者の高齢化、そして生産年齢人口の減少が同時に進展する中、介護福祉職員が全国的にも一層不足することが予測され、地域間での人材の取り合いのような状況の想定もされます。また、地域社会においても様々な地域活動の担い手の確保に困難を来すことが懸念されます。これらの点について、見通しと対応について伺います。

以上、町長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の高齢者社会に対応する大津町についてのご質問でございますけど

も、議員が言われましたとおり、大津町においても全国的な動向と同じように、高齢者人口は増加を続けており、高齢化率で見ますと、今年の3月末については、ついに21%に到達し、高齢化社会から超高齢化社会へ突入いたしました。

地区別の高齢化率で見ますと、平均をはるかに超える30%以上の地区が約半数の33地区あり、その地区で生活されている住民の方は、21%という県内2位の高齢化率の低さを実感することなく、地域の課題をひしひしと感じられていることと思います。

過疎・高齢化地域における集落に住む高齢者が生き生きと暮らし、健康寿命を延ばすという観点から集落のあり方を考えますと、食を確保するための買い物、医療を受けるための通院、それらのための移動手段の確保、そして、公民館などに集い、体操などの介護予防を行いながら、お互いを見守ることができる環境を整えることが必要であると考えております。

また、国では、子どもや高齢者、障がい者など全ての人々が地域で暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指すために、新たに、「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへ転換・改革していく方針が出されました。現在の地域福祉事業を移行し、地域住民の主体性に基づいて、課題を解決していく仕組みづくりへ拡大していきたいと考えております。

次に、人口につきましても、20年度、先の2040年ころまで推計しますと、総人口は、まだ増加を続け、高齢者人口も同様に増加を続けていきます。高齢者の夫婦や独居世帯も、うつや認知症やその予備軍も増加を続けることが見込まれます。

これらを踏まえ、施設の整備を検討するとともに、現在実施している事業についても、量を増やし、やり方を再構築するなどの対策が必要であると考えております。一方で、生産年齢人口、15歳以上から65歳未満のは減少する見込みですので、介護職員等の専門職や地域の担い手でも確保が難しくなるものと思われ、関係機関との協力や地域への啓発を行うことで、人材確保に繋げていきたいと考えております。

内容等について、詳細に担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 具体的な推計や事業内容等の詳細につきましてご説明を申し上げます。

まず、過疎・高齢化地域における集落のあり方、いわゆる個別地域戦略の策定についてでございますけれども、町長も申し上げましたとおり、一つの方策として高齢者の健康寿命の延伸、その観点からですね、集落のあり方、それから、その戦略を検討いたしますと、やはり食を確保するための買い物、それから医療、それから集いの場での交流、この3点は必要不可欠であると考えております。実際の集落の活性化については、その他いろんな手法があるかと思いますが、まずはこの3点ですね、最低限の部分について、まずは取り組まなければならないと考えております。また、集落の土地柄によっては移動手段、これについても重要な要素になると思われしますので、公共交通の主管課と協議しながら、現在やっております外出支援サービス、これらの拡充もですね、含めた、今は病院と公共施設だけになっておりますけれども、これらを例えば、買い物あたりも可とかですね、そういった拡充等も含めた交通網の構築が求められるかと考えております。

また、集いの場での交流につきましては、地区の公民館における週1回の住民主体の集いの場を、これ大津町の全地区で開催し、介護予防と閉じこもり防止にアプローチする事業を実施したいと計画をいたしております。今年度は3地区をモデルとし、菊池地域のリハビリテーション広域支援センターの理学療法士と協力して開催する予定としております。どの地区から実施するか、優先順位をつけながら2025年までに全ての地区で週1回の集いの場が開催されることを目途に実施していきたいと考えております。そのための各地区の集落のほうにも説明等に今後出向いていきたいと考えているところです。

次に、緻密な年代・状況別人口推計とその受け皿、いわゆる施設・サービスの必要量、その確保につきましてですけれども、大津町の人口を2040年まで推計いたしますと、現在7千232名の高齢者数は、2040年には、議員もおっしゃられましたように、1万人弱、9千400人程度まで増加する見込みでございます。年齢別で見ますと、2004年から続いていた後期高齢者が前期高齢者より多い状況、これは平成30年度で一旦逆転し、団塊の世代の年長者である昭和22年生まれの75歳以上になる2022年から再度また逆転いたしまして、前期高齢者よりも後期高齢者が多い状況が以後ずっと2040年まで継続すると見込んでおります。また、その構成比につきましても、2035年には、4割、6割程度に開きまして、これまでにない厳しい状況になることが、大津町としては予測ができているところでございます。

生産年齢人口につきましては、人口全体に占める割合のピークはすでに2010年に達しております。割合としては継続して低下をする見込みです。人数としては、現在も増加を、今はどうにか増加を続けておりますけれども、それも2035年ごろにはピークを迎え、減少に転じる見込みということで予想をしております。

また、高齢者世帯の推移を見ますと、平成22年には、高齢者夫婦のみの世帯と独居世帯をあわせて1千681世帯、これが平成27年に2千119世帯に増加をしております。特に独居世帯の割合が増加をしております。平成27年には1千2世帯でございました。特に配慮が必要な85歳以上の方の独居世帯が218世帯ございまして、当然ながら今後も増加するものと思われまして、一人暮らしの高齢者宅を訪問される民生委員の皆様と地域包括支援センターや地域支え合いセンターが協力して、必要なサービスにつなげていき支援をしていきたいと考えております。

次に問題となるのが、認知症高齢者の増加への対応でございますけれども、現在の認知症高齢者の状況からご説明を申し上げます。推計をいたしましたところ、2016年において認知症に対する支援が必要である高齢者は929人でございます。専門的な支援までは必要ないものの認知症のリスクがあり予防に取り組む必要がある高齢者が1千211人、合計で2千140人と見込んでおります。高齢者全体の約30%になります。同じ割合で増加すると仮定したときに、単純推計をいたしますと、2025年には認知症に対する支援が必要である高齢者が1千54人、それからリスクがある高齢者が1千378人で、合計2千432人になるものと思われまして、専門的な支援が必要な高齢者の増加分である、この差ですけれども、125人分の受け皿、これが確保する必要があります。認知症対応型グループホーム等の新規整備の検討を行うのと併せまして、できるだけ自宅で生活ができるよう、通

所サービスや訪問サービスに従事する介護職員の認知症への対応力を高めるために、県が実施しております認知症介護実践者研修等への積極的な受講を呼び掛けまして、スキルアップを推進したいと考えております。

最後に、介護・福祉、地域の担い手確保についてご説明申し上げます。

全国的な傾向と同じように、大津町におきましても、介護職員を確保することに困難さを感じておられる施設等が多くおられます。熊本県では、2025年には介護職員が約1千500人不足すると見込まれておりまして、そのため、平成27年から平成31年までの5カ年間で約3千人の介護職員の増加を目標に、今各種事業を実施しておるところでございます。町としましても、県の事業へのできるだけ多くの事業者が申し込みをされて、介護職員の方が新たに生まれるようにですね、周知を行っていきたくて考えているところでございます。できるだけ長く住み慣れた自宅で生活を続けるためには、自宅へ訪問するヘルパーを確保することは特に重要になります。介護職員初任者研修を実施している事業所、セントラル病院が実施をされておりますけれども、こちらと協力をいたしまして、介護職員を増やすことに取り組みたいと考えております。研修の広報にセントラル病院として苦勞されておりますので、今後は町広報誌等も活用して、研修の案内や介護職員が不足している現状を広報等で訴えていきたくて考えております。

また、地域の担い手の確保につきましても、介護予防ボランティアが各地区にいる状態にできるよう養成を増やし、また、その介護予防ボランティアが地域の通いの場等で体操などをですね、するリーダーとして活躍できるような後方支援についてもあわせて行っていきたくて考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 詳細な数字等まで答弁いただきましたが、3点、再質問させていただきます。

時間もありませんが、まず1点目が、先ほどのミクロの視点、集落のあり方に関してなんですけれども、先ほど健康寿命の話や健康づくり、買い物支援、あるいは車、足の問題等もありましたが、ちょっとお伝えしたいのが、先ほど宇城市の事例を少し紹介しましたが、こういう健康づくりではなくて、もう少し町全体を踏まえたときに、その集落のあり方として何をどうつくっていくかという話なんです。例えば、このたび南部計画、北部計画つくっておりますが、あれの中を見ると、例えば、南部でいうと、江藤家住宅を核としたまち歩きの計画であったり、あるいは、北部のほうであれば、フットパスや野外活動等研修センターのほうで宿泊だとか、研修できるようにというお話があったんですけども、そちらも、私から言ったら中央の視点なんです。結局それをやることによって、町の賑わい活性化が生まれるかもしれませんが、それによって人が一時的に来たからといって、地域住民の今住んでいる高齢化だとか、過疎化だとか、あるいは空き家、空き地の問題が解消されるわけじゃなくて、そういった地域の課題を集落別の総合計画なのか、人口ビジョンなのかいろいろあると思いますが、そういうふうに進めていく。その視点と手法が必要ではないかというところで提案をさせていただいたところです。

2つ目が情報発信のところ、広報等というお話もあったんですけども、先ほど私も自分なりに

も推計もしてたんですけど、改めて聞くと、本当に数字的に厳しい状況でございます。認知症の話も2025年で百数十人の増加というお話があったんですけども、少なくとも私の推計だと2040年にした瞬間に、ここ跳ね上がるんですよ。そこも踏まえた上で、それぞれもちろん推計なんでずれていきますけども、でも民間の話でもあるので、どこまで町がコントロール、マネジメントできるかの話もあるんですが、その努力をいかに具体的にしていくかということをやっぴり大事だと思ってまして、その前提として、町民の方々としっかりとそういう厳しい状況でいうものを共有するために、どこまで深く、どういった手法でお伝えしてくかということをご答えていただければと思います。

3番目、少し今話してしまったんですけども、具体策というところで、先ほど地域だとか、民生委員さんと協力しながらやっていく必要があるという話があったんですけども、それもやはり方向性の話なんです。その方々と具体的にどうしていくかということをご答えていただければと思います。その方々と具体的にどうしていくかということをご答えていただければと思います。本当に苦しい問題でなかなか答えも見いだせないということなんですけども、向き合いながら具体策を、先ほど言ったように、工程なり、スケジュールなり、あるいは一覧なりで一つ一つぶさに見ながらやることを選択しながら、それを深掘りしながらやらないと、この厳しい状況の中で、住民の暮らしも、未来も守ることはなかなか難しいと思っております。

ですので、今の3点、集落のあり方と情報の発信の仕方と中身、3番目の具体策について、ちょっとまだなかなか答えの難しいところもあると思うんですけど、できる限りで結構ですのでご答弁をいただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 再度の質疑にお答えしたいと思います。

まず、ミクロの分析ということで、地区別の高齢化についてはそれぞれ地区ごとに出しております。一番低いところが美咲野で4.39、引水が6.84、大きいところはやっぴり米山、古城、米山は80%あたりになっております。今言われるように、それぞれ高齢化率も違いますので、ミクロの観点でその辺は取りくみ方も変わってくると思います。

先ほど申し上げました、我が事・丸ごと地域づくり推進事業、これを進めることとしておりますけども、具体的な進め方といたしましては、まず、毎月これからですね、地区のほうに出向きまして、高齢者を現在取り巻く環境、今まで話が出てきたような内容でございますけども、この状況を説明して、共通の理解を求めると。その中で、介護保険財政も、国保も含めてですけども、その財政の行方、それもお示ししながら介護予防の重要性、健康増進の重要性、それから、介護予防ボランティアへのお誘いだとか、集いの場の開催の支援などについて説明していきたい。そういうことを説明会という形で地域に入っていくことを計画いたしております。その中で、各地域にですね、大津の69ですかね、すべての集落に生活支援コーディネーターを中心に、いわゆる地域づくりの、今地域福祉事業やっておりますけども、これらをもう少し深く掘り下げた形でですね、各地区に1人、その中心的人物を設けていきたい。あと、全体的な介護職の受け皿についても、足りないのは目に見えておりますので、その辺の介護への支援の分配の仕方ですね、これにつきましても、軽度な方につきましては、専門職の提供の見直しを行うことで、例えば、今シルバーのワンコインだとか、それと先

ほど申し上げました、地域でのそのリーダーあたりが入っていくことで、体操とか何とかをしながらですね、介護予防に努めると、そういったやり方を進めていきたいということで考えているところがございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） もうすでに着々と取り組んでいるところはもちろんたくさんあると思いますけれども、今日お話したように、数字をしっかりと見ていって、推計に基づいて具体的な策を練りながら、それをしっかりと発信しながらやっていく。先ほど話いただいた、集落の話に関しても、もうそのようにやっているとは思いますが、改めて言うと、福祉が主体となるにしても、これやはりどちらかという、総務とか、総合政策の分野ですので、先ほどと同じなんですけど、1つ目の一般質問と、しっかり所管を横断的に対応しながら進めていただければと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時48分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

平成29年第4回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成29年 8月8日 請 願 第 1 号	森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める請願書	採 択	総 務 常任委員会

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 4号	「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書」の提出について
発議第 5号	「森林環境税（仮称）に関する意見書」の提出について
同意第18号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 9 年 9 月 1 5 日 (金) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 発議第 4 号 「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求
める意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 5 発議第 5 号 「森林環境税 (仮称) に関する意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 同意第 1 8 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2、各常任委員会からの審査報告についてを議題とします。委員会審
査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件につ
いて、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 3 9 号、4 1 号、4 2 号、4 3 号関連、4 5 号、4 6 号、
4 8 号、認定第 1 号関連、3 号、4 号、6 号、8 号の 1 2 件であります。当委員会は審議に先立ちま
して、9 月 6 日、7 日に現地調査を行い、8 日、1 1 日に町民交流施設研究室 1、2 において執行部
より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたし

ます。

議案第39号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてであります。

委員より、下水道事業団が発注する建設工事について、地元企業が参加することができるのかとの問いに、執行部より、下水道事業団が入札する工事については、入札参加資格の申請をすれば、地元企業も入札に参加することができます、と答弁がありました。

また、委員より、下水道事業団に委託することなどによりコスト縮減ができるのかとの問いに、執行部より、機械、電気等の技術職員を直接採用するより、委託したほうが人件費のコスト削減ができます。昭和60年の建設当時から下水道事業団に委託しております、との答弁がありました。

採決の結果、議案第39号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第41号、町道の路線廃止について、また、議案第42号、町道の路線認定について、さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第41号、42号ともに、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号関連、平成29年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてであります。経済部農政課から入りました。

委員より、地域営農組織ステップアップ支援事業補助金については、初期運営費用に対する支援とのことだが、補助を行う期間はどの問いに、執行部より、補助対象期間は、集落営農法人の設立から3年間となります、と答弁がありました。

続いて、経済部企業誘致課関連におきましては、委員より、大津町工場等振興奨励補助金を出して、何年で補助金と同額程度の税金が町に歳入として入ってくるのかとの問いに、執行部より、過去、3社に対し同補助金を出しましたが、現在8年が経過した時点で、補助金として支出した額の約半分が固定資産税、法人税として入ってきております。ただし、企業の中で町内にいくつか事業所があり、法人税を分けて計上できないので、計算に入れてない企業もあります、と答弁がありました。

また、委員より、立地する企業に対し、補助金の支出と固定資産税の減免を両方とも行っている自治体はあるのかとの問いに、執行部より、多くの自治体が補助金及び減免のどちらも行っております。ただし、減免については、大津町、菊陽町、合志市など財政力指数が全国平均以上の自治体は75%の交付税措置の対象となりません。したがって、もともと交付税措置の対象とならない25%のみ固定資産税の減免を行い、税率が100分の1.4から100分の1.05に減免されます、と答弁がありました。

また、委員より、熊本県全体として、九州の他の県と比べて企業の進出はどのような状況かとの問いに、執行部より、福岡、大分に次いで3番目だと思います。熊本県内では、県北地域に集中して企業が進出しておりますので、地域格差が大きいのが現状であります、と答弁がありました。

また、委員より、近々、新たに立地を予定している企業はあるのかとの問いに、執行部より、企業名は公表できませんが、話をいただいております、と答弁がありました。

土木部都市計画課関連におきましては、委員より、公営住宅のアスベスト調査が予算に上がってい

るが、民間の解体が現在行われており、その建物については事前調査は行われているのかとの問いに、執行部より、公費解体分については、環境保全課で事前に行われていると聞いております、と答弁がありました。

続いて、土木部下水道課におきまして、さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第43号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第45号、平成29年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてであります。さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第45号につきましては全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号、平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についても、さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第46号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第48号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第48号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定作業に移ります。

認定第1号関連、平成28年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

はじめに、農業委員会関連につきましては、委員より、農事法人が作られる背景にはその法人が儲けるために効率を上げ、今までの農業とは違った形で利益を配分されている。農業委員会と連携し合うことで、より効率化した推進ができないかとの問いに、執行部より、国の推進もあり、当町におきましても法人化がかなり加速している状況であります。大規模化になることで農業は気象に左右されやすく、大きな法人が被害を被ってしまうと地域全体に被害が広がってしまうという側面もあります。現在は農地所有適格法人になり、農地法で年に1回要件が適合しているかどうか報告する義務があり、報告書提出時に意見交換を行っております。農地は水路、農道、農地と一体的になって守っていくものであり、他所から来る法人については自己中心的に耕作をされる事例が多々ありますので、事前に地元区長に挨拶に行ってもらったり、春と秋の清掃作業に協力をするなど、法人が地域からの信頼を得るようにアドバイスを行っております、と答弁がありました。

また、委員より、農業委員と推進委員の会議は一緒に開催されているのか。費用面で農業委員と推進委員が区別されているのかとの問いに、執行部より、農業委員会は12名で、現地調査は該当する委員のみで、定例総会では全員が出席し審議を行います。推進委員は17名で、担当地区の現地調査に出席し、定例総会では法に基づき意見を述べています、と答弁がありました。

また、委員より、報酬や費用面で同額で扱うのであれば区別する必要があったのか。同額であれば従来通り農業委員のみでよかったのではないかとの問いに、執行部より、農地以外の山林、宅地等でも3割程度が未登記となっており、所有者不明の報道がなされております。今後の高齢化に伴い、離農も増加することが見込まれます。新設された推進委員は、農業委員と連携し、担当地区の農地集積

等を推進する役割を担っております、と答弁がありました。

次に、経済部農政課につきましてであります。委員より、熊本地震関連事業において、議会全員協議会などで進捗率や予算執行状況の説明はされているが、報告されている内容以外で顕在化している課題や顕在化しそうな課題はないのかとの問いに、執行部より、農家が所有する施設や機械の復旧に対する補助事業において、年度末までの事業完了が必要となるが、業者不足により思うように復旧が進まず、年度末までの事業完了が可能か不安な状況があります、と答弁がありました。

また、委員より、総合交流ターミナル施設の解体スケジュールは決まっているのか。また、跡地利用について、全庁的に考えていくとのことだが、現在の状況はどうかとの問いに、執行部より、施設の解体スケジュールについては、6月補正後に解体設計業務委託を発注し、11月末までには解体工事費の積算を終える予定なので、次年度の当初予算におきまして、解体工事費を計上させていただきたいと考えております。また、跡地利用に対する全庁的な検討について、現段階での進捗はありませんが、まず関係課との協議を行ったうえで、全庁的な協議の場へ進めていきたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、昨年熊本地震による農業生産高への影響はあったのかとの問いに、執行部より、野菜等の生産部会総会等で報告があり、昨年は、ほとんどの部会において生産量が減少したとのことでありました。中には生産者の努力により品質が向上した作物もありますが、生産高への影響はそれぞれにありました、と答弁がありました。

また、委員の意見として、全体の生産額等についてデータを取るなどしてきちんと把握をしていくことというふうな意見が出ております。

経済部商業観光課におきまして、委員より、地域おこし協力隊は3名おられるが、他市町では40名おられるところもある。近隣市町でも15名おられるところもあるが、増やさない理由はあるのかとの問いに、執行部より、近隣市町での雇用は人口減少に伴う施策であると思うが。大津町の場合、来年で任期の3年になりますので、地域おこし協力隊の活動について検証して、今後の方針を決めて行きたいと思っております、と答弁がありました。

また、委員より、地蔵まつり補助金については次年度以降増額の考えはあるのかとの問いに、執行部より、今年は30年ぶりに花火が復活し成功を収めたので、来年度の補助金申請については尺玉の花火をあげたいとの要望があり、花火分の増額が見込まれるが、申請をもとに検討を行っていきたいと思います、と答弁がありました。

また、委員より、観光協会の組織改編があったが、施設の指定管理について動きはあるのかとの問いに、執行部より、観光協会からはビジターセンター、交流センターの指定管理について受託したい旨がありました。観光協会は任意の団体であります。今後は法人格を取得し指定管理を行うために観光協会において検討をしている、というふうな答弁がありました。

また、委員より、陽の原キャンプ場について、何らかの動きはあるのかとの問いに、執行部より、契約満了で返還したい旨を矢護山開発に申し入れていたが、町内の民間業者が現在の状態で借入れをしたいとの申し出がありましたので、矢護山開発に紹介を行っている状況であります、と答弁があ

りました。

また、委員より、移住定住フェアの内容と今後の展開はどうかとの問いに、執行部より、全国から約300の町村が参加し、大津町のブースには2名の相談者が来場し町の情報などPRを行いました。イベントでは、北海道や関東近辺に人気があり列ができていた状況であります。移住定住はすぐに効果が現われるものではなく、長い計画で行っていかねばならないと思います、と答弁がありました。

また、意見で、紙での広報とSNSでの広報の違いを認識して集客増を今後検討していただきたいとの意見が出ております。

また、別の意見として、商業観光課の行っている事業は経常的な経費でなく投資的経費が多いので、事業に対する費用対効果の数値やデータの把握を行い様々な検証を行い今後につなげてくださると意見が出ております。

経済部企業誘致課におきまして、委員より、企業誘致関連で、他の自治体にあつて大津町にない予算や、これがあれば誘致しやすいと思うものはあるのかとの問いに、執行部より、予算については、現予算内で出来る限り行います。企業を誘致するためには、道路や下水道等の社会資本の整備が必要と考えております。また、新たに進出を予定している企業からの土地等の問い合わせに対し、より詳細で多くの物件情報を把握することが、企業の誘致につながると思いますので、今後も情報収集に努めます、と答弁がありました。

土木部建設課におきましては、委員より、道路の改良計画はどうなっているのか。整備後、次回は何年後に舗装のやり直しが必要となってくるのかわかりますか。また、経費の平準化計画や維持管理なども含めた整備計画はどうなっているのかとの問いに、執行部より、道路の長寿命化計画で、幹線道路であれば点検・調査をして実施しておりますが、一般の道路は点検等も実施していないのが現状であります。幹線道路であれば、例えば20年後に再び舗装整備の必要があるなど道路台帳の整備も完了しましたので、今後は進めて行きたいと思つています。しかしながら、一般道路は、幹線道路と管理の仕方なども違ってくるので、何年経過後に修理が必要となるかは、一樣に取り扱いが困難であります。計画的に整備ができるよう検討をしていきます、と答弁がありました。

土木部都市計画課におきましては、委員より、あけぼの団地改修工事の全体の進捗状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、あけぼの団地全体で15棟あり、平成27年度までに2棟完了しております。今年度1棟完了し、1棟工事中であります。当初の計画では、年間2棟改修し8年間で全体の改修を行う予定でしたが、今後は町の財政部局と協議をしながら改修を進めていきたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、あけぼの団地の改修後、家賃も上がると思うがそれによりに住めなくなったとか、引越さなければならなくなったということが出てきてはいないか。特に高齢者の方で家賃が上がったり、3階以上で階段の上り下りで住めなくなったなど、今後単に一律に改修を行うのではなく、改修のハード面と家賃のソフト面と両方を見ながら進めていく必要があるのではないかと問いに、執行部より、改修工事を始める前にアンケートにより工事範囲と家賃の関係を示して、今回の改修範囲

を決めております。改修前後、高額所得者の方で何人か引っ越されたと聞いておりますが、所得が低い方が引っ越されたということは聞いてはおりません。また、住民課のほうでは上層階に住まいの高齢者で、下の階を希望される方については、住み替えの政策を昨年より行っております。改修後の環境調査も行っており室温で外部と約2、3度違うようですし、電気消費量についても現在追跡調査を行っております。今後様々なアンケートや調査により住民の意見を聞きながら、ハード面とソフト面でも検討していきたいと考えております、と答弁がありました。

土木部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第1号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号、平成28年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、繰越金について、適正な範囲はあるのかとの問いに、執行部より、熊本県が真木団地で造林しておりました約140ヘクタールの山林を伐採しております。伐採後、県は植栽しませんので、五ケ市町村で造林しています。その費用を繰越金でまかなう予定であります、と答弁がありました。

委員より、伐採した後は、森林の多面的機能や環境問題を意識している企業等に植林してもらってもいいのではないのかとの問いに、執行部より、企業誘致課等の協力を得ながら働きかけをしていきたいと考えております、と答弁がありました。

採決の結果、認定第3号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号、平成28年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、今後の下水道整備の計画はどうなるのかとの問いに、執行部より、5年おきに認可区域の見直しを行い、合併浄化槽との経済比較や、将来の人口推計等を考慮しながら整備を進めていく計画であります。また、ストックマネジメント計画策定の業務委託を行い管渠、マンホール等の点検を行いながら、その結果に基づき計画的な改築工事を進めていきたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、使用料が払えていない人がいたが、払えない理由とはなにかとの問いに、執行部より、水道企業団に委託している分で、賃貸住宅等に町外から住民票を移さないで町内に住まわれた方々で、個人の追跡ができずに使用料だけ残っているようなケースがあります、と答弁がありました。

委員より、アパート、マンションの所有者、管理者責任というところで法的に、所有者、管理者から徴収することはできないのかとの問いに、執行部より、今後法的に可能かどうか含めて、調べていきたいと思っております、と答弁がありました。

採決の結果、認定第4号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、農業集落排水事業費分担金、農業集落排水事業使用料の未納があるが、その理由は何か。執行部より、生活困窮が主な理由であります。訪問して実情を調べたところ、健康面で不安がある方

や、生活保護を受けたくても資産の問題で受けられない方々であります、と答弁がありました。

採決の結果、認定第6号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成28年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

委員より、使用水量は、今後増える予想はあるのかとの問いに、執行部より、企業が設備の増設等をされてさらに工業用水が必要になれば、将来的に増える可能性があります、と答弁がありました。

また、委員より、ポンプが故障した場合、購入しようとしたときにすぐに購入できるのかとの問いに、執行部より、メーカーの在庫状況等によって変わってくると思いますが、ポンプが準備できるまでの間は水道企業団の高尾野第2水源地从ら受水できる体制をとっております、と答弁がありました。

また、委員より、水道企業団から受水を受ける水量はどれぐらいになるのかとの問いに、執行部より、水道企業団のポンプは第1ポンプと同じ1日1千700立米となっておりますので、どれかポンプが止まった場合は残りのポンプで給水するとともに不足する分を受水することになります、と答弁がありました。

採決の結果、認定第8号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に賛同をいただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第34号、議案第37号関連、議案第38号、議案第40号、議案第43号関連、議案第44号、議案第47号、議案第49号、そして認定第1号関連、認定第2号、認定第5号、認定第7号の12件です。

当委員会は、審議に先立ちまして、9月6日に関係する7カ所の現地調査を行い、引き続きオックスプラザ研修室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について大きく要約して報告いたします。

議案第34号、件名、大津町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定についてであります。

まず、教育部学校教育課からの説明を受け、委員より、昔もいじめはあったが、最近になって自殺などが起こるのは、社会的な背景がどのように変わったと理解しているかという問いに対して、執行部より、とても長い説明でしたので大きく省略しますが、人間関係が複雑で、様々な社会的影響を受けていること。情報化社会で、今まで想像できなかったような広がりや見えにくさが出ていること。地域や家庭の教育力の低下など、いじめの背景や状況について説明がありました。条例については、教育委員会は努力事項ですが、これはどう考えても努力事項ではないと考え、条例で定めることにしましたと。これができたからといっていじめがなくなる、素晴らしい対応策ができるというわけではないが、まずはこういった組織がきちんとでき、様々な関係機関、関係団体からそれぞれ専門の立場

から意見をいただく、その中核となるのが連絡協議会ではないかと思う。もっと子どもたちや学校現場に目を向けて、我々が対策委員会や教育委員会が主導しながら呼びかけていくという方向も合わせて取り組まなければならないと思っている、と説明がありました。

委員より、昔は孤立せず、周りが助けてくれるということがあったが、今は子どもも減り、地域の付き合いも少なくなってきた、特に母子家庭等の場合に孤立しやすいのではないかという気がするがどうかという問いに対し、執行部より、孤立感が本人にとって一番苦しく、しかし、自分から相談したり、自分の力で何とかしようというエネルギーがありませんので、周りが早めに気づいて支える、それは友達、兄弟、地域の人、家族、学校の先生等です。そうすると誰かが、あの子は最近いじめられているよだと言うかもしれません。孤立させない、あなたを見ていると伝えることが大切ですよという答弁がありました。

委員より、大津町のいじめの実態はどうかという問いに対し、執行部より、平成28年度のいじめの認知件数は24件で、いずれも解決しております。本年度は8月末現在で4件あり、こちらも解決しております。その後、いじめ認知後の対応の流れについて説明があり、最終的には校長会で事案が共有されるとの説明でした。

委員より、条例そのものは、これだけでOKというわけではないが、必要なものだと思う。いじめは人権問題であるが、メンバーの中に例えば人権擁護委員や法務局からの協力を加えることはできないのかという問いに対しは、執行部より、人権推進課を入れるべきかという議論もありましたが、全体的に見る立場で総務課長がよいということで決めました。これについては、実情に応じて決定するというので柔軟に対応します、との説明がありました。

その後、委員より、校内委員会よる対応は、重大事態が発生するまでで、重大事態になった後は、教育委員会が校内委員会に差し戻す必要はないのではないかという点と、やはり考えなければならないことは未然防止である。協議会をつくって情報収集しながら、もう少し掘り下げて初期対応を考えてほしいという点、それから、子どもたちからの発信のツールとして、メールやラインを使うなど総合的な考え方を検討できないかという3つの論点について、時間をかけた論議があり、最後に、執行部より、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、教育委員会が主体となってこの問題について取り組むというスタンスをとっていきます。今後、連絡協議会を開催し、その中で方針の見直し等もあるかと思しますので、よりよい意見を反映させていきたいと思います、という説明がありました。

採決の結果、議案第34号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号関連、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

学校教育課より説明を受け、まず、委員より、委員報酬は、なぜ3千700円なのかということで、執行部より、他の委員報酬と合わせて判断しました。

委員より、仕事の質などが同等という意味かと、執行部より、特別な知識、専門的なことを要するような立場の方は入っていませんので、他の委員報酬と同じ3千700円としておりますと、説明がありました。

採決の結果、議案第37号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第38号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

生涯学習課より説明を受け、委員より、多目的広場の料金設定の根拠は何かという問いに対し、執行部より、最初に民間ペースで使用料を積算してみました。減価償却を20年とし、工事費から補助対象額を除き計算しますと、1年あたり1千470万円となります。使用見込み時間を年間約576時間と仮定すると1時間あたりの単価が半面で1万2千760円となります。20年で元を取るためには、使用料を高く設定しなければならないため、公共施設としては利用料には高すぎると考えます。次に、県内類似施設の使用料を比較しました。ほとんどの施設が1時間2千円で95%以上がサッカーによる利用です。今回の改正では、より多くの町民の皆さんに多目的に使用していただけるように料金設定を行いました、と説明がありました。

意見としては、民間施設と公共施設を比較検討し料金設定をしてあるが、公共の施設という立場を考え、町民利用を最優先にした料金設定をすべきであると考えするという意見があり、また、委員より、料金設定は、本当に妥当なのかという再問があり、執行部より、施設ごとに1人1時間あたりの使用料金単価がどれくらいなのか比較してみました。体育館でバドミントンを1面2時間2人で利用すると1人200円、昭和園でテニスを1面2時間2人で使用すると150円、多目的広場でグラウンドゴルフを半面2時間20人で使用すると1人100円、小学生がサッカー練習を4分の1面2時間20人で練習すると1人50円となります、という説明がありました。

採決の結果、議案第38号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてであります。

生涯学習課図書館より説明を受けました。委員より、お互いの利用について、運営管理がどれだけ連携できるかという問いに対し、執行部より、おおづ図書館に利用登録した熊本市民が書籍等を返却されない場合、おおづ図書館から督促を行います。住所など個人情報があるため、利用者の管理については連携できません。

委員より、カードを1枚にしたり、検索が一度にできるなど、システムの共有化や熊本市で借りた本をおおづ図書館で返却できるなど物流システムについてはどうかという問いに対し、執行部より、今回の協定内容には、図書館システムの共有化や物流システムの構築は含まれていません。

委員より、今後の見込みはどうかということについては、執行部より、現在、隣接市町村の登録状況や熊本市民の相互利用を開始した市町村への登録状況から考えると、おおづ図書館の熊本市民の利用は、新規で現在の300人を超えることはないと考えています。ただし、熊本市民の通勤・通学者の登録は増加を見込んでおります。

このときには、議長が審議に参加されておりまして、議長より、住民へのPRはどう考えているのかという問いがあり、執行部より、情報誌への掲載やポスターを作成し、各施設や駅に掲示しますとの答えがありました。

採決の結果、議案第40号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号関連、平成第29年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

住民課関係では、住宅維持費の修繕料を計上しているが、1戸あたり20万円の根拠は何か。執行部より、転居後の部屋を次の方に貸し出すためのメンテナンス費用で、今までの実績平均額です。

委員より、仮設住宅の移転費支援の委託料について、1件あたり10万円の根拠は何か。執行部より、復興基金交付金の事業で、県の試算で1件あたり10万円であり、この金額で計上しました、という答弁がありました。

住民福祉部福祉課関係では、委員より、熊本地震関連で仮設住宅の居住者の見守り状況として、支え合いセンターの活動状況はどうかという問いに対し、執行部より、地域支え合いセンターの活動実績について、詳しい数字の報告がありました。

介護保険課関係では、熊本地震関係費で、被災者見守り強化対策事業について在宅の単身高齢者に対する何らかの手当てはあるのかという問いに対し、執行部より、今回は、仮設・みなしの独居高齢者・高齢者世帯が85世帯、要配慮者43世帯が対象と考えております。在宅につきましては、既存のホットライン体制整備事業で対応しますということでした。

委員より、少なくとも1日に1回は連絡等が取れているのかという問いに対し、みなし・仮設に1日1回取れているとは言えません。1日1回はできませんが、1週間に数回の接触は行っていますとの答弁でした。

学校教育課関係では、フッ化物洗口の実施について、同意していない児童生徒は全体でどれくらいいるかという問いに対し、執行部より、フッ化物洗口は、保護者の同意の下で実施するようにしており、未同意は約1割です。全校実施といいますが、学年ごとに段階的に増やしている学校もあるため、全体的にはまだ把握していませんとのことでした。

委員より、全校に取り入れたことで、歯科受診率や虫歯保有率の目標をいつ頃どのように判断するかという問いに対し、執行部より、長期的に見ていかなければならないと思います。熊本県は虫歯保有率が1.21本で、それを全国平均0.9本にするように取り組んでいっているところで、大津町は現在1.46本とのことでした。

室小学校の増築についての意見として、あとでプレハブ対応ということにならないようお願いしたい。また、将来的な福祉施設への転用もできると思うので、そこまで見越して考えてもらいたいとの意見がありました。執行部よりは、予算と整備資格面積により、できるだけ配慮しますとのことでした。

生涯学習課関係では、委員より、地域コミュニティ施設等再建支援事業費補助金について、被害を受けている施設は何箇所あるのかということで、執行部より、事前の調査では、該当箇所は32カ所と報告があっていますが、今後、区長さんを通じて補助事業のお知らせをしますので、それ以上の報告があるかと考えていますとのことでした。

委員より、日吉神社の鳥居は、補助事業の対象となるのかという問いに対し、地域で管理している施設が対象ですので、対象とはなりませんとのことでした。

この補助事業の期間についてはという質問について、地域生涯学習施設の復旧は5年間、地域コミュニティ施設は復興基金の10年間となっていますが、基金が続く限りとなりますとのことでした。

生涯学習課公民館関係では、中央公民館東側の駐車場で、工事予定箇所以外の他の場所は水溜りなどの問題はないのかという問いに対し、平成17年に勾配をつける工事を施工していますが、地震の影響もあり、排水が詰まっている場所もありますので、定期的な補修が必要と考えていますとのことでした。

子育て支援課関係では、保育所等整備事業補助金の件で、申請に不備があったということだが、どのようなものかという問いに対し、事前協議の中で、補助金額は基準額か、工事金額の3分の1のどちらか低い額で申請となっていました。申請者・町・県ともに基準額、工事金額のいずれも3分の1と考えていました。その後、補助金申請の際に町側が誤りに気づき、国・県に確認したところ間違いなかったため、今回追加申請するものです。

済みません、少し訂正します。最初に、補助金額が基準額か工事金額の2分の1ですね、2分の1のどちらか低い額での申請となっていましたというのが正解です。済みません。この答えに対し、委員より、それは、国・県の書類がわかりにくかったのかという問いに対し、執行部より、読み方によっては基準額の3分の1にも読めたため、町・県も同じような考え方をしておりましたという説明がありました。

採決の結果、議案第43号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正（第1号）についてであります。

健康保険課から説明を受け、今回の補正の概要としては、各種交付金や負担金等の額の確定に伴う補正が主なものということによりかという全体の問いに対し、執行部より、そうですということでした。

委員より、第三者行為損害賠償求償事務の強化事業というのがあるが、これはいつから始まったのかという問いに対し、強化事業は、本年度からですが、第三者による求償事務そのものは、以前から行っています。

委員より、国民健康保険団体連合会が行うこのような活動事業のチェックはどこが行っているのかという問いに対して、国保連の総会において、予算、決算、事業内容等についてチェックをされていますとのことでした。

採決の結果、議案第44号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

介護保険課より説明を受け、委員より、介護保険の返還金や繰越金が大きくなっているが、平成28年度全体として介護給付費が少なかったのかという問いに対し、執行部より、平成28年度は、熊本地震の影響で、施設入所が増加しました。ただし、給付費が急増したということではなく、結果的に微増にとどまりました。入院が増加したことも要因と見ており、主な増額分は施設整備によるものでした。返還金や繰越金が増えた要因については、昨年は利用者の伸びが例年と異なり予測が困難でしたが、給付費が伸びるという前提で増額補正を行ってきました。その結果、受け入れる交付金額が

大きくなりました。また、特に国の交付金が、熊本県内は基準額の1.1倍で交付があり、保険料の減免をしたことによる、当面の資金繰りに困らないように配慮されたものですが、これらの結果、返還金と繰越金が大きくなりましたとのことでした。

採決の結果、議案第47号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

健康福祉課より説明があり、委員より、熊本地震に伴う後期高齢者医療保険料の減免により、特別徴収から普通徴収へ納付方法が変更になる場合があるとの説明であったが、収納率への影響はないのかという問いに対し、平成28年度現年度分の収納率が若干下がっており、影響は出ていると考えていますとのことでした。

採決の結果、議案第49号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号関連、平成28年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定であります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、本会議でごみ減量化の推進について質疑があり、説明を受けたが、流れを再度説明してほしいとの意見があり、執行部より、再生資源集団回収団体についておよそ65団体に500万円前後の補助金を支出していますが、団体が回収した量を仮に組合で処理した場合は、10倍ほど経費がかかると試算しており、団体への補助事業は効果が高いと考えます。次に、生ごみの減量化について、ごみ全体に占める可燃ごみの割合は高く、そのうちの約4割が生ごみと言われていることから、この重量を減らすことが経費の削減につながり、非常に効果的だと考えます。コンポストの購入補助も行っていますので、それも利用して生ごみの減量化の意識を高めてもらうよう広報を続けていきたいと考えていますとのことでした。

委員より、環境保全組合の新工場建設の進捗や機種を選定等はどうなっているのかという問いに対し、用地買収は完了し、建設業者は今年の12月に決まる予定です。来年3月の議会に諮り、契約締結後の4月から着工予定です。機種については、業者から提案を受けて選定していくこととなりますとのことでした。

住民課関係では、委員より、パスポートの申請件数が増加した要因と本年度の見通しはどうかという質疑があり、執行部より、平成27年度の交付件数は848件、28年度は904件で前年度と比べて6.6%増加しております。震災後の4月中旬から5月にかけては町で交付せず、県が対応していた期間もありますが、それでも増加している状況です。調査しましたが、要因については把握できていません。高校の修学旅行先が台湾など海外に決定しているため、今年度も交付件数は増加する見込みですとのことでした。

住民福祉部福祉課関係では、委員より、自立支援医療（育成医療）について、確実な効果が認められないものには提供されないのかという問いに対し、執行部より、18歳未満で、指定した医療機関において手術等の治療によって確実な治療効果が期待できるものに対して認められるものですとの説明がありました。

委員より、災害援護資金返還金について、収入済額に対し、収入未済額が多い、返還には時間がか

かるのではないかという問いに対し、平成3年に貸し付けたものであり、年間5万円の返還を約束しているが、熊本市に転出しており、訪問は行っているもののなかなか返済が難しい状況ですとのことでした。

今回の地震で災害援護資金の貸し付けを行っているが、同様のリスクを見ておかないといけないのではないかという問いに対し、執行部より、今回は7件の貸し付けを行っており、すでに1件は全額返済されています。今年度も1件返還予定であり、3年後から10年間で全員返還してもらう予定です。生活再建支援金を返済に充てるため、返還が滞ることはないと考えていますとのことでした。

委員より、障がい者や障がい児に対して、災害が発生した場合は、どこの避難所に行ってくださいなどの情報は明確に示してあるのかという問いに対し、避難行動要支援者名簿に関する同意書を7月末までにいただいているところでは、個別支援計画の策定など調整が必要と考えています。今後は個別支援台帳をつくっていきたいと考えていますとのことでした。

介護保険課関係です。委員より、各種団体への補助金支出調のシルバー人材センター育成事業補助金に請負契約から派遣契約へと切り替えたことも功を奏していると記載があるが、そのように変わったのかという問いに対し、執行部より、平成16年度に高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、届出により派遣事業が実施できるようになりました。臨時的・短期的な就業とその他の軽易な業務に係る就業に限られますが、大津町のシルバー人材センターも派遣事業を拡大されていると理解していますとのことでした。

委員より、今後の、これ介護の関係ですが、介護の施設整備についてはどうなのかという問いにたいし、執行部より、現在、第7期の介護保険事業計画を作成しています。今後も計画に基づき、施設整備を実施します。介護保険事業計画と策定委員会を通して、今後のサービスの見込量と介護保険料を考慮しながら、各事業者の意見も取り入れて検討しますとのことでした。

委員より、老人クラブの補助金の減少についてはどうか、これに対する対策や指導はどうするのかということに対し、実際にクラブがなくなったところもありますが、事務的な手続きが困難で補助金の申請をしないクラブもあります。事務の簡素化や老人クラブ連合会にとりまとめをお願いするなどの方法を検討していますとのことでした。

健康保険課関係では、委員より、養育医療事業のところで、主要な施策の成果の妊婦家庭訪問の数などがあるが、目標値と実績の差がある。予定していたが訪問はできなかったということなのか。また、この中には未熟児の数も含まれているのかという問いに対し、執行部より、この66件は母子保健推進の妊婦訪問件数となります。低出生体重児の申請件数と訪問件数は、この中には記載していませんが、委託も含めて全件数訪問しております。昨年は地震の影響もあり、長期の里帰り出産などもあるため、里帰り先の市町村との連携で対応したケースがあり、件数の差異があります。

それから、委員より、特定健康事業の受診者数については、受診率が少し低い印象だがどうかと、執行部より、お尋ねのとおりです。特定健診・特定保健指導事業の受診の中で、目標値が50%に対し平成28年度の実績が37.3%とお示しをしています。このことについては町が挙げて健診を受けていただきたい。また、この特定健診を受けていただきたいとPRを続けているところですが、な

かなか数値を上げることができない状況です。今後も該当者の受診勧奨をしていきますが、様々な理由があり受診していないのも現状です。また、昨年については地震の影響で忙しい方が多く、受信できなかった方もいました。引き続き受診率向上に向けて努力しますとのことでした。

続きまして、学校教育課関連です。特別支援学級の児童生徒が増えているが、特別支援補助員の人数は変わっておらず、支援はできているのかという問いに対し、特別支援補助員は、開設している学級に複数学年の児童生徒が在籍している場合に配置しています。これに基づき、昨年は加配する必要がありませんでした。必要な場合は予算措置をとるように要求してきますとのことでした。

委員より、学校評議員について、学校評議員からどんな意見が出されたかという問いに対し、学校から子どもたちの状況や学校の環境について説明を行い、いろいろな意見をいただきます。子どもの授業中の様子や、子どもたちがよりよい教育環境で過ごせるような設備等に対する意見が多いですとのことでした。

定期券購入について、地震後にJRが瀬田方面に行かなくなったことで、現在の生徒の通学方法はスクールバス、送迎、定期券利用による路線バスかという問いに対し、執行部より、その他に自転車がありますとのことでした。

委員より、不登校の人数が41人で増えていると心配しているが、対策は何かあるかという問いに対し、不登校の人数は大津町だけではなく、菊池管内は増加傾向にあります。まずは担任が子どもたちの状況を把握することが重要で、子どもたちが相談できる体制づくりをしています。また、生徒指導の校内委員会で情報共有をして、電話や家庭訪問を行います。担任だけでなく、学年主任や場合によっては管理職も含めて組織的な対応をしていますとのことでした。

委員より、適応指導教室に通っていた生徒は学校に戻れたとのことだが、先ほどの対応で人数が減ってきているわけではないということかということに対して、そうですということです。

委員より、不登校については、対策をとったら結果を出さなければいけない。1年後の委員会で対策と結果を報告してもらいたいとの要望があり、執行部より、各学校でも危機感を持って対応しているところですが、結果については今後報告しますとのことでした。

委員より、学力・知能テストが小中学校で実施されているが、結果はどうか。それに対する今後の対策はあるかという問いに対し、学力については、熊本県と同程度でした。全国学力・学習状況調査の結果についても、熊本県、全国と同程度です。ただ、今年の傾向としては、中学校の基礎の部分が昨年度を若干下回っており、応用の部分が平均を若干上回っています。この結果を踏まえて、分析を行い、今後の学力充実を図っていきたいと思いますとのことでした。

生活習慣や学習習慣で特徴的なものや改善すべきところはあるのかという問いに対し、昨年度は地震の影響で全国学力・学習状況調査が実施できず、全体のデータが出ていないため、平成27年度の結果を分析しました。学力と同じように生活習慣も全国平均と同程度ですが、今後の課題として、大津町は夢というものを教育の柱としていますが、夢を持って取り組んでいるかという質問に対して全国よりも若干低いため、意欲的な活動ができるように、今後の教育活動を実施していかなければならないと考えておりますとのことでした。

また、寄附金について、委員より、100万円の教育寄附金はどのように使われたかという問いに対し、執行部より、教職員組合から100万円の寄付をいただきました。学校教育の振興にということであり、補正予算で計上を検討しましたが、財政課の判断で一般財源に充当となり、特定の費目に支出したということはありませんとのことでした。

委員より、教育寄附金としてもらったのだから、教育に使わないといけないというのは、仕組み上できないのかという問いに対し、執行部より、協議しましたが、教育費の中の一般財源として活用しましたとのことでした。

学校教育課学校給食センター関係では、委員より、米飯が外部委託となったが、子どもたちの評判はどうかと、執行部より、味が変わったなどと特に聞いていませんとのこと、地産地消の野菜品目が少ないようだがという問いに対し、JAに相談し納品してもらっていますが、一度に大量の野菜を必要としますので、限られた野菜になります。JA等と相談しながら今後も地産地消に取り組んでいきますとのことでした。

生涯学習課関係では、国指定重要文化財の江藤家があるように、大津町は近隣に比べて歴史のある自治体だと思う。歴史文化伝承館の活用など大津町の歴史文化の素材を活用していくにはどのような方策を考えているのかという問いに対し、執行部より、大津町では、いまだに隠れている町内の歴史資料、文化資料を見つけ出して活用することも大切です。菊池市の資料館は、歴史上の人物の手紙の展示をしており、こういった町外からの資料を借りてきて活用することも方法の一つと考えます。歴史文化伝承館の活性化など、町内外の資料を活用し、文化振興の仕掛けをつくっていきたいと思いますとのことでした。

それに対する意見として、文化財説明版等補修工事という項目があるが、補修や新設の際に、多言語化を進めてほしいとの意見がありました。

生涯学習課図書館関係では、図書館の運営について目標はあるのかという問いに対し、書籍等の貸し出しはもちろんですが、子どもや高齢者の居場所として、また情報発信できる生涯学習施設となるように事業を進めていますとのことでした。

おおづ図書館の特徴は何かという問いに対して、大津町には本田技研工業株式会社熊本製作所が立地しておりますので、自動車やバイク関連の本を収集しているのが特徴ですとのことでした。

生涯学習課公民館関係では、瀬田地区公民館分館の解体後の方針はどのようになっているかとの問いに、解体後は、菊阿中学校跡に避難所としての施設整備を検討しているとのことでした。

大津地区公民館分館の月曜休館日を開館日にできないかという問いに対し、予算的な問題もあり、委託先のシルバー人材センターを話し合いをして、月曜開館ができるよう前向きに検討していますとのことでした。

子育て支援課関係では、昨年、病児保育を行うといった新設保育所があるとのことだったが、その後どうなっているのかという問いに対し、今年度開園した第二よこび保育園では、看護師がいなかったため稼働してというのが現状です。また、10月開園予定の企業主導型保育事業としてあおぞら保育園の新設事業所で病児保育ができると聞いておりますということでした。

セントラル病院、あおぞら保育園の病児保育の定員は何人かという問いに対し、企業主導型ですので、町では情報がなく把握していませんが、今後確認しますとのことでした。

委員より、熊本市の病児病後児保育施設を利用された方は何人か。この実績額は利用料とは違うのかという問いに対し、昨年は延べ10人が利用されました。実績額は、利用料ではなく相互利用にかかる負担金となりますとのことでした。

子育て支援課幼稚園関係では、非常勤職員は幼稚園教諭免許を持った人が採用されていると思うが、人数は足りているのか。また、どのような配置かという問いに対し、平成28年度は16人でしたが、今年度に入り支援が必要な子どもも増えていて、マンツーマンで寄り添わなければならない子どももいます。必要に応じて人員配置をしておりますが、現在、産休代替職員も見つからない状況です。

委員より、主要な施策の成果の幼稚園管理費の今後の方針で、町立幼稚園の統廃合及び認定こども園への移行を総合政策の中に組み込んでいく必要があると思いついたことを書いてあるが、これについて説明をしてほしいという問いに対し、執行部より、支援が必要な子どもが増えている状況の中、町立幼稚園としては、幼稚園教育をしっかりと行い、一人一人を大切にしたい保育を目指しています。町立の幼稚園教育が好きだからこそ町立に通わせているという保護者の声も多く聞かれます。しかし、来年度以降の園児数の状況や近隣市町村の状況などを見ながら、今後は大津幼稚園と陣内幼稚園の2園を統合するなどの施策も必要ではないかと考えて記入していますとのことでした。

子育て支援課大津保育園関係では、委員より、保育園の待機児童をゼロにするということだが、大津町においてもまだ60人の待機児童があり、今後どのような対応、改善をしていくのか。本町においても保育士の待遇が低いなど、待遇改善について他の市町村との兼ね合いも考慮しながら、国の指導で行われていると思う。今後、町としてもそれ以上の自主財源が必要になるため、それに対してどう取り組むのかという質疑に対し、執行部より、他県では住居手当などを出して、保育士確保に努めている県もあると聞きますが、それがどう定着しているかを確認すべきだと思います。今後、保育士確保についてはどのような対策や補助を活用するか、他市町村や県に情報を得て対処していきます。待機児童については、認定こども園で60人の枠、第二よろこび保育園で90人定員を108人まで受け入れますが、それですべてが解消できるというわけではありませんが、少しは緩和するのではないかと考えますとのことでした。

委員より、待機児童対策として保育園分園があると思うが、最近廃止するような話を聞くがどうなっているかという問いに対し、分園は現在15人の園児が在園していますが、現状を考えると廃止するのは厳しく、今後検討していく必要がありますとのことでした。

採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、被保険者数が約200人減少しているが、住民異動が主な要因かという問いに対し、執行部より、転出等に伴う減少もありますが、他の医療保険への異動が主な要因ですとのことでした。

委員より、28年度の財政調整交付金について、結核や精神疾患に係る交付金以外の主な交付対象

は何かという問いに対し、執行部より、主なものは、熊本地震に伴う一部負担金と国民健康保険税の減免に伴う交付分で、交付額が約1億2千万円となっていますとのことでした。

委員より、鍼灸施術の助成以外で、町独自の取り組みはあるのかという問いに対し、平成28年度から新たに特定健診と同じ内容の健診を30歳代の若い方を対象にして取り組んでいます。受診実績は37人でしたとのことでした。

委員より、平成30年度から国保は県と共同運営することになっているが、30歳代の特定健診の実施など町が独自に行っている事業は、継続することができるのかという問いに対し、県と共同運営になれば、市町村が独自に行っている事業についての統廃合はあるかと思いますが、町の一般会計からの繰り入れによって行っている事業ですので、継続は可能と考えていますとのことでした。

採決の結果、認定第2号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号、平成28年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、平成28年度の介護保険の全般について、例年と比べ変化があったように思われる。どのようなことがあったのか、全般的な説明をという問いに対し、熊本地震による減免を行ったものの、介護給付金については、思ったよりも増加していませんでした。しかしながら、国からの交付金は多めに交付されており、繰越金が大きくなった状況です。また、地域支援事業においては、熊本地震で公民館の被害、施設が避難所になったということで前半は施設の利用ができなかった経緯があります。事業自体が前半はできなかったために事業費が減額となりましたとのことでした。

委員より、地域支援事業の取り組みで、できるだけ介護が必要になる人を増やさないようにしなければならないが、28年は難しかったということかという問いに対し、熊本地震で公民館の被害、施設被害や避難所になったことで前半は施設等の利用ができない状態でした。公民館は改修を実施していますので、改修後に利用し、今後は地区単位で公民館を中心とした事業展開を考えていますとのことで、採決の結果、認定第5号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定であります。

委員より、熊本地震に伴う保険料の減免に伴い、特別徴収から普通徴収へ納付方法が変更になった人は、いつから特別徴収に戻るのかという問いに対し、10月からの切り替えとなりますとのことです。

特別徴収の要件を満たす場合でも、希望すれば普通徴収にすることができるのかという問いに対し、普通徴収にすることはできますが、口座振替にすることが条件となりますので、収納率への影響も少ないと考えていますとのことでした。

採決の結果、認定第7号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会からの報告を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時20分より再開します。

午前11時11分 休憩

△

午前11時20分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの説明の中で修正がありますので、佐藤委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） 済みません、先ほどの報告の中で2点ちょっと訂正すべきところがありましたので、訂正をいたします。

まず、一般会計の補正予算の子育て支援課の項目の中で、最初に工事金額の3分の1と申し上げて、そのあと2分の1と訂正しましたが、これ3分の1が、元の3分の1が正当でございます。修正をお願いします。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第35号、第36号、第37号関連、第43号関連、認定第1号関連、請願1号の6件であります。

当委員会は審議に先立って、9月6日に関係する6カ所の現地調査を行い、7日、8日と11日にミーティングルームで執行部より説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告します。

まず最初に、議案第35号、大津町いじめ問題再調査委員会設置条例の制定についてであります。

総務部総務課より説明を求めました。委員より、再調査委員会の委員には、町外のものがあることかとの質疑に、執行部より、専門性が必要となる委員ですので、町内に限定する規定は設けていません。そのため、町外の方をお願いする場合があります。

また、委員より、再調査の必要性はどこで判断をするのかとの質疑に、執行部より、国のいじめ防止対策推進法では、地方公共団体の長は、教育委員会から当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の発生の防止のための必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査の結果について調査を行うことができるとなっている。説明資料のフロー図にもあるように、庁議で協議した結果に基づき、町長が設置を必要と判断した場合に委員会を設置しますとの答弁でした。

学校でのいじめに対して、教育委員会と町の二段階で対応していくというように理解しているが、前段のいじめ問題対策連絡協議会については、文教厚生常任委員会のほうで審議がなされている。そのいじめ問題対策連絡協議会の方にも、町の職員が含まれていたと思うが、前段の時点から町は関わっていくのかとの質疑に、執行部より、町の方で基本方針を定めており、役場からは総務課や福祉課も携わることになっています、との答弁でした。

採決の結果、議案第35号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

総務部総務課から説明がありました。委員より、説明資料の中で改正前にあった「思想」というの

が改正後には消えているが、どういうことかとの質疑に、執行部より、今回の改正法の規定に、これまでの「思想」という用語が入っていないためです。

また、委員より、要配慮個人情報に、「思想」は含まれないということかとの質疑に、執行部より、法改正を踏まえ、「要配慮個人情報」を定義しましたが、信条の中に思想も含まれているものと解しています、との答弁でした。

また、委員より、本会議で質問のあった、個人情報を「生存する個人に関する情報」と定義してある。相続などになると死者の個人情報も関わってくると思われるが、取り扱う個人情報に含まれるということかとの質疑に、執行部より、そのとおりであり、法律では、個人情報の対象を生存者のみに限定されていますが、他の自治体、例えば、長野県の茅野市では、死亡者の個人情報の取り扱い要領を規定している自治体もあります。ご遺族から死亡者の開示請求がある可能性もありますので、慎重に取り扱っていかねばと考えています。そのため取り扱いの要領など制定する必要があると考えております、との答弁でありました。

採決の結果、議案第36号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号関連、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償にかんする条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑ありませんでした。

採決の結果、議案第37号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号関連、平成29年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

最初に、総務部総合政策課関係で、委員より、庁舎建設に関するプロポーザル審査委員会の構成はどのようなメンバーになっているのかとの質疑に、執行部より、メンバー構成は、建築の専門知識を持った委員及び行政からの委員で、熊本大学、国土交通省、熊本県から3名、町行政から3名、合計6名構成で、外部と内部のバランスを図りたいと思います。また、他自治体の事例も参考にしています。今回の補正予算は、熊本大学からの委員1名に対する報酬及び費用弁償で、会議5回分を計上しています。

また、議長より、今回の新庁舎基本設計・実施設計に係る補正予算に開発行為の分が含まれているがあるが、どのような内容か。また、公募型プロポーザルについて、現在、業者からの問い合わせ等はあっていないかについて質疑があり、執行部より、開発行為につきましては、全体の敷地が1万8千平方メートルあり、過去に水害も発生していますので、排水関係も含め、しっかりと調査をしていきたいと考えている。その中で、調整池の必要性についても検討したい。また、公募型プロポーザルにつきましては、現在はまだ問い合わせはあっておらず、10月上旬に公募したいと考えています。情報公開につきましては、審査委員会の中で審議していただく予定であり、事例も参考にしながら、業者が選定されるまで、委員名も含めて非公開とし、選定後は公開する方向で考えています、との答弁でした。

委員より、公募型プロポーザルにおいて、設計業者は確保できるのか。また、設計価格はどのように積算したかとの質疑に、執行部より、震災後、公共工事において、入札不落等の情報は聞いていま

すが、設計業務については、現時点では聞いていない。県内の他自治体でも震災後に同様に新庁舎建設の設計業者選定を公募型プロポーザル方式で実施されていますが、公募に対する応募はあっている状況です。今後も情報収集に努めていきたい。また、設計価格につきましては、県内の設計業者4社からの見積もりを参考に、町で積算をしています。また、熊本大学、国土交通省、熊本県にも積算内容を確認していただき、助言を受けております、との答弁でした。

続いて、総務部総務課関係では、長期文書保存管理業務委託についてだが、長期保存するという文書はどのくらいあるのかとの質疑に、執行部より、旧庁舎の書庫の一角に保管していたもので、6畳分くらいのスペースに収まっていた量の文書があります。かなり老朽化している書物ですので、早めにきちんと保存ができるよう対応したいと思います、との答弁でした。

次に、委員より、ハザードマップの改訂業務委託について、ハザードマップにはレッドゾーンやイエローゾーンなどがきちんと記されているかとの質疑に、執行部より、イエローゾーンやレッドゾーンは掲載する予定ですが、大まかな位置しかわかりません。具体的な場所については、県のホームページや町の窓口で確認していただくことになると思います、との答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、普通交付税が減額をされているが、原因は何かとの質疑に、執行部より、今回の減額の主な原因としましては、リーマンショック後の法人町民税の減収に伴う財政負担の軽減措置が終了し、基準財政収入額に法人町民税が算入されたことによって普通交付税の減額につながったと考えられます。

採決の結果、議案第43号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号関連、平成28年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議会事務局関係で、委員より、Wi-Fi設備は、新庁舎ができるまで少なくとも2年以上あるので、費用が高いものでなければ整備を急ぐべきではないか。費用はどのくらいするかとの質疑に、執行部より、今、議会でWi-Fiルーター1台を導入しています。費用につきましては、月によって変わりますが、1番安い時で月額4千円程度です。議長からも申し入れされておりますが、現在、執行部で役場仮庁舎とオックスプラザ、電算室にWi-Fiの導入を検討しております。

意見として、現在、議会事務局人数が2.5人となっているが、せめて兼務を解消して3人にできればいいと思うとの意見がございました。

次に、会計課関係では、質疑はありませんでした。

総務部総合政策課関係で、委員より、ふるさと納税について、平成27年度の状況と代理自治体の状況はどうなっているかとの質疑に、執行部より、27年度のふるさと納税について、寄付件数47件、寄附金合計125万円となっている。平成28年度は、熊本地震の関係で、寄付件数493件、寄附金合計1千720万5千226円と大幅に増えました。代理自治体については、長崎県平戸市と鹿児島県薩摩川内市の2市から業務支援の申し出があり、熊本地震に伴う大津町に対するふるさと納税の受付事務を代理で行っていただき、代理自治体分として、寄付件数142件、寄附金合計365万5千円となっています、との答弁でした。

委員より、熊本地震の直後、電算関係は滞りなく業務を継続することができたのかとの質疑に、執行部より、前震の際は、ネットワーク上のトラブルもなく、端末を持ち出すなどして、翌日の窓口証明業務などをすることができました。また、本震の際は、夜中から朝にかけて停電が6時間程度発生しましたが、停電復旧後にネットワークの無事を確認、問題なく業務を継続することができました、との答弁でした。

委員より、電算施設が別棟としてあったから業務が継続できたと考えるかとの質疑に、執行部より、電算室を含む分庁舎は耐震基準を満たしており、ネットワーク回線や分庁舎1階にあるマシンルーム内の各種サーバーが無事だったことも、業務が続けられた要因の一つと考えられる。ICT部門の業務継続計画に基づき、分庁舎3階に災害対策本部を設置し、オークスプラザの各部屋にLANケーブルを使ったネットワークを構築するなどして、現在の仮庁舎が完成するまで窓口業務を継続したところです、との答弁でした。

委員より、乗合タクシーの利用において、震災の影響はあったか。また、対象エリアの拡充はどうかとの質疑に、執行部より、地震発生時からしばらくは利用が減少しましたが、6月ごろには回復した状況です。エリアを拡充したのは、路線バス廃止に伴い、平成27年12月から新たに4地区に導入をしています、との答弁でした。

委員より、公共交通会議の開催状況と吹田団地から大津高校までの委託バスの利用状況はどうかの質疑に、執行部より、28年度公共交通会議について、震災に伴う交通網の変化やJR及び国道57号線の不通の影響等の課題について、優先的に協議を行いました。今後は、地域公共交通網形成計画に基づき、年次計画による事業を協議していきたいと考えています。委託バスの利用状況は1日平均25人程度です、との答弁でした。

委員より、外国人宿泊者数の指標があるが、状況はどうなっているかとの質疑に、執行部より、過去3年間の実績でみると、26年度が1万8千700人、27年度は台湾定期便就航等の関係で2万1千900人に増えましたが、28年度は地震の影響もあって約1万人に減っています。国別では、韓国からの観光客が一番多く、中国、台湾と続いています。県も今後香港便を再開するそうですので、また回復が見込めるのではないかと考えています、との答弁でした。

委員より、Wi-Fi環境の現状と今後の対応はどうなっているかについて質疑があり、執行部より、熊本県が普及を推進している「くまもとフリーWi-Fi」が設置してある町関係施設は、ビジターセンター、まちづくり交流センター、岩坂仮設団地集会所、室南出口仮設団地集会所の4カ所で、仮庁舎の中などには設置されていない状況です。行政機関や避難所等への設置については、公共施設での取り組み状況や費用問題などを研究、検討していきたい、との答弁でした。

意見として、災害時に情報収集する際、フリーWi-Fiは非常に有効だったので、設置については、スピード感を持って検討をしていただきたいとの意見が出ました。

また、12月議会までにはWi-Fi環境整備について計画方針をお願いしたいとの意見がありました。

次に、総務部総務課関係で、委員より、人口増加や震災後の復旧復興の取り組みをするうえで、現

在の職員定数の見通しや今後の定員管理や職員の再任用を含めた採用の状況について検討されているかとの質疑に、執行部より、29年4月現在時点で再任用、任期付職員を含めて職員数は214名です。定員管理計画については、審査対応後の状況や人口増加による行政需要の伸びを考えると、全体的な職員定数を見直す時期にきていると考えています。再任用職員や任期付職員については、即戦力としてどう生かしていくのか。業務の効率化を図りながら限られた人員の中でやっていきます。定員については、いずれかの時期に増員の方向でお願いしなければならないと思っています、との答弁でした。

委員より、地震の影響で体調が重篤に陥った職員はいないかとの質疑に、執行部より、重篤に陥った職員はいませんが、体調不良になった職員がおり、地震前から病気がちな職員も地震をきっかけに体調不良になった職員もいます。また家屋が壊れるなど家庭環境の変化で体調不良を訴える職員もいます。長期的な休職まではつながっていない職員もいますので、熊本赤十字病院の産業医や保健師との面談や、年1回のストレスチェックなどで早めに対応していきます。地震後については、産業医等のヒアリングは全職員を対象に行い、気になる職員は熊本赤十字病院の保健師が定期的にフォローアップしているところです、との答弁でした。

委員より、防犯対策費の需用費の光熱費で、外灯防犯灯のLED化が進んでいたと思うが、光熱費は下がったのか。その検証はできているかとの質疑に、執行部より、ここ1、2年の電気代の推移については、担当で確認しており、幾分かは下がってきているようではありますが、設置数の増加などと相まって、著しく下がったというまで顕著な結果は出ていません。ただ、LED化のメリットとして、耐久性による長寿命化が一番であると考えています、との答弁でした。

委員より、地域づくり活動支援事業やまちおこし大学の人づくりまちづくり事業に、それぞれにおいて見直しの必要性や仕組みづくりの課題、そして制度の検討が必要などと分析されている。各事業を長年続けてきている中で、そろそろ整理する時期を迎えているのではないかとの質疑に、執行部より、指摘のあった、まちおこし大学と地域通貨、そして地区担当職員の3点が大きな検討課題であると認識している。まちおこし大学については、学部や学科で様々な取り組みをしてきましたし、その中で各団体間での交流を深めようとはしましたが、なかなか深められなかったということ。専門性のあがる学科の創設などにも取り組んだものの、それに続くところまでは至らなかったところがあります。制度自体は良い制度だと思いますが、実際にうまく回っていない。なぜなのかを今年度検証していきたい。地域通貨についても、町内で流通させ、地域の活性化に繋げようとはしましたが、町内に流通させるまでにはなかなか発展しません。協力店舗への利用以外では、地域通貨のゴミ袋への交換はあるものの公共施設使用料などの利用は少ないところです。一方、登録団体の寄付が非常に多くなってきている状況であり、地域内の流通を一番の目的として導入した地域通貨についても、再検証が必要だと思っています。それから、地区担当職員についてです。現在、各地区に2、3名の地区担当職員を配置しています。地区によっては、地区担当職員が地域と強く密着して頑張っているところもあれば、区長さんとなかなか連携できていないところもあるなど、地域差が顕著になってきています。地区担当職員として何をやるべきか、その位置付けを明確にして各地区に配置することを今後検討していき

たいと考えています、との答弁でした。

委員より、高校での期日前投票所開設の影響はどのようなだったかとの質疑に、執行部より、学生から見える形で期日前投票所を開設しましたので、投票の様子を理解していただけたものと思っています。また、新有権者の方々の保護者の世代に何らかの影響があったのではないかと考えております。

委員より、高校2校の参院選における有権者数は何人かとの質疑に、執行部より、町内在住で7月11日までの誕生の方が投票の対象でありましたので、翔陽高校で8名、大津高校で10名でした。そのうち、翔陽高校7名、大津高校4名が期日前投票を行いました、との答弁でした。

委員より、地域の消防団は必要であり、地震のときも一番活躍されている。今後の人員確保の検討をいただきたい。また、地震の際の実働数は把握をしているかとの質疑に、執行部より、班長等から連絡を受けて、実働数に対して支払いをしている。延べ人数であればわかりますが、実数はわかりません。昨年、630名の実働している人数の調査を行いました、まだ結果が出ていませんので、今後、近く結果が出てくるものと思います、との答弁でした。

議長より、地震の関係で消防施設が被災した所があると思われるが、状況の説明が求められ、執行部より、消防の積載車や詰所、防火水槽など被害状況は当初1億3千万円ぐらい被害状況があがっていた。現在、消防団の詰所、積載車車庫など14カ所の要望があがっている。予算は、28年度の繰越分と29年度分で4千万円程度確保している。公費解体が終了してきているので、これから実施していきたい。負担割合については、昨年度要綱を改正して、車庫部分については100%、詰所部分の一部負担がありますが90%、残りの地元負担については、空港整備協会からの補助金を充てていきたい。現在、1カ所が終了、準備が3カ所、順次受け付けていきたいと思う、との答弁でした。

次に、総務部財政課関係です。委員より、公債費の残高はいくらで、何年後に支払いのピークを迎えるかとの質疑に、執行部より、平成28年度末の残高は約139億円、6月に財政シミュレーションをお示ししましたが、それによりますと、平成31年に残高が200億円になり、32年には公債費が20億円になり、支払いのピークを迎えると思います、との答弁でした。

委員より、新しいシミュレーションの予定はあるかとの質疑に、執行部より、今後、振興総合計画作成に係る各課のヒアリングを行いますので、その状況を見ながら、振興総合計画とすり合わせたシミュレーションを行いたいと思います、との答弁でした。

議長より、新庁舎建設に向けて、備品の一括管理を考えているか。宮崎の小林市で視察したが、経費を圧縮する検討材料として参考にしてほしいとの意見がございました。

次に、総務部税務課関係で、震災に伴う固定資産税の今後の取り扱いはどうなるかとの質疑に、執行部より、29年度は評価替えの年ではありませんが、被害の大きかった固定資産については見直しを行っています。膨大な被災家屋の評価を円滑に実施するため、家屋の罹災証明書の判定区分に応じて半壊以上の家屋には、国が示した損耗残価率を適用し、評価額を下げっていきます。一部損壊の減額はありませぬ。土地についても減免した宅地について、被害状況に応じて国が示した補正を行っています。また、被害の大きかった地域については、標準宅地の価格を1~2%減額補正を行っています。何年間継続となるかは、熊本市や菊池郡市内各市町とも協議をしていきます、との答弁でした。

委員より、住宅を壊し、更地にした場合、家を建てないと固定資産税が上がるのかとの質問に対して、執行部より、地震による取り壊しであれば、平成29年度と30年度は小規模住宅用地の特例が継続されますが、その後の住宅の建築がない場合、特例が外れ標準の税額に戻ります。税金が高くなるのではなく、軽減がなくなり標準の税額に戻るということになります。小規模住宅用地の特例とは、宅地で200平米までが6分の1、それから200平米を超えて住宅の床面積の10倍までの面積が3分の1に固定資産税が減額される制度です、との答弁でした。

委員より、特例が上がると固定資産税が6倍に上がる時いているがどうかとの質疑に、執行部より、住宅用地の特例が適用されていたときの税額と比べて、小規模住宅地用地の6分の1の特例が外れた部分については、最高で4.2倍に、一般小規模住宅用地の特例が外れた部分については、2.1倍になります。宅地の面積によって異なりますが、最高でも4.2倍に上がることになり、との答弁でした。

委員より、罹災証明で特定ができると思うが税の雑損控除の案内は十分かとの質疑に、執行部より、罹災を受けている方が約4千人おられます。雑損控除対象者が1千530人で、内722人が雑損控除を受けており、808の方が控除を受けていません。一方で、世帯で見ますと1千556世帯が罹災して、対象世帯が785世帯で、内468世帯が雑損控除が済んでいます。317世帯が未控除となりますが、地震保険に加入している世帯の推測を出しますと、約327世帯となりますので、雑損控除を行っていない世帯は、保険金で補填されていて対象とならなかったのかもしれない。今後の案内につきましては、税務署の方針決定後11月末から12月に対応できればと考えている、との答弁でした。

次に、総務部人権推進課関係では、委員より、部落解放同盟大津支部の会員数は現在は何名かとの質疑に、執行部より、支部員登録は29名です。また、会員の数はほぼ横ばいで、センターが出来た当時と比べると、死亡や転出等で会員数は大きく減っております、との答弁でした。

以上で質疑を終わり、採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、請願第1号、森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める請願書についてであります。

最初に、議会事務局より説明を受けたあと、関係する職員に質疑をしながら審議を行いました。

委員より、現在、どのくらいの金額の水とみどりの森づくり税が入ってきているか。これは熊本県税であります。また、大津町はどのくらいの金額を払っているかとの質疑に、執行部より、熊本県で水とみどりの森づくり税は約4億8千万円で、大津町内からは約800万円を県に納めております、との答弁でした。

委員より、森林環境税は所得に応じて変わるのか。また、森林環境税が導入されるとなると、今まであった熊本県の水のみどりの森づくり税は廃止になるのか、それとも引き続き徴収されるかとの質疑に、執行部より、各団体の要望があがっており、全国知事会では、「地方の意見を踏まえてしっかり調整するように」となっております。全国市長会は、「役割分担を整理した上で」となっており、町村会は「早く導入してくれ」というふうになっております。水とみどりの森づくり税と同様の税を

導入しているのは37都道府県、すでにとっている税については担保したいというところもあります。しかし、納税義務者からすると二重に徴収しているというような意識されると思うので、その点が今後の国の要点整理の大事なところになってくるかと思えます。今のところ、独自に課税している森林環境税との関係性については示されていません。平成30年度の税制改革大綱で明確になってくると思われます、との答えでした。

二重課税が解消されるかどうかという、また、二重課税は解消すべきだというような意見もございました。

質疑ののち、討論はありませんでした。

採決の結果、請願第1号については、全員賛成で原案のとおり採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれまして、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時55分 休憩

△

午後 0時59分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、各委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 決算認定の審査について質疑をいたします。

文教厚生常任委員長にお尋ねをいたします。

認定第2号の平成28年度大津町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の認定の審議の中で、今回、国民健康保険税が執行停止が28年度だけでも約1千800万ほど税の執行停止、また、その後の収入未済額は2千万円を確か超えてたと思いますけど、国保税が払えないという世帯が非常にこうたくさんあられると。これ執行停止の中で生活が困窮、生活が苦しくて国保税が払えないという判断されただけでも157世帯、1千662万円あるというふうに資料が出ております。私がお聞きしたいのは、来年度からこの国民健康保険制度が県のほうに集約をされるという心配です。この間の議会の中で国保税は税額はどうなんだということが、ほぼ税金が高くなると、国保税が高くなるであろうとおっしゃっております。つまり、現在でも国民健康保険税は非常に高い。本来、税というのは、払う能力のある人が税をいただくというのが本来の原則であります、生活困窮世帯というのがわかっていながら毎年こうやって滞納する人が出てくるわけです。それが来年度県単位になって、大津町は多分幾ら税額がこうですよというのは、多分お手本が示されるのかもしれませんが、これ以上税金が高くなるようなことを認めていいのかと、決算の認定というのは、今年度の決算を顧みながら次年度の制度について意見を述べるということになっておりますので、こうした生活困窮世帯の滞納を放っておいて、これからさらに国保税が値上がりするようなことが心配はされていると思いますけど、そう

いうご意見は、先ほどの報告の中で多分なかったかと思いますが、審議がなされたかどうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、もう1点は、認定5号ですね、介護保険の特別会計の歳入歳出の決算の認定であります。こちらも監査委員さんの報告の中で、介護保険の収入未済額が増えて心配であると、報告がなされております。普通徴収現年分で未済額が419万6千円ですかね。この普通徴収というのは、納付書が送られてきて、多分それによって介護保険料を納付する人たちですね。さらに、その過年分が535万7千円あり、要するに、両方あわせると950万円ほど収入未済額が発生しているという心配が、指摘がなされているわけです。そういう中で、介護保険制度が我が事・丸ごとですか、最近また改訳がなされて、要支援、要するに、介護が要介護までいかない、要支援者判定になりますとデイサービスやホームヘルプが今までみたいな利用ができなくなってしまう、そういう実態があるかと思いますが、この要支援判定者のサービス内容はどうなっているのか。また、来年度に向けて改訳の心配はないのか。その点について、委員会の審議の中でのご意見等がありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） 質疑のほうにできる限りお答えしたいと思います。

まず、一番最初の国保に関する分ですね、国保につきましては、今回の中ではあまり深く、今おっしゃった件については論議がなかったんですが、実は3月のときにやっております、その時が記録がございますので、それを基にちょっとお話をしたいと思います。まず、国保の、大津の場合は国保税ですけども、これが値上がりするだろうというのは、値上がりするかしないかというのは、何ていうかな、県としていくらですという金額を示されて、県からですね。それに対して、大津町としてどう判断するかという段階があるということです。現在でも町独自で若干こうプラスできる部分というのが、あるいは減免できる部分が「今回の部分の中での話だけん」と呼ぶ者あり」ということでしたら、3月で議論しておりますので、今回そこについては詳しい議論はやっておりません。

それから、介護保険につきましては、現在、第7期の介護計画の策定の委員会が進められていて、その中で議論が行われていますということで説明を受けております。要支援も含めてですね、はい、ということになります。よろしいでしょうか。

はい、以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 総務常任委員会の審議に付されました、請願について質疑いたします。

森林環境税に関する意見書提出ということで請願書が出されております。それに対する署名議員が2人おられますので、やはりこの請願になれば、議会としても審議をしなければならないという性質があり、そのためには、より深く、その紹介議員の意見を聞いて、それから審議に付すというのが流れだろうと思いますので、紹介議員お二人おられますので、せめて1人でも、できればお二人の意見を聞いて審議するのが妥当かと考えますので、紹介議員の意見を聞かれたのか。その点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） お答えします。

紹介議員の意見を聞いたかどうかということは、私のほうがちょっと発言をしましたが、議会事務局の簡単な説明のあとに、紹介議員のほうから今度の請願についての趣旨についてお話をいただきました。その紹介議員に対する質疑も行いました。あとは大半ちょっと詳しいところは、担当の税務課を呼んで答えてもらったという経過がございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

税務課のほうをお呼びになって審議したということでもあります。私も非常にその税に関してが一番引っ掛かっておりまして、この森林に対する環境の大義というものに対しては重要性を非常に感じるものの一人であります。しかしながら、森林環境税、まあ仮称ではありますが、ということになれば、ここにその陳情・請願についてのいろんな明記されたものをいただいておりますが、中にですね、個人住民税の均等割りの枠組みの活用も含めるとか、もう一つはですね、超過課税との関係を明確にという形が入っております。これ非常に重要な部分でありまして、超過課税をですね、ここで出してくるということは、もっともっと払いなさいなんですね。超過課税というものは、国で定められた税をオーバーするやつなんですよ。そういったものまで変えてくるならば、これ非常に緊急性がいるものだとしか感じられません。しかしながら、国とするならば、平成30年あたりに審議をしていきたいということが本来もう答申されておりますんで、なぜここに税制まで出してですね、重要性を出しますんで、この税制についての議論、これ非常に重要でありまして、多くの方が課税で負担を強いられるという形になります。税金の性質上、国民の義務として税とついたらには納めなければならないという性質のものですから、この点について、どういうふうな審議があったのか質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 多分請願書とあわせて出された資料の中に書いてあった超過課税とか、個人譲与税に課税をするとか、その件についてですね、審議の中では、現在の熊本県の水とみどりの森づくり税、これはいわゆる超過課税なんですね。県民税の均等割りに課税、納税者に500円上乗せをして徴収して、今、大津町で集めて県のほうに納めている。法人に対しては、5%上乗せということで、超過課税がなされているので、今度の森林環境税でもそれを個人住民税に載せるか、県民税に載せるか、それはまだ定かではないという、質疑の中では答えがございました。ですから、何ですかね、税制大綱が多分年末ごろにはっきりするのではなかろうかという話もありました。だから年末まで何ですかね、この審議を延ばして継続審議にするか、あるいは、ここで採決を取りますかということで、私が委員の皆さんに諮ったところ、ここで採決を取るということで、このような結果になったということです。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） これから、反対討論を行います。

いつもでしたら、一般会計の決算の時点で反対するところなのですが、今回は、昨年の熊本地震での非常事態の中の歳入歳出ということで、この認定第1号についてはありません、反対討論をしますのは、認定第2号と認定第5号の2件であります。最初、認定第2号の国民健康保険の歳入歳出決算の認定であります。決算の認定というのは、すでに使われた税によって事業等が行われてきたわけですが、その使い方、使われ方も問題であります、次年度に向けて、それを決算の意見を生かしていくという性格がございます。そういう意味で、大津町はこれまで、これ以上の国民健康保険税の値上げすることはとても町民にとっては耐えられない、私もそういう主張をする中で、町が一般会計からの財源の持ち出しによって税がこれ以上高くないようにという措置がなされてまいりました。これは本当に大切なことだと思います。そもそも国民健康保険法の第1条では、なぜ国民健康保険制度があるかということで、目的として、社会保障及び国民保険の向上に寄与するために国民健康保険制度があるんだと、こういう規定がなされているわけです。我が町は、それに沿って、税という形で国保税が課税されております。ご承知のように、所得がなくても国保税は課税されます。これは本来社会保障制度とは相反することだと言わなければなりません。毎年毎年、150から200件ほど、国保税が払えないで生活困窮世帯として認定せざるを得ない、そういう結果が今度の決算の認定として配布されているわけでありまして。今度の議会でも、国保制度で心配する声、また高齢者の老後の生活について心配する声が出されました。そういう意味です、私は、来年度から始まるその熊本県一本化集約をされる国保制度、本来大きくなれば税金は安くなって普通は当然であります、今のところ、これ以上安くなるどころか、国保税が高くなってしまふ。また、収納率が低い自治体は県のほうから厳しい指導が多分、国のほうから県を通じて指導がなされるであろうと、さらに、収納率が下がれば税もまた高くなるという悪循環になって、何よりも町民の人たちが健康保険証がもらえない、あるいは短期保険証しかもらえない、そういうことによって、命や健康を損なうことがあってはならないということで、私は、来年のこの国保集約に向けて、これ以上の税が増額をされることのないよう、今回の認定にあたって強く申し述べておきたいと思っております。

もう1点は、認定第5号の介護保険特別会計歳入歳出の決算の認定であります、先ほど質疑をいたしました、普通徴収、特別徴収は年金から強制的に天引きがなされますから、強制的に年金が天引きをされますが、その他の方は、普通徴収ということで納付書が送られてくると、多分、65歳になられた最初のほうは普通徴収で、そのとき払い切れない人が多分多いんじゃないかと、私は想像しておりますが、この介護保険は、この何ですかね、保険料を滞納しますと、ペナルティがついてまいります。いざ介護を受けようとしたときに、10割負担をしなくちゃいかんと。保険料が払えない人が、実際、そのサービス料を払えるはずもないと、そういう冷たい、本当にひどい制度だと言わ

なければならぬと思います。だから、要支援判定者、デイサービスやホームヘルプが受けられなくなってしまいます。実は、私の母親は90歳頃に、この要支援判定で、私たち子どもは共働きで家にいませんので、ホームヘルパーさんを頼んで、本当に助かりました。1週間に2回ほどでありましたが、本当にホームヘルパーさんに頭が下がり、このサービスに助けられました。また、そのデイサービスによって、こちらの老人福祉センターに週に確か二度だと思ったんですが、そこでお風呂に入れてもらって、家ではとても入浴の介助は難しい現実があるわけです。ところが、この要支援判定者に対しては、これから市町村独自で何ですかね、我が事のように、ボランティアによって再送させようとしている方向性であります。とてもそれではこれから団塊の世代がどんどん増えて、介護保険のサービス、実際サービスを受ける側になっていくわけです。そういう高齢者が増えることはもう何十年も前からわかり切ったことであります。それなのに、一旦制度つくつといて、どんどん保険料を上げる、サービスは切り捨てる。これでは、これからですね、私も含めてそうですけど、団塊の世代の人たちの、いざサービスを受けるときに一体どうなるんだと、高齢者の不安が増すばかりではなからうかと思えます。そういう意味で、新年度に向けて介護保険制度がこれ以上改訂がされないことがないように、サービスがよくなるように、そういう立場から今度の決算の認定について反対の意見を述べておきたいと思えます。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 私は、認定第2号と認定第5号について、賛成の立場から討論をしたいと思えます。

まず、国民健康保険特別会計についてであります。反対意見で、税金という性質と言われましたが、税となったからには、生活に困窮している人も等しく払わなくてはならないとありますが、税というものはいろんな側面もありまして、公平性というものもあります。ですから、等しく課税をしなければならないということも出てくるわけでありまして。また、この認定というものは、28年度に予算をあげて、それをきちんと執行したか、履行したかという確認の作業でありますから、もうすでに、ただいま反対討論のあったなかというものは、28年度中に議論をする問題でありまして、29年度におきましては、新たなる政策の立案なり、そういったいろんな根拠を元に議論すべきものであって、私は、この認定については地震の最中、きちんとした減免措置も図られ、履行がなされているというふうに感じております。ですから、認定第2号については、非常にああいいう地震の中で係も頑張って対応して、ここまで28年度を終結させたのではないかなというふうに考えます。

そしてまた、認定5号についてもあります。反対意見におきましては、縷々その中身に対する不公平感やそういった納得できない点が多々あるというような話であります。2号ともどもこの28年度にそういった施策的にまずいものがあるならば、29年度に是正していくのが流れでありまして、前年度の実態を踏まえて、29年度をよりよきものにしていくという議論をするべきであって、この認定作業に対して、反対に値するものではないというふうに思っております。紆余曲折ありまして、

介護保険制度というものは、いろんな形で変わってきております。最初は、当初この保険が導入されて、本当にそういったたくさんの方が助かったと、非常にそういった意見も多い、しかしながら負担も多くなった。その中で、もうすでに23億円、24億円の予算が付くような、そういった大事態になってしまいました。しかしながら、基金もきちんと残高があり、これからのあらゆる変化に対応していくような体制づくりというものがすでにできあがった感のある、そういった認定にこぎつけているということを感じます。ですから、29年度においてよりよき政策になるように、我々は審議しながら、そしてまた、県・国が相手とするならば、そういったものを意見書としてもいろんな形でですね、述べて、そして議論して、よりよきそういった町もつくっていかねばならないと感じますので、この2号、5号についての認定については、そういう立場から、私は賛成に値すると考えますので、議員各位のご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 請願第1号、森林環境税に関する意見書提出を求める請願書について、反対の立場から討論をいたします。

先ほど決算の認定についてのところで質問もいたしました。実際、いろんな議論が委員会でなされたということで、中には、継続審議という意見もあったということで、非常に深く審議されたというふうに思われます。ただ、その中で、やはり課税ということを考えますれば、それなりの根拠というものですね、我が町民の方々にお伝えして、納得していただく説明責任というものは絶対的にこれはあるべきものなんです。で、この我々がここで審議して、それを公表しても、それは事後対応になってしまいますので、事前にこういったものがそのあげられているというような説明がまず先です。先ほども言いましたように、森林の持つ多面的機能という、を守る大儀は必ずあります。しかしながら、世界を見ても京都議定書、またパリ協定そういったものを考えましても、温室効果ガスの削減に対して、否定的なところもあり、この地球規模で考えなくてはならないものの一環ではありますから、これはあくまでも国策にやはり委ねるのが妥当だと感じる部分もあります。ですから、それを全面的に、その国の施策として持っていくようにこういった意見書を出されるのかもしれませんが、逆に、この森林環境税をいち早く導入した県がありまして、そういったところには、逆にその必要性が本当にあったのかという声まで出ております。長野県ですがね、基金、その課税によって県が得ている今の累積の基金というのがもうすでに6億円貯まっている。しかし、その税金として集めた、その森林環境税として集めた県税をですね、いい方向に、どんな方向で使うのかということがなされなまま集められたんです。ですから、それを課税に値する有効な使用方法が見つかっていないというような実例もすでに出てきたということですね。ということは、本当にこういった森林を守って、そしてその大儀を履行するためにはですね、課税というものよりも、まずはその任に対するものの予算が不足するものならば、予算要求が先です。予算要求では埒があかんぞと言ったときに、その時に全町的に、それを県を巻き込んで、国を巻き込んで税金を課税して、するような形で、じゃないと日本自体が守れないというような形が順番ではないでしょうか。あくまでも、この反対の討論は、森林の

持つ多面的機能というものを否定するものではないんです。ただ、この順序とか、そういった説明責任が漏れている、そういったものを粗っぽく進めたならば、それは議会としての審議には少々物足りない。まだ、深く審議して、それからこういったものは賛成をして、そして前に進めていくものだと思います。それだけ税というものは、もちろん皆さんに降りかかってくるということを考えますれば、まだまだ審議が不足するということが言えるのではないかと思うところから、この請願に対して、反対の立場から討論するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど二重課税のことを言われましたけども、国が新税をこう導入すれば二重課税となるような恐れがあるということで、まだ決定ではございませんけど、私は、すでにこう導入している水とみどりの森づくり税、四国が環境森づくり、そういったことで自治体も事前にこう制度の廃止を求めたり、いろんな意見が国から、あるいは県から、自治体から出ているそうでありまして、財源が国に移って自由に使えなくことへの警戒感もこれ非常に強いということで、そのためにも地方自治体を所管する総務省はですね、自治体などの今後調整を進めた上で方針をするということで、決定じゃございませんけども、そういったことでも、やはりこれ地球温暖化、やはりこういうことで、先ほど言われましたように、多面的機能、いろんな要素がございます。熊本においても、熊本は森の都といって、水の都といってですね、非常に地下水が豊富で、これもやはり森林の保水力、そういった必要性もあるかと思えますし、荒れた山が根を張ることができない。間伐ができないところは、非常にこう荒れてくる。そういったことで、大雨のときなどによって崩壊したり、この前の福岡の朝倉のように、立木が流れて大災害が起きたということで、やはりそういったことも起きないように、やはりこう環境税、やはり必要だろうと思えます。そういったことで私は賛成の立場から述べさせていただきましたけども、議員各位のご賛同よろしく願います。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第34号、大津町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、大津町いじめ問題再調査委員会設置条例の制定についてを採決します。この

採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第37号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、町道の路線廃止についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、町道の路線認定についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成29年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第43号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、平成29年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第47号、平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成28年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、平成28年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号、平成28年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、平成28年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第6号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第8号、平成28年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、請願陳情を採決します。請願陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。請願第1号、森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める請願書を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

ます。

〔起立多数〕

- 議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

- 議 長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。
各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。
お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに、決定しました。

しばらく休憩します。午後2時より再開します。

午後1時52分 休憩

△

午後2時01分 再開

- 議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 発議第4号 「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

- 議 長（桐原則雄君） 日程第4、発議第4号、「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書」の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第4号提出者、豊瀬和久君。

- 5番（豊瀬和久君） 大変お疲れ様です。趣旨説明を行わせていただきます。

小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書につきまして、趣旨説明を行わせていただきます。まずはじめに、その案文を拝読いたします。

インターネットの単なる普及に止まらず、インターネットを活用したIoT、IoTというのは、様々なものをインターネットに接続することになります。の専門分野の拡大、自動車の自動運転を可能とするAI（人工知能）の開発など、近年におけるIT技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれ大きな転換期を迎えている。新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、ITスキルの向上は不可

欠なものであるが、2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点でIT人材不足数は約17万1千人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されている。2020年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められている。

一般家庭におけるIT機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度IT機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能は自ずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることになりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。従来、小中学校におけるIT機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実情である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。

また、小学校でのプログラミング授業を先行実施している一部基礎自治体（千葉県柏市など）において先行して実施されているものとの整合性など、すでにいくつかの課題が散見される。

そこで、以下の3点について要望する。

記

1. 早期にプログラミンの指導の概要について明らかにすること。
2. 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。
3. 民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年9月15日、熊本県菊池郡大津町議会議長、桐原則雄。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ、記載のとおりです。

あと少し説明を行わせていただきます。

小学校で行うプログラミング教育は、複雑なプログラミング言語を使いこなすといった技術の習得より、IT情報技術を活用しながら論理的に課題を解決していくプログラミング的思考の養成を重視しています。独自教科は設けず、国語や算数など各教科の内容に関連付けて学びます。例えば、算数では、図の作成などを通してプログラミングを体験しながら課題解決にあたり、具体的には時計の針が指す時間を求める場合、パソコン画面上の時計に指示を与え、論理的に答えを導き出す例が想定されているようです。世界の多くの国では、すでにプログラミング教育の導入が進んでいます。イスラエルは他国に先駆けて取り入れ、2000年から必修化されています。アメリカではコンピュータ教育に40億ドル、約4千40億円を投資されていて、情報化の著しい進展に対応できる人材の育成に力が注がれています。課題としては、学校のICT情報技術環境の整備の問題です。環境整備は自治体に委ねられていますので、国は自治体に対する必要性の周知に努めるとともに、財源措置をしてい

く必要があるのではないのでしょうか。

以上のような理由により、意見書を提出させていただきました。

議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

発議第4号、小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第5号 「森林環境税（仮称）に関する意見書」の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5、発議第5号、森林環境税（仮称）に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第5号提出者、源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 森林環境税（仮称）に早期創設を求める意見書（案）につきまして、その案文を拝読して趣旨説明とさせていただきます。

我が大津町は豊富な森林に恵まれ、木材生産はもとより、国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しております。その機能は国民全体に様々な恩恵をもたらしており、これらの機能を十分に果たすためには、間伐や皆伐再造林等の森林整備を着実に実施する必要があります。

しかし、木材価格の長期低迷や後継者不足等の要因により、森林経営に対する魅力が薄れ、未整備地が多くなっております。

そこで、現在政府において、市町村が主体となって取り組む森林整備を進めるための新たな財源として、「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討が進められているところであります。

森林整備を進めていくことは、木材生産や国土保全などの多面的機能の発揮だけでなく、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものと考えております。

以上のことから、下記の実現を強く要請いたします。

記

森林の持つ多面的機能の恩恵を広く県民全体が享受していることに鑑み、大津町が継続的かつ主体的に森林の整備・保全に取り組むことができるよう、安定財源の確保に向けて「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。

その際、税を活用した森林整備等が円滑に進むよう、大津町が主体となり森林整備を進めるために早期創設の実現を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月15日、内閣総理大臣、安倍晋三様、総務大臣、野田聖子様、農林水産大臣、齋藤健様。

以上でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 発議第5号について、質疑いたします。

先ほど縷々言わせていただきましたが、この森林のもつ多面的機能に対する大義に対してから反対するものではないということをおっしゃっています。そしてまた、それに至るまで、この課税をするに至るまでの説明責任がなされていないというような意見も先ほど言わせてもらいました。私がもしこれをこの意見書の内容を成就させるためにどういった行動をとるかというのなら、やはり、まず民主主義でありますので、そういった説明責任を果たして、町民の皆様方に納得していただく、理解をしていただく、そういった行動が抜けたらいけないと考えます。まず、そういった説明責任を果たすべく行動は何をされたのか。

そしてまた、この森林のもつ多面的機能の中に、とりわけ水源のかん養という重要な部分があります。例えば、その水源と考えた場合に、大津町よりも標高が低い菊陽町から熊本市へと向かって海へと向かうわけではありますが、やはりそれを考えますれば、この大津町の森林の恩恵にあたるのは我が町民だけではなく、標高の低いほうに地下水とか流れます。表層の水も川も下に向かって流れますので、そういったことを考えますれば、大津町よりも何倍も大きい自治体である熊本市に対する呼び掛け、そういったものも協力依頼して同調してもらい、そういった近郊町村をきちんと巻き込んで関係がある町村と連携を組んで、そして前進させるのが一番いい方法ではないかなと考えたりもします。そういったこれを、この意見書を出すまでにやらなくてはならない、やるべきそういった行動を起こされたのか、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 永田議員の質問にお答えします。

山を見て回ってもらえればすぐわかると思いますけども、この手入れ、これに対してですね、もう十何年来前からいろいろ要望はしておりましたけども、やっと全国知事会、それから全国森林組合等

のですね、要望が功を制しまして、やっと熊本県の議会でも6月議会で通過したわけでございます。問題は、先ほどいろいろ出てきましたように、全国民から税を取るというようなことで、もちろん低所得者、所得税のかからない方に対しては、住民税のかからない方に対しては免除されますけども、やはり今の熊本だけの環境税、県でつくっている環境税だけではですね、どうしてもまだ足りないということで、国民全体にお願いしたいというようなことで、やっと熊本県の議会のほうでも6月議会で通ったわけでございますけども、その中でも意見が出たのは、やはりPRですね、それが今後も必要じゃないだろうかということで、まだこれから先もいろいろ議論があると思います。地方の意見を聞きながら最終的に税制大綱の決定に持って行かれるというようなことでございますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

私個人としてどこまでその環境税に対して努力したかということではありませんけども、一応森林組合の役員をしている関係でいろんな会議の場でも出てきました。そういうことで、一応報告をしておきます。

近隣にもですね、多分今回の議会に西原、菊陽に提出、同じものを提出してあると思います。

以上でございます。

委員会の付託はですね、総務委員会にされておるところもあるし、熊本市、ちょっとそこまでわかりませんでした。

○議長（桐原則雄君） ほかに、質問ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 先ほど請願の採択に関しましては賛成ということで言わせていただいたんですけども、今回は意見書についてということですので、ちょっとそこを少し確認したいのですが、こちらの請願書のほうにですね、こう記というところの後ろ側ですね。最後のほうには、森林環境税を早期に創設することで、その後ろにですね、市町村の体制の整備を進めるとともに、県の役割や県の超過課税との関係を明確化することで、請願書にこう書いてあるんですよ。これが意見書になると、なくなっているということですね。ですから、ここの下のところで、今度は大津町が主体となり、森林整備を進めるために早期創設の実現を求めますということで、請願と意見書の文脈が少し変わってきているものですから、ちょっとそこを確認したいなと思って、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） ここに大津町が主体となりというふうにしておりますけども、やはり自分たちのところが主体になって、ほかの町村がするから自分たちもということじゃなくて、そういう意味でここに大津町が主体となるという文言を入れたわけでございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 発議第5号について、提出に反対の立場から討論をいたします。

事前の質疑に対しての答えがなっていないということ、そしてまた、次に出た質疑に対しても答えられないということ。そしてまた、私が大儀として認めざるを得ないそういった多面的機能、そういったものは重々認めているわけであります。特にその中で水源のかん養というものは非常に大切で、人が生きていくうえで、それはもちろん空気もですけれども、非常に重要になってきます。そのときに、この地下水として浸透したものが、熊本市下流方面へ地下水はいろんな階層がありますから、ほぼ1年間ぐらいで熊本市まで達するとか、逆に何十年もかかって達するもの、いろんな層があるわけです。それを多面的機能というんです。ですから、そういった知識をきちんと構築した上で議論はしなければならぬ、そういうふうに思います。そして、多くの恩恵を受ける熊本市の市民の皆様方に理解してもらえ、ここが非常に重要なポイントでありまして、そのプロセスを踏まなければこういったものを安易に出しても、ただ単にみんなが言いよるからとかいうような形にしかありません。果たして、大津町町民の皆様方がこれをぼんと出して理解されるでしょうか。そういった努力が求められていると思います。ですから、請願としては受け付けられましたけれども、意見書を出すのはまだまだ時期尚早ではないかなと思います。

そして、超過課税の問題というものは、これ非常に重要な問題でありまして、この超過課税は仮称の森林環境税だけではなく、いろんな形で各自治体が各県、都道府県が課税しているといころもあります。しかしそれはきちんともちろん目標を明確にするものであります。それに対しての各団体の意見というものが、先ほどネットを見ておりましたら出てきました。全国知事会の立場からは、そういった課税に対して税のですね、自主性、そういったものを持ってその地域に応じた課税を求めていくというもので、超過課税も必要なんだよという言葉さえも載っておりました。しかしながら、この反対意見のほう非常に我々に身近に思える意見がここに書いてありました。これによりますれば、これは日本商工会議所の答弁でありますけれども、独自課税導入には反対しますという意見です。新たな地方税負担を求める場合、まず行政において人件費を含めて徹底的に歳出削減をしたうえで、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財政状況やこの森林税のですね、当該税制の政策目的を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。この意見書を出すためには、当然の責務として、そういった理解を得るための努力をしなければならないということです。十分な説明もなく、安易に法人や個人に課税することは行ふべきではないという意見が載っておりました。まさしくそのとおりでありまして、きちんと発議者が、この意見書の提出者がいろんな質疑に答えられないような状況で、こういったものを提出すれば、我が議会としても看過できない問題ではないでしょうか。

やはりこういった意見書を出すには、いろんな形でいろんな情報を構築して、そしていろんな質疑や討論に備えて万全の体制を整えてだすべきだと、私は思います。請願としては通りましたが、意見書として出すのは、私は不適當だと思います。

請願も私は反対しましたが、そういったきちんとした反対の根拠を持っておりますので、再度検討されて、よりよきプロセスを踏んでから、のちに意見書提出という形が本当の流れだと私は考えております。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第5号、森林環境税（仮称）に関する意見書の提出についてを、採決します。この採決は起立によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6 同意第18号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5、同意第18号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

同意第18号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第18号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げます前に、一言お礼を申し上げたいと思います。

本定例会にご提案申し上げました、すべての案件につきましてご議決をいただき誠にありがとうございました。議員の皆さんのご指導をよろしく今後ともお願い申し上げます。

本定例会で追加提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

同意第18号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、委員の河北恵理様から、一身上の都合により平成29年9月30日をもって辞職の申し出があり、教育委員会会議においてもその同意がなされたもので、新たに菊池郡大津町大字室1526番地1 r e l i a n c e B 2 0 1号の斎藤陽子様を教育委員会の委員として任命したいと思います。

斎藤陽子様は、NPO法人クラブおおづに勤めておられ、健康運動指導士として子どもから高齢者まで幅広く健康づくりに取り組まれておられます。また、人づくり、まちづくりの視点から様々な研修会で講師をされています。さらに、子ども会やPTA活動においても精力的に活動されるなど、人

格が高潔で、教育、学術、文化などに関する高い見識を持っておられ、教育委員会の委員として適任と存じます。

教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第18号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第18号は同意することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回大津町議会定例会を閉会します。

午後2時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年9月15日

大津町議会議員 桐原 則 雄

大津町議会議員 本 田 省 生

大津町議会議員 府 内 隆 博